

令和 3 年度

決算に係る主要施策の成果報告書

愛 知 県 大 口 町

地方自治法第233条第5項の規定により、令和3年度一般会計及び特別会計決算における主要な施策の成果について、次のとおり報告する。

目 次

I 決算の概要

1 財政力の推移(平成29年度～令和3年度)	7
2 歳入歳出決算額総括表(一般会計・特別会計)	8
3 地方債現在高の状況	10

II 一般会計の状況

1 一般会計収支状況	15
2 一般会計歳入決算の概要	16
令和3年・2年度一般会計歳入決算額比較表	38
3 一般会計歳出決算(性質別)の概要	40
令和3年・2年度一般会計歳出決算額比較表	42
令和3年度一般会計歳出決算額節別一覧表	44

III 一般会計の主な施策の成果

令和3年度主要施策(事業)一覧表	47
第7次大口町総合計画基本政策別体系表	49
令和3年度主要施策(事業)	53

IV 一般会計の主要工事一覧表

1 一般会計主要工事一覧表(130万円を超える工事)	457

V 一般会計の土地取得一覧表

1 一般会計土地取得一覧表	465

VI 特別会計の状況及び主要な施策の成果

特別会計一覧表	467
土地取得特別会計	468
国際交流事業特別会計	472
国民健康保険特別会計	474
後期高齢者医療特別会計	484
介護保険特別会計	490
公共下水道事業特別会計	502
次世代育成事業特別会計	509

VII 計数資料編

計数資料一覧表.....	513

VIII 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策一覧

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策一覧.....	570

I 決算の概要

参考 用語解説

標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額から算出される。
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される指標で、実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。大きければよいというのではなく、通常3%～5%が適当とされている。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合を示す。比率が低いほど、財政構造に弾力性が大きいことを示している。
公債費比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された額を除く。）に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合を示す。
実質赤字比率 ※	地方公共団体の一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、実質赤字額がある場合は正の数で表わされる。 なお、この比率が財政健全化法により設けられた基準を超えると、その超える段階ごとに財政健全化計画等を策定することになる。
連結実質赤字比率 ※	地方公共団体のすべての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、実質赤字額がある場合は正の数で表わされる。 なお、この比率が財政健全化法により設けられた基準を超えると、その超える段階ごとに財政健全化計画等を策定することになる。
実質公債費比率 ※	公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、一般会計等（普通会計）が負担する地方債元利償還金に加えて、特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められる額や一部事務組合への負担金、補助金のうち組合が起こした地方債の償還の財源に充てられたと認められる額の標準財政規模に対する割合を示す。 なお、この比率が財政健全化法により設けられた基準を超えると、その超える段階ごとに財政健全化計画等を策定することになる。
将来負担比率 ※	一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債額に加えて、公営企業会計、一部事務組合、設立法人等に対して、将来支払っていく可能性のある負担の現在高を指標化した額の標準財政規模に対する割合を示す。この割合は、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示しており、財政健全化法により設けられた基準を超えると、その超える段階ごとに財政健全化計画等を策定することになる。

※は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により算出することになった指標

1 財政力の推移（平成29年度～令和3年度）

（単位：千円・％）

区 分 \ 年 度	H29	H30	R1	R2	R3
基準財政需要額	4,058,959	4,128,453	4,078,541	4,346,373	4,614,679
基準財政収入額	4,671,449	4,630,145	4,912,873	5,377,523	4,684,192
交付基準額	△612,490	△501,692	△834,332	△1,031,150	△69,513
地方交付税 （上段：普通交付税） （下段：特別交付税）	0 26,787	0 26,948	0 18,400	0 20,012	0 20,312
財政力指数 （上段：単年度） （下段：3か年平均）	1.15 1.22	1.12 1.18	1.20 1.16	1.24 1.19	1.02 1.15
標準財政規模	6,061,424	6,004,617	6,368,898	6,965,376	6,033,182
臨時財政対策債 発行可能額	0	0	0	0	0
実質収支比率	4.8	3.1	2.0	2.6	3.0
経常収支比率	79.0	77.6	74.2	81.1	80.5
公債費比率	△0.5	△1.4	△0.8	△2.1	△1.7
実質赤字比率	△4.79	△3.05	△2.04	△2.58	△3.04
連結実質赤字比率	△6.12	△3.93	△2.42	△3.51	△4.57
実質公債費比率 （上段：単年度） （下段：3か年平均）	1.1 1.0	0.5 0.8	0.6 0.7	1.5 0.8	1.5 1.2
将来負担比率	△30.6	△24.5	△29.8	△12.2	△18.1

2 歳入歳出決算額総括表（一般会計・特別会計）

区 分		歳 入 総 額 (A)	歳 出 総 額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	
会 計					
一 般 会 計		R3	10,328,043,498	9,795,245,603	532,797,895
		R2	12,431,435,090	12,171,101,932	260,333,158
特 別 会 計	国 際 交 流 事 業	R3	1,120,436	1,120,436	0
		R2	1,444,597	1,444,597	0
	国 民 健 康 保 険	R3	1,920,721,256	1,837,866,853	82,854,403
		R2	1,932,822,392	1,885,224,449	47,597,943
	後 期 高 齢 者 医 療	R3	350,122,143	349,023,193	1,098,950
		R2	341,278,403	331,484,453	9,793,950
	介 護 保 険	R3	1,303,342,977	1,294,791,619	8,551,358
		R2	1,220,207,907	1,212,580,774	7,627,133
	公 共 下 水 道 事 業	R3	857,426,192	857,426,192	0
		R2	1,025,466,636	1,025,466,636	0
	土 地 取 得	R3	266,138,549	266,138,549	0
		R2	34,922,317	34,781,148	141,169
	次 世 代 育 成 事 業	R3	11,430,823	11,430,823	0
		R2	—	—	—
	小 計	R3	4,710,302,376	4,617,797,665	92,504,711
		R2	4,556,142,252	4,490,982,057	65,160,195
合 計		R3	15,038,345,874	14,413,043,268	625,302,606
		R2	16,987,577,342	16,662,083,989	325,493,353

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

(単位：円)

翌年度へ繰り越すべき財源(D)			実質収支額 (C)-(D) (E)	単年度収支	(E)のうち 地方自治法 第233条の2の 規定による 基金繰入額
継続費 繰越額	繰越明許費 繰越額	事故繰越し 繰越額			
87,000	349,174,000	0	183,536,895	3,570,737	0
0	80,367,000	0	179,966,158	50,039,551	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	82,854,403	35,256,460	0
0	0	0	47,597,943	26,301,126	0
0	0	0	1,098,950	△8,695,000	0
0	0	0	9,793,950	8,839,200	0
0	0	0	8,551,358	924,225	0
0	0	0	7,627,133	5,066,860	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	△141,169	0
0	0	0	141,169	141,169	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	92,504,711	27,344,516	0
0	0	0	65,160,195	40,348,355	0
87,000	349,174,000	0	276,041,606	30,915,253	0
0	80,367,000	0	245,126,353	90,387,906	0

3 地方債現在高の状況

(1) 一般会計

ア 事業債（資金使途）別

（単位：円）

区 分	令和2年度末 現在高 (A)	令和3年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B)	元金(C)	
		償還額(D)	利 子	
公共事業等債	270,604,936 (10.9)	135,000,000	30,277,052	375,327,884 (15.6)
		30,882,772	605,720	
教育福祉施設 整備事業債	1,415,339,050 (56.9)	0	92,801,844	1,322,537,206 (54.9)
		112,073,422	19,271,578	
一般単独事業債	270,059,970 (10.9)	0	12,253,711	257,806,259 (10.7)
		12,724,400	470,689	
財源対策債	134,183,506 (5.4)	0	8,495,994	125,687,512 (5.2)
		10,789,848	2,293,854	
減税補てん債	62,214,116 (2.5)	0	15,490,920	46,723,196 (1.9)
		15,586,636	95,716	
臨時財政対策債	332,536,116 (13.4)	0	51,092,685	281,443,431 (11.7)
		51,996,346	903,661	
合 計	2,484,937,694 (100.0)	135,000,000	210,412,206	2,409,525,488 (100.0)
		234,053,424	23,641,218	

※（ ）内は構成比（単位：％）

イ 借入先別

(単位：円)

区 分	令和２年度末 現在高 (A)	令和３年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B)	元金(C)	
		償還額(D)	利 子	
政 府 資 金	1,855,650,117 (74.7)	50,000,000	174,857,604	1,730,792,513 (71.8)
		197,489,090	22,631,486	
	1,695,662,442 (68.3)	50,000,000	138,882,368	1,606,780,074 (66.7)
		161,309,540	22,427,172	
簡 保 資 金	52,833,505 (2.1)	0	12,376,537	40,456,968 (1.7)
		12,437,840	61,303	
郵 貯 資 金	107,154,170 (4.3)	0	23,598,699	83,555,471 (3.4)
		23,741,710	143,011	
地方公共団体 金融機構資金	529,287,577 (21.3)	0	35,554,602	493,732,975 (20.5)
		36,554,334	999,732	
共 済 組 合 等	100,000,000 (4.0)	85,000,000	0	185,000,000 (7.7)
		10,000	10,000	
合 計	2,484,937,694 (100.0)	135,000,000	210,412,206	2,409,525,488 (100.0)
		234,053,424	23,641,218	

※ () 内は構成比 (単位：%)

ウ 目的区分別

(単位：円)

区 分	令和2年度末 現在高 (A)	令和3年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B) 償還額(D)	元金(C) 利 子	
普 通 債	2,090,187,462 (84.1)	135,000,000 166,470,442	143,828,601 22,641,841	2,081,358,861 (86.4)
民 生	359,227,607 (14.5)	0 23,839,934	23,300,891 539,043	335,926,716 (13.9)
土 木	442,400,000 (17.8)	50,000,000 33,575,650	33,100,000 475,650	459,300,000 (19.1)
消 防	15,059,970 (0.6)	85,000,000 3,781,954	3,753,711 28,243	96,306,259 (4.0)
教 育	1,273,499,885 (51.2)	0 105,272,904	83,673,999 21,598,905	1,189,825,886 (49.4)
減税補てん債	62,214,116 (2.5)	0 15,586,636	15,490,920 95,716	46,723,196 (1.9)
臨時財政対策債	332,536,116 (13.4)	0 51,996,346	51,092,685 903,661	281,443,431 (11.7)
合 計	2,484,937,694 (100.0)	135,000,000 234,053,424	210,412,206 23,641,218	2,409,525,488 (100.0)

※ () 内は構成比 (単位：%)

(2) 公共下水道事業特別会計

ア 事業債 (資金使途) 別

(単位：円)

区 分	令和2年度末 現在高 (A)	令和3年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B) 償還額(D)	元金(C) 利 子	
下水道事業債	2,803,510,876 (100.0)	57,000,000 314,597,714	263,325,867 51,271,847	2,597,185,009 (100.0)
合 計	2,803,510,876 (100.0)	57,000,000 314,597,714	263,325,867 51,271,847	2,597,185,009 (100.0)

※ () 内は構成比 (単位：%)

イ 借入先別

(単位：円)

区 分	令和２年度末 現在高 (A)	令和３年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B) 償還額(D)	元金(C) 利 子	
政 府 資 金	2,123,802,719 (75.8)	57,000,000	179,741,729	2,001,060,990 (77.0)
		216,988,704	37,246,975	
財政融資資金	1,468,119,397 (52.4)	57,000,000	91,501,400	1,433,617,997 (55.2)
		113,839,666	22,338,266	
簡 保 資 金	655,683,322 (23.4)	0	88,240,329	567,442,993 (21.8)
		103,149,038	14,908,709	
地方公共団体 金融機構資金	679,708,157 (24.2)	0	83,584,138	596,124,019 (23.0)
		97,609,010	14,024,872	
合 計	2,803,510,876 (100.0)	57,000,000	263,325,867	2,597,185,009 (100.0)
		314,597,714	51,271,847	

※ () 内は構成比 (単位：%)

ウ 目的区分別

(単位：円)

区 分	令和２年度末 現在高 (A)	令和３年度	(D)の内訳	差引現在高 (A)+(B)-(C)
		借入額(B) 償還額(D)	元金(C) 利 子	
公 共 下 水 道	2,146,772,672 (76.6)	43,000,000	213,462,494	1,976,310,178 (76.1)
		253,157,179	39,694,685	
流 域 下 水 道	289,028,984 (10.3)	14,000,000	20,154,716	282,874,268 (10.9)
		24,865,063	4,710,347	
特定環境保全 公 共 下 水 道	367,709,220 (13.1)	0	29,708,657	338,000,563 (13.0)
		36,575,472	6,866,815	
合 計	2,803,510,876 (100.0)	57,000,000	263,325,867	2,597,185,009 (100.0)
		314,597,714	51,271,847	

※ () 内は構成比 (単位：%)

Ⅱ 一般会計の状況

1 一般会計収支状況

令和3年度一般会計の歳入は、対前年度比2,103,392千円(16.9%)の減額となった。主な要因として、令和2年度の特別定額給付金の給付にかかる補助金2,437,673千円が皆減したことがあげられる。なお、町税は5,270,527千円(前年度5,427,344千円)で、156,816千円(2.9%)の減額となった。その主な要因は、個人所得の減少及び町内企業の主要業種である製造業が低調であったため、個人町民税が124,027千円(7.7%減)、法人町民税が42,446千円(8.3%)減額となったことによる。

歳出は、対前年度比2,375,856千円(19.5%)の減額となっている。主な要因として、特別定額給付金事業2,430,308千円の皆減により民生費が1,914,229千円(34.9%)減額、GIGAスクール関係及び西小学校電気設備等更新工事の皆減により教育費が320,914千円(24.6%)減額していることが挙げられる。

区 分	令和3年度 決算額(円)	令和2年度 決算額(円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
歳 入 総 額	10,328,043,498	12,431,435,090	△2,103,391,592	△16.9
歳 出 総 額	9,795,245,603	12,171,101,932	△2,375,856,329	△19.5
歳入歳出差引額 (A)	532,797,895	260,333,158	272,464,737	104.7
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	349,261,000	80,367,000	268,894,000	334.6
実 質 収 支 (A)-(B)	183,536,895	179,966,158	3,570,737	2.0
単 年 度 収 支 (C)	3,570,737	50,039,551	△46,468,814	△92.9
積 立 金 (D)	90,486,997	65,660,871	24,826,126	37.8
繰上償還金 (E)	0	0	0	0.0
積立金取崩し額 (F)	170,000,000	460,000,000	△290,000,000	△63.0
実質単年度収支 (C)+(D)+(E)-(F)	△75,942,266	△344,299,578	268,357,312	77.9

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

2 一般会計歳入決算の概要

(款) 1 町税

町税の決算額は、5,270,527,442 円（前年度 5,427,343,687 円）で、156,816,245 円、2.9%の減少となりました。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得の減少及び、町内企業の主要業種である製造業の業績低調により、前年度と比べて、個人及び法人町民税が 166,472,331 円、7.9%減少したことによるものです。

1 町民税

(1) 個人

個人町民税の決算額は、1,477,554,113 円（前年度 1,601,580,944 円）で、124,026,831 円、7.7%の減少となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、主に給与所得者の所得が減少したことによるものです。

(2) 法人

法人町民税の決算額は、468,402,200 円（前年度 510,847,700 円）で、42,445,500 円、8.3%の減少となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内企業の主要業種である電気機械器具製造業や金属製品製造業の業績が低調であったことによるものです。

2 固定資産税

固定資産税の決算額は、3,088,082,255 円（前年度 3,095,276,880 円）で、7,194,625 円、0.2%の減少となりました。

これは、国の施策として、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者及び小規模事業者が保有する事業用家屋及び償却資産に対して、固定資産税を減免（88,666,000 円）したことによるものです。

3 軽自動車税

軽自動車税の決算額は、64,035,550 円（前年度 62,269,200 円）で、1,766,350 円、2.8%の増加となりました。

これは、軽四輪乗用自動車の登録台数が前年度に引き続き増加したこと、軽四輪（乗用）自家用車の買い替えにより、旧税額（7,200 円／台）から新税額（10,800 円／台）へ移行されたことによるものです。

4 町たばこ税

町たばこ税の決算額は、172,453,324 円（前年度 157,368,963 円）で、15,084,361 円、9.6%の増加となりました。

販売本数は 28,952,187 本（前年度 28,019,099 本）で、933,088 本、3.3%の増加となりました。たばこ税率の引き上げ及びコロナ禍での喫煙量の増加によるものです。

5 都市計画税

都市計画税については滞納繰越が平成 26 年度からなくなりました。

なお、税率については、平成 15 年度より 100 分の 0 としています。

○町税決算資料

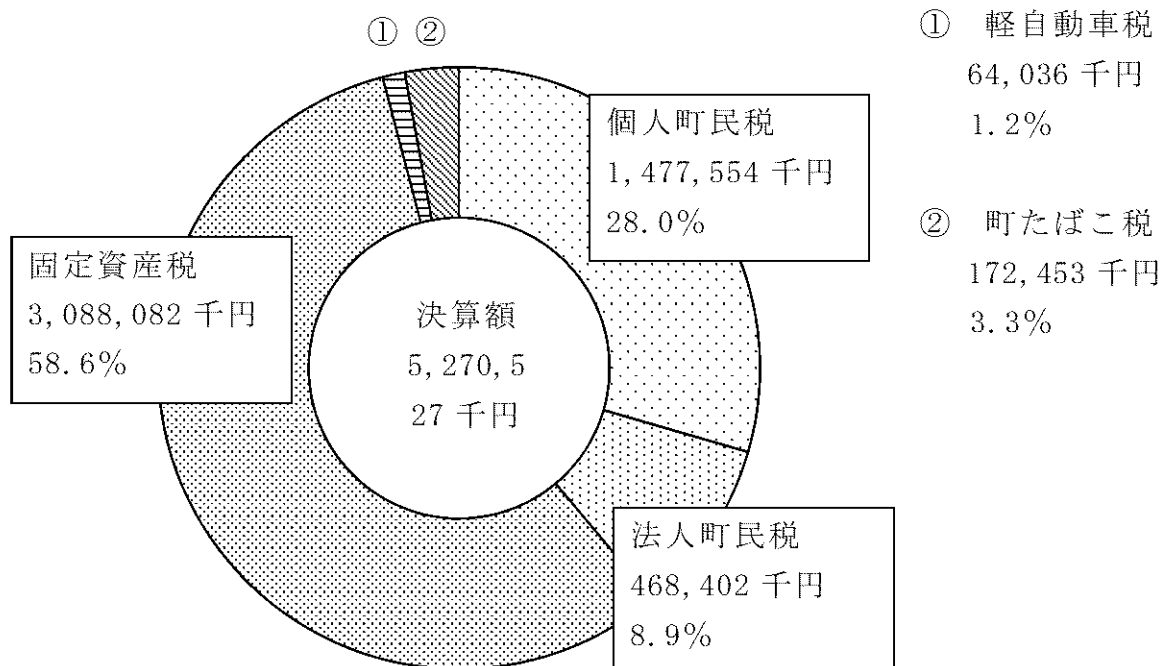
1 町税決算状況

(1) 町税決算額及び収納率

税 目 別	課 税 額 (円)	決 算 額 (円)	収納率 (%)	
			R 3 年度	R 2 年度
法 定 普 通 税	5,335,497,933	5,270,527,442	98.8	98.6
町 民 税	1,987,270,045	1,945,956,313	97.9	97.9
個 人	1,518,687,845	1,477,554,113	97.3	97.6
法 人	468,582,200	468,402,200	99.9	98.6
固 定 資 産 税	3,109,387,736	3,088,082,255	99.3	99.1
固 定 資 産 税	3,093,715,036	3,072,409,555	99.3	99.1
国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金	15,672,700	15,672,700	100.0	100.0
軽 自 動 車 税	66,386,828	64,035,550	96.5	96.6
軽 自 動 車 税	64,252,228	61,900,950	96.3	96.5
環 境 性 能 割	2,134,600	2,134,600	100.0	100.0
町 た ば こ 税	172,453,324	172,453,324	100.0	100.0
目 的 税	0	0		0
都 市 計 画 税	0	0		0
合 計	5,335,497,933	5,270,527,442	98.8	98.6

※都市計画税の税率を平成15年度から0%としています。

(2) 町税決算額の構成



(3) 町税決算額前年度比較

区 分	R 3 年度決算額 (円)	R 2 年度決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
町 民 税	1,945,956,313	2,112,428,644	△166,472,331	△7.9
個 人	1,477,554,113	1,601,580,944	△124,026,831	△7.7
法 人	468,402,200	510,847,700	△42,445,500	△8.3
固 定 資 産 税	3,088,082,255	3,095,276,880	△7,194,625	△0.2
固 定 資 産 税	3,072,409,555	3,079,604,180	△7,194,625	△0.2
国有資産等所在 市町村交付金	15,672,700	15,672,700	0	0
軽 自 動 車 税	64,035,550	62,269,200	1,766,350	2.8
軽 自 動 車 税	61,900,950	60,115,500	1,785,450	3.0
環 境 性 能 割	2,134,600	2,153,700	△19,100	△0.9
町 た ば こ 税	172,453,324	157,368,963	15,084,361	9.6
都 市 計 画 税	0	0	—	—
合 計	5,270,527,442	5,427,343,687	△156,816,245	△2.9

(4) 年度別町税決算額

(単位：千円)

年度 税目別	H29	H30	R元	R2	R3
町 民 税	2,153,420	2,448,062	2,746,969	2,112,429	1,945,956
個 人	1,435,884	1,446,766	1,517,080	1,601,581	1,477,554
法 人	717,536	1,001,296	1,229,889	510,848	468,402
固 定 資 産 税	2,890,022	2,927,682	3,009,508	3,095,277	3,088,082
軽 自 動 車 税	52,666	54,803	57,978	62,269	64,036
町 た ば こ 税	176,498	164,804	162,026	157,369	172,453
都 市 計 画 税	0	0	0	0	0
合 計	5,272,606	5,595,351	5,976,481	5,427,344	5,270,527

(5) 税目別決算額の推移表

(単位：百万円)



2 課税状況

(1) 個人町民税の課税状況

個人町民税は、個人が等しく負担する均等割と個人の所得金額に応じて負担する所得割に区分されます。

区 分		R 3 年度	R 2 年度	比較
納税義務者数 (人)	均等割のみ納める人	1,154	1,076	78
	均等割と所得割を納める人	11,917	11,875	42
	合 計	13,071	12,951	120

所得割を納める人の構成

所 得 区 分	年 度	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	1人当たりの税額 (円)
給 与 所 得 者	R 3	9,922	1,125,750	113,460
	R 2	9,863	1,224,362	124,137
	比較	59	△98,612	△10,677
営 業 所 得 者	R 3	337	61,486	182,451
	R 2	324	60,155	185,664
	比較	13	1,331	△3,213
農 業 所 得 者	R 3	2	164	82,000
	R 2	6	1,095	182,500
	比較	△4	△931	△100,500
そ の 他 所 得 者	R 3	1,656	110,638	66,810
	R 2	1,682	110,705	65,817
	比較	△26	△67	993
合 計	R 3	11,917	1,298,038	108,923
	R 2	11,875	1,396,317	117,585
	比較	42	△98,279	△8,662

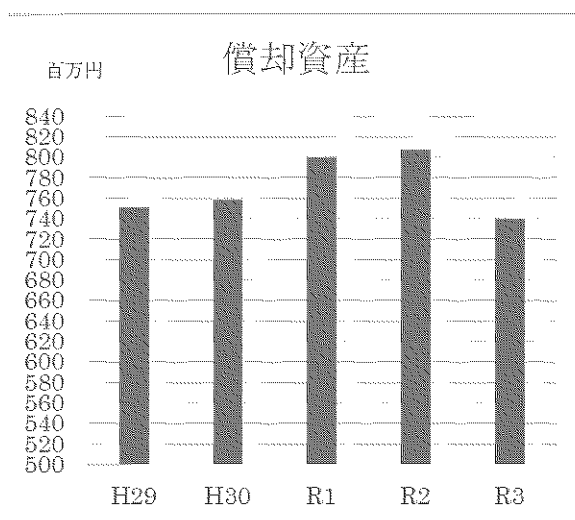
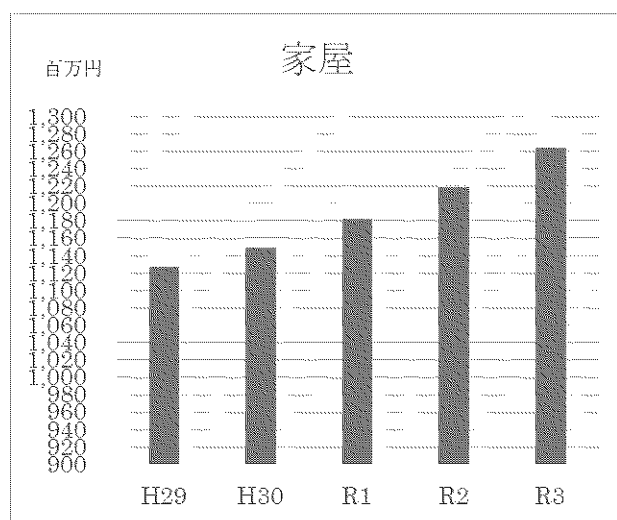
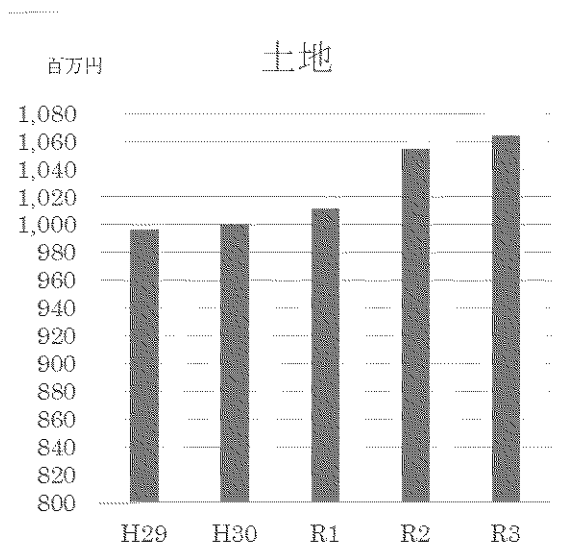
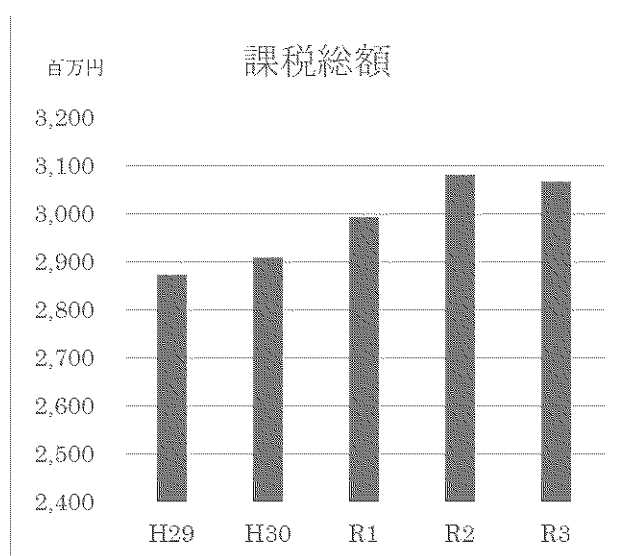
(令和3年7月1日現在)

(2) 固定資産税の課税状況（現年課税分）

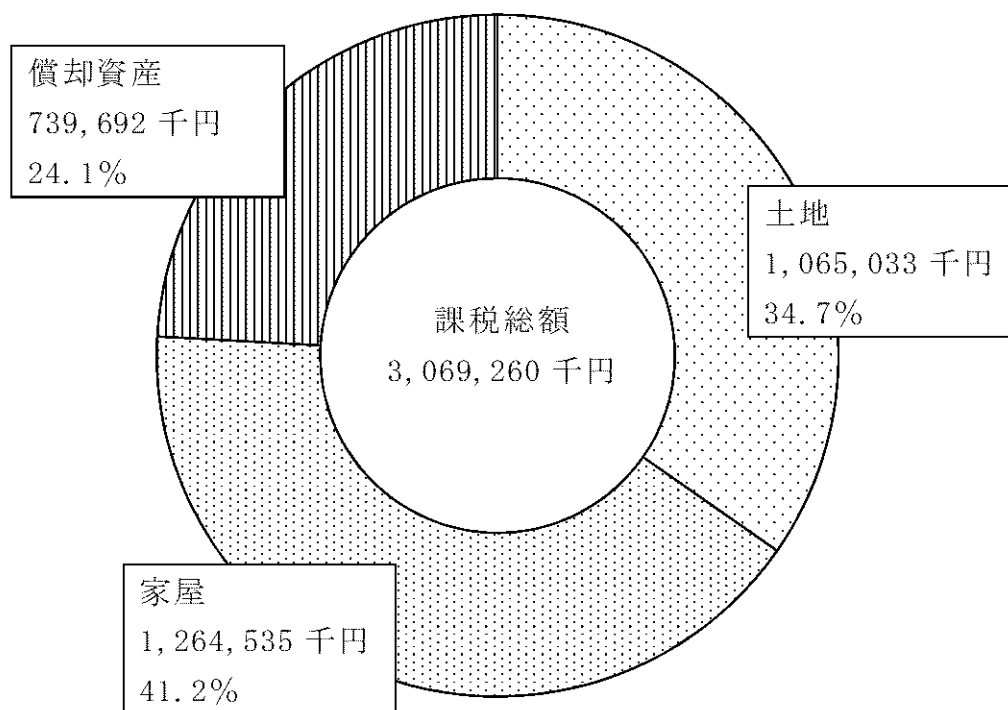
（単位：千円）

年度 資産区分	H29	H30	R元	R2	R3
土地	997,376	1,001,163	1,012,725	1,054,692	1,065,033
家屋	1,126,812	1,149,464	1,182,097	1,219,144	1,264,535
償却資産	750,575	758,878	799,557	808,097	739,692
課税総額	2,874,763	2,909,505	2,994,379	3,081,933	3,069,260

(3) 固定資産区分別の推移表



(4) 固定資産税の課税構成（現年課税分）



(5) 土地地目別台帳登録状況

地 目	筆 数 (筆)	面 積 (㎡)	評価額 (千円)
田	4,276	3,492,007	815,211
畑	2,951	1,077,772	4,491,968
宅 地	16,283	4,708,000	150,367,858
雑 種 地	2,523	1,018,076	14,405,180
小 計	26,033	10,295,855	170,080,217
非 課 税 地	14,166	3,314,145	—
合 計	40,199	13,610,000	170,080,217

(令和3年1月1日現在)

(6) 家屋種別台帳登録状況

種 類		区 分		棟数 (棟)		床面積 (㎡)		評価額 (千円)	
				木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
		計		計		計		計	
事務所、店舗	課税状況	100	279	10,687	237,648	319,350	12,342,603		
		379		248,335		12,661,953			
	うち 新增築	1	3	84	538	5,872	46,599		
		4		622		52,471			
住宅、アパート	課税状況	7,170	1,579	748,881	282,731	21,488,396	11,471,232		
		8,749		1,031,612		32,959,628			
	うち 新增築	120	16	14,910	1,812	1,186,014	162,746		
		136		16,722		1,348,760			
工場、倉庫	課税状況	202	1,263	10,822	1,209,174	36,587	38,278,359		
		1,465		1,219,996		38,314,946			
	うち 新增築	0	8	0	50,845	0	3,897,948		
		8		50,845		3,897,948			
その他	課税状況	1,600	1,302	49,113	191,183	371,261	8,157,044		
		2,902		240,296		8,528,305			
	うち 新增築	3	6	94	217	4,050	11,341		
		9		311		15,391			
合 計	課税状況	9,072	4,423	819,503	1,920,736	22,215,594	70,249,238		
		13,495		2,740,239		92,464,832			
	うち 新增築	124	33	15,088	53,412	1,195,936	4,118,634		
		157		68,500		5,314,570			

(令和3年1月1日現在)

(7) 軽自動車税の課税状況（現年課税分）

種 別		課税台数（台）	年税額／台（円）	課税額（円）
原 動 機 付 自 転 車	第 1 種	438	2,000	876,000
	第2種（甲）	149	2,400	357,600
	第2種（乙）	45	2,000	90,000
	ミニカー	20	3,700	74,000
軽 二 輪		245	3,600	882,000
ボ ー ト ト レ ー ラ ー		13	3,600	46,800
軽三輪（重課税額）		1	4,600	4,600
軽 四 輪 （ 乗 用 ） 自 家 用	旧 税 額	2,172	7,200	15,638,400
	新 税 額	2,026	10,800	21,880,800
	重 課 税 額	838	12,900	10,810,200
軽 四 輪 （ 乗 用 ） 営 業 用	旧 税 額	2	5,500	11,000
	新 税 額	0	6,900	0
	重 課 税 額	0	8,200	0
軽 四 輪 （ 貨 物 ） 自 家 用	旧 税 額	318	4,000	1,272,000
	新 税 額	367	5,000	1,835,000
	重 課 税 額	400	6,000	2,400,000
軽 四 輪 （ 貨 物 ） 営 業 用	旧 税 額	11	3,000	33,000
	新 税 額	13	3,800	49,400
	重 課 税 額	35	4,500	157,500
グリーン化特例 軽四輪（乗用） 自 家 用	25％軽減	210	8,100	1,701,000
	50％軽減	20	5,400	108,000
	75％軽減	0	2,700	0
グリーン化特例 軽四輪（貨物） 自 家 用	25％軽減	11	3,800	41,800
	50％軽減	0	2,500	0
	75％軽減	0	1,300	0
グリーン化特例 軽四輪（貨物） 営 業 用	25％軽減	0	2,900	0
	50％軽減	0	1,900	0
	75％軽減	0	1,000	0
小型特殊自動車	農 耕 用	203	2,400	487,200
	電 気	22	5,900	129,800
	リフト他	161	5,900	949,900
二 輪 小 型 自 動 車		395	6,000	2,370,000
合 計		8,115		62,206,000

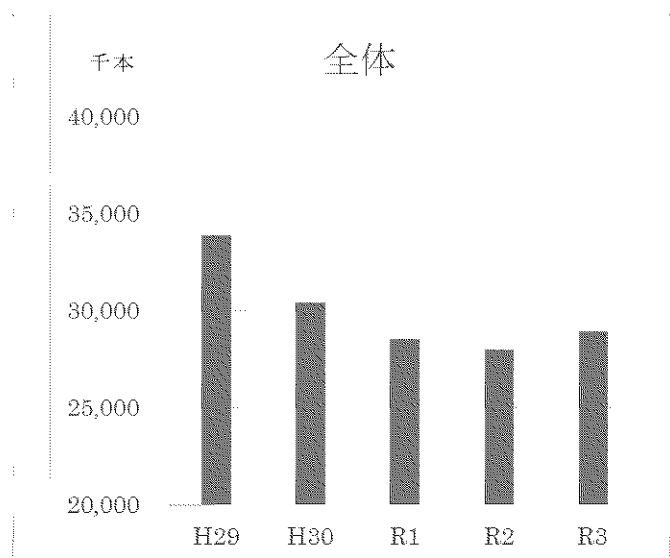
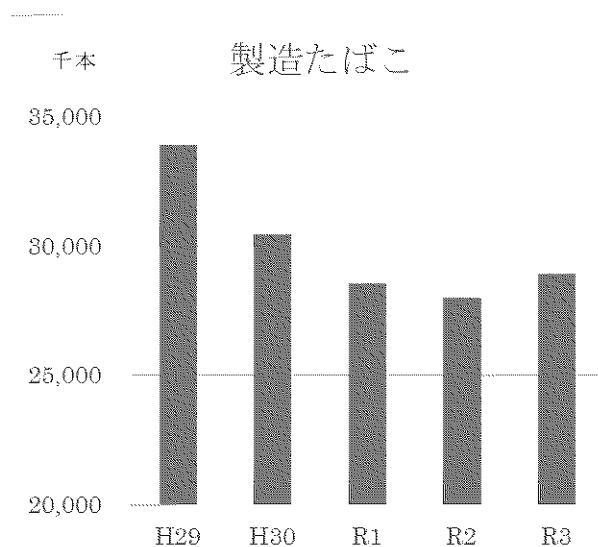
(8) 町たばこ税の課税状況

(単位：千本、千円)

種 類 \ 年 度		H29	H30	R 元	R 2	R 3
旧 3 級品を除く 製造たばこ	本数	32,918	29,785	28,228	28,019	28,952
	税額	173,215	162,111	160,676	157,369	172,453
旧 3 級品の 紙巻たばこ※	本数	989	682	340	0	0
	税額	3,266	2,693	1,350	0	0
合 計	本数	33,907	30,467	28,568	28,019	28,952
	税額	176,481	164,804	162,026	157,369	172,453

※旧 3 級品に係る特例税率は、令和元年 9 月 30 日をもって廃止されました。

(9) 町たばこ税本数推移表



(款) 2 地方譲与税

地方揮発油譲与税は、平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税から名称が改められたものである。地方揮発油税収入額に相当する額の100分の42に相当する額を市町村道の延長及び面積で按分して、6月・11月及び3月に市町村に対し譲与される。

自動車重量譲与税は、自動車重量税収入額の3分の1に相当する額が、6月・11月及び3月に市町村に対し譲与される。

森林環境譲与税は、国税の森林環境税を、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して9月及び3月に市町村に対し譲与される。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
地 方 揮 発 油 譲 与 税	23,329,000	22,605,000	724,000	3.2
自 動 車 重 量 譲 与 税	66,704,000	65,770,000	934,000	1.4
森 林 環 境 譲 与 税	2,554,000	2,506,000	48,000	1.9
計	92,587,000	90,881,000	1,706,000	1.9

(款) 3 利子割交付金

利子割交付金は、預貯金及び公社債の利子、一時払損害保険等の収益から都道府県が徴収した利子税額のうち、必要経費を控除した残額の5分の3が市町村に交付される。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
利 子 割 交 付 金	2,458,000	3,709,000	△1,251,000	△33.7

(款) 4 配当割交付金

平成15年度の税制改正によって所得税の課税上、特定配当等に対する課税制度が設けられ、これに伴い県民税についても配当割課税制度が創設された。配当割交付金の市町村配分は、県での市町村ごとの個人県民税の額に按分して交付される。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
配 当 割 交 付 金	30,321,000	21,759,000	8,562,000	39.3

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、配当割交付金と同様の税制改正により設けられ、市町村配分は、県での市町村ごとの個人県民税の額に按分して交付される。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
株式等譲渡所得割交付金	34,829,000	20,681,000	14,148,000	68.4

(款) 6 法人事業税交付金

法人事業税交付金は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であり、都道府県の法人事業税額の100分の7.7に相当する額を各市町村の従業者数で按分して交付される（令和4年度まで経過措置あり）。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
法 人 事 業 税 交 付 金	152,500,000	88,749,000	63,751,000	71.8

(款) 7 地方消費税交付金

平成9年4月から都道府県税として地方消費税が創設され、そのうち2分の1に相当する額が市町村に交付される。平成26年4月からは地方消費税率が1%から1.7%に、令和元年10月からは2.2%に引き上げられ、引上げ分の地方消費税収は社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
地 方 消 費 税 交 付 金	706,722,000	649,476,000	57,246,000	8.8
※社会保障財源化分	315,166,000	274,874,000	40,292,000	14.7

※社会保障財源化分地方消費税交付金の充当経費一覧

歳出科目	社会保障施策 経費（円）	財源内訳（円）		
		国県支出金等	一般財源	社会保障財源化分の 地方消費税交付金
社会福祉費	741,415,932	354,066,987	387,348,945	264,739,440
児童福祉費	1,005,286,000	932,251,332	73,034,668	50,111,394
保健衛生費	3,187,806	2,629,922	557,884	315,166
計	1,749,889,738	1,288,948,241	460,941,497	315,166,000

（人件費及び事務費は経費対象外）

（款） 8 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、令和元年10月から創設された都道府県が自動車の取得に対して課する自動車税環境性能割の95%を乗じて得た額の100分の47相当額を市町村道の延長及び面積で按分して交付される。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （%）
環 境 性 能 割 交 付 金	17,323,990	17,977,771	△653,781	△3.6

(款) 9 地方特例交付金

減収補てん特例交付金は、平成20年度から個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う財源措置として交付されている。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う固定資産税の減免措置に対する財政措置として交付された。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
地 方 特 例 交 付 金	136,503,000	48,051,000	88,452,000	184.1
減 収 補 て ん 特 例 交 付 金	47,720,000	48,051,000	△331,000	△0.7
新型コロナウイルス 感染症対策地方税減 収補填特別交付金	88,783,000	0	88,783,000	皆増

(款) 10 地方交付税

地方交付税は、国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額並びに地方法人税の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により交付される税である。

本町は、昭和56年度以降基準財政収入額の超過により普通交付税の不交付団体となっている。

一方、特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるもので、災害や特別の事情がある場合の状況に応じて交付されるものである。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
特 別 交 付 税	20,312,000	20,012,000	300,000	1.5

(款) 11 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、道路交通法に定める交通反則通告制度による反則金の一部を、地方公共団体における道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため交付される。

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
交通安全対策特別交付金	4,664,000	4,693,000	△29,000	△0.6

(款) 1 2 分担金及び負担金

分担金及び負担金の決算額は、8,204,920 円（前年度 9,679,850 円）で、1,474,930 円、15.2%減少となった。

区 分	令和 3 年度 決算額（円）	令和 2 年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （%）
負 担 金	8,204,920	9,679,850	△1,474,930	△15.2
民 生 費 負 担 金	7,725,920	8,979,600	△1,253,680	△14.0
衛 生 費 負 担 金	479,000	700,250	△221,250	△31.6

(款) 1 3 使用料及び手数料

使用料及び手数料の決算額は、100,256,304 円（前年度 91,510,233 円）で、8,746,071 円、9.6%増加となった。

区 分	令和 3 年度 決算額（円）	令和 2 年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （%）
使 用 料	77,188,344	70,029,103	7,159,241	10.2
総 務 使 用 料	265,720	105,211	160,509	152.6
民 生 使 用 料	42,866,221	38,036,132	4,830,089	12.7
衛 生 使 用 料	89,586	87,152	2,434	2.8
土 木 使 用 料	31,226,595	27,569,306	3,657,289	13.3
消 防 使 用 料	10,808	10,808	0	0.0
教 育 使 用 料	2,729,414	4,220,494	△1,491,080	△35.3
手 数 料	23,067,960	21,481,130	1,586,830	7.4
総 務 手 数 料	7,398,450	7,149,400	249,050	3.5
衛 生 手 数 料	14,883,910	13,852,730	1,031,180	7.4
農 業 手 数 料	8,400	6,000	2,400	40.0
土 木 手 数 料	777,200	473,000	304,200	64.3
計	100,256,304	91,510,233	8,746,071	9.6

(款) 14 国庫支出金

国庫支出金の決算額は、1,988,541,069 円（前年度 3,782,005,895 円）で、1,793,464,826 円、47.4%減少となった。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
国 庫 負 担 金	777,099,936	630,584,925	146,515,011	23.2
民生費国庫負担金	646,715,373	630,139,425	16,575,948	2.6
衛生費国庫負担金	130,384,563	445,500	129,939,063	29,167.0
国 庫 補 助 金	1,194,962,744	3,146,152,135	△1,951,189,391	△62.0
総務費国庫補助金	90,340,000	237,025,000	△146,685,000	△61.9
民生費国庫補助金	705,514,744	2,506,423,135	△1,800,908,391	△71.9
衛生費国庫補助金	59,861,000	17,062,000	42,799,000	250.8
農業費国庫補助金	0	27,500,000	△27,500,000	皆減
土木費国庫補助金	229,590,000	245,136,000	△15,546,000	△6.3
消防費国庫補助金	107,252,000	14,667,000	92,585,000	631.2
教育費国庫補助金	2,405,000	98,339,000	△95,934,000	△97.6
委 託 金	16,478,389	5,268,835	11,209,554	212.8
総務費委託金	11,712,341	414,156	11,298,185	2,728.0
民生費委託金	4,766,048	4,854,679	△88,631	△1.8
計	1,988,541,069	3,782,005,895	△1,793,464,826	△47.4

(款) 15 県支出金

県支出金の決算額は、531,497,802 円（前年度 538,636,006 円）で、7,138,204 円、1.3%減少となった。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
県 負 担 金	306,763,860	297,331,560	9,432,300	3.2
民生費県負担金	306,608,543	297,133,560	9,474,983	3.2
衛生費県負担金	155,317	198,000	△42,683	△21.6
県 補 助 金	176,615,808	189,161,305	△12,545,497	△6.6
総務費県補助金	1,184,660	1,734,000	△549,340	△31.7
民生費県補助金	110,342,748	108,660,030	1,682,718	1.5
衛生費県補助金	1,496,000	5,084,475	△3,588,475	△70.6
農業費県補助金	8,201,000	11,804,000	△3,603,000	△30.5
商工費県補助金	14,000,000	20,572,000	△6,572,000	△31.9
土木費県補助金	38,969,400	37,133,800	1,835,600	4.9
消防費県補助金	1,001,000	3,480,000	△2,479,000	△71.2
教育費県補助金	1,421,000	693,000	728,000	105.1
委 託 金	47,548,910	51,503,405	△3,954,495	△7.7
総務費委託金	42,701,302	48,182,231	△5,480,929	△11.4
民生費委託金	96,205	80,210	15,995	19.9
衛生費委託金	112,200	112,200	0	0.0
農業費委託金	1,769,373	1,758,995	10,378	0.6
土木費委託金	2,020,000	1,098,769	921,231	83.8
教育費委託金	849,830	271,000	578,830	213.6
県 交 付 金	569,224	639,736	△70,512	△11.0
市町村権限移譲交付金	569,224	639,736	△70,512	△11.0
計	531,497,802	538,636,006	△7,138,204	△1.3

(款) 16 財産収入

財産収入の決算額は、27,776,802 円（前年度 32,590,034 円）で、4,813,232 円、14.8%減少となった。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （%）
財 産 運 用 収 入	6,685,095	5,823,147	861,948	14.8
財 産 貸 付 収 入	5,693,027	5,126,276	566,751	11.1
利 子 及 び 配 当 金	992,068	696,871	295,197	42.4
財 産 売 払 収 入	21,091,707	26,766,887	△5,675,180	△21.2
不 動 産 売 払 収 入	21,091,707	26,766,887	△5,675,180	△21.2
計	27,776,802	32,590,034	△4,813,232	△14.8

(款) 17 寄附金

寄附金の決算額は、56,617,000 円（前年度 38,777,369 円）で、17,839,631 円、46.0%増加となった。総務費寄附金のうち、ふるさと寄附金が 56,617,000 円（前年度 37,777,369 円）で、49.9%増加となった。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （%）
総 務 費 寄 附 金	56,617,000	37,777,369	18,839,631	49.9
土 木 費 寄 附 金	0	1,000,000	△1,000,000	皆減
計	56,617,000	38,777,369	17,839,631	46.0

(款) 18 繰入金

繰入金の決算額は、453,074,199 円（前年度 480,546,000 円）で、27,471,801 円、5.7%減少となった。

区 分	令和 3 年度 決算額（円）	令和 2 年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
基 金 繰 入 金	383,043,949	480,540,000	△97,496,051	△20.3
財政調整基金繰入金	170,000,000	460,000,000	△290,000,000	△63.0
ふるさとづくり 基 金 繰 入 金	29,276,100	20,048,300	9,227,800	46.0
明日のまちづくり 基 金 繰 入 金	50,000,000	0	50,000,000	皆増
さくら咲く 基 金 繰 入 金	471,849	491,700	△19,851	△4.0
電 算 機 器 整 備 基 金 繰 入 金	130,790,000	0	130,790,000	皆増
森 林 環 境 事 業 基 金 繰 入 金	2,506,000	0	2,506,000	皆増
特 別 会 計 繰 入 金	70,030,250	6,000	70,024,250	1,167,070.8
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 繰 入 金	7,250	6,000	1,250	20.8
土 地 取 得 特 別 会 計 繰 入 金	70,023,000	0	70,023,000	皆増
計	453,074,199	480,546,000	△27,471,801	△5.7

(款) 19 繰越金

繰越金の決算額は、260,333,158 円（前年度 496,782,350 円）で、236,449,192 円、47.6%減少となった。

区 分	令和 3 年度 決算額（円）	令和 2 年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
繰 越 金	260,333,158	496,782,350	△236,449,192	△47.6

(款) 20 諸収入

諸収入の決算額は、297,993,393 円（前年度 342,574,895 円）で、44,581,502 円、13.0%減少となった。

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
延 滞 金	4,437,261	5,488,593	△1,051,332	△19.2
貸付金元利収入	49,000,039	45,000,199	3,999,840	8.9
商工業振興融資 貸付金元利収入	42,000,039	42,000,199	△160	0.0
勤労者住宅資金 融資貸付金元利収入	2,000,000	2,000,000	0	0.0
勤労者等生活資金 融資貸付金元利収入	1,000,000	1,000,000	0	0.0
新型コロナワク チン職域接種貸 付金元利収入	4,000,000	0	4,000,000	皆増
雑 入	244,553,572	292,045,775	△47,492,203	△16.3
弁 償 金	600	600	0	0.0
総 務 費 雑 入	54,579,632	86,075,953	△31,496,321	△36.6
民 生 費 雑 入	56,122,940	62,745,632	△6,622,692	△10.6
衛 生 費 雑 入	35,958,119	38,917,021	△2,958,902	△7.6
農 業 費 雑 入	299,659	324,718	△25,059	△7.7
商 工 費 雑 入	1,262,918	1,665,900	△402,982	△24.2
土 木 費 雑 入	23,764,107	36,409,516	△12,645,409	△34.7
消 防 費 雑 入	5,949,622	3,592,211	2,357,411	65.6
教 育 費 雑 入	66,615,975	62,314,224	4,301,751	6.9
町 預 金 利 子	2,521	40,328	△37,807	△93.7
計	297,993,393	342,574,895	△44,581,502	△13.0

(款) 2 1 町債

町債の決算額は、135,000,000 円(前年度 225,000,000 円)で、90,000,000 円、40.0% 減少となった。

区 分	令和 3 年度 決算額 (円)	令和 2 年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
土 木 債	50,000,000	225,000,000	△175,000,000	△77.8
消 防 債	85,000,000	0	85,000,000	皆増
計	135,000,000	225,000,000	△90,000,000	△40.0

(款) 2 2 自動車取得税交付金

自動車取得税交付金は、都道府県が自動車の取得に対して課する自動車取得税の 95%を乗じて得た額の 10 分の 7 相当額を市町村道の延長及び面積で按分して交付される。なお、令和元年 10 月 1 日、自動車取得税は廃止され環境性能割が導入された。

区 分	令和 3 年度 決算額 (円)	令和 2 年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
自動車取得税交付金	1,419	0	1,419	皆増

令和３年度・令和２年度一般会計歳入決算額比較表

区 分	令和３年度		令和２年度		増減額 (千円)	増減率 (%)
	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)		
町 税	5,270,528	51.0	5,427,344	43.7	△156,816	△2.9
地 方 譲 与 税	92,587	0.9	90,881	0.7	1,706	1.9
利 子 割 交 付 金	2,458	0.0	3,709	0.0	△1,251	△33.7
配 当 割 交 付 金	30,321	0.3	21,759	0.2	8,562	39.3
株式等譲渡所得割交付金	34,829	0.3	20,681	0.2	14,148	68.4
法 人 事 業 税 交 付 金	152,500	1.5	88,749	0.7	63,751	71.8
地方消費税交付金	706,722	6.8	649,476	5.2	57,246	8.8
環境性能割交付金	17,324	0.2	17,978	0.1	△654	△3.6
地方特例交付金	136,503	1.3	48,051	0.4	88,452	184.1
地 方 交 付 税	20,312	0.2	20,012	0.2	300	1.5
交通安全対策特別交付金	4,664	0.0	4,693	0.0	△29	△0.6
分 担 金 及 び 負 担 金	8,205	0.1	9,680	0.1	△1,475	△15.2
使用料及び手数料	100,256	1.0	91,510	0.7	8,746	9.6
国 庫 支 出 金	1,988,541	19.3	3,782,006	30.4	△1,793,465	△47.4
県 支 出 金	531,498	5.2	538,636	4.3	△7,138	△1.3
財 産 収 入	27,777	0.3	32,590	0.3	△4,813	△14.8
寄 附 金	56,617	0.5	38,777	0.3	17,840	46.0
繰 入 金	453,074	4.4	480,546	3.9	△27,472	△5.7
繰 越 金	260,333	2.5	496,782	4.0	△236,449	△47.6
諸 収 入	297,993	2.9	342,575	2.8	△44,582	△13.0
町 債	135,000	1.3	225,000	1.8	△90,000	△40.0
自動車取得税交付金	1	0.0	0	0	1	皆増
歳 入 合 計	10,328,043	100.0	12,431,435	100.0	△2,103,392	△16.9

3 一般会計歳出決算（性質別）の概要

1 人件費

人件費の決算額は、1,918,964 千円（前年度 1,903,922 千円）で、15,042 千円 0.8%増加した。

主な要因は、令和 3 年度は会計年度任用職員の期末手当の期間率が増加したことによるものである。

2 扶助費

扶助費の決算額は、1,927,059 千円（前年度 1,308,842 千円）で 618,217 千円、47.2%増加した。

主な要因は、子育て世帯への臨時特別給付金 428,600 千円増、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 122,400 千円増、障害介護給付費 37,786 千円増、子ども医療費 25,299 千円増等によるものである。

3 公債費

公債費の決算額は、234,054 千円（前年度 214,736 千円）で 19,318 千円、9.0%増加した。

主な要因は、令和 3 年度に借り入れた公共事業等債の元利金償還が開始したことによるものである。

4 普通建設事業費

普通建設事業費の決算額は、1,150,240 千円（前年度 1,815,947 千円）で、665,707 千円、36.7%減少した。

主な要因は、以下のとおりである。

○道路改良工事費（都市防災総合推進事業）	295,234 千円減
○公園用地購入費	170,592 千円減
○教育用備品購入費	150,820 千円減
○西小学校電気設備等更新工事費	103,541 千円減
○役場南ひろば整備工事費	88,400 千円増

5 物件費

物件費の決算額は、1,522,347 千円（前年度 1,400,324 千円）で、122,023 千円、8.7%増加した。

主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種委託によるものである。

6 補助費等

補助費等の決算額は、1,380,486 千円（前年度 3,815,598 千円）で、2,435,112 千円、63.8%減少した。

主な要因は、特別定額給付金 2,426,800 千円の皆減によるものである。

7 積立金

積立金の決算額は、307,641 千円（前年度 225,219 千円）で、82,422 千円、36.6%増加した。

主な要因は、明日のまちづくり基金、財政調整基金、電算機器整備基金、ふるさとづくり基金への積み立てが増加したことによるものである。

積立金の主な内訳は、次のとおりである。

○財政調整基金	90,487 千円（前年度 65,661 千円）
○明日のまちづくり基金	86,847 千円（前年度 49,172 千円）
○電算機器整備基金	63,148 千円（前年度 50,000 千円）
○ふるさとづくり基金	43,057 千円（前年度 32,409 千円）

8 繰出金

繰出金の決算額は、1,209,506 千円（前年度 1,112,052 千円）で、97,454 千円、8.8%増加した。

主な要因は、次のとおりである。

○介護保険特別会計繰出金	8,948 千円増
○後期高齢者医療特別会計繰出金	7,953 千円増
○公共下水道事業特別会計繰出金	117,008 千円減
○土地取得特別会計繰出金	195,974 千円増

令和３年度・令和２年度一般会計歳出決算額比較表

(１) 目的別

区 分	令和３年度		令和２年度		増減額 (千円)	増減率 (%)
	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)		
議 会 費	124,448	1.3	128,664	1.1	△4,216	△3.3
総 務 費	1,337,704	13.6	1,263,314	10.4	74,390	5.9
民 生 費	3,564,956	36.4	5,479,185	45.0	△1,914,229	△34.9
衛 生 費	901,963	9.2	1,061,606	8.7	△159,643	△15.0
労 働 費	3,108	0.0	3,050	0.0	58	1.9
農 業 費	84,012	0.9	143,852	1.2	△59,840	△41.6
商 工 費	224,709	2.3	190,875	1.5	33,834	17.7
土 木 費	1,661,875	17.0	1,936,771	15.9	△274,896	△14.2
消 防 費	675,315	6.9	445,069	3.7	230,246	51.7
教 育 費	983,066	10.0	1,303,980	10.7	△320,914	△24.6
災 害 復 旧 費	0	0	0	0.0	0	0.0
公 債 費	234,090	2.4	214,736	1.8	19,354	9.0
諸 支 出 金	0	0	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	9,795,246	100.0	12,171,102	100.0	△2,375,856	△19.5

(2) 性質別

区 分		令和3年度		令和2年度		増 減 額 (千円)	増減率 (%)
		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)		
義 務 的 経 費	人 件 費	1,918,964	19.6	1,903,922	15.6	15,042	0.8
	任期の定めのない常勤職員	956,608	9.8	975,849	8.0	△19,241	△2.0
	扶 助 費	1,927,059	19.7	1,308,842	10.8	618,217	47.2
	公 債 費	234,054	2.4	214,736	1.8	19,318	9.0
	元 利 償 還 金	234,054	2.4	214,736	1.8	19,318	9.0
	小 計	4,080,077	41.7	3,427,500	28.2	652,577	19.0
投 資 的 経 費	普通建設事業費	1,150,240	11.7	1,815,947	14.9	△665,707	△36.7
	補 助 事 業 費	848,193	8.6	854,855	7.0	△6,662	△0.8
	単 独 事 業 費	302,047	3.1	961,092	7.9	△659,045	△68.6
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	失業対策事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	1,150,240	11.7	1,815,947	14.9	△665,707	△36.7
そ の 他 経 費	物 件 費	1,522,347	15.5	1,400,324	11.5	122,023	8.7
	維 持 補 修 費	95,949	1.0	79,462	0.6	16,487	20.7
	補 助 費 等	1,380,486	14.1	3,815,598	31.4	△2,435,112	△63.8
	一部事務組合に対するもの	576,979	5.9	595,828	4.9	△18,849	△3.2
	そ の 他	803,507	8.2	3,219,770	26.5	△2,416,263	△75.0
	積 立 金	307,641	3.1	225,219	1.9	82,422	36.6
	投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	貸 付 金	49,000	0.5	295,000	2.4	△246,000	△83.4
	繰 出 金	1,209,506	12.4	1,112,052	9.1	97,454	8.8
	小 計	4,564,929	46.6	6,927,655	56.9	△2,362,726	△34.1
歳 出 合 計		9,795,246	100.0	12,171,102	100.0	△2,375,856	△19.5

※区分は、決算統計の分類による。

令和３年度一般会計歳出決算額節別一覧表

節	款	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農業費	商工費
報	酬	53,445	26,717	199,627	15,328	0	4,827	89
給	料	13,025	180,226	219,056	70,870	0	12,680	0
職 員 手 当 等		28,864	110,715	152,510	45,092	0	7,845	0
共 済 費		24,501	153,297	97,240	32,288	0	6,029	0
災 害 補 償 費		0	137	0	0	0	0	0
恩 給 及 び 退 職 年 金		0	0	0	0	0	0	0
報 償 費		25	25,803	5,985	23,391	3	0	41
旅 費		0	2,044	3,227	301	0	23	2
交 際 費		28	1,117	0	0	0	0	0
需 用 費		1,177	43,986	63,614	28,545	55	512	443
役 務 費		0	29,322	10,323	10,294	0	134	81
委 託 料		2,651	161,900	150,930	409,783	0	11,499	479
使用料及び賃借料		396	56,429	1,917	10,245	0	277	2,176
工 事 請 負 費		0	25,979	10,354	5,929	0	15,660	0
原 材 料 費		0	0	0	0	0	0	0
公有財産購入費		0	0	0	0	0	0	0
備 品 購 入 費		0	8,232	2,097	2,254	0	0	0
負担金補助及び交付金		336	154,665	966,586	210,281	50	24,525	175,398
扶 助 費		0	0	1,202,502	3,188	0	0	0
貸 付 金		0	0	0	0	3,000	0	46,000
補償補填及び賠償金		0	25,789	0	9,626	0	0	0
償還金利子及び割引料		0	42,804	29,843	1,539	0	1	0
投資及び出資金		0	0	0	0	0	0	0
積 立 金		0	284,597	0	23,009	0	0	0
寄 附 金		0	0	0	0	0	0	0
公 課 費		0	262	0	0	0	0	0
繰 出 金		0	3,683	449,145	0	0	0	0
計		124,448	1,337,704	3,564,956	901,963	3,108	84,012	224,709
対前年度増減率		△3.3	5.9	△34.9	△15.0	1.9	△41.6	17.7
構 成 比		1.3	13.6	36.4	9.2	0.0	0.9	2.3

(単位：千円・%)

土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支 出金	計	対前年度 増減率	構成比
12,658	3,533	127,725	0	0	0	443,949	0.8	4.5
74,419	0	87,861	0	0	0	658,137	△1.4	6.7
51,391	1,405	70,400	0	0	0	468,222	5.6	4.8
35,997	0	37,516	0	0	0	386,868	0.1	4.0
0	0	0	0	0	0	137	皆増	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	966	3,813	0	0	0	60,027	△7.3	0.6
343	1,925	2,136	0	0	0	10,001	△12.4	0.1
0	1	65	0	0	0	1,211	45.9	0.0
27,387	5,033	295,971	0	0	0	466,723	5.2	4.8
336	382	7,014	0	0	0	57,886	19.3	0.6
141,452	13,620	243,294	0	0	0	1,135,608	11.6	11.6
13,890	1,749	47,981	0	0	0	135,060	2.4	1.4
668,929	249,912	18,920	0	0	0	995,683	△21.2	10.2
0	0	0	0	0	0	0	皆減	0.0
197,974	0	0	0	0	0	197,974	△13.1	2.0
176	2,702	6,017	0	0	0	21,478	△88.6	0.2
18,605	393,939	16,563	0	0	0	1,960,948	△49.2	20.0
0	0	11,839	0	0	0	1,217,529	4.8	12.4
0	0	0	0	0	0	49,000	△83.4	0.5
50,223	0	3,650	0	0	0	89,288	17.6	0.9
0	0	65	0	234,090	0	308,342	7.2	3.2
0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	307,606	36.6	3.1
0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
0	148	0	0	0	0	410	22.4	0.0
368,095	0	2,236	0	0	0	823,159	△11.2	8.4
1,661,875	675,315	983,066	0	234,090	0	9,795,246	△19.5	100.0
△14.2	51.7	△24.6	0	9.0	0	△19.5		
17.0	6.9	10.0	0.0	2.4	0.0	100.0		

Ⅲ 一般会計の主な施策の成果

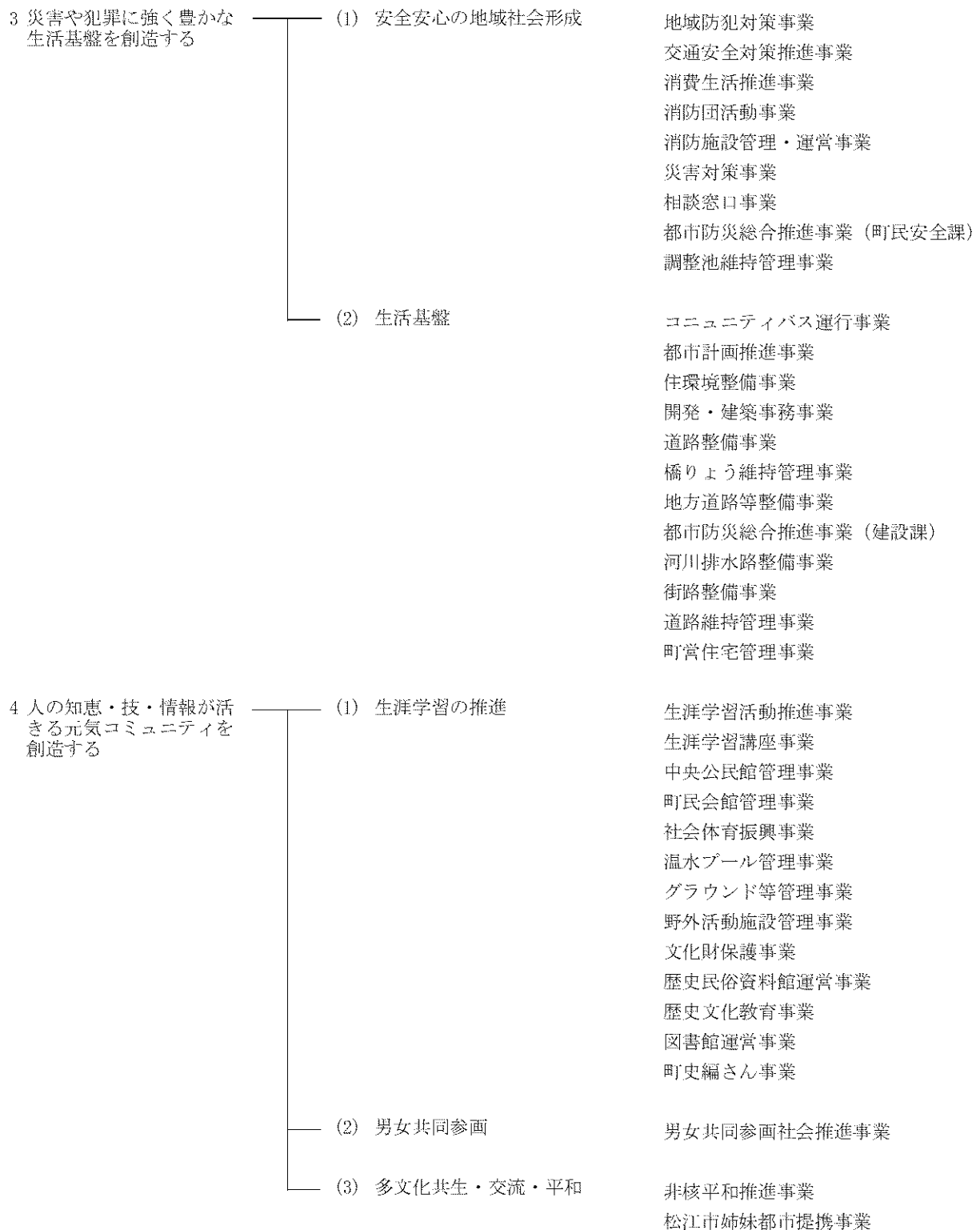
令和3年度主要施策(事業)一覧表

款 項 目 事業 事業名	ページ	予算額	決算額	国・県支出金	使用料等	繰入金	地方債	その他	一般財源
'01'01'01'02議会運営事業	450	4,882,000	3,573,982	0	0	1,076,936	0	0	2,497,046
'01'01'01'04議会広聴広報事業(旧議会広報事業)	453	1,065,000	1,038,708	0	0	0	0	0	1,038,708
'02'01'01'03法制執務事務事業	53	8,453,000	8,127,106	0	0	0	0	0	8,127,106
'02'01'01'04情報公開・個人情報保護・文書管理事業	56	925,000	892,658	0	0	0	0	0	892,658
'02'01'01'05非核平和推進事業	59	93,000	92,090	0	0	0	0	0	92,090
'02'01'01'06行政対応事務事業	62	17,117,000	16,806,947	186,407	0	0	0	0	16,620,540
'02'01'01'07設計・契約等適正化事業	65	106,000	82,800	0	0	0	0	0	82,800
'02'01'02'03秘書事務事業	121	2,446,000	1,616,219	0	0	0	0	0	1,616,219
'02'01'02'04儀式・表彰事務事業	124	542,000	518,628	0	0	0	0	0	518,628
'02'01'02'05政策推進事業	104	1,140,000	537,622	0	0	190,000	0	0	347,622
'02'01'02'06広域行政事務事業	107	257,000	247,432	0	0	0	0	0	247,432
'02'01'02'08広聴・広聴事業	127	13,081,000	12,474,499	6,870	0	475,880	0	150,000	11,841,769
'02'01'02'11松江市姉妹都市提携事業	110	633,000	357,998	0	0	0	0	0	357,998
'02'01'02'12ふるさと納税事業	112	56,943,000	52,898,940	0	0	0	0	52,898,940	0
'02'01'04'03財政事務事業	115	6,211,000	6,207,261	0	0	0	0	0	6,207,261
'02'01'06'03財産管理事業	68	46,931,000	44,191,136	374,511	0	0	0	6,108,116	37,708,510
'02'01'06'04公用率管理事業	71	10,455,000	9,399,604	0	0	0	0	213,160	9,186,444
'02'01'07'03情報系システム運用事業	74	41,012,000	36,006,932	2,276,352	0	0	0	0	33,730,580
'02'01'07'04基幹系システム運用事業	77	85,429,000	78,853,270	25,278,831	0	0	0	0	53,574,439
'02'01'08'03コミュニティバス運行事業	144	90,636,000	90,242,422	1,000,000	0	681,860	0	5,741,666	82,818,896
'02'01'08'04地域防犯対策事業	147	24,538,000	21,555,153	0	0	0	0	573,000	20,982,153
'02'01'08'05人権擁護活動事業	150	1,319,000	1,168,369	894,000	0	0	0	0	274,369
'02'01'08'06交通安全対策推進事業	153	4,315,000	4,135,029	184,680	0	0	0	0	3,950,369
'02'01'09'03行政区域振興事業	130	90,255,000	87,235,055	0	0	0	0	17,300,000	69,935,055
'02'01'09'04まちづくり活動推進事業	133	16,270,000	12,766,690	0	0	389,100	0	0	12,377,790
'02'01'09'05活動団体支援事業	136	13,772,000	12,001,778	575,000	0	194,000	0	0	11,232,778
'02'01'09'06男女共同参画社会推進事業	139	319,000	133,782	0	0	133,782	0	0	0
'02'01'09'11地域自治推進事業	141	7,028,000	6,145,953	0	0	0	0	0	6,145,953
'02'01'11'0360周年記念事業	119	0	0	0	0	0	0	0	0
'02'02'02'03町県民税事務事業	92	52,951,000	47,709,203	10,855,953	0	0	0	0	36,853,250
'02'02'02'04固定資産税事務事業	95	7,981,000	7,930,640	0	0	0	0	0	7,930,640
'02'02'02'05軽自動車税事務事業	98	879,000	814,270	0	0	0	0	0	814,270
'02'02'02'06収納事務事業	101	1,775,000	1,568,321	0	0	0	0	0	1,568,321
'02'03'01'03戸籍住民基本台帳等事業	229	14,989,000	14,974,197	6,787,088	6,079,550	0	0	40,000	2,067,559
'02'03'01'04人口関係統計調査事業	232	9,000	4,290	0	0	0	0	0	4,290
'02'03'01'05個人番号カード等交付事業	256	10,637,000	9,649,665	9,430,978	13,606	0	0	0	205,287
'02'04'01'03選挙管理委員会事業	80	414,000	390,831	1,156	0	0	0	0	389,675
'02'04'02'07各選挙事業(町長選挙事業)	83	3,701,000	3,696,046	0	0	0	0	0	3,696,046
'02'04'02'08各選挙事業(衆議院議員総選挙事業)	83	11,591,000	11,575,175	11,265,185	0	0	0	0	309,990
'02'04'02'09各選挙事業(町議会議員補欠選挙事業)	83	831,000	829,497	0	0	0	0	0	829,497
'02'05'01'03統計事業(統計調査員確保対策事業)	86	12,000	8,060	6,000	0	0	0	0	2,060
'02'05'01'06統計事業(工業統計調査事業)	86	0	0	0	0	0	0	0	0
'02'05'01'09統計事業(経済センサス事業)	86	16,000	6,544	6,544	0	0	0	0	0
'02'05'01'15統計事業(経済センサス・活動調査事業)	86	735,000	672,604	672,604	0	0	0	0	0
'02'06'01'03監査事務事業	447	1,357,000	1,108,726	0	0	0	0	0	1,108,726
'03'01'01'03社会福祉推進事業	259	34,507,000	34,370,459	1,994,060	0	0	0	0	32,376,399
'03'01'02'03高齢者福祉事業	293	31,575,000	29,254,411	0	0	0	0	25,200	29,229,211
'03'01'03'03障がい者福祉事業	262	42,540,000	41,668,300	0	0	178,000	0	0	41,490,300
'03'01'03'04障がい者自立支援事業	265	490,937,000	478,653,129	326,773,867	0	0	0	0	151,879,262
'03'01'04'03子ども医療費助成事業	235	162,074,000	149,572,144	36,571,900	0	0	0	0	113,001,144
'03'01'04'04障がい者医療費助成事業	238	40,395,000	34,847,142	17,139,000	0	0	0	0	17,708,142
'03'01'04'05母子・父子家庭医療費助成事業	241	16,197,000	16,392,916	7,779,000	0	0	0	0	7,613,916
'03'01'04'06精神障がい者医療費助成事業	244	23,356,000	22,733,431	6,051,000	0	0	0	0	17,682,431
'03'01'04'08後期高齢者福祉医療費助成事業	246	43,350,000	36,422,678	16,937,000	0	0	0	0	19,485,678
'03'01'04'09後期高齢者医療保険事業(一般会計)	248	266,620,000	261,994,665	33,028,986	0	0	0	22,694,668	206,271,021
'03'01'05'03国民年金事業	251	65,000	37,945	26,280	0	0	0	0	11,665
'03'02'01'03子育て支援事業	268	116,033,000	114,636,262	75,577,635	0	896,721	0	318,003	37,843,903
'03'02'01'04母子福祉事業	271	10,000,000	9,891,000	0	0	0	0	0	9,891,000
'03'02'02'04児童手当給付事業	273	449,560,000	446,880,159	381,251,332	0	0	0	14,000	65,614,827
'03'02'03'03児童センター運営事業	275	18,244,000	16,206,836	6,732,484	0	147,000	0	0	11,327,352
'03'02'03'04児童センター施設管理事業	278	6,946,000	6,774,729	0	0	0	0	0	6,774,729
'03'02'03'05児童クラブ運営事業	280	33,005,000	32,496,966	22,603,824	0	0	0	5,321,300	4,571,842
'03'02'04'03保育園運営事業	283	394,264,000	386,523,198	101,443,596	50,541,020	1,051,000	0	20,661,906	212,825,676
'03'02'04'04保育園施設管理事業	286	27,517,000	27,298,625	0	0	589	0	13,307	27,284,729
'03'02'04'05保育園整備事業	288	2,243,000	2,203,300	0	0	0	0	0	2,203,300
'03'02'04'06母子通園事業	290	7,470,000	7,439,790	0	0	0	0	240,340	7,199,450
'04'01'01'03健康づくり推進事業	296	1,293,000	758,569	130,217	0	0	0	0	628,352
'04'01'01'04地域保健(医療)対策事業	300	11,775,000	11,773,796	0	0	0	0	0	11,773,796
'04'01'01'05健康文化センター管理事業	303	70,084,000	67,439,306	0	0	0	0	498,111	66,941,195
'04'01'01'06丹羽広域事務組合水道部助成事業	117	1,330,000	1,329,248	0	0	0	0	0	1,329,248

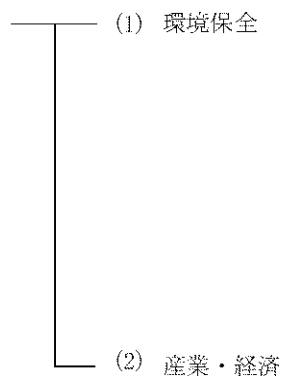
款 項 目 事業 事業名	ページ	予算額	決算額	国・県支出金	使用料等	繰入金	地方債	その他	一般財源
'04'01'02'03感染症等予防事業	306	82,435,000	81,823,934	1,827,000	0	0	0	0	79,996,934
'04'01'02'04成人保健事業	310	29,702,000	29,033,817	732,983	0	0	0	35,000	28,265,834
'04'01'02'05新型コロナウイルスワクチン接種事業	314	190,699,000	172,820,307	183,111,768	0	0	0	375,705	△ 10,667,156
'04'01'03'03母子保健事業	318	32,310,000	30,845,937	1,727,000	0	0	0	0	29,118,937
'04'01'03'04養育医療費助成事業	254	2,078,000	1,569,281	396,922	479,000	0	0	1,233,318	△ 539,959
'04'01'03'03環境保全対策事業	214	23,842,000	23,091,237	522,000	844,230	0	0	0	21,725,007
'04'02'01'03産業物処分事業	218	227,169,000	226,331,829	0	12,149,660	0	0	10,331,432	203,850,717
'04'02'02'03ごみ減量・資源化事業	221	87,039,000	83,838,055	0	1,890,000	0	0	7,123,467	74,824,588
'04'02'03'03し尿処理事業	224	19,735,000	19,649,983	0	0	0	0	0	19,649,983
'05'01'01'03勤労者支援事業	177	3,134,000	3,107,830	0	0	0	0	3,000,000	107,830
'06'01'01'03農業委員会事業	201	6,472,000	4,467,449	795,000	8,400	0	0	56,500	3,997,549
'06'01'03'03農業振興事業	204	18,548,000	17,874,114	4,374,373	0	118,220	0	231,894	13,149,627
'06'01'03'04農業法人設立事業	208	1,000,000	145,096	0	0	0	0	0	145,096
'06'01'04'03土地改良事業	321	23,720,000	21,359,673	3,033,000	0	0	0	0	18,326,673
'06'01'04'04土地改良施設維持事業	342	14,004,000	13,955,748	0	0	0	0	1,265	13,954,483
'07'01'01'03消費生活推進事業	156	83,000	41,300	0	0	0	0	0	41,300
'07'01'01'04商工業振興事業	180	238,703,000	221,921,183	14,000,000	0	11,530,000	0	46,000,000	150,391,183
'07'01'02'03環境共生事業	227	2,333,000	2,255,523	0	0	0	0	0	2,255,523
'07'01'02'04観光振興事業	211	3,169,000	490,880	0	0	0	0	0	490,880
'08'01'02'03道路整備事業	324	43,789,000	24,824,142	0	0	0	0	1,937,382	22,886,760
'08'01'02'04通りよう維持管理事業	327	82,088,000	81,625,500	25,757,000	0	0	0	0	55,868,500
'08'01'02'06地方道路等整備事業	330	162,169,000	105,462,798	4,100,000	0	0	0	1,870,900	99,492,798
'08'01'02'07都市防災総合推進事業(建設課)	333	263,059,000	202,017,200	78,807,000	0	0	50,000,000	0	73,410,200
'08'01'03'03河川排水路整備事業	336	52,257,000	34,481,854	0	0	0	0	19,643,900	14,837,954
'08'02'02'03道路維持管理事業	345	99,187,000	98,781,987	8,500,000	0	0	0	100,000	90,181,987
'08'02'03'03河川排水路維持管理事業	349	36,121,000	35,952,804	0	0	10,367,000	0	718,060	24,867,744
'08'02'03'04調整池維持管理事業	352	2,768,000	2,653,981	2,020,000	0	0	0	0	633,981
'08'03'01'03都市計画推進事業	187	1,621,000	1,539,614	22,000	47,200	0	0	24,220	1,466,194
'08'03'02'03道路整備事業	339	426,414,000	299,485,033	103,079,000	0	49,913,000	0	0	146,493,033
'08'03'03'03緑化推進事業	355	181,000	179,448	0	0	0	0	0	179,448
'08'03'04'03公園維持管理事業	357	59,145,000	58,541,954	0	0	2,506,000	0	0	56,035,954
'08'03'04'04公園整備事業	361	90,818,000	89,695,655	24,000,000	0	0	0	0	65,695,655
'08'03'06'03シニアプロモーション事業	198	15,860,000	9,744,547	0	0	1,528,032	0	0	8,216,515
'08'03'06'04企業立地推進事業	174	125,000	118,169	0	0	0	0	0	118,169
'08'03'06'05賑わい創出事業	184	0	0	0	0	0	0	0	0
'08'03'07'03住環境整備事業	191	15,158,000	9,671,038	6,866,400	0	0	0	0	2,804,638
'08'04'01'03町営住宅管理事業	365	54,466,000	54,275,069	14,500,000	4,536,093	0	0	0	35,238,976
'09'01'01'03消防団活動事業	159	14,676,000	12,603,967	0	0	0	0	928,000	11,675,967
'09'01'02'03消防施設管理・運営事業	162	387,879,000	387,799,220	0	0	0	0	0	387,799,220
'09'01'03'03災害対策事業	165	19,261,000	16,941,651	1,001,000	0	0	0	427,000	15,513,651
'09'01'03'04都市防災総合推進事業(町民安全課)	171	258,707,000	257,970,373	107,262,000	0	0	85,000,000	0	65,718,373
'10'01'01'03教育委員会事業	368	1,721,000	1,644,372	0	0	0	0	0	1,644,372
'10'01'02'03学校教育管理事業	371	218,212,000	52,537,823	2,726,000	0	130,790,000	0	0	△ 80,978,177
'10'02'01'03小学校運営事業	374	102,446,000	97,766,675	801,000	0	0	0	0	96,965,675
'10'02'01'04小学校施設管理事業	377	51,419,000	49,258,249	0	0	0	0	43,360	49,214,889
'10'02'01'05小学校整備事業	380	1,103,968,000	63,654,679	0	0	0	0	0	63,654,679
'10'02'02'03小学校教育振興事業	383	8,509,000	8,227,443	275,400	0	0	0	0	7,952,043
'10'03'01'03中学校運営事業	386	51,872,000	50,468,845	35,000	0	0	0	0	50,433,845
'10'03'01'04中学校施設管理事業	389	35,038,000	34,961,322	0	0	0	0	0	34,961,322
'10'03'02'03中学校教育振興事業	391	14,146,000	11,859,409	838,430	0	0	0	0	11,020,979
'10'04'01'03給食センター運営事業	394	149,355,000	148,412,474	0	0	0	0	63,082,364	85,330,110
'10'04'01'04給食センター施設管理事業	397	43,828,000	43,450,965	0	0	0	0	0	43,450,965
'10'05'01'03家庭教育推進事業	400	45,000	0	0	0	0	0	0	0
'10'05'01'04生涯学習活動推進事業	403	15,036,000	12,719,119	0	12,480	200,000	0	0	12,506,639
'10'05'01'05生涯学習講座事業	406	422,000	154,103	0	0	0	0	15,000	139,103
'10'05'01'07町史編さん事業	440	12,371,000	6,739,652	0	0	0	0	0	6,739,652
'10'05'02'03中央公民館管理事業	409	51,324,000	48,571,765	0	903,295	0	0	0	47,668,460
'10'05'02'04町民会館管理事業	412	18,348,000	17,599,414	0	368,190	0	0	0	17,231,224
'10'05'03'03図書館運営事業	436	30,489,000	30,257,654	0	0	0	0	68,059	30,189,595
'10'05'04'03文化財保護事業	427	1,744,000	1,724,540	0	0	0	0	7,900	1,716,640
'10'05'04'04歴史民俗資料館運営事業	430	11,679,000	11,536,669	0	0	0	0	9,500	11,527,169
'10'06'01'03社会体育振興事業	415	6,836,000	4,690,789	0	465,295	6,000	0	0	4,219,494
'10'06'02'03温水プール管理事業	418	55,917,000	55,555,978	0	0	0	0	275,000	55,280,978
'10'06'02'04グラウンド等管理事業	421	47,471,000	47,084,463	0	0	0	0	951,197	46,133,266
'10'06'02'05野外活動施設管理事業	424	4,817,000	4,598,371	0	0	0	0	0	4,598,371
税務対応事務事業	89	—	—	—	—	—	—	—	—
相談窓口事業	169	—	—	—	—	—	—	—	—
開発・建築事務事業	195	—	—	—	—	—	—	—	—
歴史文化教育事業	433	—	—	—	—	—	—	—	—
会計事務、公金運用事務、備品・消耗品管理事務	443	—	—	—	—	—	—	—	—

第7次大口町総合計画基本政策別体系表

基本目標	基本政策	事業名
1 次代を担う子ども・若者の育成	(1) 子育て環境の充実	子育て支援事業
		母子福祉事業
		児童手当給付事業
		児童センター運営事業
		児童センター施設管理事業
		児童クラブ運営事業
		保育園運営事業
		保育園施設管理事業
		保育園整備事業
		母子通園事業
	(2) 学びの基礎をつくる	教育委員会事業
		学校教育管理事業
		小学校運営事業
		小学校施設管理事業
		小学校整備事業
		小学校教育振興事業
		中学校運営事業
		中学校施設管理事業
		中学校教育振興事業
		給食センター運営事業
	(3) 青少年の育成	人権擁護活動事業
		家庭教育推進事業
2 健康で安心な暮らし	(1) 健康	健康づくり推進事業
		地域保健（医療）対策事業
		感染症等予防事業
		成人保健事業
		新型コロナウイルスワクチン接種事業
		母子保健事業
	(2) 福祉	社会福祉推進事業
		障がい者福祉事業
		障がい者自立支援事業
		高齢者福祉事業
	(3) 社会保障	子ども医療費助成事業
		障害者医療費助成事業
		母子・父子家庭等医療費助成事業
		精神障害者医療費助成事業
		後期高齢者福祉医療費助成事業
		後期高齢者医療保険事業（一般会計）
		国民年金事業
		養育医療費助成事業



5 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する



環境保全対策事業
廃棄物処分事業
ごみ減量・資源化事業
し尿処理事業
河川排水路維持管理事業
緑化推進事業
公園維持管理事業
公園整備事業

企業立地推進事業
勤労者支援事業
商工業振興事業
賑わい創出事業
農業委員会事業
農業振興事業
農業法人設立事業
環境共生事業
土地改良事業
土地改良施設維持事業

6 持続可能な地域経営

(1) まちづくり	60周年記念事業 行政区振興事業 まちづくり活動推進事業 活動団体支援事業 地域自治推進事業
(2) 行財政経営	法制執務事務事業 行政対応事務事業 設計・契約等適正化事業 財産管理事業 公用車管理事業 情報系システム運用事業 基幹系システム運用事業 選挙管理委員会事業 各選挙事業 統計事業 税務対応事務事業 町県民税事務事業 固定資産税事務事業 軽自動車税事務事業 収納事務事業 政策推進事業 広域行政事務事業 ふるさと納税事業 財政事務事業 丹羽広域事務組合水道部助成事業 戸籍住民基本台帳等事業 人口関係統計調査事業 個人番号カード交付事業 健康文化センター管理事業 会計事務 監査事務事業 議会運営事業
(3) 情報発信・共有	情報公開・個人情報保護・文書管理事業 秘書事務事業 儀式・表彰事務事業 広報・広聴事業 シティプロモーション事業 観光振興事業 議会広報事業

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	1
事業名	法制執務事務事業		

■ 基礎情報

目的	法規等に係る事務を適切に行うことで町行政運営の維持向上に努める。		
事務内容	・ 例規審査会の開催 ・ 例規審査会事前内容確認 ・ 法規等追録 ・ 例規集追録		・ 法令、例規システム管理等 ・ 告示、公告事務
現在における経過又は課題	1 法律の改正が多く行われ、それに伴う条例等の改正を必要とする件数が増加している。 2 加除式図書の利用状況を確認し、適宜見直しを行う必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	1 法令の改廃や例規整備に関する情報収集サービス等を活用し、各課担当職員への情報提供を充実させ、遺漏なく例規の制定、改廃を行う。 2 加除式図書の利用状況を確認し、インターネット情報サービス（判例システムD 1－Low等）の活用を提案し、必要なものと代替えがきくものとを精査し、追録費の削減に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標							
H30 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・ 国、県の法令改正等の情報収集に努めつつ、適切な例規整備を行う。 ・ 本町の例規整備において、法令等の考え方、通知通達に即した考え方の浸透に努める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・国、県の法令改正等の情報収集に努めつつ、適切な例規整備を行う。 ・
R5年度	・国、県の法令改正等の情報収集に努めつつ、適切な例規整備を行う。 ・

■目標又は改善策に対する取組内容

■評価

昨年度に引き続き新型コロナウイルス関連の要綱整備が多くみられ、対応までの期日が短い中適切に対応することができた。

毎年の税制改正についても適切に対応することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	2
事業名	情報公開・個人情報保護・文書管理事業		

■基礎情報

目的	情報公開により町民の町政に対する理解と信頼を深め、参加を促進する。 個人情報について、その利用が著しく拡大していることを鑑み、各課職員に情報の適正な取扱いをするよう注意喚起を促すとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し町政の公正で適正な運営を図る。		
事務内容	・ 情報公開・個人情報保護審査会事務局 ・ 情報公開・個人情報・特定個人情報事務手続き ・ 公文書回収運搬（機密文書溶解廃棄）		・ 永年・10年保存文書管理 ・ 文書管理システムの管理運営
現在における経過又は課題	文書保管庫（北倉庫）の保管スペースの確保、保管環境の整備について、引き続き検討を要する。 番号法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護に加え、特定個人情報保護制度の適正な運用が求められる。		
令和3年度の目標又は改善策	保存文書の点検・整理や保管物品の移動等による、既設倉庫の物理的なスペース確保を図る。 文書管理システムの利用促進と電子決裁によるペーパーレス化を進める。過去の保存文書のデータ化、文書（公文書、歴史的資料）の保存基準・方法、それに適った文書管理方法についても検討を進める。 町の保有する個人情報・特定個人情報について、制度の目的に即した適切な判断に基づく、情報公開及び個人情報、特定個人情報保護を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有			
成果 指標	個人情報漏えい被害報告数						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

■3年間の目標

目 標	各職員に情報の適正な取扱いをするよう注意喚起し、個人情報保護制度の適正な運用に努める。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・eラーニングを活用した研修を実施する。 ・
R5 年度	・eラーニングを活用した研修を実施する。 ・

■目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

情報公開・個人情報保護審査会を開催し、令和３年度前に審査請求のあった２案件を審査した。審査会の権限に属さない話題の比率が高く、論点を整理しながら慎重な審査を行った。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	3
事業名	非核平和推進事業		

■ 基礎情報

目的	昭和60年9月に行った「非核平和宣言」にもとづき、恒久平和と核兵器の廃絶を訴えるとともに、平和意識の高揚を図るため、各種啓発、催事等を実施する。		
事務内容	・ 広島長崎原爆パネル展の開催 ・ 中学生の広島平和記念式典への派遣 ・ 大口町平和祈念式の開催		
現在における経過又は課題	昭和60年9月に非核平和宣言をして以降、大口町が積み重ねてきた非核平和の取り組みの継続と啓発が必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを改めて考える機会として、前年度に引き続き、「非核平和パネル展の開催」、「広島平和記念式典への大口中学校2年生の派遣」、「平和祈念式の開催」を実施する。 世界、国内各都市の非核及び平和行政の動きを注視するとともに、核兵器廃絶に向けた意識喚起等に連帯して取り組む。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
	基本政策	第 3 節	多文化共生・交流・平和				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	大口中学校 2 年生の平和学習を軸に、引き続き非核平和事業を実施する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを風化させないよう繰り返し平和事業を実施する。
R5年度	・核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを風化させないよう繰り返し平和事業を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き「広島平和記念式典への大口中学校2年生の派遣」、「平和祈念式」は中止となった。

■評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できる事業が限られたものになった。今後新型コロナウイルス感染症の影響が縮小していくとしても、学校のカリキュラム・行事の見直し、遺族会会員の高齢化等を踏まえ、事業の目的は継続しつつ、事業そのものは見直していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	4
事業名	行政対応事務事業		

■ 基礎情報

目的	郵便管理業務等の行政事務の円滑な運用を図る。 住民の窓口ともなる宿日直業務の管理運営 固定資産評価審査委員会、行政不服審査会の運営 指定管理者審議会の運営		
事務内容	・ 固定資産評価審査委員会 ・ 指定管理者審議会 ・ 行政不服審査会 ・ 新聞購読、在庫消耗品管理	・ 郵便管理業務 ・ 電話交換業務 ・ 宿日直、法律相談委託業務 ・ 町名案内板管理 ・ 自衛官募集事務	
現在における経過又は課題	電話交換業務、郵便管理業務、宿日直業務等の通常業務を問題なく運用する。 行政不服審査法に基づく審査請求、固定資産評価に対する審査請求に対し、迅速・適正な審査に臨める体制維持が必要である。 指定管理を行っている施設のうち、令和5年度から指定管理者の変更を予定している健康文化センターについて、令和3年度のうちに選定を行う。		
令和3年度の目標又は改善策	大口町健康文化センターの令和5年度からの指定管理者について、任意指定を計画しており、住民サービス向上、経費の効率化等、改善を目指して次期指定管理者の審議を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果指標	受付・窓口における町職員の対応に対する住民の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
67.3%	73.5%	68.0%	－	－	－	－	78.0%

■3年間の目標

目 標	電話交換業務、郵便管理業務、宿日直業務等の通常業務を問題なく運用する。 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施にむけて大口町コミュニティ・ワークセン ターとの委託料の算定に関する協定について見直しを含めた対応を行う。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	- 電話交換業務、郵便管理業務、宿日直業務等の通常業務を問題なく運用する。 - 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向けた対応策の検討を行う。
R5 年度	電話交換業務、郵便管理業務、宿日直業務等の通常業務を問題なく運用する。

■目標又は改善策に対する取組内容

新型コロナウイルスワクチン接種の電話予約に関し相当数の苦情が寄せられた。日々寄せられた意見を新型コロナウイルスワクチン接種推進室と情報共有し、適切な電話対応が実施できるよう改善に努めた。 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施にむけた大口町コミュニティ・ワークセンターとの委託料の算定に関する協定について見直しについては、いわゆるシルバー人材センターの全国的な動きもある中、今年度については情報収集に努めた。

■評価

大口町健康文化センターの令和５年度からの指定管理者について、今年度の時点で未確定な要素はあるものの、非特定営利法人ウイル大口スポーツクラブを任意指定することに概ね良好な旨の答申を行い、来年度の移行期間につなげることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	5
事業名	設計・契約等適正化事業		

■ 基礎情報

目的	各種案件の設計審査、入札、検査等及び入札参加資格に関する適正な執行を図る。		
事務内容	・ 入札参加資格審査業務 ・ 設計内容の審査、業者選定、入札・契約・検査に関する業務		
現在における経過又は課題	入札契約適正化法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令で規定される義務付け事項の他、一般競争入札の導入、総合評価落札方式の導入、活用、ダンピング対策の導入状況や発注の平準化の取組について求められているが、このうち総合評価落札方式による影響、メリットについて、十分な検証をするまでに至っていない。かつ、総合評価落札方式入札実施にあたり、低入札価格調査制度の導入することが求められる等、法に合わせた制度導入や改正が求められている。		
令和3年度の目標又は改善策	公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する施策を総合的に推進するための基本方針の中で、計画的な発注、施工時期の平準化とともに適正な工期設定及び適切な設計変更が求められており、愛知県においても、施工時期の平準化への取組と週休2日の確保を含む適正な工期設定を重点項目として推進している。 例年、下半期に集中する工事発注について、発注見通しと相違ないよう適切な時期に発注ができるよう各課への要請とともに、県及び一部市町村で導入している週休2日制の制度導入について検討する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	各種案件の設計審査、入札、検査等及び入札参加資格に関する適正な執行を行う。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	
R5 年度	・入札参加資格審査申請受付

■目標又は改善策に対する取組内容

計画的な発注及び施工時期の平準化に向けては、各課から提出されている発注見通しに基づき、随時各課に発注時期の確認を行い計画に遅れが無いよう留意している。 （一部工事における）週休2日制の制度化については、進展していない。

■評価

入札制度改正のうち、一般競争入札制度については、事後審査方式が主流となったことによる現行制度の不整合の解消と地元建設業者の入札参加機会拡大と育成を兼ねて特定建設工事共同企業体による入札参加を可能とする制度を整えることができた。令和3年度については、同制度による入札公告を1件行っている（開札は令和4年度）。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	6
事業名	財産管理事業		

■ 基礎情報

目的	庁内管理規則の規定により、本庁舎の使用の規制及び秩序の維持に努め、もって本庁舎における公務の円滑かつ適正な執行を確保する。		
事務内容	・ 庁舎消耗品、備品管理 ・ 庁舎施設、設備等の保守管理 ・ 公共施設の施設賠償保険、現金動産等の保険加入、適用等の事務		・ 町有財産の維持管理、売払い
現在における経過又は課題	庁舎トイレの洋式化及び床の乾式化が課題であるが、令和2年初頭から猛威を振るっている コロナ禍による衛生管理から、役場トイレ等の手洗いについて、蛇口に手を触れずに手を洗えるような設備を検討。 議場排煙窓が故障しており、早急な修繕が必要。 庁舎駐車場西側にある花壇前の通路が不陸であるため、改善が必要。		
令和3年度の目標又は改善策	役場庁舎の手洗いについて、センサーにより手をかざすだけで水が出るような自動水栓設備を設置する。 庁舎議場の排煙窓は休会中（10月中を目途）に修繕を行う。 花壇前の通路については、突発的な緊急的修繕などの兼ね合いから年度内に修繕を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・庁舎の長寿命化を目指し、計画的な修繕等に努める。					
項　目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
庁舎外壁塗装		実施				
給排水衛生設備改修		見送り	－			

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ ・
R5 年度	・ ・

■目標又は改善策に対する取組内容

本庁舎トイレ手洗いについては、全て自動水栓に切り替えを行った。
 庁舎議場排煙窓の修繕を行い、開閉が可能となり、消防点検についても指摘無しであった。
 庁舎花壇前の通路は舗装修繕をし、危険なく歩行可能となった。

■評価

予算の適切な執行と計画的な工事及び修繕を行い、安心・安全な庁舎管理に努めた。
目標・課題以外にも、議場傍聴席天井修繕、喫煙室雨漏り修繕、消防設備修繕など緊急的な修繕が発生したが、都度迅速に対応を行った。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	7
事業名	公用車管理事業		

■基礎情報

目的	公用車15年更新計画に基づき、購入及びリースを計画的に行い、適正な公用車の管理・維持に努め、公務の円滑な執行を確保する。		
事務内容	・ 公用車消耗品・備品管理 ・ 公用車の保守・維持管理 ・ 公用車の賠償保険、新車の保険加入等の事務		・ 公用車買い替え事務 ・ 公用車事故等の対応 ・ 燃料単価契約事務 ・ 公用車（1、2号車）運転委託事務
現在における経過又は課題	・ 公用車のリースから購入への切替えがほぼ終わり、次の更新計画を検討する時期に来ている。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 公用車15年更新計画に沿って、公用車を安全に使用できるように、公用車を大切に使用するような啓発に努める。 ・ 給食配送車の更新を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	公用車の計画的な更新計画を策定し、実施する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
公用車買換え時期		レジアス エース（リ ース車）		給食配送 車 2 台		

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・
R5 年度	・

■目標又は改善策に対する取組内容

■評価

給食配送車の更新については、給食センターが次世代車両の導入可否について、企業とともに検討を進めているところであり、令和３年度の更新は中止となった。検討結果報告を受け次第、更新準備を再開することとした。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	8
事業名	情報系システム運用事業		

■ 基礎情報

目的	各課の課題への対応、かつ、住民サービス向上のために今日の行政事務に不可欠な要素の一つとして、「情報系」コンピュータ等が設置されている。その電子計算組織（情報処理システム）の円滑な運営及び安定稼働を目的とする。		
事務内容	・セキュリティ対策 ・情報系システム（グループウェア）運用支援 ・セキュリティポリシー	・ LGWAN 管理 ・ LGWAN 利用系とインターネット接続系の適正な運用管理 ・ 情報系システムの機器保守 ・ セキュリティ監査・監視	
現在における経過又は課題	1 庁内バックボーン回線が平成11年敷設の配線を利用していること、既設ネットワーク機器が導入後7年目となるため、配線を含めて更新する。 2 インターネット系ネットワークと LGWAN 系ネットワークの認証装置が個別に設置されているため、職員が複数のパスワードを記憶する等の対応が必要である。 3 平成30年に LGWAN 系システムの更新を行い、Windows10 の利用を開始したため、定期的に大型アップデートを実施する必要がある。 4 ネットワーク強靱化（インターネット分離）して5年を経過するが、令和3年度に実施する愛知県のセキュリティクラウド更新による機能重複を避けるため可能な限り保守延長をし、令和4年度までの安定稼働を目的に必要な作業を実施する。		
令和3年度の目標又は改善策	1 LGWAN 系バックボーン回線機器を、拠点間 VPN 回線更新と併せて実施し、安定稼働と費用削減を図る。また、VPN 装置更新に伴い DHCP サーバーを構築する。 2 あいち情報セキュリティクラウドの更新に合わせて既存機器の設定変更、保守延長で対応し、ネットワーク強靱化に係る機器更新を1年延長する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	・ネットワーク回線、機器更新 ・DHCP サーバー構築					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
ファイルサーバー		計画	更新			
地理情報システム			更新			
ネットワーク強靱化					更新	
ネットワーク機器更新				更新		
LGWAN 系システム更新					更新	
グループウェア更新		更新				更新

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	インターネット系(強靱化ネットワーク)システム更新 LGWAN 系システム更新
R5 年度	グループウェア更新

■目標又は改善策に対する取組内容

LGWAN 系バックボーン回線機器更新を、拠点間 VPN 回線更新と併せて実施し、安定稼働と費用削減を図った。世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症の影響から一部の通信機器の納品が遅れ、事業の完了を翌年度に繰越すこととなった。 計画どおり年度末に電算室・サーバー室の空調機器を更新した。 あいち情報セキュリティクラウド更新に伴うインターネット系機器設定変更を行い、新環境への接続を完了した。

■評価

拠点間 VPN 回線更新を実施し拠点間の通信帯域の向上を図り、ファイルサーバーへのアクセス速度向上と、懸念点であった Windows10 大型アップデートに耐えうる回線を確保した。併せて DHCP サーバーを構築し、管理職の PC だけでなく、政策推進課に配置の PC に所定の設定を行うことで、拠点間を移動してもネットワークを利用できるようになり、利便性の向上に繋がった。

LGWAN 系バックボーン回線機器更新により回線・機器の冗長化を図り、バックボーン回線帯域の向上と、落雷等による機器障害時にネットワーク停止とならないよう耐障害性の向上を図った。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	9
事業名	基幹系システム運用事業		

■ 基礎情報

目的	住民のサービス提供のために今日の行政事務に不可欠な要素の一つである、情報網で接続された電子計算機器からなる基幹系電子計算組織（情報処理システム）の円滑な運営及び安定稼働を目的とする。		
事務内容	・ 総合住民情報システムの安定 ・ 法令改正等によるシステム改修 ・ 機器、システムの保守	・ 不正アクセスの監視 ・ 大口町データ管理委員会 ・ 大口町電子計算機運営委員会	
現在における経過又は課題	1 番号制度の運用により提起された課題に対応するとともに健康診査結果の情報連携開始ほか、定期的に国のシステムの改修があり、これに対応する必要がある。 2 国の中間サーバー・プラットフォームシステムの更新に伴い、情報提供ネットワークシステムとの接続 VPN 装置等が変更となるため、国のスケジュールに合わせて実施する必要がある。 3 行政デジタル化に伴い、AI・RPAの導入拡大、電子申請環境整備等が求められる。 4 国の進める自治体システム標準化に対応する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	1 社会保障と税番号制度については、国のシステム改修に伴い個別に庁内システムの改修が必要かどうかを個別に検討する必要がある。国の通知を注視するとともに、システム業者と連絡を密にして対応するとともに、年金の情報連携など大幅な改修についてはスケジュールに余裕をもって対応する。 2 連帳プリンタが5年経過するものの継続利用するが、高価なため単票化を推進する。 3 導入したRPAツールや県域AI-OCRを活用した事務効率化や行政手続きデジタル化を推奨する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・ 社会保障・ 税番号制度への対応					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
社会保障・ 税番号制度			情報提供 NW 更新	更新完了	情報提供 NW 更新	
総合住民情報システム更新			共同化 検討	共同化 検討	更新準備	更新
住民基本台帳ネットワークシステム 更新					更新準備	更新
行政デジタル化 AI・RPA			導入	拡充	拡充	拡充
基幹系ネットワーク更新			更新			

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	総合住民情報システム更新準備（自治体システム標準化対応）
R5年度	総合住民情報システム更新（自治体システム標準化対応）

■目標又は改善策に対する取組内容

概ね5年間に一度高額な更新費用を要していた連帳プリンタの利用を終了するため、未だ連帳プリンタを利用していた税の当初課税の帳票等の単票化・外注化を実施した。
令和3年度に実施された臨時福祉給付金について、限られた時間の中、システム改修等適切に対応した。

■評価

連帳プリンタの利用終了により、当初課税に係る帳票の外注委託費は発生するものの、年間100万円程度の歳出削減につながった。

臨時福祉給付金に係るシステム改修について、国の制度設計から実施までの限られた時間の中、適切にシステム改修等を行い、事業実施の一助となった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	10
事業名	選挙管理委員会事業		

■基礎情報

目的	選挙制度の啓発と選挙事務の適正執行を図る。		
事務内容	・ 選挙管理委員会開催 ・ 選挙啓発 ・ 選挙人名簿定時登録事務 ・ 在外選挙人登録事務		
現在における経過又は課題	公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が18歳に引き下げられて5年が経過しようとしている。選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であるため、町民一人ひとりが政治や選挙に強い関心を持てるよう、よりいっそうの意識の向上が求められる。		
令和3年度の目標又は改善策	令和3年度には、任期満了に伴う町長選挙が予定されている。また、衆議院総選挙の執行が確実に見込まれるため、遅滞なく漏れなく対応する必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

共通投票所の導入について調査研究を進める。						
目 標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・参議院議員通常選挙を適正に執行する。 ・任期満了に伴う愛知県知事選挙を適正に執行する。 ・翌年度執行の大口町議会議員一般選挙に向け、選挙公営、選挙公報の説明を適切に行う。
R5 年度	・任期満了に伴う大口町議会議員一般選挙を適正に執行する。

■目標又は改善策に対する取組内容

明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、昨年度に引き続き学校への依頼を見送り、広報おおぐちを通じて作品募集を行った。

■評価

定期の選挙管理委員会事務について、適切に対応した。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	1 1
事業名	各選挙事業		

■ 基礎情報

目的	今年度執行される選挙を滞りなく適正に執行する。
事務内容	・衆議院議員総選挙（R3. 10. 31 執行） ・大口町長選挙（R3. 10. 24 執行）
現在における経過又は課題	選挙の適正執行、選挙経費の縮減、開票時間の短縮。 投票率の低下を防ぐ啓発。 大口町長選挙においては、選挙公営、選挙公報制度を導入して初めての選挙となるため、わかりやすい説明に努め、適正に執行する。
令和3年度の目標又は改善策	前回の選挙から1年以上期間が開いているので、遅滞なく漏れなく適正な選挙事務の執行に努める。 選挙権年齢が18歳に引き下げられて5年を経過しており、その意義を理解し主体的に政治に関わってもらえるよう啓発に努める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	過去の選挙の反省を踏まえ、継続するところ、見直すところを見極め、適正な選挙事務執行に努める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・参議院議員通常選挙を適正に執行する。 ・任期満了に伴う愛知県知事選挙を適正に執行する。 ・翌年度執行の大口町議会議員一般選挙に向け、選挙公営、選挙公報の説明を適切に行う。
R5年度	・任期満了に伴う大口町議会議員一般選挙を適正に執行する。

■目標又は改善策に対する取組内容

町長選挙、町議会議員補欠選挙においては、初めて選挙公営、選挙公報発行について対応することとなった。陣営数が少なかったものの、制度の周知に努め、適切に運用した。

衆議院議員総選挙の選挙期日確定においては、前例を見ない展開となった。投票日当日の投票者数の把握に不備があり、結果開票終了が見込みから2時間程度遅れることとなり、今後の課題を残した。

段ボールパーテーション導入、クリップ鉛筆の採用、投票事務説明会に代えて事前の説明資料配布（掲載）等、新型コロナウイルス感染症対策のため前例のない数々の対応を検討、実施した。

■ 評価

町長選挙、町議会議員補欠選挙において、委員会事務局内、委員会内で協議し、衆議院議員総選挙の日程如何によっては3月に決定した日程を変更する旨の決定をし、発表することができた。

町の選挙は前後1週間どちらにも変更できる日程で決めることが適当であるとわかった。

衆議院議員総選挙の開票遅延について、終了後当該投票所の事務従事者、委員会事務局とで見直しを行い、今後の適正な選挙執行のための対策をまとめることができた。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も状況を見ながらの検討・対応が必要となるが、説明会実施に代えての資料配布（掲載）による周知は、職員の負担軽減、時間短縮の面からも一定の効果があったものと考えている。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	行政課	No.	1 2
事業名	統計事業		

■ 基礎情報

目的	行政活動の基礎データや、社会全体で利用される情報基盤として活用するため、一定の条件のもとに各種の統計調査を実施し、経済の発展や生活の向上に寄与する。		
事務内容	・ 統計調査員確保対策事業 ・ 工業統計調査 ・ 農林業センサス ・ 住宅・土地統計調査・		・ 経済センサス調査区管理、基礎調査、活動調査 ・ 全国家計構造調査 ・ 国勢調査
現在における経過又は課題	統計調査の調査対象者から協力が得難くなってきている。また、協力が得られた場合においても、記入が不十分であることが多々見受けられ、職員の事務負担が多くなっている。 各統計調査においてインターネットによるオンライン回答方式が導入されつつあるが、まだ普及・定着に至っていない。依然として、調査票の配布・回収及びその点検・整理を行う統計調査員が不可欠であり、その人材確保は課題となっている。		
令和3年度の目標又は改善策	令和3年度は、経済センサス-活動調査の基幹統計調査を実施するほか、総務省から依頼があった場合に令和2年度に実施した国勢調査の事後審査を継続して実施する。 また、県の実施する労働力調査において、本町の一部が調査単位区となっているため、本町より調査員を推薦する。調査に当たっては、ホームページやチラシ等を通じて調査への理解・協力が得られるよう努めるほか、調査員が、調査の趣旨及び調査項目への理解を深め調査活動を円滑に進められるよう、調査説明会や調査対象への啓発等、フォローアップを行う。また、身に着けた知識や経験を今後も統計調査員として発揮し続けてもらえるよう登録への働きかけを行う。		

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3 年間の目標

目 標	・適切に統計調査を実施する。 ・必要な統計調査員を確保する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
工業統計事業		実施	実施	準備	予定	予定
経済センサス・基礎調査事業		実施	実施			
経済センサス・活動調査事業			準備	実施		
農林業センサス事業		実施				準備
国勢調査事業		準備	実施			
住宅・土地統計事業					準備	実施

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	工業統計調査、就業構造基本調査
R5 年度	工業統計調査、住宅・土地統計調査

■目標又は改善策に対する取組内容

経済センサス・活動調査については、調査票配布後は全て郵送・インターネット回答での対応となった。
工業統計については、国の直轄事業となった。

■評価

長年大口町の統計業務に携わってきた調査員が、１０年以上推薦を続けた結果、本年度に叙勲を受けることになった。本町公室において町長から伝達を行い、その様子を広報おおぐちに掲載することができ、本人はもとよりご家族も大変喜んでいた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	税務課	No.	1
事業名	税務対応事務事業		

■ 基礎情報

目的	課税事務、収納事務の円滑化を図る		
事務内容	・小牧税務推進協議会に係わること ・小牧法人会大口支部に係わること ・尾北納税貯蓄組合連合会に係わること	・青色申告会大口連絡協議会に係わること ・租税教室に係わること	
現在における経過又は課題	・小牧税務推進協議会は、国税、県税及び小牧税務署管内の自治体との連絡会議であり、情報交換、税の専門知識の向上のため研修会や確定申告が円滑に行えるように勉強会の開催、さらには管内優良納税者の表彰も行っている。 ・小牧法人会大口支部では、定期的な役員会や総会が行われるが、極力出席して税に関することや様々なことを情報発信することにより、少しでも『税』を身近に感じてもらえるよう努めていくことが必要である。 ・尾北納税貯蓄組合連合会は、税を考える週間時に啓発活動の一環として、税に関する作文と習字の優秀作品の表彰を行い、習字においては役場ホールに展示をしている。 ・青色申告会大口連絡協議会は、青色申告の推進や税を考える週間時に啓発活動の一環として、啓発文が書かれたプランターに花の苗の植栽を行い、それを役場玄関及び健康文化センター入口に春まで設置をし、税の啓発を行っている。 ・租税教室は、小学生のうちから税の目的・仕組み・使われ方を理解してもらい、将来の税務行政に対する協力・理解・信頼を深めてもらうことが開催目的であり、さらに納税意識の高揚へとつなげ、収納率の向上へと結びつくようにすることが課題である。		
令和3年度の目標又は改善策	・会議や研修会等に進んで参加し、情報交換、情報収集や税知識の向上に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果 指標	町税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値
98.3%	98.9%	98.4%	98.5%	98.3%	98.9%	98.4%	98.5%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	関係機関と連携して、計画的に執行していく。
R5 年度	関係機関と連携して、計画的に執行していく。

■目標又は改善策に対する取組内容

各種会議や研修へ積極的に参加し、情報の発信や収集、知識の向上を行った。

■評価

法人会大口支部では税制改正などの情報発信を行った。また、他市町等と情報交換を行い、いろいろな研修へも参加することにより、税に関する知識等の向上ができたと考える。

税を考える週間における尾北納税貯蓄組合連合会主催の税の作品展について、11月11日から17日まで役場ロビーで展示し、周知啓発を行った。

今後も、税について関係団体と連携し、知識の向上と周知啓発を進めていく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	No.	2
事業名	町県民税事務事業		

■基礎情報

目的	福祉・教育・建設・ごみ処理等さまざまな分野で行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・個人課税資料（給報・申告書）収集 ・個人の課税資料登録と課税計算 ・法人からの申告や納付等の管理	・特別徴収事務 ・普通徴収事務 ・年金特徴事務 ・法人町民税事務	
現在における経過又は課題	適正かつ公平な課税を行うため、未申告者に対して文書勧奨等注力しているが、申告を得られないケースもあり、その対応に苦慮している。 申告書合算（4月上旬）から課税計算までの短期間で行うチェック作業が増加傾向にあることから、チェック事項の前倒し等の事務改善を行っており、スケジュール管理が重要となると思われる。確定申告大口会場での受付データをe-TAXにて送信することで、税務署との連携強化に取り組んでいる。また、経験年数問わず、正確な課税事務を進めていく上で、事務の効率化、マニュアルの整備を行い、セキュリティ対策の知識も高めていく必要がある。 e-LTAXや国税連携の電子媒体によるデータ連携について、より知識を深め活用していく必要がある。 帳票の単票化に向け、コスト面を踏まえ、データ渡しによる印刷製本業務を検討していく必要がある。 法人町民税法人税割額は、景気動向に左右され非常に不安定であるため、予算見積もり、決算見込みが難しい。		
令和3年度の目標又は改善策	適正かつ公平な課税を行うため、未申告者に対する文書勧奨、実態調査を継続し、公平性の確保を図る。 国税連携による配当、報酬データ、税務署経由の生保・損保の課税資料については、年度の早い段階で調査を行い、適正な課税を行う。併せて、期限内申告を徹底させていくことで、事務の軽減につなげていく。 電子化された給報、年報、申告書の取込みをスムーズに行い、増加傾向にある住民税申告書の入力や課税チェックに時間をかけるようにする。また経験年数に問わず、正確な課税事務を行うため、ダブルチェックの体制をとる。併せて、e-LTAXや国税連携等のセキュリティ対策研修等に積極的に参加する。 電子化可能とされる書類等は、はやい年度にて対応するように対応する。 法人町民税については、日頃より経済や社会の動向等に注意し、決算報告や説明会資料を確認する。また、企業訪問の際の情報を活用していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果 指標	町税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値
98.3%	98.9%	98.4%	98.5%	98.3%	98.9%	98.4%	98.5%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・適正な課税に努める
R5 年度	・適正な課税に努める

■目標又は改善策に対する取組内容

課税資料の電子化で、電子送信で提出する団体が急速に増え、これに対応するための知識の向上、又システムの改修を進めていくことができた。他市町や税務署への照会についても、紙媒体から情報連携システムの活用により、郵送費等の経費節減を含め、迅速で正確な事務処理ができた。 未申告者に対し、税務署からの課税資料を活用し、手紙や電話にて申告を促した。 法人町民税法人割の予算について、日頃から経済や社会の動向に注視しながら、決算報告やホームページ等を確認し、また電話にて情報提供いただき活用することに努めた。

■評価

関係各所との綿密な打合せや近隣市町との情報共有に徹し、また効率よく事務を進めるため、常にグループ内にて打合せすることにより、計画的に進めることができた。

新年度課税事務では、すべての事務処理を各職員が経験し、又適材適所に事務作業を振分け、効率的に事務処理を進めることができた。

より正確な課税事務を進めていく上で、情報連携や e-TAX 等の電子システムを有効活用し、迅速で適正な課税ができるように努めていく。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	No.	3
事業名	固定資産税事務事業		

■ 基礎情報

目的	福祉・教育・建設・ごみ処理等さまざまな分野で行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 土地家屋評価業務 ・ 土地家屋現地調査 ・ 税通処理業務 ・ 償却資産調査	・ 償却資産申告事務 ・ 固定資産税課税事務 ・ 課税更正事務	
現在における経過又は課題	土地の課税において、土地家屋合成図及び課税データを活用して課税地目のチェックを行い、現地調査を実施している。より適切な課税をするために、町内を巡回し把握する必要がある。 家屋の課税においては、建築家屋を把握し家屋調査を実施すると同時に、建替え等による家屋取壊しの把握に努めている。しかし、取り壊しについては、広報紙で届出の啓発をしているものの把握が難しいため、より多く町内を巡回し把握する必要がある。 また、償却資産においては、税務署調査及び企業が備える固定資産台帳を提出していただき、申告書の相違を確認する調査により適切な課税に努めている。 なお、土地税制、家屋評価そして償却資産申告など納税者にとっては複雑な制度になってきており、理解し難いものとなっているため、調査時に分かりやすい説明をするよう努める必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	納税者に対して分かりやすい説明ができるように、担当者のみならずグループ全体で業務内容を共有し、知識・情報の共有化を図る。 土地及び家屋の現況調査の実施にあたって、よりの確に把握できるように計画的に現況調査を行い、調査資料についても基幹システムを活用し、より正確な資料を作成する。 また、償却資産については、税務署調査及び企業が備える固定資産台帳を提出していただき、申告書の相違を確認する調査により適切な課税に努めている。 固定資産税の仕組みを理解しやすくするため、広報やホームページなどを利用しPRをする。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果 指標	町税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値
98.3%	98.9%	98.4%	98.5%	98.3%	98.9%	98.4%	98.5%

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 令和6年の評価替えに向けた土地鑑定業務を実施する ・
R5 年度	・ 令和6年の評価替えによる家屋の基準変更に向けた体制を整備する ・

■目標又は改善策に対する取組内容

土地や家屋の固定資産税課税については、「固定資産に関する税金のあらまし」や「固定資産税のしおり」等を活用したわかりやすい説明に努め、納税義務者の皆さんに理解をいただいた。
課税誤りをなくすために土地や家屋の現況調査を徹底した。
償却資産は、税務署調査を行い、申告内容の確認を行った。

■評価

現況調査の徹底を図り、土地の用途変更確認や取り壊し家屋の把握を行うことで、より適切な課税に努めることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	No.	4
事業名	軽自動車税事務事業		

■ 基礎情報

目的	福祉・教育・建設・ごみ処理等さまざまな分野で行政サービスを提供するための財源の確保		
事務内容	・ 軽自動車税(種別割)課税事務 ・ 軽自動車異動入力事務 ・ 原動機付き自転車等登録廃止事務 ・ 納税証明書発行事務		
現在における経過又は課題	町外に転出後、更に転居された場合は、納税通知書が返戻されることもあり、転居先の追跡に時間を要することが課題になっている。 転出時に手続きの説明を実施してきましたが、令和2年度から説明に合わせてチラシを手渡し啓発を進めている。		
令和3年度の目標又は改善策	引き続き、転出時に手続きの必要性を分かりやすく説明するとともに、チラシによる啓発を進めていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果 指標	町税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値
98.3%	98.9%	98.4%	98.5%	98.3%	98.9%	98.4%	98.5%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・適正な課税に努める
R5 年度	・適正な課税に努める

■目標又は改善策に対する取組内容

転出者には窓口において住所変更の依頼をするとともに、チラシを配布し周知に努めた。

■評価

入力誤りをなくすために入力チェックを徹底し、引き続き適正な課税に努めることができた。
転出者の住所変更について周知を進める必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部税務課	No.	5
事業名	収納事務事業		

■ 基礎情報

目的	税の公平な負担と税収入の確保		
事務内容	・ 滞納整理、処分事務 ・ 督促、催告事務 ・ 滞納者管理事務	・ 収納事務 ・ 不納欠損事務	
現在における経過又は課題	新型コロナウイルス感染症のよる世界経済の失速による倒産、廃業に伴う、雇止めや解雇、また、ほぼすべての労働者は、年間所得の減少となり、企業・家計に与える影響は、大きいものがある。今回の不況は、リーマンショック時と異なり、ほとんどの業種で業績が悪化していることであり、特に飲食、旅行、鉄道、空運関連は特に深刻である。ワクチン開発がされ、全世界にいきわたり、経済が回復するまで時間がかかると思われる。そうした中で、収入減少により生活が厳しくなり、納税に対する優先順位や意識低下が広がることも想定し得ることである。 故に、引き続き、新規滞納者に対する滞納整理初動体制の推進が必須と考えられるため、催告状や電話による催告で滞納額が小さいときに対応することで新規滞納者を抑制する。 また、これまで同様、高額・悪質滞納者に対する厳正な滞納処分の執行と納税に対する意識付けはもちろん、雇用形態の変貌（短期雇用や派遣雇用等）により目まぐるしく転入転出を繰り返す、その都度滞納を生み出す者への対応、更には、今後益々増加する外国人労働者への納税対応も講じなければならない。 前述の対応とともに、過去に対応した長期少額分納者や約束不履行者に対する滞納整理方法の見直し等、賦課担当はもちろん、国民健康保険税所管課等との連携を含め、更なる事務事業の改善を念頭に、徴税吏員としての職務を遂行していく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	新規滞納者に対しては、特に徴収強化月間において速やかに文書催告等を行い、滞納の増加抑制や滞納の再発防止を念頭に、個々に応じた計画的な滞納整理（分割納付案内や滞納処分の執行等）を行う。収納率の向上に努めることはもちろんであるが、何より、新たな滞納が生じた背景等を推察しながら十分な納税折衝を実施し、納税へと導く。そうした対応により、納税意識の低下を防止し、意識の高揚を図ることで収納率の向上を目指す。 継続した対応策として、高額・悪質滞納者や過去に対応した長期少額分納者や約束不履行者に対しては、必要に応じ差押を執行したり、差押を前提とした納税折衝を踏まえ、滞納処分の執行停止や納税の緩和制度の活用等、必要な法的手段を使って納税へと導いていくとともに、賦課担当や国民健康保険税所管課等との連携を密に図り、徴税吏員としての心構えや滞納整理に対する基本方針を共有する。あわせて、納付方法の多様化に伴い、引き続きクレジットカード納付の導入について検討する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	町税収納率							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
98.3%	98.9%	98.4%	98.5%	98.7%	98.8%	98.9%	99.0%	

■3年間の目標

目 標	町税収納率の向上					
	項　目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	町税収納率の向上	98.9%	98.4%	98.5%	98.7%	98.8%

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 収納率 98.7%を達成する為、効率的で効果的な滞納整理を進めていく。
R5 年度	・ 収納率 98.8%を達成する為、効率的で効果的な滞納整理を進めていく。

■目標又は改善策に対する取組内容

計画的な滞納整理（文書催告、強化月間の設定等。）を行う中で、特に現年度課税分の納付状況を確認しながら新規滞納者の発生抑止（初動対応）の強化を行った。具体的に、督促状発送後に納付確認できない者に対し、先ず未納納お知らせを発送し、その後呼出状、さらに差押予告書を段階的に発送し、併せて、電話催告や臨戸も並行して実施しながら、差押を前提とした納税交渉を行うことで、現年度課税分を確実に徴収することで、次年度への滞納繰越を未然に防止するよう努めた。

また、累積高額滞納者に対しては、納税交渉を粘り強く実施してもなお、納税意志が皆無と判断せざるを得ない場合は、財産調査を実施し、差押可能な財産を発見した場合は直ちに差押を執行した。

差押執行後も積極的に納税折衝を重ね、自主的に納付するよう指導した。

一方、納税交渉や財産調査後に担税力がないと判断した者や居所不明者等に対しては、訪問調査等追跡調査を実施し、必要に応じて滞納処分執行停止を行ったり、改めて納税に導くよう折衝を再開したりするなど、適正且つ公正な手続きを行った。

■評価

特に初動対応に着目し、計画的な滞納整理を実施したことで、引き続き新規（現年度）滞納者の発生を抑止し、滞納繰越額（予定額）を低水準に抑えることができた。

初動対応として段階的な文書催告を徹底して行ったことや、納税交渉が進まない累積高額滞納者に対し、預貯金、不動産賃料供託金等を発見し、差押を執行できたこともあり、昨年の町税全体の収納率を上回ったこと事は評価できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部政策推進課	No.	1
事業名	政策推進事業		

■基礎情報

目的	第7次大口町総合計画に掲げる町の将来像「輝く水と緑元気な暮らし広がる自治のまちおおぐち」と基本理念である「みんなで進める自立と共助のまちづくり」の実現のため、よりまちづくりの尺度に沿った行財政運営を進めることを目的とする。		
事務内容	・総合計画に係る事務 ・行政経営計画書の取りまとめ ・主要施策の成果報告書の取りまとめ ・施策の庁内調整	・先進地情報収集支援（旅費等の確保） ・地方分権と市町村合併研究 ・プロジェクトの運営支援	
現在における経過又は課題	・令和2年度に第7次総合計画策定後5年が経過したことから総合計画の中間見直しを行った。中間見直しは初めて行ったが、5年間の評価を行うのは担当者の異動等で困難の場合があったため、5年に1度の評価ではなく、中間見直しの際に活用した評価シートを活用し、短期間で評価をする仕組みの検討が必要である。例えば、毎年評価を積み重ねることにより、第8次総合計画の策定の際、事業の進捗状況や課題の経緯が分かるため、計画策定にスムーズに取り組むことができると考える。 ・行政経営計画書には、その事業に該当する総合計画の体系を記載することとなっているが、体系の記載のみでは総合計画を意識した行政経営計画書の作成というには不十分であると思われるため、より総合計画を意識して行政経営計画書を作成できるように様式の変更の検討が必要である。 ・主要施策の一般会計の主な施策の成果は行政経営計画書の掲載内容とほぼ同様としており、主要施策には全事業を掲載せず、事業を抜粋しているが、掲載する事業の選定基準が曖昧であった。 ・令和2年度に総合計画中間見直しに合わせて第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を策定した。		
令和3年度の目標又は改善策	・総合計画の進捗状況の確認、評価を毎年実施できる仕組みを検討する。 ・第7次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に沿って、事業に取り組むために、それら計画をより意識して行政経営計画書を作成できるような様式とするよう検討をする。 ・主要施策に掲載する事業の選定方法を検討をする。 ・各プロジェクト事業の課題等を整理し事業の実施及び実現を目指す。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	行財政運営に対する住民の満足度							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
53.6%	60.9%	－	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	

成果 指標	町民意識調査						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
—	実施	実施	—	—	—	実施	実施

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・総合計画の周知、事業の実施、実現 ・第2期まち・ひと・しごと地方創生総合戦略の周知、事業の実施、実現
R5 年度	・令和6年度当初予算に第8次総合計画策定に必要な予算（アンケート等）を計上（令和6年度（2024）、7年度（2025）で計画策定）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・総合計画の評価については、効率的にできるように行政経営計画書と総合計画の内容をリンクさせ、毎年行政経営計画書を作成することにより、総合計画の進捗状況の確認、評価ができるような表を作成ができないか検討した。
- ・行政経営計画書に「第7次大口町総合計画に定める事項」を追加し、体系、成果指標、目標値を記載することとした。
- ・主要施策「一般会計の主な施策の成果」に掲載する事業の選定はせず、行政経営計画書をそのまま主要施策の「一般会計の主な施策の成果」とすることを検討した。

■評価

- ・総合計画の評価を毎年するために行政経営計画書と総合計画をリンクさせる方法を検討したが、様式の完成までは至らなかった。令和4年度にまちづくり戦略プロジェクトと共に引き続き様式の検討をしたいと考えている。
- ・行政経営計画書に「第7次大口町総合計画に定める事項」を追加したことにより、総合計画を意識して行政経営計画書を作成することができるようになったと考える。
- ・令和4年度から、行政経営計画書を作成すれば、主要施策「一般会計の主な施策の成果」を作成する必要がなくなるため、事務の効率化に繋がると思われるが、引き続き様式の改善が必要であると考えている。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 政策推進課	No.	2
事業名	広域行政事務事業		

■基礎情報

目的	広域的な行政課題や共通の行政課題について、近隣市町と協議及び調整を行い、住民サービスの向上を図ることを目的とする。		
事務内容	・ 県郡町村会 ・ 尾北地区広域交通網対策連絡協議会 ・ 岐阜基地周辺市町連絡協議会 ・ 防衛施設周辺整備協議会	・ リニア中央エクスプレス建設促進愛知県期成同盟会 ・ 名古屋市近隣市町村事務連絡会 ・ 企画担当者会議（5市2町）	
現在における経過又は課題	岐阜基地周辺市町連絡協議会、尾北地区広域交通網対策連絡協議会、名古屋市近隣市町村事務連絡会、企画担当者会議においては、構成市町と毎年連携した活動が続いているため、今後も積極的な連携を図っていく。		
令和3年度の目標又は改善策	岐阜基地周辺市町連絡協議会、尾北地区広域交通網対策連絡協議会、名古屋市近隣市町村事務連絡会、企画担当者会議において、今年度の活動の中で他市町村との連携も強めていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標	行財政運営に対する住民の満足度							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
53.6%	60.9%	－	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%	

■3年間の目標

目標						
項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	各種協議会等を通じ、広域的、共通の課題解決に取り組む。
R5 年度	各種協議会等を通じ、広域的、共通の課題解決に取り組む。

■目標又は改善策に対する取組内容

岐阜基地周辺市町連絡協議会 ・令和3年5月 幹事会 総会について（書面開催） ・令和3年7月 総会 前年度事業報告、決算認定、当該年度事業計画及び予算について（書面開催） ・令和3年11月 要望調査 ・令和4年1月 幹事会 陳情について（書面開催） ・令和4年2月 陳情 東海防衛支局及び岐阜基地（郵送）
尾北地区広域交通網対策連絡協議会 ・令和3年4月 幹事会 総会について ・令和3年4月 総会 前年度事業報告決算認定、当該年度事業計画及び予算について ・令和3年6月 要望調査 ・令和3年7月 幹事会 要望事項の検討等 ・令和3年8月 委員会 要望内容、要望活動について ・令和3年10月 要望 名古屋鉄道(株)・名鉄バス(株)・中部運輸局・中部地方整備局・愛知県議会 愛知県・愛知県国道事務所・名古屋市・名古屋市会

企画担当者会議

- ・令和３年度は新型コロナウイルスの影響により開催なし。

■評価

・岐阜基地周辺市町連絡協議会

要望活動等近隣市町及び関係機関と連携を図り、滞りなく適正に事務事業が行われた。

・尾北地区広域交通網対策連絡協議会

要望活動等近隣市町及び関係機関と連携を図り、滞りなく適正に事務事業が行われた。

・企画担当者会議

新型コロナウイルスの影響により開催できなかったが、会議が開催できるようになった際は近隣市町と連携を図り、協力を得ながら様々な課題解決に向けての有意義な意見交換を実施したい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 政策推進課	No.	3
事業名	松江市姉妹都市提携事業		

■基礎情報

目的	平成27年8月29日に姉妹都市提携した島根県松江市との交流を図るため、各種イベントへの参加を始め、歴史・文化・まちづくりなど通じた様々な事業の実施を図り、行政間及び両市町住民間の継続した交流を図る。
事務内容	・ 交流関係部所との連絡調整
現在における経過又は課題	平成27年8月29日、島根県松江市と姉妹都市提携の盟約を交わした。これまでは民間レベルでの交流が主であったが、今後、町全体としての交流を活発にしていいため、行政間における情報交換や施策内容の検討、民間交流のさらなる促進を図る。 平成29年1月17日、堀尾吉晴公の足跡を調査・研究を行うため、松江市・島根県安来市・大口市の1市2町の間で共同研究会を立ち上げ、各種文献や資料を精査し、令和3年3月に堀尾吉晴公共同研究会報告書を完成させた。 また、令和2年度には、大口市中学校3年生が親善大使として修学旅行で松江市を訪問し、姉妹都市締結5周年記念として松江フォーゲルパークへおおぐち観鋭桜の記念植樹を行った。 共同研究をPRし、郷土の英傑「堀尾吉晴公」に広く関心を持ってもらえるよう情報の収集と発信に努める。
令和3年度の目標又は改善策	松江市との交流の活発化及びそれにあわせて、松江市との交流の原点になっている堀尾家の顕彰を町内全域へ広げていく。 両市町の市民・町民・職員が積極的に情報を交わし、幅広い分野で交流を深めるとともに、関係市町とも様々な面での交流や連携を強めていく方策を探る。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第4章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する					
	基本政策	第3節	多文化共生・交流・平和					
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	住民が松江市と姉妹都市を締結したきっかけを知り、様々な松江市との縁ができるようサポートを行う。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標
リフレッシュリゾート（宿泊）を利用し松江へ行った住民の人数（人）		119	39	120	130	135

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	住民が松江市に行く機会やきっかけを作る。
R5 年度	松江市とのつながりが続いていくようなサポートを行い、住民レベルでの交流が続いていくようにする。

■目標又は改善策に対する取組内容

住民が松江市を知るきっかけの事業として、松江城マラソン、松江市民レガッタへの参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け事業が中止となったため、活動ができなかった。 職員の交流についても新型コロナウイルス感染症の影響により事業はできなかったが、生涯学習課職員が歴史民俗史料館にて令和4年度に開催予定の企画展に係る視察をした。また、おおぐち観鋭桜の苗木を松江市民に配布した。

■評価

新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業が実施困難な状況ではあるが、様々な機会を捉えてコロナ禍でも可能な交流を継続していくことが必要である。また、堀尾家の顕彰を町内全域へ広げていく取り組みを進める必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部政策推進課	No.	4
事業名	ふるさと納税事業		

■ 基礎情報

目的	大口町で生産される食品や物品を返礼品とし、地域の産業を広く周知し、財源確保の方策とする。		
事務内容	・ ふるさと寄附申出受付、管理 ・ 返礼品発注 ・ 返礼品追加交渉、調整		
現在における経過又は課題	平成28年5月よりふるさと納税を開始した。国からの指針に沿いながら、事業に対する寄附のお礼として返礼品を送付している。 町内で生産または製造された物産を返礼品とすることで、ふるさと寄附を考える人の目に触れる機会が増え、大口町で作られている物を知ってもらう機会となっており、令和2年度からは、新たにオーダーメイド靴、オーダーメイド自転車、麦茶、うなぎを返礼品に加えている。 今後も、地域産業活性化の1つのツールとして活用できるようにしていく。 寄附件数は毎年増加しており収入は増えているが、同時に住民が他市町に寄附している件数も増加しており、寄附金に係る住民税税額控除により税収は減少している。		
令和3年度の目標又は改善策	地域産業がさらに活性化するよう、ふるさと寄附の返礼品となりえる「もの」、「こと」を検討する。 新たな返礼品の模索、および現在の返礼品の周知方法の検討により、税収の減少と収入の増額を比較した際にマイナスにならないような方法を考える。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	地域産業の活性化					
項 目（単位）		R1 実績	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標
返礼品提供企業数		4 件	8 社	10 社	11 社	12 社
寄附件数		883 件	1,828 件	1,806 件	1,850 件	1,900 件

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	返礼品となり得る「もの」や「こと」を検討し、調整をする。 周知方法の検討、実行をする。
R5 年度	返礼品となり得る「もの」や「こと」を検討し、調整をする。 周知方法の検討、実行をする。

■目標又は改善策に対する取組内容

令和2年度の実績は、ふるさと寄附金額 25,175,190 円（返礼品等の経費を除いた金額）よりも寄附金税額控除額 48,495,415 円が大きく収支は▲23,320,225 円となった。 令和3年度の実績は、ふるさと寄附金額 35,827,116 円（返礼品等の経費を除いた金額）よりも寄附金税額控除額 62,550,200 円が大きく収支は▲26,723,084 円となった。 令和3年度に、返礼品の取り扱い事業者を模索した結果、令和4年度から4社追加予定となった。合わせて契約済みの事業者様においても新規の返礼品を追加していただいた。

■評価

ふるさと寄附金額は増加したが、寄附金税額控除額も増加したため、収支は令和2年度と比較して、令和3年度はさらに▲3,402,859円マイナスとなった。

令和4年度には新規返礼品取扱事業者が4社追加される予定ではあるが、地域産業がさらに活性化し、税収減とならないように、更なるふるさと寄附の返礼品の充実を図る必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 政策推進課	No.	5
事業名	財政事務事業		

■基礎情報

目的	将来に亘って堅実で安定した行財政運営を実現すると共に、第7次大口町総合計画に掲げる基本目標の一つである「持続可能な地域経営」が効果的に推進できるように予算編成することを目的とする。		
事務内容	・ 予算編成 ・ 地方財政状況調査（決算統計）事務 ・ 起債管理 ・ 財政健全化判断比率等算定事務	・ 交付税事務 ・ 公会計事務 ・ 基金管理	
現在における経過又は課題	法人町民税法人税割の税率引き下げの影響が本格化し、合わせて新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税割の税収が減少し、令和3年度当初予算は、基金繰入による財源確保が必要となった。税率引き下げの影響による町税の減収に見合った予算規模になるよう引き続き経常経費削減に取り組むとともに、既存事業を見直す必要が生じている。 税収減に伴い財源が不足する中であっても必要となる公共工事や施設の長寿命化等に係る経費については、次世代の負担が過度にならないよう起債についても慎重に検討をしていく。 令和2年度に平成29年度分から令和元年度分の新公会計制度による財務書類の作成が完了したため、財務書類をもとに経費変動、実態等分析を行っていく。		
令和3年度の目標又は改善策	枠配分制度を導入してから年数が経過していることから、改めて制度の目的が各職員に理解されるよう、財政担当者による各部署への聞き取り時等を活用しつつ、説明していく。枠配分について事前に特殊事情が把握できるように情報収集を行う。 経常的な事業と臨時的な事業とを区別しているが、経常的な事業の予算で一般財源のほとんどを使ってしまうため、臨時的な事業の財源が不足している。経常経費の削減に合わせ臨時的な事業の内容、予算規模を予算編成の前に大まかに把握することにより、臨時的な事業を含め事業の選択と集中にける時間を確保できるように検討する。 新公会計制度による財務書類の活用について検討を進めていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果 指標	経常収支比率 実質公債費比率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績	R3 実績	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
74.4%	74.2%	81.1%	80.6%	75%以内	75%以内	75%以内	75%以内
0.6%	0.6%	1.5%	1.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	経常収支比率を75%以内に収めるために、経常経費の削減に努める。
R5 年度	経常収支比率を75%以内に収めるために、経常経費の削減に努める。

■目標又は改善策に対する取組内容

枠配分方式による予算編成ではあるが、枠配分内の予算要求額についても、増減のあるものを中心にできる限り科目ごとに内容を確認し、担当者に聞き取りを行うことにより経常経費に係る予算の精査をした。

■評価

枠配分額内であれば、予算査定は無いため、枠配分された金額内の満額で予算要求される場合があるが、枠配分内でも精査をして必要な金額のみを予算要求してもらい、更なる経常経費の削減をする必要がある。臨時的事業の内容、予算規模を予算編成の前に大まかに把握することはできなかったが、その必要性、仕組みについて検討する必要がある。

新公会計制度による財務書類の活用については、引き続き検討していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 政策推進課	No.	6
事業名	丹羽広域事務組合水道部助成事業		

■基礎情報

目的	平成24年12月13日付け児童手当に要する費用の負担に関する協定書に基づいて、丹羽広域事務組合水道部職員に係る児童手当の支給に要する費用の一部を負担することを目的とする。		
事務内容	・丹羽広域事務組合水道部に対して、当該職員の児童手当の支給に要する費用の一部を、当該組合からの請求により補助する。	・丹羽広域事務組合水道部に対して、当該職員の児童手当の支給に要する費用の一部を、当該組合からの請求により補助する。	
現在における経過又は課題	平成22年11月26日付け子ども手当に要する費用の負担に関する協定書に基づいて補助をしていたが、国において、24年度に子ども手当制度から児童手当制度に変更された。 このことについて、丹羽広域事務組合及び扶桑町と協議し、引続き丹羽広域事務組合水道部に対して、当該職員の児童手当の支給に要する費用の一部を、当該組合からの請求により補助することとしている。		
令和3年度の目標又は改善策	「平成24年12月13日付け児童手当に要する費用の負担に関する協定書」に基づいて、丹羽広域事務組合水道部職員に係る児童手当の支給に要する費用の一部を負担する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	丹羽広域事務組合水道部の請求に基づき適切に負担額を支払う。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
適切に負担額を支払う		実施	実施	実施	実施	実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	丹羽広域事務組合水道部の請求に基づき適切に負担額を支払う。
R5 年度	丹羽広域事務組合水道部の請求に基づき適切に負担額を支払う。

■目標又は改善策に対する取組内容

協定書に基づき、丹羽広域事務組合水道部職員に対し児童手当の支払事務を行った。

■評価

支払事務については、滞りなく行うことができた。 引き続き各団体との情報交換を行いながら、制度改正や総務省の示す繰り出し基準等について、確認をしながら進めていく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 政策推進課	No.	7
事業名	60周年記念事業		

■基礎情報

目的	1962（昭和37）年4月1日に大口町が誕生し、2022（令和4）年4月1日に町制施行60周年を迎えます。この節目を、先人たちが創ってくれた今までの大口町のことを深く知り、感謝し、そして、住民とともに今後の新しい大口町を創る一歩とする機会とする。		
事務内容	・事業の企画・立案 ・実行員会の立ち上げ ・プロジェクト、実行委員会との連絡調整		
現在における経過又は課題	令和2年度に行政経営会議にてプロジェクトメンバーを募集 実行委員会の立ち上げを令和3年度に予定 プロジェクト、実行委員会、政策推進課の関わり方		
令和3年度の目標又は改善策	町制施行の頃に先人たちが今を生きる我々のことを想い取り組んできた事業が現在の豊かな大口町の基礎となっています。そして、その先人に薫陶を受けた住民たちが、未来を担う世代に豊かな大口町を引き継ごうと取り組んでいます。その姿や様子を後の世代に伝えるために、60周年事業では、今の大口町の風景、人、活動を映像等で未来へ残すことを考えています。また、現在編さん中の町史が完成する予定であり、大口町の歴史を振り返り、皆に知っていただく機会にできればと考えています。令和3年度は、実行委員会を立ち上げ、事業の企画・立案・実施を開始します。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 1 節	まちづくり				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	町制60周年事業にできる限り多くの住民等が関わられるよう取り組む					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 実績	R4 目標	R5 目標
周年事業の企画・実施、記念式典の実施		—	—	企画・実施	実施	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	令和4年度に周年事業を随時実施して、年度末には記念式典を開催する

■目標又は改善策に対する取組内容

令和3年8月31日 大口町制施行60周年記念事業推進委員を6名に委嘱した。
推進委員会と職員プロジェクトがそれぞれで、周年事業を企画、立案、実施した。
職員プロジェクトは、主に今の大口町の風景、人、活動を映像等で未来へ残す取り組みをしている。
大口町制施行60周年記念事業推進委員は、様々な企画を立案して実施できるものから取り組んだ。

■評価

新型コロナウイルス感染症の影響により人が集まるイベントの開催が困難な状況であったが、大口町のことを深く知り、感謝し、そして、住民とともに今後の新しい大口町を創る一歩とする機会とするためにコロナ禍でも実施可能な取り組みをみんなで考え、実施する必要がある。
60周年記念式典は令和4年4月1日に開催できなかったが、令和5年3月末頃開催で検討をしている。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 秘書広報室	No.	1
事業名	秘書事務事業		

■ 基礎情報

目的	町長及び副町長のスケジュール管理 町長交際費の適切な執行		
事務内容	・ 町長・副町長の日程調整及び管理事務 ・ 交際費及び慶弔事務 ・ 町長公文書・資料管理及び情報収集 ・ 来客・来賓応接	・ 挨拶・礼状の作成 ・ 電報等、渉外事務 ・ 町長の資産公開事務 ・ 県郡町村会	
現在における経過又は課題	○ 町長が出席する各種会議・行事等について、内容の確認、及び、スケジュールの調整。 ・ 所管課に会議の内容を聞き取るとともに、他市町の出席者の状況を確認した上で、町長の出席が必要なものについて適切なスケジュール管理に努める。 ・ 各種行事等への案内についても例年の状況を聞き取るとともに、町長の意向も確認し、日程調整をする。 ○ 町長交際費について、適正な執行に努める。 ・ 最近の慶弔関係については家族葬が多くなり、香典や弔問辞退など、これまでと対応が変わってきている。 - 相手の意向に十分配慮し、適切な対応に努める。 ・ 各種分野で活躍する児童・生徒からの表敬訪問を受けることが多くなった。 - 対象となる大会等について開催内容を調査・把握するとともに、訪問を受けることとなった場合は、激励や お祝いなど、来庁者の年齢等に相応な対応をする。 ○ 「大口町後援名義使用許可申請」について、年々、多種多様な事業について申請が出されるようになった。 事業目的や対象者、事業効果など十分に内容を検討し、適切と判断したものについて許可するものとする。 事業実施後、「実績報告書」の提出がなされないことが多くみられるので、随時、確認し、速やかな提出を求める。		
令和3年度の目標又は改善策	○ 町長への出席等依頼については、これまでと同様に、町長に出席をしていただかないといけないもの、町長以外でお願いができるものを担当部局に聞き取り、適切な対応とスケジュール管理に努める。 出席される会議等については、開催内容や出席者の状況、開催にかかる時間など詳細を事前に確認し町長に伝える。 ○ 交際費については、対象事項について内容を十分精査し、過大な対応とならないよう努める。 ○ 弔慰に関するものについては、ご遺族等の想いに沿った対応となるよう、細心の配慮に努める。		

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成果 指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■ 3 年間の目標

目 標	町長のスケジュールについては秘書広報室内で情報を共有し、町長からの急な依頼や、他者からの お尋ね等についても 対応できる体制を整える。 町長交際費については、支出基準をもとに町長の意向にも沿いつつ、適正な執行管理に努める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・各課との連絡を密にし、町政施策に必要な情報については、より早く、より正確に 町長に伝えられるようにする
R5 年度	同 上

■ 目標又は改善策に対する取組内容

【町長のスケジュール管理】

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの行事等が中止または来賓案内を控えたり、会議も web 会議や書面決議となった。

このように実施形態が多様化したため、今まで以上に内容確認に努めるとともに連動する公用車（1 号車）使用にも細心の注意を払った。

また、町長へは常に向こう 3 ヶ月程度のスケジュール表を渡し、適宜、更新した。

【町長交際費の執行】

交際費の基準表に基づき適正な対応に努めた。

基準表の対象となっていないケースであっても、相応と思われる場合が生じた際は、町長の意向や、これまでの対応を踏まえ対応を検討した。

■評価

【町長のスケジュール管理】

新型コロナウイルス感染拡大防止による行事等の開催内容の変更については、担当部局と連絡を取り合い、トラブル無く対応ができた。

スケジュール管理全体としては、ダイアリーでの管理とパソコンでの管理のダブルチェックを行い、併せて、パソコン上では、スケジュール管理とグループウェアの設備予約（公用車）のダブルチェックを行った。結果、適切なスケジュール管理ができた。

【町長交際費の執行】

交際費の執行にあたっては基準表に基づき、それ以外のケースについては、対象者や対象事由を考慮し、適切な対応ができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 秘書広報室	No.	2
事業名	儀式・表彰事務事業		

■ 基礎情報

目的	大口町表彰条例に基づき表彰を行う。また、国又は県の栄典及び、各種表彰の対象となる方を推薦する。		
事務内容	「大口町表彰式」 開催 ・ 自治功労表彰事務 ・ 一般表彰事務 ・ 褒章関係事務 ・ 金婚表彰		叙位叙勲内申及び、受賞関係事務 各種表彰の照会・回答
現在における経過又は課題	○ 「大口町表彰式」開催においては、毎年、7～8月に各課に対象となる方を推薦してもらい、表彰審査会・褒賞選考委員会等で協議したのち、被表彰者を決定。 推薦漏れがないか、確認が必要。 ○ 栄典等の対象者に係る履歴のデータ管理。		
令和3年度の目標又は改善策	○ 表彰対象となる方の推薦忘れがないよう、各課に周知する ○ 叙勲の潜在候補者について、議会等の関係機関から資料を収集し、データを作成・管理する。 対象者が多数であり、また、現役時の情報が少ないため、早くから資料を収集し調書の作成に取り掛かるようにする。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	「大口町表彰式」における被表彰者については、各課に関わられている方や団体について常に意識して頂き、申請漏れがないよう周知する。 叙勲の潜在候補者の把握、及び、調書作成を早急に進める。					
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・新型コロナウイルス感染拡大が続くような状況となった場合、表彰式の開催場所、開催方法について、共催者である大口町社会福祉協議会と協議検討する。
R5 年度	・本町行政に貢献いただいた方・団体等について、心から感謝の意を表すとして開催方法については状況をみつつ最良の形で実施をする。

■目標又は改善策に対する取組内容

【被表彰者の選出について】

行政経営会議及び 各課あて、各課の所掌事務に関わりのある方や団体で、大口町表彰条例をはじめとした表彰基準等、要件を満たされている方について広く推薦を募る。

広報紙で 物品の寄贈や寄附・ボランティア活動を始めとした地域貢献活動等で紹介をさせていただいた方、団体等について、表彰の対象とされているか各課に照会をし、推薦忘れがないようにする。

【叙勲 潜在候補者の推薦調書について】

現在の潜在候補者については かなり前に現役を退かれていることから 情報がほとんどなく、当時の「議会だより」や、町の実施事業を頼りに調書を作成している状況である。推薦時に苦慮しないためにも、現役の時より、随時、記録を残すように努めるとともに、参考となる資料が得られた際には保管し、引継げるようにしておく。

■評価

【大口町表彰式での被表彰者について】

ここ数年、各分野において貢献いただいた方々について、積極的に 推薦が出されるようになった。

表彰式において、改めて謝意をお伝えできることは、とても良い事であると思う。

表彰式については 昨年と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰対象ごとに 4 部に分けて開催した。

また、今年度は 新型コロナウイルス ワクチン接種に多大なご協力をいただいた 医療従事者の方々を始め、町内企業の皆さんに 賞状をお渡しすることとなり、時間の都合から午前中の開催に加え、初めて午後にも 表彰式を開催することとなった。

一日がかりの表彰式となったが、部長方を始め 関係職員の協力や、議長・副議長にもご理解をいただき、滞りなく式を進めることができた。

被表彰者について、推薦漏れのないよう 繰り返しお願いをしてきたが、表彰式開催後に、推薦忘れがあったとの連絡があり、日を改めて 表彰の場を設け、感謝状をお渡しすることとなった。

このようなことのないよう、更に繰り返し 周知・確認するようにする。

表彰式については、来年度以降についても、受賞いただく方々に安心して出席していただけるよう 感染防止対策を十分にとり開催する。

【叙勲の潜在候補者について】

対象となられる方は高齢の方が多く、当時の資料の収集等に時間を要した。

今後も引き続き、資料の収集を進め、データ作成に取り組む。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	総務部 秘書広報室	No.	3
事業名	広報・広聴事業		

■ 基礎情報

目的	町の行政施策や行事、行政サービスなどの情報を、分かりやすい内容で住民の方々に届けるとともに、「元気なまちおおぐち」を積極的に情報発信する。		
事務内容	・ 広報おおぐち編集及び発行 ・ まちのカレンダー編集及び発行 ・ 町ホームページ管理 ・ 広報無線配信	・ 町公式SNS管理 (facebook, LINE, Twitter, YouTube) ・ 動画配信事業 ・ 地域懇談会の開催	
現在における経過又は課題	広報おおぐち ・ より多くの住民に読んでもらえるようにLINEのメニュー画面に広報おおぐちのページに繋がるアイコンを配置し、スマートフォン等で手軽に広報を閲覧できるようにした。 ・ 日本語のみで外国人の方には、読むことが難しい。そのため、翻訳アプリを導入し、スマートフォンやタブレット端末、PCなどにより 多言語で閲覧できる環境を整えた。 動画配信事業 ・ 昨年に引き続き「憩いの四季」との協働事業により動画、写真の配信を行った。「まちの話題」としてショートムービーをYouTubeへアップロードしているが再生回数が少ない。		
令和3年度の目標又は改善策	広報おおぐち ・ 多言語化アプリの導入を、広報紙や公式SNSで広くPRを実施する。 ・ 昨年に引き続き折込チラシの削減を図り、広報紙面への掲載を促す。 動画配信事業 ・ 再生回数を増やすため、公式SNS（LINE・ツイッター・フェイスブック）でYouTubeチャンネルをPRし、新規動画掲載をした際には告知をし、より多くの方に閲覧していただけるよう努める。 情報の発信 ・ 幅広い世代に情報提供できるよう、広報紙、行政無線を始め、ホームページ、公式SNSなど、様々な媒体を活用し情報を発信していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有			
成果 指標	町ホームページによる町の情報提供への満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
62.2%	—	64.3%	66%	67%	68%	69%	70%

成果 指標	「広報おおぐち」を読んでいる人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
78.6%	—	89.3%	—	—	—	—	90.0%

成果 指標	地域懇談会参加者数（総数）						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
136 人	55 人	—	170 人	180 人	180 人	190 人	200 人

■3年間の目標

目 標	・ 必要最小限のページ数で必要な情報が提供できる紙面の作成 ・ 協働委託者と情報交換をし、住民のニーズに合った広報紙を作成				
項 目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「広報おおぐち」を読んでいる人の割合	—	89.3%	89.7%	89.9%	90%
地域懇談会参加者数（総数）	55 人	—	170 人	180 人	180 人

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ SNS等を活用し、住民の知りたい情報をよりリアルタイムに提供できるようにする。 ・ 地域懇談会については、住民のニーズに沿ったテーマを取り上げ、より多くの方に参加いただけるよう周知を図る。
R5 年度	同 上

■ 目標又は改善策に対する取組内容

広報おおぐち

- ・ 毎月紙面に多言語アプリカタログポケットや公式 SNS の二次元コードを掲載し、周知を実施。
- ・ 毎年一回程度の定期的なチラシについて、広報紙面への掲載をすすめる。

動画配信事業

- ・ 動画配信事業については、新規動画掲載の際にツイッターで告知した他、一時期、ホームページのトップで動画を流すなど、より多くの方に見ていただけるよう取り組みを行った。

情報の発信

- ・ 情報発信の媒体として、各種 SNS の存在を知っていただけるよう、広報紙を始め、庁内各所、巡回バス、柏森駅構内掲示板等にポスターを掲示するなどし、周知に努めた。

■ 評価

広報おおぐち

- ・ 折込チラシから少しずつ広報紙面へ掲載するように変更をかけている。今後も町から住民に広く情報を伝えることのできる重要な媒体であることを意識し、より読みやすく、また読んでいただけるよう 継続的に内容の見直しを行っていく必要がある。

動画配信事業

- ・ コロナ禍でイベント等の開催が中止され、話題が減っているなか、作品展や教室、満開の桜やコスモスなどを取り上げ配信を行った。今後もコロナ禍が続くと思われる為、動画の内容等を工夫して配信する必要がある。

情報の発信

- ・ 大口町公式 SNS の認知度は徐々に増えつつある。とくに大口町公式 LINE については、ワクチン接種の予約や情報を発信する際に使用し、登録者が急激に増加した。今後は、情報の取捨選択ができる設定等を導入するなど利用者にとってより便利なものになるよう検討する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働課	No.	1
事業名	行政区振興事業		

■ 基礎情報

目的	第7次総合計画の基本理念に基づき住民自治の確立を目指し、地域自治組織と連携し、新たなまちづくりを目指す。		
事務内容	・ 区長会事務 ・ 行政区交付金事務 ・ 地縁団体許認可事務 ・ 各区掲示板設置		・ 学習等共同利用施設等管理・修繕
現在における経過又は課題	・ 行政からの依頼事項については、毎年同内容な案件が多いため、マニュアルを作成する等、区長の事務負担の軽減を図る必要がある。 ・ 平成30年11月に設置した「大口町これからの地域づくり検討委員会」から令和2年11月に「地域自治組織は地区の連合体」と位置付ける「大口町これからの地域づくり提案書」が提出されたことから、これらに対する見直しに着手する必要がある。 ・ 施設の老朽化が進んでいる二ツ屋学共について、現存の学共を解体し、地区所有の集会所を新たに建設する地元合意が得られた。令和元年度中に集会所の設計及び自治総合センターへのコミュニティセンター助成事業の申込をしたため採択された際には、速やかに工事着手する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 区長会における依頼事項については、年度当初にマニュアルを配付し、年間の依頼事項をお知らせすることで区長の事務負担の軽減を図る ・ 「大口町これからの地域づくり検討委員会」からの提案を受け、地域自治組織と地区の一体化を促すため、 ①地域自治組織の理事と区長との協議の場づくり（令和3年度中に試行） ②「地域」の課題に柔軟に活用できる地域交付金の創設（令和4年度創設目標） ③地域自治組織の事務局で、区から費用の負担をいただきながら区長の事務をお手伝いする（令和4年度施行目標） これらについて、区長及び副区長に十分説明をしながら取り組んでいく。 ・ コミュニティセンター助成事業の採択が得られた際には、二ツ屋集会所建設に向け速やかに二ツ屋学共解体造成工事に着手するとともに、二ツ屋自治会が行う入札手続き等が滞りなく進むよう支援する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 1 節	まちづくり			
成果 指標	社会の為に役立ちたいと思っている人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
38. 3%	37. 6%	45. 0%	－	－	－	－	50. 0%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	地域自治組織との連携による「地域の協議の場」の創設
R5 年度	地域自治組織との連携による「地域の協議の場」の創設

■目標又は改善策に対する取組内容

・令和3年4月の区長会開催案内とともに、年間で区長に依頼する事項をまとめた区長マニュアルを配付し、区長会については、当該マニュアルをもとに説明を行った。 ・地域自治組織と地区の一体化を促すため、 ①5月～7月の区長会で説明をし、令和3年10月から全区長が集まる区長会の回数を減らしたうえで、区長は、各自治組織の理事会等に出席していただくこととした。 ②令和3年12月から令和4年1月にかけて、令和3年度区長及び令和4年度に区長となる予定の副区長に対し、「地域の協議の場」の必要性及び「地域交付金の創設」等について個別に説明した。 ・二ツ屋自治会において、コミュニティーセンター助成の交付が決定されたため、速やかに二ツ屋学共の解体工事を進めた。また、二ツ屋自治会が施主となり建設する二ツ屋集会所については、ウッドショックにより材料調達の不安があったため、急遽随意契約で施工業者を決定し、滞りなく工事を施工した。

■評価

地域自治組織と地区の一体化に向け、年間の依頼事項をまとめた区長マニュアルを配付し、区長の事務負担軽減を図ったこと及び令和３年１２月から令和４年１月にかけて、個別に現区長及び次期区長に丁寧に説明し一定の理解が得られたことは評価できると考える。

今後、会議の形式のみならず、議論の中身が成熟していくよう促していく必要がある。

二ツ屋集会所建設においては、ウッドショックといった事案に急遽対応し、滞りなく建設を進められたことは評価できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働課	No.	4
事業名	まちづくり活動推進事業		

■基礎情報

目的	地域住民や活動団体、行政が共に育ち合い、役割分担しながら、協力できる機運を高めることで、豊かで質の高いまちづくりを推進する。		
事務内容	・活動団体事務支援 ・町民活動センターの整備 ・元気なまちづくり事業	・まちづくり活動促進委員会 ・やろ舞い大祭 ・ふれあいまつり	
現在における経過又は課題	(1) まちづくり活動の拠点となる「町民活動センター」の充実 センターの登録団体数、来室者数は順調に増加しており、まちづくり活動の拠点として認知されてきている。運営を務める「まちなっと大口」の組織力強化も進んでおり、今後もセンターの機能『出会い・ふれあいの場』『つながりの場』を充実させるため、引き続き、多様な主体が関わられるような仕掛けを検討していく。 (2) 多様な団体がディスカッションできる場づくり 団体交流会、フォーラムなどを実施し、団体同士の交流を図る中で、参加者同士がつながることにより新たな取組みも生まれてきている。今後は、個々の協働ではなく、地域課題を中心に関係する様々な主体が関わっていく「総働」での取組みも必要性が増してくると考えられる。中間支援組織を中心に、多様な主体による対話の場をつくり、様々な形の協働を提案していく必要がある。 (3) まちづくり応援の仕組み 平成29年度にNPOを主体とした従来の応援制度を見直し、地域自治組織、行政区等の地縁団体まで支援の対象を拡大した。今後も多様化するまちづくりの担い手に対応し、ニーズに合わせた仕組みを構築することが必要である。 (4) 地域活動への支援 まちづくりにおける地域の活動の重要性が増している状況の中、これまでのセンターを中心とした支援活動ではなく、実際の活動の場に赴いての現地での支援の必要が出てきた。 (5) 地域活動における様々な手法の検討 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで活発に行われてきた団体活動に様々な制約が生じ、これまでのやり方では実施が困難な状況となっている。継続的に活動していくためには、オンラインの活用など様々な手法を取り入れる必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	(1) 中間支援団体とともに活動団体と地域とが連携するきっかけづくりを行い、対等な立場でディスカッションできる場や学びの場として、スキルアップ講座や協働フォーラムを開催する。 (2) シニア世代や若者がまちづくりに参加・参画できるきっかけづくりを行い、個人での活動も応援する仕組みを検討する中で、まちづくりの担い手を発掘する。 (3) コロナ禍においても活動の幅を広げられるよう、先進事例や新たな手法を学ぶための講座を実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 1 節	まちづくり			
成果 指標	ボランティア活動に参加している人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
22.0%	20.1%	25.0%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%

■3年間の目標

目 標	・町民活動センターを拠点に個々の団体がつながり合い、交流や連携が生まれるようにする。 ・行政と団体の連携・協働に加え、活動団体同士、また活動団体と地域の交流・連携を促進する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
講座、フォーラムの実施		講座(1) フォーラム(1)	講座(1) フォーラム(1)	講座(1) フォーラム(1)	講座(1) フォーラム(1)	講座(1) フォーラム(1)

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	地域と活動団体が連携した「総働」による仕組みづくりを進める。取組みを実践する。 地域活動の現場における支援体制を整える。
R5 年度	地域と活動団体が連携した「総働」による取組みを実践する。

■目標又は改善策に対する取組内容

(1) 活動団体と地域とが連携するきっかけづくりとして、「地域でいつまでも幸せに暮らすために」をテーマに活動団体向けスキルアップ講座を7/20（水）に余野学共で開催した。企画段階では、各地域毎に2回にわたり講座を行い、1回目で課題の絞り込み、2回目で関係者を含めた円卓会議の実践を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止となった。また、3/13（日）に開催したまちづくり協働フォーラムは、活動団体と地域とが連携し課題に対して「総働」で取り組むまちづくりを学ぶため第1部では「地域カルテから見える現状とこれからの大口町」、第2部では事例発表として武芸川まちづくり委員会と美濃加茂市古井まちづくり協議会の取組みについてパネルディスカッションを行った。なお、本フォーラムについては、新型コロナウイルス蔓延防止期間での開催であったため、会場に人を集めずYouTubeにより配信することとした。 (2) シニア世代が地域で生き生きと過ごしていただくことを考えるきっかけとして令和3年9月に「65 才だよ、全員集合！」と題して講演会及び交流会の開催を予定していたが新型コロナウイルス感染症の影響で止む無く中止した。	

■評価

活動団体と地域との連携、シニア世代や若者がまちづくりに参加・参画できるきっかけづくりとして様々な事業を企画してきたが、先の読めない新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止せざるを得ない状況が多々あった。

そのような状況下であったが、3/13（日）に開催したまちづくり協働フォーラムについては、YouTubeでライブ配信するとともにモードに URL を掲載するといった工夫を凝らしたことによりコロナ禍においても開催できた点については評価できる。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況は先が読めないがコロナ禍においても開催できる手法を工夫を凝らしながら検討していきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働課	No.	3
事業名	活動団体支援事業		

■ 基礎情報

目的	・地域振興団体（子ども会連絡協議会・老人クラブ連合会・さくらメイト）の自主性と活動理念を尊重し、まちづくりや地域づくりに寄与する団体活動を支援する。 ・老人福祉センターのコンセプトに基づき、施設の活性化を図る。		
事務内容	・老人福祉センター指定管理業務 ・老人クラブ事務	・子ども会事務 ・さくらメイト事務	
現在における経過又は課題	（１） 老人福祉センターの指定管理 ・組織の自立性と継続性の確保を視野に入れた長期計画を見据え、事務局体制の強化が必要であるとして、平成30年度に事務長補佐を雇用し、平成31年度から事務長として雇用した結果、事務局体制の強化が図られた。 ・スタッフの高齢化が進んでおり、突発的なスタッフの入れ替わりも出てきている。団体の継続性を確保するために、事務局職員の雇用について検討する必要がある。 ・老人福祉センターの設備が経年劣化してきているため、優先順位をつけながら計画的に修繕を行う必要がある。 （２） 老人クラブ ・老人クラブ会員は活発に活動をしている。町全体では、高齢者数が増加している一方で、会員数が横ばいとなっているため、新しい会員の加入を促す必要がある。 ・会員増に向け、非会員でも参加できる事業を実施する必要がある。 （３） 子ども会 ・事務局運営強化のため、平成28年度から子ども会事務局の事務を会計事務も含め、まちなっと大口に委託したことで、子ども会事業の相談先として、まちなっと大口の認知度が高まった。 ・地区によっては会員数の減少に伴い、支える保護者の数も減っていることから、活動を維持することが難しくなっている。 ・子どもたち自身が企画等に参加できる機会を作ることで、子ども会員やジュニアリーダーの手による子ども会活動の運営を目指すことも検討していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども会連絡協議会及び各単位子ども会の事業にも影響が出ており、これまでと同じやり方では事業の継続が難しくなってきている。		

令和3年度の 目標又は 改善策	(1) 老人福祉センター ・安定した事務局機能が図られるよう、引き続き支援する。 ・老人福祉センターの設備について、計画的に修繕を行う。 (2) 老人クラブ ・老人クラブ連合会とともに各地区活動を応援できるしくみづくりをすることで、高齢者が地域において元気で活躍し、介護予防へとつながる活動を推進する。 (3) 子ども会 ・活動を維持することが難しくなっている単位子ども会の再編等について、随時、相談を受け付ける。 ・子ども会の企画運営において、子どもの手による子ども会活動を進めるためのきっかけづくりをする。 ・コロナ禍においても子どもたちの為にできる新しい取組みを検討する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 1 節	まちづくり			
成果 指標	社会の為に役立ちたいと思っている人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
38.3%	37.6%	45.0%	－	－	－	－	50.0%

■3年間の目標

目標						
項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	老人クラブ、子ども会の会員数の確保
R5 年度	老人クラブ、子ども会の会員数の確保

■目標又は改善策に対する取組内容

- (1) 老人福祉センター
 - ・老人福祉センターの事務員については、令和3年10月から会計事務を処理する事務員（3日/週勤務）を雇用することが出来たが、令和4年3月上旬に体調不良により休職している。
 - ・その他、0.5日/週勤務していた事務員については令和4年2月に、2日/週勤務していた事務員については、新型コロナの影響により施設が閉館となったことによりモチベーションが低下し、令和3年9月に退職をされた。
 - ・平成15年度の施設改修時から使用している憩いの湯脱衣所の空調設備については、老朽化により修繕が絶えなかったこと及び部品の調達が困難になってきたことから令和4年度に取替工事を施工すべく予算措置をした。
- (2) 老人クラブ
 - ・チャリティグラウンドゴルフ大会を始め連合会活動については、準備を進めるものの、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からほぼすべての活動が中止となったが趣味の作品展等、人が集まる必要がない事業については実施した。
- (3) 子ども会
 - ・子ども会活動については、ドッジボール大会に代え新たな企画として「紙ひこうき大会」を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。そこで、コロナ禍でもできることを考え、デザイン紙ひこうき写真展を企画し、71名応募のもとMEGA ドン・キホーテ UNY に展示をした。

■評価

- (1) 老人福祉センター
 - ・老人福祉センターの事務員については、様々な理由により令和3年度中に退職、休職されたため安定した事務局機能の維持を図ることが困難な状況にある。引き続き、事務員雇用について、サポートしていきたい。
- (2) 老人クラブ
 - ・新型コロナウイルス感染拡大のため、事業の計画はするものの、ほぼすべての事業が中止となり会員の気力や体力の低下が懸念されるところである。今後、コロナ禍でも実施できる事業や事業の開催方法等を老人クラブの役員とともに考えていきたい。
- (3) 子ども会
 - ・ドッジボール大会に代え新たな企画として「紙ひこうき大会」を計画したが残念ながら中止となった。しかしながら、コロナ禍でも実施できるようデザイン紙ひこうき写真展に切り替えた点は評価できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働課	No.	4
事業名	男女共同参画社会推進事業		

■基礎情報

目的	男女が共に尊重し合い、協力し合い、個を尊重できるまちを目指し、「男女が共に生き共に輝く まちづくり」に取り組む。		
事務内容	・啓発事業協働事業 ・男女共同参画プラン進捗状況調査	・各種調査 ・男女共同参画推進会議	
現在における経過又は課題	・平成29年度に第三次おおぐち男女共同参画プランの見直しを行い、平成30年度から5年間の第四次プランを策定した。計画期間の半分を経過し、プランの最終評価のための各種調査などを実施していく必要がある。 ・男女共同参画社会の実現に向けた地道な啓発をしているが、啓発の効果測定が難しい。また、時代が変わり男女共同参画に対する考え方も変わってきているため、時代に合った地道な啓発を継続していく必要がある。 ・おおぐち男女共同参画懇話会と協働で啓発（講演会等）を行っているが、参加者が少ない。		
令和3年度の目標又は改善策	・第三次プランの基本目標を継承した、第四次おおぐち男女共同参画プランの基本目標「男女が共に生き 共に輝く まちづくり」を実現するため、おおぐち男女共同参画懇話会と協働で、なじみ易くより多くの方に興味をもってもらえる内容の男女共同参画に関する広報記事の連載、研修会等啓発を実施していく。 ・町内各団体の会議や会合等に積極的におおぐち男女共同参画懇話会の会員と共に出かけ、男女共同参画の推進に関し啓発を実施していく。 ・第四次プランの評価、次期プランの策定のため、町内各イベント等においてアンケートなど各種調査を実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 2 節	男女共同参画			
成果指標	講演会・研修会への参加者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
50 人	20 人	80 人	40 人	60 人	80 人	90 人	100 人

■ 3 年間の目標

目 標					
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	町内各種団体との連携強化を図り男女共同参画に関する意識高揚を図る
R5 年度	地域における女性の活躍（役員等への登用など）の促進を図る

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・男女共同参画に関する広報記事の連載として、毎月広報おおぐちに△便りを掲載した。
- ・令和4年1月に「今こそ心の姿勢を整えよう！」をテーマに男女共同参画講演会の企画をたて、チラシの作成までしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、止む無く中止となった。
- ・令和3年7月に男女共同参画啓発紙「ハモーン」を作成し、広報おおぐち7月号に折り込み全戸配布した。

■ 評価

- ・広報おおぐちへの啓発記事や啓発紙による啓発事業は実施することができたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会等、人を集める事業を開催することができなかった。
- ・第四次プランの評価、次期プランの策定のため、町内各イベント等においてアンケートなど各種調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、ふれあいまつりを始め町内各イベントが中止されたため実施ができていない状況にある。令和4年度はイベントの実施にかかわらず、アンケートなど各種調査を実施し次期プラン策定に取り組みたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働課	No.	5
事業名	地域自治推進事業		

■ 基礎情報

目的	第7次総合計画の基本理念に基づき、住民自治の確立を目指し、大口町としての地域のあり方について制度設計を行うと共に、地域自治組織との協働による新たなまちづくりを目指す。
事務内容	・ 地域自治組織支援
現在における経過又は課題	・ 南地域自治組織については、令和2年度中に長桜集会所の改修工事を終え、令和3年度に事務所開設の目途をたてることができた。令和3年度中に事務員を雇用し、地域住民が気軽に集える地域の事務所となるよう検討していく必要がある。 ・ 北地域自治組織については、令和3年度中に（仮称）大口北防災拠点施設の改修工事が施工されるため、令和4年度からの施設運営を検討していく必要がある。 ・ 平成30年11月に設置した「大口町これからの地域づくり検討委員会」から令和2年11月に「地域自治組織は地区の連合体」と位置付ける「大口町これからの地域づくり提案書」が提出されたことから、これらに対する見直しに着手する必要がある。 ・ 各地域自治組織とも平成29年度に策定した地域計画が最終年度を迎えるため、次期地域計画策定に向けた協議を進める必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	・ 南地域自治組織については、早急に事務員を雇用し、事務所開設日を決めるとともに、かわら版等に掲載し南地域の住民に周知していく。また、南地域内行政区の交付金事務等をお手伝いすることにより、まずは、区長が気軽に来所できるよう準備を進めていく。 ・ 北地域自治組織における（仮称）大口北防災拠点施設の施設運営については、学共運営の先進事例等を参考にしながら施設運営方法を検討するとともに、本施設の避難所運営マニュアルの作成を進めていく。 ・ 「大口町これからの地域づくり検討委員会」からの提案を受け、地域自治組織と地区の一体化を促すため、 ①地域自治組織の理事と区長との協議の場づくり（令和3年度中に試行） ②「地域」の課題に柔軟に活用できる地域交付金の創設（令和4年度創設目標） ③地域自治組織の事務局で、区から費用の負担をいただきながら区長の事務をお手伝いする（令和4年度施行目標） これらについて、地域自治組織並びに区長及び副区長に十分説明をしながら取り組んでいく。 ・ 令和2年度中に作成した各地域の地域カルテによるデータを検証し、区長を含めた協議の場で検討を進めながら次期地域計画を策定する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 1 節	まちづくり			
成果 指標	地域自治組織の活動に参加したいまたは既に参加している人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
30.5%	24.9%	35.0%	－	－	－	－	40.0%

成果 指標	地域課題解決事業の実施数						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
3 事業	6 事業	9 事業	9 事業	9 事業	10 事業	12 事業	15 事業

■3年間の目標

目標	・ 事務所設置（南地域、北地域）、事務員配置（南地域）に向け働きかけていく。 ・ 地域自治組織が地域計画に基づき活動できるように支援していく。 ・ 地域計画が町の課題とリンクし事業が実施できるよう職員の地域自治への理解を深める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
事務所設置数		役場内（2） 地域（1）	役場内（2） 地域（1）	役場内（1） 地域（2）	地域（3）	地域（3）

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 地域自治組織と行政区の連携を図り、「地域の協議の場」を整える。
R5 年度	・ 地域自治組織と行政区の連携を図り、「地域の協議の場」を整える。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・南地域自治組織については、令和3年7月から平日午前中に三役が交代で事務所に在駐することにより、週5日午前中に事務所を開設することになった。また、7月下旬から週3日勤務の事務員を採用することができたため、会計事務を始め、会議資料の準備等、各種事務作業を事務所でできる準備が整った。
- ・（仮称）大口北防災拠点施設については、大口北防災センターと名称を改め、その管理運営は、各地区にある学共等施設と同様の取扱いとし北地域自治組織にお願いすることとした。また、施設の貸し出し等、運営方法については、余野学共を参考に貸出ルール等、準備を進めている。
- ・地域自治組織と地区の一体化を促すため
 - ①5月～7月の区長会で説明をし、令和3年10月から全区長が集まる区長会の回数を減らしたうえで、区長は、各自治組織の理事会等に出席していただくこととした。
 - ②令和3年12月から令和4年1月にかけて、令和3年度区長及び令和4年度に区長となる予定の副区長に対し、「地域の協議の場」の必要性及び「地域交付金の創設」等について個別に説明した。

■評価

- ・南地域自治組織及び北地域自治組織についても、それぞれ事務所が整備されるとともに事務員を雇用し、まずは3地域とも事務局体制を整備することが出来たことは評価できる。今後は、事務局を中心に地域自治組織の運営がなされるようサポートしていきたい。
- ・地域自治組織と地区の一体化に向け、令和3年10月から全区長が集まる区長会の回数を減らしたうえで、区長が各自治組織の理事会等に出席する体制を整えたこと及び令和3年12月から令和4年1月にかけて、個別に現区長及び次期区長に丁寧に説明し一定の理解が得られたことは評価できると考える。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	1
事業名	コミュニティバス運行事業		

■基礎情報

目的	公共交通がない本町に「暮らしの足」を確保する。 良好な生活環境（暮らしの足）を提供し、まちの活力に繋げる。		
事務内容	・地域公共交通推進会議事務局 ・運行契約事務 ・企業バス利用に関する協定事務 ・道路占用許可申請事務	・有料広告に係る事務 ・回数券・1日乗車券に係る事務 ・コミュニティバスサポート協働事業 ・ダイヤ編成事務	
現在における経過又は課題	・新型コロナウイルス感染症の影響で、バスの利用者数は前年度比3割減となった。コロナの影響がしばらく続く見込みであるため、令和2年度を基準として、徐々に利用者数回復を図りたい。なお、支援を受けている企業もコロナ禍により厳しい状況下ではあるが、現状の締結企業との協定を維持することに努めたい。なお、運行に際しては、運行会社とともに感染症対策を講じ、継続運行している。 ・今後、日中便のルート再編を見据え、より多くのニーズに沿うことができるよう、ダイヤルートを調査分析していきたい。 ・コミュニティバスサポート協働事業により、利用者目線での意見を聞きながら、利便性の向上を図っていく。また、免許返納者、高齢者に対して回数券を配り始めたため、新規利用者に対して「マイ時刻表」の作成をサポートしていく。 ・安全性が問題視されるバス停一基（余野五差路）について、移設または廃止を検討する。		
令和3年度の目標又は改善策	・コミュニティバスサポート隊と協働で乗車のきっかけとなる企画を検討し、何かしら実施したいと考えている。（「バス無料DAY」の実施他）また、高齢者、免許返納者の回数券利用者へのバス利用促進を行う。 ・名古屋鉄道のダイヤ変更等があれば、バスダイヤの見直しを検討する。 ・コミュニティバスサポート隊により、バス乗車調査を行い、利用者目線によるバス運行状況（乗務員の対応等）を年1回程度把握し改善に努める。 ・令和3年度からバスロケーションシステムを導入し、利用者へリアルタイム運行情報を提供し、遅延情報等を伝え利便性向上を図る。 ・一昨年度より地域公共交通推進会議の開催回数を増やし、委員の方々からの助言に耳を傾け、本事業がより良くなるよう改善を重ねている。 ・引き続き、感染症対策を講じた運行を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果 指標	コミュニティバス利用者数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
121,518 人	118,143 人	130,000 人	90,000 人	100,000 人	110,000 人	120,000 人	130,000 人	

■3年間の目標

目 標	継続運行					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・継続運行
R5 年度	・継続運行

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・従来、横断歩道横に設置されていた「余野五差路」バス停について、危険性が指摘されていたため、「余野神社前」バス停として余野神社南側出入口付近へ移設した。その他、運行支援企業の要望等により、ダイヤ改正を実施した。
- ・高齢者の外出支援サービスの選択肢として、バスの回数券を設定した。また、自動車運転免許証の自主返納者に対してもバスの回数券を発行するようにした。
- ・コミュニティバスサポート隊とともに、コミュニティバスに関する授業を北・西小学校で開催した。また、バスサポート隊にて、高齢者に対し、バスの利用時間が分かりやすい「マイ時刻表」の作成を引き続き実施した。
- ・リアルタイムでバスの現在地が把握できるよう、バスロケーションシステムを今年度から導入した。

■評価

・新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に公共交通全般における乗車人数は大幅に減り、世間では「新しい生活様式」へ移りつつある。テレワーク等の導入や、公共交通に頼らない生活へ移行していく兆候もあり、公共交通全体の利用者数はコロナ禍前と同等の状態に戻らない可能性があるとも言われている。この現況下、本町のコミュニティバスも利用者は大きく減少し、新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた令和2年度の乗車数は約8万7千人で、前年度に対し、約3万1千人、26%の減少となった。令和3年度は、「トヨタ東門前」のバス停設置により、基幹ルートの利用者数の増加が図られたこと、また、高齢者をターゲットに絞った「マイバス時刻表の作成」をコミュニティバスサポート隊との協働で実施したことにより、高齢者の利用が増加し、全体利用者数は約9万7千人となり、前年度を1万人ほど上回ることができた。よって、コロナ禍前までには至っていないものの現況はやや回復傾向にあるといったところであり、引き続き、利用者が安心して乗車できるよう感染症対策を講じ、利用者確保に努めたい。

・バスロケーションシステムについては、令和3年5月から導入し、令和4年3月までの11か月間で12,591件のアクセスがあった。スマホ等でバスの現在地が把握できるため、多くの方に利用していただけているものと認識している。

・「余野五差路」バス停については、横断歩道横に設置されていることが以前から問題視されており、今回のバス停移設で、その危険性が排除できた。

・外出支援サービスにおいて、バスの回数券を選択される方が一定数あり、今後も動向を注視していきたい。

令和3年度実績 免許返納者へのバス回数券助成29件

外出支援サービス助成599件のうちバス回数券のみ助成10件

タクシー券とバス回数券の助成166件

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	2
事業名	地域防犯対策事業		

■基礎情報

目的	犯罪を抑止する地域力の向上を目指し、地域の防犯団体や地域自治組織の防犯活動を支援し、また、防犯対策補助事業を通して各家庭の防犯対策強化を推進することを目的とする。																							
事務内容	・ 防犯パトロール団体との連携 ・ 江南防犯協会連合会事務 ・ 防犯講習会事務 ・ 青色回転灯防犯パトロール事務 ・ 防犯パトロール情報発信 ・ パトロール団体への防犯グッズの貸出			・ 地域安全パトロール団体代表者会議 ・ 防犯啓発活動 ・ 四季の安全なまちづくり県民運動 ・ 県下一斉防犯特別警戒 ・ 防犯灯設置、修繕、管理 ・ 防犯対策補助事業																				
現在における経過又は課題	・ 警察・地域と協働して、より犯罪抑止活動に努める必要がある。 ・ 平成26年度に防犯カメラを10基設置。 ・ 平成27年度に防犯カメラ（寄贈）1基増設 ・ 平成28年度に防犯カメラ（寄贈）2基増設 ・ 平成29年度に防犯カメラ（承認）1基増設 ・ 平成30年度に防犯カメラ（寄贈）1基増設 ・ 平成28年度から防犯灯の管理を区から町へ移譲し、平成29年度に環境負荷及びランニングコストの軽減を図るため、町内全灯LED化を実施。 ・ まちを明るくし、犯罪抑止に繋げることと安全を守ることを目的とし、各地区からの防犯灯設置要望には積極的に耳を傾け、増設をしている。 ・ 平成15年度から「防犯対策補助制度」を実施しており、令和2年度までに1,076件の補助を行っている。 <table><tr><td>H15/ 54 件</td><td>H16/ 68 件</td><td>H17/ 85 件</td><td>H18/123 件</td><td>H19/ 89 件</td><td>H20/ 80 件</td></tr><tr><td>H21/ 70 件</td><td>H22/ 61 件</td><td>H23/ 65 件</td><td>H24/ 55 件</td><td>H25/ 64 件</td><td>H26/ 34 件</td></tr><tr><td>H27/ 41 件</td><td>H28/ 24 件</td><td>H29/ 14 件</td><td>H30/ 24 件</td><td>R01/ 34 件</td><td>R02/ 91 件</td></tr></table>						H15/ 54 件	H16/ 68 件	H17/ 85 件	H18/123 件	H19/ 89 件	H20/ 80 件	H21/ 70 件	H22/ 61 件	H23/ 65 件	H24/ 55 件	H25/ 64 件	H26/ 34 件	H27/ 41 件	H28/ 24 件	H29/ 14 件	H30/ 24 件	R01/ 34 件	R02/ 91 件
H15/ 54 件	H16/ 68 件	H17/ 85 件	H18/123 件	H19/ 89 件	H20/ 80 件																			
H21/ 70 件	H22/ 61 件	H23/ 65 件	H24/ 55 件	H25/ 64 件	H26/ 34 件																			
H27/ 41 件	H28/ 24 件	H29/ 14 件	H30/ 24 件	R01/ 34 件	R02/ 91 件																			
令和3年度の目標又は改善策	・ 引き続き、パトロール団体や地域自治組織と協働して地域の防犯意識を高め、犯罪に強い地域を目指す。 ・ 犯罪の抑止と安全を守るため、各地区の要望を基に、引き続き、適所に防犯灯の設置を図っていく。 ・ 前年度に各行政区から提出を受けた設置要望に対しては、早期に現地確認を行い、事業者へ発注できるよう目指す。 ・ 通学路等への防犯灯設置を行う。																							

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果 指標	防犯パトロールなど地域の取り組みとその支援の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
62.4%	68.2%	64.0%	64.5%	65.0%	65.5%	65.7%	66.0%

成果指標	大口町地域安全パトロール協議会加入人数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
1,565 人	1,631 人	1,580 人	1,590 人	1,600 人	1,610 人	1,630 人	1,650 人

成果指標	あんしん安全ねっと登録件数（防犯情報登録件数）						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
1,744 件	2,388 件	2,000 件	2,100 件	2,200 件	2,300 件	2,400 件	2,500 件

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・道路工事に伴い、効果的に防犯灯が設置できる箇所があれば、積極的に検討していく。
R5 年度	・同上。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・地区要望を主体として、新たに141基の防犯灯を設置した。
- ・防犯対策補助制度を引き続き実施し、家庭での防犯対策意識の醸成を図った。
- ・新型コロナ禍により、各防犯団体の活動が制限されたが、感染症対策を講じながら、防犯パトロール活動を実施していただいた。

■評価

- ・各防犯団体の活動については、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら継続した防犯パトロール活動をお願いし、出来得る範囲で取り組んでいただくことができた。
- ・防犯対策補助制度については53件の申請があり、昨年ほどの数ではないが、各家庭における防犯意識の高まりが感じられる。
- ・犯罪件数は前年に比べ11件減っており、令和2年度から引き続き減少傾向となっている。一方で、数件の自販機狙いが発生したため、即時に広報紙にて注意啓発を促した。

■特記事項

債務負担行為限度額	47,281千円（平成30年度～令和9年度）
平成30年度から	
令和2年度までの支出額	12,331千円
当該年度以降支出予定額	34,950千円（令和3年度～令和9年度）

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	3
事業名	人権擁護活動事業		

■基礎情報

目的	人権が尊重される社会づくりを目的とする。		
事務内容	・ 人権相談（隔月） ・ 行政相談（隔月）	・ 人権啓発運動 ・ 人権行政相談の PR を図る。	
現在における経過又は課題	・ 人権擁護委員全員（3名）により、人権教室を南小・北小・西小の4年生を対象に実施している。 - 人権擁護委員が小学生役を寸劇により演じ、友人関係を上手に継続するよう、冗談を交えながら説明し、人権を考える機会をつくっている。 ・ 令和2年度は人権相談・行政相談を6回開催した。（人権相談0件・行政相談1件） （令和元年度 人権相談 1件・ 行政相談 1件） （平成30年度 人権相談 0件・ 行政相談 0件） （平成29年度 人権相談 1件・ 行政相談 0件） ・ 今後の人権擁護委員及び行政相談委員の人材確保が課題である。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 令和3年度は、「地域人権啓発活動活性化事業」の当番市町として、各小学校・中学校での講演会や人権の花運動等を実施して、人権擁護活動を推進する。 （＊「人権啓発活性化事業」とは、地域ネットワーク協議会と連携して人権啓発事業を展開し、毎年、7市町が持ち回りで行う事業であり、令和3年度は大口町が担当（幹事市町）である。） ・ 上述と合わせて、令和3年度も引き続き、人権擁護活動を推進していく。 - 人権教室や啓発活動等の中で、人権を意識できる人づくりを実践していくよう、人権擁護委員と事務局と連携協力して進めていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 3 節	青少年の育成			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	年6回の行政相談やふれあいまつりでの啓発事業は、継続的に行っていきたい。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・行政相談（年6回） ・啓発事業
R5 年度	・行政相談（年6回） ・啓発事業

■目標又は改善策に対する取組内容

・令和3年度は、一宮人権啓発活動地域ネットワーク協議会を構成する7市町（一宮市・稲沢市・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町・大口町）が輪番で行う「地域人権啓発活動活性化事業」の当番市町として、「人権の花運動」や各小中学校での「人権講演会」など、年間を通し様々な事業を実施した。 ・年間を通して、人権行政・行政相談を実施した。 ・各小学校において、人権擁護委員による人権教室を実施した。

■評価

- ・当番市町として実施した地域人権啓発活動活性化事業では、「子どもたちに思いやりや優しさの心を育む」ことを中心に、人権に関する講演会ということで、外部講師を招聘し、中学校と3小学校で「人権啓発講演会」を実施、また、北小学校を代表校として、3年生の児童が「人権の花運動」を展開した。この運動の内容は、学校に配布した花の種や苗などを、子どもたちが協力し育てることによって「生命の尊さ」を実感し、その中で「豊かな心」を育み、「優しさと思いやりの心」を体得することを目的としたものである。なお、本町では、ひまわりとハイビスカスを育てた。本事業においても、コロナ禍により開催が危ぶまれたが、各学校と連携をし、感染症対策を講じながらすべての事業を実施することができ、子どもたちの人権教育に資することができた。
- ・人権相談・行政相談については、コロナ禍により中止する時期もあったが、滞りなく実施することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	4
事業名	交通安全対策推進事業		

■基礎情報

目的	「大口町民安全安心条例」に基づき、運転者への啓発活動、高齢者・子どもを対象とした交通安全教育の実施及び広報活動等を行うことにより交通事故の防止を図る。		
事務内容	・ 交通指導員に関すること ・ 交通安全推進協議会委員総会（4月） ・ 交通安全街頭監視活動（毎月） （年16回、延べ1,600人） ・ 交通安全教室 （保育園・幼稚園・高齢者等）	・ 交通安全啓発活動 （春夏秋冬の県民運動 10日間） ・ 2市1町交通安全対策連絡会議 （年4回） ・ 自転車駐車場管理（通年）	
現在における経過又は課題	・ 交通指導嘱託員の担当業務の充実 ・ 交通安全に関する連携 （江南警察署、一宮建設事務所、維持管理課、建設課、学校教育課、地域協働課、町民安全課） ・ 交通安全街頭監視活動の継続的な実施及び四季ごとに行う交通安全運動の実施。 ・ 国や県と歩調を合わせ、「高齢者後付け安全運転支援装置設置」を促進するため、設置者に対して、補助を行った。（令和2年度実績／62件）		
令和3年度の目標又は改善策	・ 引き続き、交通事故の減少と交通安全意識の普及及び向上に取り組む。 ・ 小中学生を対象にした啓発を継続して行うとともに、広報紙を通して自転車賠償保険加入の啓発も行っていく。また、愛知県警による自転車安全運行講座を授業の一環の中で実施できるよう働きかけをしていく。 ・ 街頭監視活動を始め、各種交通安全啓発活動を地道に継続していく。 ・ 国や県と歩調を合わせる中で、「高齢者後付け安全運転支援装置設置」を引き続き、行い、高齢者の安全運転を促進する。 ・ 県と歩調を合わせ、「自転車乗車用ヘルメット補助金制度」を創設し、児童生徒等及び高齢者のヘルメット購入を補助し、自転車乗車時の着用を促進する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果指標	交通事故年間発生件数（人身事故）						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
222 件	151 件	210 件	208 件	206 件	204 件	202 件	200 件

成果指標	交通安全教室参加者数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
920人	1,711人	960人	1,128人	1,296人	1,464人	1,632人	1,800人

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・地道な交通安全啓発活動を継続して行っていく。
R5年度	・同上。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和２年度から県との協調事業として、高齢者の安全運転をサポートすることを目的に実施している「高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助制度」を引き続き実施した。
- ・令和３年１０月より、愛知県条例により自転車乗用時におけるヘルメット着用の努力義務化施行に伴い、「自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度」を整備し、県との協調事業として、令和３年度から実施した。
- ・町内各小中学校や保育園、幼稚園に対し、江南警察署の協力を得ながら交通安全教室を実施した。

■評価

- ・「高齢者後付け安全運転支援装置補助」については、補助対象期間である令和２・３年度の間に相当数の申請があり、高齢者の事故防止に資することができたものと考察する。
- ・自転車乗車用ヘルメット購入補助については、「自転車事故の衝撃から頭部を保護するヘルメットの着用を推進するため、購入費の一部を補助する」とこととし、令和３年６月より受付を開始した。年間を通して、多くの方の申請があり、子どもや高齢者に対し、ヘルメットの着用普及を図ることができた。
- ・コロナ禍ではあったが、感染症対策を講じながら、町内各小中学校などに交通安全教室を実施することができ、交通ルールを順守する意識付けを行うことができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	5
事業名	消費生活推進事業		

■ 基礎情報

目的	消費生活の安定を目指し、消費者意識の高揚、消費者問題の解決等を促進する。		
事務内容	・消費生活相談（毎月） ・消費者教育 ・多重債務者相談（毎月） ・消費者啓発（適宜）	・量目検査（８月、１２月） ・計量器定期検査 ・消費生活講座（消費者被害の未然防止）	
現在における経過又は課題	・消費者教育の推進を図るため、チラシ及びホームページを活用し、啓発を行う必要がある。 ・愛知県の各市町村が、平成３０年までに「消費生活センター」を設置する中、本町開催時（１回／月）の消費生活相談者が少ないことから、本町単独での「消費生活センター」の設置については、現時点においては必要がないと判断している。今後、相談者が増え、開催回数を増やさなければならない状況になった場合、県及び近隣市町と共同して運営していく協議をしていきたい。		
令和３年度の目標又は改善策	引き続き「ホームページ」等により、消費者教育を推進する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果 指標	詐欺や悪徳商法に注意している人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
80.2%	79.9%	82.0%	82.5%	83.0%	83.5%	83.7%	84.0%

成果 指標	消費生活講座出席者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
40 人	開催なし	60 人	60 人	65 人	70 人	75 人	80 人

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・消費生活相談（毎月）、多重債務者相談（毎月）の継続的な実施。
R5 年度	・同上。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・消費生活相談及び多重債務者相談については、緊急事態宣言発令中は中止とし、その他の月については、感染症対策を講じながら実施した。
- ・量目検査及び消費生活講座については、新型コロナ感染拡大防止の観点から中止とした。
- ・2年に1度行われる計量器の定期検査を実施した。

■評価

- ・県からの通知（実施中止）もあり、量目検査や消費生活講座については中止としたが、新型コロナ感染拡大防止の観点から見て、やむを得ない判断であったと考える。
- ・消費生活相談や多重債務者相談についても、新型コロナの感染拡大防止を講じながら、相談窓口の開設に努めてきた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	6
事業名	消防団活動事業		

■ 基礎情報

目的	消防団員が非常時の消防活動を十分に行えるよう、万全な態勢に努め、地域住民が安全安心で快適に暮らしていけるように進めていくことを目的とする。		
事務内容	・ 水防訓練（5／16） ・ 大口町小型ポンプ操法大会（6／13） ・ 丹葉地区合同訓練会（未定） ・ 愛知県消防操法大会（7／31） （令和1・3年度・・・扶桑町） ・ 大口町消防観閲式（11／14）	・ 予防啓発活動 ・ 年末夜警（12／28） ・ 丹羽郡消防出初式（1／10） ・ 分団長研修（2月中旬） ・ 大口町消防団任命式（3／27） ・ 各種訓練（実践操法、中継訓練等）	
現在における経過又は課題	・ 平成29年度に消防団員の報酬等の改訂を行った。（平成30年度～適用） ・ 平成30年度に「消防団分団運営交付金交付要綱」を策定し、対象経費等の明確化を図った。 ・ 行政区によっては団員数が少なく、団員確保に苦慮している現状が継続した課題になっているので、区長会や女性消防団員が作成する「けしこちゃん通信」などを通して、PRを行っている。 ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、大会や訓練など消防団活動があまりできなかった。今後、コロナ禍が長期化した場合の消防団活動を考える必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 令和3年度も引き続き、団員確保に取り組むとともに、火災・災害時の対応に向けた訓練を充実させていく。団員確保については、引き続き、区長会での依頼や女性消防団員が作成する「けしこちゃん通信」などを通して案内をしていく。 ・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、消防団活動も制約されたが、例年の大会や訓練はもとより、各種行事への参加が多いため、団員の負担増につながっていることから、引き続き、行事参加への見直しを行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果指標	消防・救急体制に満足している住民の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
76.6%	80.9%	78.0%	78.2%	78.4%	78.6%	78.8%	82.0%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・愛知県消防操法大会出場（予定） ・
R5 年度	・愛知県消防操法大会出場（予定） ・

■目標又は改善策に対する取組内容

・コロナ禍により、令和2年度に引き続き消防操法大会や観閲式、出初式など主要な事業を中止せざるを得ない状況であった。

・年末夜警や予防啓発については、町民への防火意識の高揚を図るため、感染症対策を講じながら実施した。

・消防団員への処遇改善の一環として、今まで費用弁償として支給してきた出勤対価を報酬として支給するようにし、併せて支給区分・支給額についての見直し（消防団員条例一部改正）を行った。

■評価

- ・国からの通達により示された消防団員の処遇改善については、国の指針に準拠させ、本町も条例改正を図った。
- ・新型コロナにより、各種事業が中止となったが、一方で建物火災は6件発生し、都度、消防団員は現場に駆け付け、消火活動等の任務にあたった。特に令和3年12月に発生した上小口地内での建物火災では、一軒家が全焼し、周囲の家にも延焼が及ぶ規模の火災となり、団員は長時間に渡って、消火活動や交通整理に従事した。
- ・近年、全国的に少子高齢化や家族形態の変化で団員確保が難しくなる中、地域住民を守る消防団の機能は維持しなければならない。持続可能な消防団の模索として、先述した団員の処遇改善や団員の負担軽減につながる事業の選択や見直しを図っていく必要性を感じる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部町民安全課	No.	7
事業名	消防施設管理・運営事業		

■ 基礎情報

目的	火災及び災害発生に備え、消防施設の設置及び管理を行う。		
事務内容	・ 消火栓の設置及び管理 ・ 防火水槽の管理 ・ 丹羽広域事務組合消防本部		
現在における経過又は課題	消防水利については、丹羽消防署の点検結果に基づき、緊急度の高い順に修繕を行っている。しかし、設置から30年以上経過する防火水槽が多数存在し、今のところ水漏れ等は確認されていないが、今後、内部をコーティングする工事など施工し、延命化を図ることが課題となっている。 また、開発行為による消防水利の設置が増加傾向にある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 防火水槽の不具合箇所が判明した場合には速やかに修繕できるよう調整する。 ・ 防火水槽の水利台帳データを整理更新する。 ・ 防火水槽等消防水利標識を計画的な更新を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果指 標	消防・救急体制に満足している住民の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
76.6%	80.9%	78.0%	78.2%	78.4%	78.6%	78.8%	82.0%

成果指標	防火水槽改修数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
0基	なし	20基	20基	20基	20基	20基	20基

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・消防水利標識等整備計画の作成 ・
R5年度	・消防水利整備計画の検討・作成 ・

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・消火栓などの消防水利の維持管理に対する計画的な改修については、丹羽広域事務組合と協議を行い、年度内において実施した。
- ・消防水利の突発的な漏水があり、その都度修繕を実施した。
- ・愛知県の主体事業である愛岐南北線道路の新設に係る消火栓移設予算を計上していたが、道路建設の進捗遅延のため、執行見送りとなった。

■評価

- ・突発的な消防水利の修繕については、予算計上が困難なため、その都度、予算流用などで対応した。こうしたことから、来年度においては突発的な修繕にすぐ対応できるよう、修繕費用を予算計上しておく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	8
事業名	災害対策事業		

■基礎情報

目的	災害に対応できる体制整備すること及び事前に備えることで災害時の被害の軽減（減災）を図る。		
事務内容	・ 防災会議開催 ・ 防災備蓄品の購入及び管理 ・ 防災訓練 ・ 国民保護計画改訂	・ 大口町地域防災計画改訂 ・ 高度情報通信ネットワーク事業 ・ 同報系無線の維持管理 ・ 災害対策（非常配備・行方不明） ・ 防災ハザードマップ作成（R3）等	
現在における経過又は課題	・ 導入（H4）から24年経過した、無線の戸別受信機の更新が事業所及び公共施設への配布で概ね終了し、デジタル放送への切り替えの準備を行い、平成30年4月からデジタル放送への移行を行った。 ・ 備蓄品の一括備蓄から分散備蓄に見直しを進めたが、種類（食糧、毛布等）や数量の目標指数や計画を早期に策定する必要があると、食糧の目標備蓄数を「20,520食」とし、平成30年度から5か年を掛け充足させていく。また、ペットボトル（保存水）の備蓄が皆無のため、南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し、順次、整備していく。 ・ 平成30年11月、地域懇談会において、「防災」をテーマに3回（北・中・南地域）開催した。また、令和元年9月には、「災害ボランティアコーディネーター養成講座」からの依頼を受け、「大口町の防災」についての講話、さらには昨年を引き続き、地区要望の「出前対話」も実施してきた。 ・ 平成30年度中、広報おおぐち（9月号、10月号）にて防災特集（水害、地震）を組み、啓発に努めた。また、令和元年度にも「知っていると役に立つ！大口町の防災情報」と題した特集を11月号に掲載し、啓発・周知を行っている。 ・ 平成30年度中にテレビ取材を2件受け、平成30年7月25日には「使っていますか、防災に役立つ戸別受信機」と題した放送（全国ネット）を、平成30年12月12日には「災害情報をスムーズに高齢者へ」と題した放送（東海エリア）が放映された。ともに、戸別受信機にスポットをあてた編集で、本町のPRと良い啓発になった。 ・ 令和元年度、「救護所」の設置場所を決定した。 ・ 令和2年度に感染拡大した新型コロナウイルスに対する避難所運営等、複合災害に対する新たな課題が出ている。 ・ 令和2年度中に新型コロナウイルスを始めとする感染症対策における備蓄品（段ボールベッド、パーテーション、マスクなど）を大量に購入したので、保管と在庫管理等をしっかり行う必要がある。 ・ 令和2年9月、「避難所運営感染症対策研修」（職員約70名）を実施した。 ・ 令和2年度、「国土強靱化地域計画」の策定をした。		

令和3年度の 目標又は 改善策	・ 継続して戸別受信機の普及（事業所、事務所、各家庭）に努める。 ・ 追加分の備蓄食料購入を整備する。 ・ 新型コロナウイルス等の感染症との複合災害をも想定した訓練形式が必要となる。 ・ 防災マップ（洪水・地震）の更新を行う。（前回平成26年3月作成） ・ 令和2年から引き続き、新型コロナウイルス感染拡大にも注視し、常時、対策を講じながら、必要に応じて「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催していくこととなる。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果指 標	防災訓練に積極的に参加している住民の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
6. 1	－		9. 5	10. 0	10. 5	11. 0	12. 0

成果指標	地震や水害など防災に対する安心感						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
0.23 点	0.24 点	—	—	—	—	—	0.40 点

成果指標	食料や水などを家庭内備蓄している人の割合						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
73.2%	52.2%	75.0%	—	—	—	—	77.0%

■ 3 年間の目標

目標	・ 地区防災の強化（地域自治組織） ・ 災害時情報取得の推進（あんしん・安全ねっと） ・ 戸別受信機戸別の普及 ・ 備蓄食料の計画的購入 ・ 地域防災計画、国民保護計画の修正（継続） ・ 防災マップの更新				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
メール登録者数（累計）	— （目標達成）	— （目標達成）	— （目標達成）	— （目標達成）	— （目標達成）
計画備蓄食糧数	15,120 （+1,350）	16,470 （+1,350）	17,820 （+1,350）	19,170 （+1,350）	20,520 （+1,350）

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 備蓄食料の買い増し ・ 地域自治組織単位での防災訓練の推進
R5 年度	・ 備蓄食料の買い増し ・ 地域自治組織単位での防災訓練の推進

■ 目標又は改善策に対する取組内容

・ あんしん・安全ねっと（メール）及び戸別受信機の普及について、広報紙にて周知を図った。 ・ 追加分の備蓄食料は、計画どおりに購入した。 ・ 「避難所における感染防止対策研修」を予定していたが、新型コロナ感染拡大防止の観点から、中止せざるを得なかった。 ・ 防災ハザードマップについて、平成26年3月に発行されて以降8年振りに更新し、内容を一新した。 ・ 令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対策本部として、会議の開催や感染者数の管理業務等を行った。 ・ 地域防災計画及び国民保護計画の改訂を実施した。

■ 評価

・ 新型コロナウイルス感染症対策本部として、通年にわたり関連業務を実施し、各課との連携を図りながら、感染拡大の予防に努めてきた。今後も国、県の動向を注視しながら、注意喚起や周知啓発に努めていく。 ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した「避難所における感染防止対策研修」を、令和2年度に引き続き実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染の急拡大に伴い中止したため、翌年度、開催できるよう準備をしていく。 ・ 防災ハザードマップについては、最新のデータを用いた洪水ハザードマップや災害時の備え、避難指示の説明などを掲載し、住民の防災意識の高揚を図ってきた。また、多言語版（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）の掲載やハザードの着色（ユニバーサルデザイン）、さらには書体やイラストをソフトにし、子どもたちにも読みやすい紙面づくりとしたこともあり、住民の方から好評を得ている。 ・ 令和4年1月15日（土）「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を実施した。これは、本課から大口町社会福祉協議会への委託事業として実施した内容で、住民の方、約30名が参加し、防災意識の高揚を図ることができた。

- ・地域防災計画及び国民保護計画の改訂に当たっては、特に地域防災計画において平成２６年度以降改訂されていなかった資料編、様式編の改訂を実施し、内容の充実を図ることができた。
- ・地域自治組織で行う防災訓練については、適宜助言等を行い、地域住民との連携の強化を図ることができた。

■特記事項

防災ハザードマップの作成・更新を８年ぶりに行う。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	9
事業名	相談窓口事業		

■ 基礎情報

目的	町民の悩み事が解決できるよう各種相談を実施して、町民が安全安心な生活を過ごせるよう推進していく。		
事務内容	・ 法律相談（毎月） ・ 登記相談（毎月） ・ 多重債務者相談		・ 不動産相談 ・ 人権相談 ・ 行政相談 ・ 消費生活相談
現在における経過又は課題	・ 随時の相談の場合は、県などの相談窓口を紹介している。 ・ 各種相談業務の担当課であるため、窓口へ来られる方が多様でかつ昨今、相談件数も増えており、かなりの時間が費やされる。		
令和3年度の目標又は改善策	広報や行政無線、ホームページで周知する。 また、相談しやすい環境を整えるため、関係部課との調整を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・
R5 年度	・

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・各種相談の開催日時について、ホームページ、広報、電話対応、窓口対応で案内を行った。
- ・新型コロナ感染急拡大の際には相談業務を中止し、通常開催する際にも感染予防対策を講じて万全を期した。

■評価

- ・各種相談業務について、新型コロナ感染急拡大のため中止した時期を除き、滞りなく実施することができ、住民サービスの向上が図れた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	地域協働部 町民安全課	No.	10
事業名	都市防災総合推進事業		

■ 基礎情報

目的	国（国土交通省）による補助で、避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援することを目的とし、本補助を活用し、避難路等における照明整備及び（仮称）大口北防災拠点施設の整備を行う。なお、補助率は1／2である。		
事務内容	・ 通学路及び避難路照明整備 ・ 地区の指定避難場所の整備		
現在における経過又は課題	・ 昨年度と同様に通学路及び避難路に対して、誘導灯（防犯灯）を整備していく。 * R1年度：誘導灯（防犯灯）基本設計発注 町道秋田21号線（避難路）、町道中小口19号線（通学路）工事発注 * R2年度：町道秋田21号線（避難路）、町道秋田40・41号線（通学路）、町道豊田22号線（避難路）、町道豊田3・4号線（通学路）、町道上小口71号線（避難路）工事発注 ※町道秋田21号線（避難路） R1年度及びR2年度で完了予定。（土木事業（建設課所管）と同時施工） ※町道豊田3・4号線（通学路）、町道上小口71号線（避難路） R2年度及びR4年度で完了予定。（町民安全課単独事業） ※町道豊田22号線（避難路） R2年度及びR3年度で完了予定。（土木事業（建設課所管）と同時施工） ※町道野合線（避難路） R3年度で完了予定。（土木事業（建設課所管）と同時施工） ただし、土木事業の進捗状況（用地買収）に支障が出る可能性あり。 ・ 屋内運動場を地区の指定避難場所として整備していく。 * R1年度：基本設計発注 * R2年度：実施設計発注 * R3年度：整備工事発注		
令和3年度の目標又は改善策	・ 本事業を活用し、通学路及び避難路に照明機器（兼防犯灯）を設置する。 ※R3年度施工予定の路線：町道豊田22号線（避難路）、町道野合線（避難路） ・ 本事業を活用し、屋内運動場を（仮称）大口北防災拠点施設として整備する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・避難路整備に合わせ、防犯灯の整備を行う。また、通学路における防犯灯の整備を行う。 ※R3年度施工予定：町道豊田22号線（避難路）、町道野合線（避難路） ※R4年度施工予定：町道上小口71号線（避難路）、町道豊田3・4号線（通学路） ・屋内運動場を（仮称）大口北防災拠点施設として整備をする。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	R3年度に施工予定である路線（町道豊田22号線（避難路）、町道野合線（避難路））で土木事業（建設課所管）と同時施工の工事は終了予定である。だが、この2路線については用地買収が関わってくるため、R3年度に施工することが確定ではない。 そのため、R4年度については、町道上小口71号線（避難路）、町道豊田3・4号線（通学路）の施工予定ではあるが、R3年度に繰り上げをして施工をする可能性もある。 なお、R4年度に現在施工予定である2路線（町道上小口71号線（避難路）、豊田3・4号線（通学路））については、町民安全課の単独施工となる。
R5年度	中小口19号線（南北）／通学路における防犯灯の整備を行う予定。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・都市防災総合推進事業補助を活用し、大口北防災センター（旧屋内運動場）の拠点整備を実施した。
- ・都市防災総合推進事業補助を活用し、町内避難路（町道野合線、町道上小口71号線）に防犯灯を設置した。 ※町道野合線：5基、町道上小口71号線：4基

■評価

- ・様々な制約が伴う改修工事を施し、「旧屋内運動場」を「大口北防災センター」としてリニューアルした。改修工事は工期どおり終わることができ、今後は地域の防災拠点として、また、施設内に北地域自治組織の事務所を構え、地域住民が自ら主体となって、防災活動のみならず自主的な地域自治運営が行えるような「場づくり」をも整備した。
- ・避難路における防犯灯整備においては、災害時の誘導効果はもとより、まちが明るくなることによる防犯効果もあり、安全なまちづくりの一助になるものと考察する。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部企業支援課	No.	1
事業名	企業立地推進事業		

■基礎情報

目的	大口町の将来を見据え、次世代の暮らしの豊かさや持続可能な財政基盤を確保するために、新たな企業の立地誘導を行う。		
事務内容	・都市計画マスタープランで工業機能を誘致する区域と位置付けた区域へ企業の誘致を行う。(オーダーメイド方式での企業誘致) ・新たな工場の立地に必要な関係機関との協議、事務手続きの支援を行う。	・町内に用地取得を希望する企業と協定書を締結し、開発用地の取得交渉の支援を行う。	
現在における経過又は課題	・「未来の土地利用プロジェクト」の検討結果を踏まえ修正した土地利用計画に基づき、税収の確保と雇用の創出のため、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 ・現在建設中の㈱パロマ西側新工場をはじめ、支援企業の新工場建設工事について、滞りなく円滑に工事が進められるようサポートする必要がある。 ・令和3年3月26日に東久㈱から新工場建設事業に対する協力依頼を受けて、土地のまとめから開発の手続き等に関する支援を行うこととなった。 ・新型コロナウイルス感染拡大により、企業の資金繰りに大きく影響し工場建設の時期を見合わせる企業が出ていることが課題となっている。		
令和3年度の目標又は改善策	・本町では工場の立地や拡張を希望する企業の様々なニーズに対応できるオーダーメイド方式による企業誘致に取り組んでおり、企業から個別相談を受け、具体的な計画となれば候補地の調査及び選定を行い、企業に対してプレゼンテーションを実施している。用地決定後は、市街化編入、地区計画、都市計画法第34条第12号の区域申出の手続きを活用し開発を進めていく。全国的にもあまり例のない手法による企業誘致にはこれまでも高い評価を得ていることから、広くPRし周知徹底を図ることで、さらなる企業誘致の推進につなげていく。 ・パロマ西側新工場建設工事をはじめ、支援企業の新工場建設工事について、地元との調整を図りながら、関係機関及び町関係部署と連携し支援していく。 ・東久㈱新工場建設事業については、令和6年度の新工場稼働に向けて、期日となる令和3年8月31日までに土地の取りまとめを完了させる。 ・工事着工を見合わせている企業には、その期間中近隣住民に迷惑の掛からないよう開発用地の適切な管理を依頼しつつ、工事を進められるよう企業と連携して調整を図る。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 2 節	産業・経済			
成果 指標	オーダーメイド方式による企業誘致数（累積）						
H27 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
0 社	1 社	2 社	5 社	12 社	15 社	18 社	21 社

■3年間の目標

目 標	・ 3 年間で町内に 9 社の企業誘致を目指す					
項 目（単位）		R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 目標	R5 目標
誘致する企業数（単年度数値）		0 社	1 社	3 社	3 社	3 社

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、産業立地関連セミナー等のイベントに参加し、来場企業に本町の企業支援施策のPRをすることで、企業誘致を推進に努める。
R5 年度	・企業支援施策の周知徹底を継続的に行うとともに、町内に用地取得を希望する企業に対し、オーダーメイド方式による積極的な支援を行うことで、目標である3年間で9社の企業誘致を目指す。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・土地の取りまとめ状況

東久(株)	全地権者から土地売渡しに関する同意書を取得	令和3年 7月20日
	全地権者と土地売買契約書を締結	令和3年10月28日
- ・都市計画法第34条第12号及び業種該当性判定の進捗状況

東久(株)	区域申出受理	令和3年10月12日
	業種該当性判定の回答	令和3年12月20日
(株)化研	区域申出受理	令和3年10月12日
	業種該当性判定の回答	令和3年12月20日
- ・今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により縮小開催となった産業立地セミナーは、感染拡大防止のため職員の参加は見送り、来場者に対しオーダーメイド方式による企業誘致をPRする「企業立地ガイド」の配布のみとした。
- ・新日本ファスナー(株)が新型コロナウイルスの影響を受けて新工場建設事業を継続することが困難となったため、親会社である(株)青山製作所が事業を承継することとなった。全地権者から事業承継について同意をいただいたうえで、買主変更の売買契約変更合意書を交わした。
- ・コロナ禍の影響による企業の実態を把握するため、建設工事の着工を遅らせている支援企業に対し随時ヒアリングを行った。

■評価

- ・企業誘致事業のさらなる推進のため、本町の取組みを広くPRし周知徹底を図る必要がある。コロナ禍の状況を注視しつつ、今後は県内外で開催される産業立地セミナーに参加し積極的に企業誘致施策のPRに取り組んでいく。
- ・(株)パロマ西側新工場建設工事については、町道廃止に伴う付替え道路をはじめ、水路や下水道の付替え等、関係機関や関係部署と調整し地域に説明をしながら進めてきたことで、これまでトラブル等なく円滑に進めることができています。
また、コロナ禍の影響により新日本ファスナー(株)から(株)青山製作所に引き継がれることとなった新工場建設事業は、事業承継しなければならない事情について地権者から一定の理解はいただけたものの、当初の計画から大幅にスケジュールが遅れていることから、(株)青山製作所による事業計画を早急に策定してもらい手続きを進めていく必要がある。
- ・東久(株)新工場建設事業については、企業が希望する期限内に土地の取りまとめを終えて土地売買契約書を締結できたことは高く評価できる。引き続き、新工場建設に向けて事業計画が滞ることのないよう支援に取り組んでいく。
- ・企業からヒアリングを行うことで、コロナ禍に限らず、半導体や部素材の不足やカーボンニュートラルへの対応などといった要因により、企業に多大な影響を及ぼしている実状を改めて認識することができた。引き続き企業との情報交換等を通じて、融資や補助金制度に関する情報提供をしながら、建築工事着工の後押しとなるよう支援を行っていく。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	企業支援課	No.	2
事業名	勤労者支援事業		

■ 基礎情報

目的	町内企業への就業促進及び勤労者の生活向上と福祉の増進を目的とする。		
事務内容	・ 就職フェアの開催 ・ 生活資金、住宅資金融資制度に係る事務	・ 労働関係事務 ・ 移住支援事業	
現在における経過又は課題	1 地元企業への就業者数の増加を目指して、扶桑町と合同で開催している大口町・扶桑町合同就職フェア及び3市2町（大口町・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町）合同就職フェアを毎年開催しているが、年々求職者の参加人数が減少傾向にある。こうした状況の中で、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて開催を中止した。コロナ禍により、求職者及び地元企業の双方にとって新しい生活様式を意識した求人求職活動への転換が求められることから、就職フェアの開催手法についても見直しをする必要がある。 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商工事業者が影響を受けると同時に、雇用情勢も悪化することが懸念される。国では、雇用を維持するため、様々な支援策を講じているが、これらの支援策は異なる機関から情報が発信されることが多く、情報を求める場合には必要な情報が得にくい状況になっている。		
令和3年度の目標又は改善策	1 大口町・扶桑町合同就職フェアについては、従来実施している対面方式を見直し、オンライン方式での就職フェアを開催する。オンライン方式での開催により、求職者及び企業側の双方にとって、新型コロナウイルスの感染リスクがなくなることに加えて、会場に出向く負担がなくなることや、求職者は遠方からの参加が可能になること等を周知し、参加者の増加や、就職フェアをきっかけとして企業面接に繋がる求職者の増加を目指す。 2 コロナ禍により、雇用情勢が悪化する中で、国、県が講じる支援制度の動向を注視し、情報を的確に案内する相談体制を整えるとともに、いちのみや若者サポートステーション等、関係機関と連携、協力し対応する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 2 節	産業・経済			
成果 指標	就職フェア参加人数（大口町・扶桑町合同就職フェア）						
H27 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
108 人	59 人	中止	45 人	110 人	115 人	120 人	130 人

□3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	オンライン方式での就職フェアの開催結果を検証し、より効果的な開催方法を確立する。
R5 年度	就職フェアの開催回数を見直し、新卒者の求職のタイミングに応じた開催を検討する。

■目標又は改善策に対する取組内容

- 大口町・扶桑町合同就職フェアについては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を考慮して初めてオンライン方式を採用し、令和3年5月27日に開催した。オンライン方式での実施にあたっては、事前に参加申し込みを受け付ける必要があることから、受付時にはあいち電子申請システムを活用した。合同就職フェア当日は、求職者が参加企業との面談に繋がるように、参加企業から求職者に対して事前に面談の希望を通知する取り組みを行い、双方にとって有意義な機会となるよう工夫した。また、合同就職フェア時に実施している就職支援セミナーは、オンライン方式での開催に合わせて、町ホームページ上でY o u T u b e動画を配信した。
（求職者数） 参加申込受付数 57 人、当日参加者数 45 人
（求職者面談企業数） 最多 5 企業、最少 1 企業、平均 3.1 企業
（就職支援セミナー動画再生数） 16 回
- 令和2年4月に開設した新型コロナウイルス感染症対策の総合相談窓口は、令和3年度も引き続き開設し、国や県、町が講じる支援策に関する相談や問い合わせ等に対応した。勤労者支援事業に関する相談は、令和2年度中は1件（全体100件）であったが、令和3年度は5件（全体16件）であった。内容は、新型コロナウイルス感染による給付金に関する相談が4件、外国人に係る労働相談が1件であり、愛知労働局、公共職業安定所等の相談機関を案内した。

■評価

- 1 大口町・扶桑町合同就職フェアは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況においても、感染リスクなく開催できるオンライン方式を円滑に実施することができたことは大いに評価できる。開催後の求職者アンケートでは、オンライン方式について、移動時間の軽減や面談の待ち時間がなく予定し易い等の意見が多く、中には遠方からも参加出来たというオンライン方式のメリットが表れた意見もあった。そして、「とても役に立った」、「少しは役に立った」との回答が合計で90.9%となり、求職者にとって満足度の高い事業であったと考えている。しかしその一方で、参加者数は、年々減少していることから、参加者数の増加対策を講じる必要がある。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の総合相談窓口では、問い合わせ内容が新型コロナウイルス感染による給付金に関することが多数を占めており、相談者の内容に応じて相談機関を適切に案内できたと考えている。様々な支援制度は、適用期間の延長や改正等により情報が複雑になる場合があることから、今後においても分かりやすく丁寧な情報発信に努める。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	企業支援課	No.	3
事業名	商工業振興事業		

■基礎情報

目的	町内の小規模・中小企業者の発展及び商工業の振興を図るため、活発な企業活動を支援することを目的とする。		
事務内容	・ 町内企業再投資促進補助金事務 ・ 企業立地促進事業補助金事務 ・ 中小企業支援事業補助金事務 ・ 小規模企業等振興資金融資補助金事務	・ セーフティネット資金融資補助金事務 ・ 小規模事業者経営改善資金融資補助金事務 ・ 創業等支援資金融資補助金事務 ・ 商工会補助金事務	
現在における経過又は課題	1 企業及び個人事業主に対して様々な支援制度を実施している。そのうち、中小企業支援事業補助金については、その活用件数は増加傾向にはあるものの、活用する事業者が限られていることから、活用する事業者が増加するよう情報を発信していく必要がある。 2 町内で活躍する企業及び個人事業主の情報発信、また企業間の交流の場となることを目指して、令和2年9月に、事業概要やアピールポイントを発信する大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】を開設した（令和2年12月公開）。今後、有益なサイトとしていくため、掲載する企業及び個人事業主を増やしていく必要がある。 3 町内企業の人財確保のため、大口町・扶桑町合同就職フェア及び3市2町（大口町・犬山市・江南市・岩倉市・扶桑町）合同就職フェアを開催しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて開催を中止した。大口町・扶桑町合同就職フェアの参加企業数は増加傾向にあるものの、新しい生活様式を意識した開催方法への見直しをする中においても、参加企業数を維持していく必要がある。 4 令和元年12月に策定した大口町小規模・中小企業振興基本条例に基づく第1回目の振興会議を、令和2年10月に開催した。第1回目の会議では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会経済への影響が深刻化する中で、令和2年8月に実施した企業支援策に関するアンケート調査結果を議題として、振興会議委員から意見を聴取した。新型コロナウイルス感染症対策については、国・県が講じる資金繰り対策を始めとする支援策が効果を発揮していると考えられるが、経済情勢の悪化が長期化することによる地域経済の停滞が懸念される。		
令和3年度の目標又は改善策	1 中小企業支援事業補助金について、活用する事業者数の増加を目標とし、町ホームページ、広報に加えて、企業訪問時に案内する等、周知啓発に努める。 2 大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】に掲載する企業を増加させるため、個別に訪問し掲載を依頼する。 3 大口町・扶桑町合同就職フェアについては、リモート方式で開催する。例年参加している企業に対しては、開催方法を見直す必要性及び効果を説明し、引き続き参加できるようにサポートするとともに、参加企業数の増加を目指す。 4 新型コロナウイルス感染症対策については、国・県の動向を注視し、支援策が縮小又は廃止する場合には大口町小規模・中小企業振興会議から意見等を聴取し、必要に応じて支援策を講じる。また、総合相談窓口を継続するとともに、関係機関と連携、協力し、国・県の支援策や経営相談に応じる相談支援体制を整える。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 2 節	産業・経済			
成果 指標	就職フェア参加企業数（大口町・扶桑町合同就職フェア）						
H27 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
31 企業	37 企業	中止	28 企業	38 企業	39 企業	40 企業	42 企業

■3年間の目標

目 標	・ 中小企業支援事業費補助金の活用事業者数を 18 事業者とする。 ・ 大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】掲載企業数を 90 企業とする。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 目標	R5 目標
中小企業支援事業補助金の活用事業者数	13 事業者	10 事業者	10 事業者	16 事業者	18 事業者
大口町企業紹介サイト【OGC ナビ】掲載企業数		38 企業	47 企業	70 企業	90 企業

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	大口町企業紹介サイト【OGCナビ】を求人募集の手段として活用する仕組みを検討する。
R5 年度	大口町企業紹介サイト【OGCナビ】の掲載企業数の増加に合わせて、企業間のマッチングの場となる仕組みを検討する。

■目標又は改善策に対する取組内容

- 1 町内の小規模・中小企業者への支援制度については、町ホームページへの掲載に加えて、広報6月号で1ページ半の紙面を利用し情報を発信した。また、商工会の協力を得て、商工会員に定期的に書類を送付する機会や、町内事業者を訪問した際にもチラシを配布し周知に努めた。
- 2 大口町企業紹介サイト【OGCナビ】については、広報12月号に掲載企業募集記事を掲載するとともに、商工会を通じて商工会員に「掲載のしおり」を送付し、サイトへの掲載を呼び掛けた。その結果、令和3年度中に9事業者増加し、掲載事業者は47事業者となった。
- 3 大口町・扶桑町合同就職フェアは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、オンライン方式で令和3年5月27日に開催した。参加企業に対しては、開催方式が変更になることについて、当日の移動や設営に係る負担がなくなること等を事前に訪問し説明した。また、当日の面談者が皆無になることを防ぐため、参加企業側から求職者に対して面談の希望を通知する取り組みを行い、その結果、面談者が皆無であった参加企業は生じなかった。
(参加企業数) 28社 (参加企業面談者数) 最多26人、最少1人、平均5.1人
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、次のとおり実施した。
 - ア 総合相談窓口(令和3年度相談件数) 16件
(主な内容) 町独自協力金7件、県協力金1件、事業復活支援金3件、労働関係5件
 - イ 小規模企業等振興資金融資保証料及び利子補給補助金の拡充
(交付件数) 41件 (交付金額) 融資保証料14,184,000円、利子補給16,315,500円
 - ウ セーフティネット資金融資保証料及び利子補給補助金の拡充
(交付件数) 48件 (交付金額) 融資保証料32,869,700円、利子補給28,140,700円
 - エ まん延防止等重点措置区域指定に伴う飲食店協力金
(交付件数) 30件 (交付金額) 3,150,000円
 - オ おおぐちプレミアム商品券事業(商工会に対する商工業振興事業費補助金の増額)
(プレミアム率) 30%(販売セット数) 20,259セット(販売率) 99.79%(使用率) 99.57%
 - カ 町内飲食店へ手指消毒液、マスク会食啓発卓上POPの配布(町内飲食店72箇所)
 - キ 町内飲食店へ非接触型体温計の配布(入店時の検温協力を承諾した町内飲食店44箇所)

■評価

- 1 町内の小規模・中小企業者への支援制度については、町ホームページや広報、訪問等に事業者に対して周知、案内をしている。工場の新増設等に伴う設備投資に対する補助金は、企業立地推進事業と連携することで効果的な周知ができていると感じているが、中小企業支援事業補助金については、令和3年度の利用事業者数は令和2年度と同じ10事業者であり、目標に掲げる利用する事業者数の増加には効果的につながっていないのが現状である。引き続きあらゆる機会を捉えて周知、案内に取り組むとともに、制度内容の改正も含めて検討する必要がある。
- 2 大口町企業紹介サイト【OGCナビ】については、町ホームページ、広報等を通じて掲載を案内したが、目標とした掲載事業者数50事業者を達成することができなかった。引き続き掲載企業数増加を図るため、更なる周知に努めるとともに、求人情報を掲載する等、内容の充実を図り、町内事業者にとって魅力あるサイトとなるよう取り組んでいく。
- 3 大口町・扶桑町合同就職フェアについては、開催方式をオンライン方式としたことで、新型コロナウイルス感染症の感染状況に関わらず開催が可能となったことは評価できる。しかし、参加企業数は28社に留まり、前回(令和元年度)の37社を大きく下回った。次年度に向けて、オンライン方式のメリットを説明し、参加企業数の増加に取り組む。また、これまでの開催方式では、参加企業は基本的に求職者が来訪するのを待つことになるため、その結果、面談者が皆無になってしまうことがあったが、参加企業から求職者に対する面談の希望を通知する取り組みにより、積極的にアピールできる機会を設けた。開催後の参加企業アンケートでは、求職者に対する面談希望の通知について、次回も実施して欲しいとの回答が77.8%と多く、面談希望を通知したことで面談できたと回答した企業は56.3%であり、参加企業と求職者をマッチングする取り組みとして良いものであったと考えている。

4 新型コロナウイルス感染症対策については、令和３年８月にアンケート調査を実施し、アンケート調査結果に対する意見を大口町小規模・中小企業振興会議から聴取しながら進めた。中でも、まん延防止等重点措置区域指定に伴う飲食店協力金については、本町と生活圏が重なる近隣市町を含まずに、まん延防止等重点措置区域指定を受けたことから、町内の飲食店は、近隣市町の飲食店に比べて厳しい営業時間の短縮要請を受けることになったが、町独自の協力金を交付することで要請に応じやすい環境を整えることができたと考えている。また、令和３年度に限って実施した小規模企業等振興資金、セーフティネット資金融資保証料及び利子補給補助金の拡充は、令和２年１２月に実施したアンケート調査での、従業員２０人以下の事業者が事業を継続していく上で資金に不安を抱えているとの結果や、県が実施していた融資保証料無料、３年間分の利子補給補助が令和２年度末で終了したことに対応するために実施した。補助金を活用した事業者は両資金の合計で 89 事業者、交付額は 91,509,900 円を交付し、従業員２０人以下の事業者の円滑な資金確保に寄与できたものと考えている。

令和３年度については、資金面に関する緊急的な支援策を講じてきた。今後に向けては、コロナ禍の影響から脱するための経営の改善に重点を置く支援に移行していく必要があると考えている。そのため、経営相談の窓口となる商工会やあいち産業振興機構等の相談機関と連携するとともに、町内事業者を委員に含む小規模・中小企業振興会議の意見を聴きながら取り組んでいく。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部企業支援課	No.	4
事業名	賑わい創出事業		

■基礎情報

目的	人が集い、人と人が交流し合う場を設けることで、活気にあふれ賑わいのあるまちづくりを目指す。
事務内容	町内の在住、在勤者が立ち寄り、交流できるような飲食施設を整備する。
現在における経過又は課題	・本町は900を超える事業所が存在し多くの人が町外から通勤するため、昼間人口の割合が非常に高いという特徴がある。その一方で、飲食店が少ないことから、在住、在勤者が交流できるような場が乏しく、また在勤者にとって、大口町は単なる勤務地という認識でしかないことから、大口町のことをほとんど知らない人が多いことが課題となっている。
令和3年度の目標又は改善策	・町内の在住、在勤者が交流できるような飲食施設を整備することを目標とし、その足掛かりとして、令和3年度は、キッチンカーを集結させて、在住、在勤者に仮想飲食店街を体験していただく事業を実施する。来場者、出店者に対しアンケート調査を行い、飲食店施設へのニーズを把握して、将来の飲食施設整備の参考にする。 - なお、地域の方に喜ばれる有益な事業としていくため、「賑わい創出ミーティング」と題した意見交換の場を設け、町会議員や商工会、地域自治組織等様々な方の意見を伺いながら検討を進めていく。 - また、開催時期については、まちのシンボルでもある五条川の桜の開花時期に合わせて飲食店事業を開催することで、在勤者に対して勤務時間外にも大口町の魅力に触れてもらう機会を設ける。事業の開催時期については、新型コロナウイルスによる感染状況を注視しつつ、今年度は年3回の開催を予定している。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	・ 飲食店事業の来場者数増加を目指す。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	来場者数（人）	－	－	1,000	1,200	1,500

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・飲食店事業の来場者を増やし、来場者及び出店者から継続的にアンケート調査を行うことで、大口町の飲食店の在り方に対するニーズ把握に努める。それを参考とし恒久的な飲食店街整備につなげていく。
R5 年度	・これまで寄せられたアンケート調査の結果を参考とし、具体的な飲食施設整備の検討を進める。

■目標又は改善策に対する取組内容

・令和3年4月27日	賑わい創出ミーティングを開催 キッチンカーによる飲食店事業を、令和3年9、11月、令和4年3月に各地域自治組織の区域内で開催することした。
・令和3年5月20日	地域自治組織3地域代表者会にて事業を開催する会場の選定を依頼。
・令和3年6月末	会場の決定 北地域自治組織 多世代が集う憩い広場 中地域自治組織 町民会館第1駐車場 南地域自治組織 堀尾跡公園
・令和3年7月 7日	町内キッチンカー事業者との打ち合わせ
・令和3年7月末	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年9・11月の開催を中止することを決定
・令和4年1月中旬	令和4年3月の開催を中止することを決定

■評価

- ・町議会議員、町商工会、各地域自治組織等で構成される賑わい創出ミーティングにおいて、出席者からいただいた様々な意見を反映させて、今年度は試験的に飲食スペースを設けたキッチンカーによる飲食店事業を実施することとした。偏ることなく各地で賑わいを生み出すため、各地域自治組織の協力を得て開催場所を選定し、また案内チラシや出店者の募集要項を作成して、開催に向けた準備を進めてきた。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、やむなく事業実施を見送ることとした。

次年度は、感染状況に注視し感染者の減少時期に速やかに実施するため、準備期間をできる限り短縮して進められるよう検討していかなければならない。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	1
事業名	都市計画推進事業		

■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。		
事務内容	・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務	・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出等事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・その他都市計画推進に関する事務	
現在における経過又は課題	・都市計画マスタープランにおいては、平成22年度に都市計画法第18条の2に基づき「都市計画に関する基本的な方針」として、20年後（令和12年）の将来のまちづくりについての目標や将来像を定めている。これまで、未来の土地利用プロジェクトの検討結果を踏まえ、本町の交通利便性に優れた特性を活かし、より効果的な土地利用を実現するため、新たに工業ゾーンを追加する見直しを平成28年度、平成30年度及び令和元年度にそれぞれ行うなど、工業系の土地利用を推進する地域と周辺環境に配慮した土地利用を行う地域の見直しを実施した。 - また、令和2年度、当初策定（平成22年度）から10年が経過したため、市街化区域の規模や道路、下水道等の整備状況についても策定当時から変化していることから、特に公園・緑地に係る都市計画について、その後の整備状況等を踏まえた中間見直しを行うとともに、大口町役場庁舎南側の下小口七丁目地内に役場南ひろばを整備することに係る都市計画変更に伴う見直しを実施した。 - しかしながら、都市計画マスタープランで工業系の土地利用を行う工業ゾーンと位置付けている区域において、企業誘致を行う場合に開発要件を満たすことが困難で工場立地計画が進まない場合があることから、企業誘致を進める上での課題となっており、また刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、将来を見据えた土地利用計画の見直しを進めていく必要がある。 ・平成5年11月に指定した生産緑地については、令和5年に指定後30年を経過することから、令和元年度、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針を生産緑地所有者に説明した中で、概ね制度に対する理解と税負担の公平性についての理解は得られたが、生産緑地所有者の世代交代や土地利用意向など、それぞれ状況や考え方が異なることから、令和2年度に引き続き、地権者に丁寧に説明していく必要がある。		

令和3年度の 目標又は 改善策	- 都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、地区計画の都市計画決定及び都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行うとともに、都市計画マスタープランの見直しについても、市街化区域の規模や道路、下水道等の市街化整備の状況について検証し、刻々と周辺環境や経済状況が変動する中で、将来を見据えた土地利用計画の見直しを行う。 - 令和5年までの間、生産緑地所有者の状況や考え方は日々変わっていく可能性があるため、生産緑地買取申出、行為制限解除等の相談や特定生産緑地指定に関する要望に対しては、これまで同様、生産緑地所有者一人ひとりの状況や相談等の内容に応じ、町の方針に理解が得られるよう丁寧な説明と対応をしていく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第3章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第2節	生活基盤			
成果指標	・市街化区域内の低・未利用地面積割合						
H25 実績値	H30 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
2.2%	1.8%	1.7%	1.7%	－	－	－	1.5%

成果指標	地籍調査の進捗率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
97.7%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	都市計画基礎調査 ・ 11 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ 11-1-1 建物利用現況（標準項目）に係る調書及び図面の作成 ・ 15 宅地開発の状況及び建築の動態並びに低未利用土地及び空家等の状況 15-4 地区別新築状況に係る調書及び図面の作成
R5 年度	都市計画基礎調査 ・ 5 土地利用 5-2 土地利用現況（土地利用別面積）に係る調書及び図面の作成

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4～	・ 都市計画基礎調査 業務委託発注
12	・ 都市計画基礎調査 完了
1	・ 都市計画基礎調査 県報告
随 時	・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務 ・ 都市計画マスタープラン一部改訂事務（土地利用計画の見直し・企業誘致） ・ 都市計画審議会の開催・運営

■ 目標又は改善策に対する取組内容

・ 都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める中で、開発要件を満たすことが困難な具体的な工場立地計画に対して、大屋敷二丁目地内及び仲沖二丁目地内において都市計画法第 34 条第 12 号の区域申出手続きを 2 件行う一方で、農業振興を図る区域として位置付けた方が土地利用として適切な区域については、都市計画マスタープランの見直しにおいて農業地として位置づけた。 ・ 生産緑地地区については、令和 5 年 11 月に当初指定後 30 年が経過することを踏まえ、説明を求められた生産緑地所有者に対し、特定生産緑地には指定しないとした町の方針を説明するとともに、個別に生産緑地買取申出、行為制限解除に係る手続きについて丁寧に説明しながら 2 件約 0.6ha の面積及び 1 団地の減少に伴う尾張都市計画生産緑地地区の変更を行った。

■評価

- ・都市計画マスタープランを基に企業誘致を進める企業支援課と連携し、都市計画法第34条第12号の区域申出手続きを行うことで、町内企業1件の工場立地計画の実現に一步近づけることができた。また、都市計画マスタープランについては、工場立地と農業振興の両側面から、適切な区域を選定しながら土地利用方針への位置付けを行うことができた。
- ・生産緑地地区については、特定生産緑地には指定しないとした町の方針が、生産緑地所有者の個別相談の中で生産緑地買取申出及び行為制限解除に結び付けることができたため、これまで説明したすべての生産緑地所有者の合意が得られることとなった。また、2件約0.6haの面積及び1団地の減少に伴う尾張都市計画生産緑地地区の変更手続きに関し、縦覧から都市計画決定告示までの都市計画法に規定される一連の手続きを適正及び迅速に行うことができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	2
事業名	住環境整備事業		

■ 基礎情報

目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。 また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。		
事務内容	・ 木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・ 建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務	・ 危険ブロック塀撤去促進業務 ・ 空家対策業務	
現在における経過又は課題	・ 木造住宅耐震化及び減災化促進業務、建築物耐震促進業務については、これまでの「大口町建築物耐震化促進計画」と毎年のアクションプログラムに基づき、旧耐震基準の木造住宅の耐震化及び減災化を促進する補助制度により、所有者に対し周知啓発を行っているが、申込件数が伸び悩んでいる。 ・ 危険ブロック塀撤去促進業務については、これまでに直接チラシを配付した危険なブロック塀の所有者からの無料診断の申し込みはあるが、撤去に至るものが少ない。 令和2年度をもってブロック塀等の無料診断事業が終了し、撤去費補助事業も令和3年度に終了することから、危険ブロック塀の撤去促進を一層図る必要がある。 ・ 空家対策業務については、地域住民等からの情報提供により、その都度所有者に対して適正な管理を依頼しているが、遠方にお住いの所有者も多いため、日常的な庭木の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなど、地域住民等から苦情や相談が寄せられているが、速やかな対応が困難な状況が続いている。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 令和2年度に一部改訂した「大口町建築物耐震化促進計画」に基づき、旧基準木造住宅の所有者や危険なブロック塀の所有者に対し、地震に対する安全性の向上と災害に強い地域社会の形成のために補助制度の周知啓発を行い、積極的且つ早急な対策が講じられるよう個別案内等の有効な手続きを実施する。 ・ 空家は把握しているもののほか、新規で情報提供を受けるものもあり、その都度所有者の特定を行い、適正な管理を依頼していく。また、民間協定先との連携により、所有者が空き家の活用や適正な管理についてのアドバイスが受けられるように連携を強化する。更には、相続等により所有者が遠方にお住まいの場合、空家の維持管理が困難なケースも散見されるため、所有者と地域自治組織等の地域住民団体を結び付け、空家の適正管理を依頼できるような仕組みづくりの構築も検討していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果 指標	住宅の耐震化率							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
77.0%	－	95.0%	90.0%	－	－	－	95.0%	

成果指標	木造住宅耐震診断補助累計件数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
412件	547件	462件	485	508	531	554	577件

成果指標	木造住宅耐震改修補助累計件数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
29件	47件	39件	43	47	51	55	59件

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R1実績	R2計画	R3目標	R4目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 空家等対策の強化 空家等の所有者に対する戸別訪問を行い、補助制度や空家バンク等の説明を実施するとともに、空家等の適正管理についても周知啓発を実施する。 ・ 旧基準木造住宅の耐震化の推進 旧基準木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却に関する補助制度等の周知啓発を実施する。
R5 年度	・ 空家等対策の強化 R4 年度に実施した空家等の所有者に対する戸別訪問の結果をもとに、補助制度を利用した空家等の活用又は除却を推進するとともに、空家等の適正管理についても周知啓発を実施する。 ・ 旧基準木造住宅の耐震化の推進 旧基準木造住宅の耐震診断、耐震改修及び除却に関する補助制度等の周知啓発を実施する。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 旧基準木造住宅の所有者や危険なブロック塀の所有者に対し、昨年度に引き続き広報誌やＨＰによる補助制度の周知啓発を行った。特に、県尾張建設事務所の職員とともに重点対策区域（住宅密集地）にあるブロック塀１４件のフォローアップ点検を令和３年６月に実施し現状を把握するとともに、今年度、ブロック塀撤去費補助事業が最終年度を迎えることから、過去にブロック塀の無料診断を受けたものの、未だ撤去されていないブロック塀の所有者に対し個別に補助制度を案内した（令和３年６月：１８３件、令和３年１２月：１７３件）。加えて、令和３年１２月には、広報無線で事業が終了することを周知し、積極的且つ早急な対策が講じられるようブロック塀の所有者に対し発信した。
- ・ 空家等が放置され、管理不全な状態になることを防止するため、一般社団法人アクティバルと公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンターと空家等の適正な管理の推進に関する協定を８月に締結し、遠方にお住まいであったり、高齢により管理することができない空家の所有者が、直接管理を依頼できるような仕組みづくりを行った。また、令和２年度に把握した空家６９件について、一般社団法人アクティバルに点検調査業務を委託し空家の実態把握を行った。更には、令和４年２月に空家の所有者１２７件に対し個別に空家実態調査（アンケート）を実施するとともに、空家活用改修や除却に対する補助制度の周知啓発を行った。空家等対策協議会については、コロナ禍において書面開催となったが、協定を締結した旨の報告や空家の実態についての報告、その他空家対策に関する取組を書面にて説明し、委員の皆さんに審議してもらい、それぞれ意見をもらい集約した。

■評価

- ・ 旧基準木造住宅の耐震診断については8件の申請があった。補助制度の利用者は耐震改修が6件、除却が4件であり、ここ数年間と比較して利用者が増加した。これは、これまで継続して補助制度のPRをしてきた成果であるため、引き続きPRしていきたい。ブロック塀の撤去については、補助事業が最終年度を迎え、制度開始以来最も多い23件の利用があったことは積極的なPRを実施した結果であると評価できる。

ブロック塀撤去費補助事業は令和3年度をもって終了したが、危険と思われるブロック塀がすべてなくなったわけではないため、危険と思われるブロック塀の所有者に対し、引き続き撤去や改修の必要性についてPRしていく必要があると考える。

- ・ 空家対策については、新たな取組として締結した空家等の適正な管理の推進に関する協定により、これまで空家の管理に困っていた所有者にとって、直接管理を依頼することができる窓口が増えたことは、空家の適正管理という点においては非常に期待できるものであり、また一般社団法人に委託して実施した空家の点検調査業務についても、今後毎年実施する中で、調査結果を踏まえながら空家の問題解決につなげることができる取組として、空家等対策協議会委員から評価が得られた。

令和3年度、空家活用改修や除却に係る補助制度の利用がなかったため、従来のPR方法だけでなく、令和4年2月に実施した空家実態調査（アンケート）の結果、個別に補助制度等の説明を希望された空家の所有者に対し直接職員が訪問し説明しながら、個々に応じた補助制度の提案や空き家バンクへの登録に結び付けていきたいと考える。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	3
事業名	開発・建築事務事業		

■基礎情報

目的	秩序ある町の発展を期するため、関係法令に定めるもののほか、住宅地等の開発について一定基準を定めた大口町宅地開発等に関する指導要綱などに基づき良好な生活環境の整備を図るための事務手続き等を行う。		
事務内容	・ 開発、建築に係る相談窓口、申請等の受付事務 ・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に基づく指導 ・ 建築確認申請の受付 ・ 開発、建築許可の受付	・ 特定施設整備計画届出の受付 ・ 建築リサイクル法に基づく届出	
現在における経過又は課題	・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱については、近隣関係者に悪影響を及ぼさないよう関係機関、部署と連携し、良好な環境を保つ事業計画となるよう指導に努めているが、対象案件に係る事前の打合せ協議を各担当課と事業者が行う際に、その打合せ協議内容について、協議漏れや内容が不十分である場合や関係課間で内容に対する認識が相違する場合が散見される。こうした場合、円滑な事務の遂行を妨げる原因になるだけではなく、事業者によっては事前の打合せ協議から事業計画を立案しているため、事業計画の変更を生じさせる等の影響を及ぼす可能性があるため、指導項目や内容について統一する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 大口町宅地開発等に関する指導要綱に係る各担当課の事前の打合せ協議内容については、的確な指導となるよう各担当課と意見交換を行い、指導項目、内容について整理する。その結果として必要がある場合には、要綱の一部を改正することも検討する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・ 正確かつ迅速な事務手続きを行う。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・正確かつ迅速な事務手続きを行う。

■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和2年度に各担当課と意見交換を行った結果、大口町宅地開発等に関する指導要綱に掲げる指導項目や内容について、ある程度の整理はできていたが、その後、目標に掲げていた要綱の一部改正を含めた検証を行うことができず、要綱の一部改正にも着手することができなかった。要綱の一部改正により項目や内容を明記することはできなかったものの、防犯・防災に強いまちづくり等、まちの将来像を見据えた指導や協力要請は、町の方針として引き続き開発行為を行う事業者に行った。

■ 評価

- ・ 目標に掲げていた要綱の一部改正を含めた詳細検証、更には要綱の一部改正に着手できなかったことは反省すべきものとして、令和４年度中には実態に則した指導項目や内容を検証し、必要と判断した場合には要綱の一部改正を行っていきたい。しかしながら、防犯・防災に強いまちづくり等、まちの将来像を見据えた指導や協力要請の必要性や町の方針を丁寧に説明する中で、多くの事業者の賛同が得られ、事業計画に必要な防犯灯の設置等に協力してもらえたことは、一定の成果が得られたものと評価できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	4
事業名	シティプロモーション事業		

■ 基礎情報

目的	持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。		
事務内容	・ まちの魅力を発見する事業に係る事務 ・ まちの魅力を発信する事業に係る事務 ・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務	・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務 ・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務 ・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務	
現在における経過又は課題	・ プロモーション戦略第2期「まちとひとをつなげるプロモーション」の1年目として、第1期を継承しながら新たに「企業とまち・ひとをつなぐ」戦略に取り組んだ。令和2年度から実施した町内企業の代表者をリレー形式で紹介する「社長リレーインタビュー」については、プロモーション事業を協働で進めるまちねっと大口とおおぐち宣伝部が主体となり、当日のインタビューから広報の記事作成までを担いながら、住民目線での企業紹介を行っているが、リレーする際の趣旨説明や日程調整が課題である。また、町立小学校の児童を対象としたプロモーション事業については、小学校、企業及び団体の協力のもと、総合的な学習の時間を当ててもらい、令和2年度では2校で実施することができた。これまで、各学校長をはじめ教職員はもちろん、学習した児童からも好評を得ているが、更に本町の魅力を知ってもらうため、これまでに実施したテーマだけでなく、他のテーマを開拓し事業を展開する必要がある。 - しかしながら、プロモーション事業においては、人を集めて実施することでより効果が得られる事業も少なくない中で、この度の新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、今後停滞、低迷していくことが懸念される。 ・ プロモーション事業と関連性の高い観光振興事業については、観光資源が乏しい町であるが、あらゆる観光資源を発掘しながら、本町の魅力を町内外に発信していく必要がある。 ・ 移住・定住支援補助金制度については、ホームページからの情報入手が多く、人生の節目での定住を考える若い世代も多いことから、年度途中で予算枠に達しないよう適正な予算措置を講じるとともに、本町に所縁ある若い世代の移住・定住支援のため、町内在住の親世代に周知するだけでなく、企業とも連携しながら事業を進める必要がある。		

令和3年度の 目標又は 改善策	- 第2期の2年目として、令和2年度から始めた事業の継続と評価を行いながら、まちなっと大口及びおおぐち宣伝部が主体となってプロモーション事業を進めていけるよう支援するとともに、企業との連携を密にしながら町と企業、町と町内企業に勤務する若い世代等を結び付ける取組を実施する。もちろん、こうした取組においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底し、時期を見極めながら事業を展開していけるよう情報の把握にも努める。 - 観光振興事業との関連を整理しながら、まちなっと大口及びおおぐち宣伝部と共に観光資源を発掘し、プロモーション事業に反映させる取組を実施する。 - 移住・定住支援補助金制度については、同居近居を希望する若者や町内企業の在勤者のニーズがあるため、前年までの相談件数を考慮する等、適正な予算措置を講じるとともに、町内在住の親世代向け、あるいは在勤企業向けの制度周知に取り組む。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有			
成果 指標	町ホームページによる情報提供への満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
62.2%	64.3%	65.0%	65.0%	－	－	－	70.0%

■3年間の目標

目 標	・ 住民がまちを知り尽くし、まちを使って楽しんでいる。 ・ 住民が企業の魅力を語ることができる。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者		6 件	6 件	6 件	6 件	6 件
在勤者定住支援補助金の利用者		6 件	6 件	6 件	6 件	6 件

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	第2期の3年目 - 公共施設や空間をつかった街を楽しむ機会を増やすイベントの開催 - 第3期アクションプランの作成
R5 年度	第3期の1年目 - 大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション - アクションプランの進捗管理

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 第2期の2年目として、令和2年度から始めた事業の継続と評価を行いながら、まちなっと大口及びおおぐち宣伝部が主体となってプロモーション事業を進めていけるようコロナ禍においてもWEB開催による会議を実施した。また、企業との連携を図るため、令和2年度から実施している社長リレーを継続して行った。更には、目標に掲げていた新規事業として、まちの魅力発信のためのWebページを開設するため、HP開発事業者とまちなっと大口とともに打ち合わせを重ねた。
- ・ 令和元年度から始めた移住・定住支援補助金制度については、3年目を迎える中で広く認知されたこともあり、同居や近居を希望する若者や町内企業の在勤者の申請件数を想定しながら増額補正による予算措置を講じた。

■評価

- ・ WEB開催によるプロモーション会議を実施したことで、途切れることなくまちネット大口とおおぐち宣伝部との連携ができた。また、コロナ禍ではあったが、社長リレーを継続したことで多種多様な業種の6名の社長を広報誌で紹介することができた。更には、まちの魅力発信のためのWebページを開設したことで、新たなコンテンツとして違った視点から大口町をPRすることができるようになった。
- ・ 移住・定住支援補助金制度については、相談件数や状況を的確に判断した中で適正な予算措置を講じることができたため、必要とする同居や近居を希望する若者7名や町内企業の在勤者11名の申請に対し補助金の交付決定をすることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	5
事業名	農業委員会事業		

■ 基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な委員会運営に努める。		
事務内容	・ 農業委員会総会運営 ・ 農地法関係許可申請 ・ 農業者年金関係 ・ 納税猶予関係事務	・ 農地情報公開システムの構築 ・ 農地台帳の整備（配布、回収） ・ 遊休農地、違反転用パトロール ・ 農地の利用状況及び利用意向調査	
現在における経過又は課題	・ 農業者の高齢化及び後継者不足により、年々遊休農地と成り得る農地が増加している。特に、畑地においてその傾向がみられるため、圃場だけでなく、畑地を含めた農地全般について、担い手と農地所有者とのマッチングを図る等して、農地の適正な管理と保全が徹底されるよう促進する必要がある。 ・ 国が進める農地情報公開システムについて、愛知県内では稼働が遅れている状況下にある。本町は、システムへのデータ移行は済んでいるものの稼働しておらず、国や県の動向を見ながら情報収集し、システム稼働に向けて取り組む必要がある。 ・ 農地法に基づく農地台帳の整備に加え、他法令等に基づく権利等の設定、遊休農地の把握や意向調査結果の整理等、適法且つ適正な事務処理を行うため、農地台帳システムによる一元管理が必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 遊休農地解消のため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを強化し、その後の指導の徹底を図る。また、指導にあたっては、所有者の意向調査を実施し、農地の集約化に向けた情報提供と折衝を行うことで、農地の適正な管理と保全につなげる。 ・ 農地情報公開システムへの稼働には、データの更新、遊休農地データの追加等手続きが必要である。近隣市町の農業委員会と調整を図り、愛知県農業会議等に相談しながらシステム稼働に向けて検討していく。 ・ 町内農地に関する様々な情報を一元管理できるよう、農地台帳システムの見直しと検証を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。
R5 年度	・農地法に基づく許可申請等について、正確かつ迅速な事務処理を徹底する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・ 遊休農地解消のため、11 月から 1 月に掛けて農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施した。また、個々の遊休農地に対し農業委員会委員等と連携し有効活用ができる方法を検討した。 畑地の有効活用については、県の農業改良普及課と連携し畑地利用をしたい新規就農者に対する相談を実施した。 ・ 国が推進するシステム（農地情報公開システム（全国農地ナビ）と地理情報共通管理システム（デジタル地図）及び農林水産省共通申請サービスの連携システム）について、農地中間管理機構や愛知北農業協同組合、システム開発事業者からの情報や近隣市町の状況を収集した。また、本町単独システムである農地情報管理システム（非公開システム）との連携やこれまでに蓄積したデータを移行することで、国が推進するシステムへの一元化が可能かどうかシステム開発事業者に聞き取りした。

■ 評価

- ・ 農業委員会委員と連携し、利用頻度が少なく遊休農地化した苗田の農地復元に対する取組として、上小口の苗田所有者に対し担い手が農地を管理し集約することで、所有者の管理負担が軽減できることを提案し、概ね同意が得られた。また、株式会社東海理化が新たに進める農福連携事業で利用する農地について、所有者はもちろん、町や地域住民の困り事の一つである遊休農地を提案し、農福連携事業で有効活用してもらえるよう所有者の同意を得られるよう支援することができた。更には、有機栽培に取り組む新規就農者と所有者の同意を得る中で、畑地の遊休農地の有効活用に結び付けることができた。令和３年度に積極的に行ったこれらの取組は、根本的な解決が困難であったこの遊休農地の問題に対し、非常に有効な解決手法であり評価に値するものであると考えるため、今後も引き続き実施していきたい。
- ・ データの更新や遊休農地データの追加等手続きが必要である等、農地情報公開システムへの稼働には必要な情報収集は行ったが、近隣市町の農業委員会との調整や情報交換を行うとともに、愛知県や農業会議にも相談しながら、システム稼働、データ移行及び町内農地に関する様々な情報の一元管理に取り組んでいく必要がある。今後、法改正や制度改正の時期を見計らいながら限られた予算内でできることを最大限実施していくこととする。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	6
事業名	農業振興事業		

■ 基礎情報

目的	農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。 農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。 食料自給率の向上を目指した農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。	
事務内容	・ 農地中間管理事業に関する業務 ・ 農業の担い手に対する支援 ・ 有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 生産調整に対する補助に関する業務 ・ 遊休農地パトロール ・ 利子補給等 ・ 猟友会(資格取得者)に委託 ・ 農振除外申出審査	・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営及び交流会開催 ・ 農業ちゃれん塾開催 ・ 農機具のレンタル事業 ・ 大口産米粉の普及啓発の強化 ・ 朝市会支援に関する事務
現在における経過又は課題	・ 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づき農業振興地域整備計画を精査し、将来的に工業機能を誘導する区域については適正な手続きによる農用地利用計画の変更を行う一方、農業ゾーンについては優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する必要がある。 ・ 水稻作付け担い手農家が安定した営農活動が行えるようサポートしていく中、農地を効率よく利用し生産性の向上を図る必要がある。 ・ 水稻・麦以外の作物についても、農業者が安定した営農活動が行えるようサポートしていく必要がある。 ・ 大口町産米粉の販売数が年々減少しているため、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で、安定した供給と利用促進のための普及啓発に取り組む必要がある。 ・ 農業ちゃれん塾については、講師との打ち合わせを密に行い、作付け等の体験だけでなく、勉強会を開催する中で受講生に効率よく学んでもらい、新たな農業者の発掘や自己所有農地の適正な管理保全に理解が得られるよう努める必要がある。また、塾生 0B に対しても、フォローアップ等の支援策を検討する必要がある。 ・ れんげまつりについては、れんげの播種、管理及びれんげまつり当日の運営等を下小口景観保存部会に委託することにより、団体独自のノウハウを活かしながら安定した運営が行えるようになってきている。	

令和3年度の 目標又は 改善策	・ 都市計画マスタープランの土地利用計画に基づく農業振興地域整備計画の精査と、工業ゾーンと農業ゾーンを的確に判断し、優良農地に対する乱開発を抑止することで生産性の高い農用地を保全する。 ・ 担い手が、町内農地を有効利用できるよう、担い手の経営能力に合わせた農地配分を検討する等して支援する。また、各農家との話合いの場を設けて意見交換し、直面している問題等を聞き解消していく。更には、担い手の農業基盤の効率化を図るため、農地中間管理事業による交付金制度と利用権設定を活用し、更なる経営農地集約化を進める。 ・ 水稻・麦以外の農業者の安定経営に関し、県の普及課及び農協と連絡を密にしサポートしていく。 ・ 米粉販売箇所にも米粉を使ったレシピを掲示する等、耕作くらぶと協働で積極的なPRを行い、米粉の普及に努める。 ・ 農業ちやれん塾の年間スケジュールを作成し、充実且つ計画的な受講内容による事業を運営する。また、受講生に対しても、事前に受講内容を知らせることにより、受講当日までの理解を深めるよう努める。また、塾生0Bに対するフォローアップについて、就農状況等を把握し支援策を検討していく。 ・ 引き続き、団体との協働開催により、老若男女、様々な世代が参加できるれんげまつりを計画する。また、これまでの反省等を活かし、友達と、あるいは家族で参加し、安全に楽しむことができるれんげまつりを計画し、更なる誘客増を目指す。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果 指標	・ 担い手農家の経営農地面積							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
179.0ha	180.0ha	254.0ha	183.0ha	187.0ha	191.0ha	195.0ha	200.0ha	

成果 指標	・ 担い手農家への農地の利用集積率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
35.0%	37.0%	50.0%	56.0%	62.0%	68.0%	74.0%	80.0%

■ 3 年間の目標

目 標					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	担い手農家の経営農地面積 ・ 人・農地プランにおけるエリアの見直しを行い、担い手農家の経営農地の適正面積を確保する。また、新たな担い手の育成に努め、新規農業参入の際の経営農地を確保できるよう農地所有者とのマッチング等を支援する。 担い手農家への農地の利用集積率 ・ 人・農地プランにおけるエリアの見直しを行い、担い手農家への農地の利用集積率を高める。
R5 年度	担い手農家の経営農地面積 ・ R4 年度の計画に加え、新たに設立する新農業法人の経営農地面積を確保する。 担い手農家への農地の利用集積率 ・ R4 年度の計画に加え、新たに設立する新農業法人への農地の利用集積を進めながら、担い手農家への農地の利用集積率を高める。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 国の制度である畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び水田活用の直接支払交付金制度をはじめとする農業経営所得安定対策について、適期に水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書を整備し、認定農業者の申出に基づく申請及び交付手続きの支援を行った。また、認定新規就農者に対する農業次世代人材投資資金（経営開始型）の申請及び交付手続きの支援を行った。
- ・ 令和4年度に実施する農業振興地域整備計画の全体見直しを見据え、農業振興地域整備計画基礎調査を行った。
- ・ 生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金については、地域農業の振興や景観を踏まえた見直しを検討した中で、特に、コロナ禍の影響で令和3年産米価の大幅な下落を受けたことにより、町内のコメ農家の安定経営と生活を守るとともに、農地を守る担い手の離農を防ぐため、令和4年度の制度施行に向けて米価下落金対策支援補助金制度を検討し、補助金交付要綱の作成と令和4年度当初予算措置を講じた。その中で、平成5年度から実施してきた生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金を令和4年度は休止し、町内のコメ農家に対し米価下落緊急対策支援事業として補助金を令和4年度に交付することとした。また、現在下小口地区のみで実施している多面的機能支払交付金事業については、県に相談する中で町内農業法人の社員有志による任意組織でも対象となることが確認できたため、次年度以降の参加実施に向けて声掛けした。一方、れんげまつりや農業ちゃれん塾の開催、ふれあい農園の開設のほか、町 NPO 登録団体耕作くらぶと協働で行う農力造進事業については、コロナ禍において思うような取組ができなかった。

■ 評価

- ・ 国の制度である畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び水田活用の直接支払交付金制度をはじめとする農業経営所得安定対策や農業次世代人材投資資金（経営開始型）については、迅速かつ適正な事務処理の支援を行うことで、認定農業者や認定新規就農者等の申請及び交付手続きをスムーズに行うことができ、必要とする交付金の受給につながった。
- ・ 令和３年度に行った農業振興地域整備計画基礎調査の成果資料をもとに、令和４年度に実施する農業振興地域整備計画の全体見直しに役立てていく。
- ・ 生産調整や転作作物の産地確立及び景観作物の作付けによる地力の向上に資するための町単独補助金の見直しについては、近隣市町と比較しても水田が占める農地の割合が大きいため、令和３年産米価の大幅な下落により影響を考えた中で、米価下落緊急対策支援事業補助金交付要綱の制定と予算措置を講じたことは、町内のコメ農家の安定経営と生活を守るとともに、農地を守る担い手の離農を防ぐための対策ができたものと評価している。また、れんげまつり、農業ちゃれん塾、米粉のＰＲについては、コロナ禍においても事業効果が見込まれるよう、協働団体等と引き続きより良い方法を検討していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	7
事業名	農業法人設立事業		

■ 基礎情報

目的	第7次大口町総合計画に掲げる戦略の一つである「活力ある産業づくり」を進める中で、志を持って「農工商」すべての事業に取り組み、殊に生命を守り育てるために一番必要な「農」を守り発展させるため、現代において農業が抱える高齢化や後継者不足等の諸問題を解決していく。
事務内容	新たな農業のあり方を調査・研究し、大口町の「農」を具現化する業務（新農業法人設立）
現在における経過又は課題	個々の農業者の高齢化や後継者不足が加速していく中で、同様に、認定農業者も近い将来に迎える高齢化等の問題を秘めている。また、そうした中で町外事業者が町内農地に進出し、乱開発を進めていこうとする流れも加速していくと思われる。そこで、各種補助事業が廃止になった際、自立した営農活動が行えるかどうか等、様々な不安を抱える中で、将来を見据えた認定農業者のあり方、豊かな農地を維持管理し、遊休農地の拡大を抑制するための仕組みづくりを構築する必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	補助事業は未来永劫継続するものではない。そこで、町外事業者による乱開発を未然に防止するとともに、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりを研究し、本町農業振興の核となる新農業法人（第三セクター等）の設立を目指す。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果 指標	・ 担い手農家の経営農地面積							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
179.0ha	180.0ha	254.0ha	183.0ha	187.0ha	191.0ha	195.0ha	200.0ha	

成果 指標	・担い手農家への農地の利用集積率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
35.0%	37.0%	50.0%	56.0%	62.0%	68.0%	74.0%	80.0%

■3年間の目標

目 標	・新農業法人を設立し、持続可能な農業の仕組みを確立する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
新農業法人設立					調査・研究・設立・運用開始	定着（安定経営）

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人運用開始
R5 年度	・持続可能な農業の仕組みとして設立する新農業法人の定着（堰堤経営）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制に向けて、農業者はもちろん、近い将来起こり得る認定農業者の高齢化や後継者不足の問題を未然に解消するため、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりとして、農業振興の核となる新農業法人の設立に向けた調査・研究を町内の農業者とNPO団体代表が参加する新農業法人設立準備委員会を立上げ進めている。

■評価

- ・ 令和3年度中の新農業法人の設立には至らなかったが、新農業法人設立に向けた新農業法人設立準備委員会が立上り、町内優良農地の保全、遊休農地の農地復元や発生抑制、認定農業者のあり方や持続可能な農業を推進するための仕組みづくりのため、農地保全事業、農地バンク事業、生産・研究事業の3つを新農業法人の主要事業とすることとなり、新農業法人設立に向けて一歩ずつではあるが近づく結果となった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	No.	8
事業名	観光振興事業		

■ 基礎情報

目的	桜が咲く時期に多くの人を訪れるの五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。 既存の観光資源の他、観光資源となりうるものを Web 上にて随時更新しながら発信する。		
事務内容	・ 桜まつり関係業務 ・ 観光全般に関する事務		
現在における経過又は課題	・ 桜が咲く時期の五条川は花見客でにぎわうため、飲食物等のごみが多く発生する。 ・ 桜の開花時期が年によって異なるため、ライトアップの期間の調整が難しい。 ・ 観光に関する問い合わせについて、ワンストップで案内できる材料がない。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 桜並木を気持ちよく鑑賞していただけるように、ゴミ箱設置や定期的な清掃により清潔な環境を保つ。 ・ 桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認し、桜鑑賞に最適な時期にライトアップを行う。 ・ 町ホームページから外部リンクした観光ページを活用し、観光資源の発信を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・令和３年度に作成した観光パンフレットにより、五条川桜並木の花見客の満足度を高め、町内飲食店の集客に寄与する。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら、適期に桜の開花情報等を発信する。
R5 年度	・桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら、適期に桜の開花情報等を発信する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・桜の蕾の状況や気象情報を逐次確認しながら令和2年度に引き続きコロナ禍での開催であったが、桜まつりを開催した。ライトアップは集客を加速することから令和3年度は自粛したものの、桜並木を気持ちよく鑑賞していただけるようぼんぼりの設置とトイレの設置を行った。なお、自分の出したゴミは自分で持ち帰るという当たり前のマナーとして、ゴミ箱の設置や定期的な清掃は行わなかった。また、コロナ禍におけるマスク着用や飲食の自粛等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、桜観賞の主要区域に看板を設置した。 ・観光事業全般に関しては、まずは桜並木にスポットを当てた観光客向けの観光パンフレット（紙媒体）を作成するため、まちなっと大口との協働委託契約を締結しながら打合せを重ねた。また、広く観光客に大口町の魅力を知ってもらい、大口町に来てもらうことを目的として、観光パンフレットを置いてもらえるかどうか最寄り駅や大型ショッピングセンターに依頼した。

■評価

- ・ 令和2年度は、ライトアップはもちろんぼんぼりの設置も行わなかったが、令和3年度はぼんぼりの設置とトイレを設置したことで、多くの方に大口町の魅力である五条川の桜並木を楽しんでもらえた。ゴミ箱の設置や定期的な清掃は行わなかったが、桜の鑑賞にみえた皆さんの協力のもと、ゴミが散乱することなくきれいな環境の中で花見を楽しんでもらえた。また、桜観賞の主要区域に看板を設置したことで、ほとんどの花見客がマスクを着用し、飲食を自粛したこともあり、桜まつりが原因で町民の皆さんに新型コロナウイルス感染症が広がることなく、苦情を受けることもなかったことは非常によかったのではないかと考える。
- ・ 観光事業全般に関しては、かねてから課題として挙がっていた観光パンフレット（紙媒体）がようやく完成し、最寄り駅や大型ショッピングセンターの協力により多くの方の目に留まる場所に設置することができた。桜の花見スポットをメインとした観光パンフレット（紙媒体）ではあるが、花見客に立ち寄ってもらえるよう町内飲食店の情報を掲載したことで、町内飲食店の誘客につながり、更にはまちの賑わい創出のきっかけになればよいと考える。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	No.	1
事業名	環境保全対策事業		

■ 基礎情報

目的	町内環境の維持、向上を図るため水質・大気をはじめとした環境衛生の向上を図る。		
事務内容	・ 狂犬病予防業務 ・ 公害対策業務	・ 環境保全対策関係補助金交付業務 ・ 愛北広域事務組合（火葬場）関係業務	
現在における経過又は課題	①空き地などの雑草繁茂に関する苦情については、速やかに原因者である土地所有者に対して雑草管理の通知文書を出し対応をお願いしているが、夏場の繁忙期にワークセンターなどへ作業依頼される場合、人手が足らずに早期対応できない場合がある。また、北地域自治組織との協働委託事業による巡回パトロールや不法投棄、犬フン看板の製作及び設置などの環境保全活動を推進しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動を自粛している。 ②近年、スズメバチ類の営巣駆除の補助金支出件数が減少傾向（平成30年度13件、令和元年度9件）にあったが、令和2年度は20件の申請があった。また、愛知県内においてヒアリの確認が2事例あり、引き続き侵入や定着の防止に注意が必要である。 ③野良猫に関する問題については、地域猫活動に取り組む団体との協力体制を継続しつつ、町内獣医師とも連携し野良猫の絶対数を減らすため、新たな支援策として「大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱」を制定したが、事業の進め方に対するご意見をいただき見直すこととなった。 ④平成31年度より愛知県の太陽光発電設備の単独補助金が廃止となり、太陽光発電設備と蓄電池や住宅用エネルギー管理システム（^{ヘムス}HEMS）などの一体的導入が対象の補助金に切り替わり、令和元年度は予定件数の7件、令和2年度は10件の申請があり、令和3年度は13件の申請件数を見込んだ。		

令和3年度の 目標又は 改善策	①雑草繁茂の問題については、従来通り速やかに土地所有者に対して通知文書を出して草刈りなど土地の適正管理の対応をお願いするほか、引き続き広報誌などにより土地の適正管理についての啓発にも努めていく。
	②スズメバチ類の営巣駆除への対応については、従来どおりの対応とし、また、ヒアリに関しては、最新情報を把握するなか広報誌などで注意を促す。
	③野良猫に関する問題については、地域猫活動に取り組む団体との協力体制を継続しつつ、「大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱」を見直し、野良猫の絶対数を減らし野良猫問題の解消に努める。
	④地球温暖化対策に関する補助金については、太陽光発電設備と蓄電池や住宅用エネルギー管理システム（HEMS）などの一体的導入を対象に引き続き住民のニーズを把握しつつ、補助制度を行なう。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 1 節	環境保全			
成果 指標	住宅用太陽光発電システム設置費補助金利用累計件数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
412 件	605 件	615 件	628 件	646 件	659 件	672 件	685 件

成果指標	アダプトプログラム登録数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
31	33	33	33	36	37	37	38

成果指標	狂犬病予防接種率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
83.3%	80.1%	81.1%	80.4%	86.2%	86.8%	87.4%	88.0%

■ 3年間の目標

目 標					
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	最新環境技術の動向等を見据えながら、これまで普及促進を図ってきた住宅用太陽光発電システムに加え、燃料電池等の普及方法について検討する。
R5 年度	清潔で美しく豊かな生活環境を保つため、アダプトプログラムやクリーンアップ活動、ごみゼロ運動への住民や企業等の参加を促し、住民等自らによる環境美化の取り組みの拡大を図る。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ①雑草繁茂の問題については、従来通り速やかに土地所有者に対して通知文書を出して草刈りなど土地の適正管理の対応をお願いした。また、広報誌などにより土地の適正管理についての啓発にも努めた。
- ②スズメバチ類の営巣駆除への対応については、従来どおりの対応を行った。
- ③野良猫に関する問題については、「大口町飼い主のいない猫去勢避妊手術費補助金交付要綱」を見直し、地域住民に対する迷惑行為の未然防止を実現するため、地域猫活動に要する費用に対し、補助金を交付する「大口町地域猫活動支援事業費補助金交付要綱」の整備を行った。
- ④地球温暖化対策に関する補助金については、太陽光発電設備と蓄電池や住宅用エネルギー管理システム（^{ヘムス}HEMS）などの一体的導入を対象に補助金を交付した。
また、次年度に向けて既存の一体的導入補助金に加え、住民のニーズを把握しつつ蓄電池等の単独設置も対象とした補助金制度の整備を行った。

■評価

- ①雑草繁茂の問題については、所有者への文書通告等により概ね速やかな対応が得られた。しかしながら、夏場の繁忙期にワークセンターへ作業依頼される場合、人手が足らずに早期対応できない場合があり、事前に造園業者に依頼し適正に空き地の管理をすることを土地所有者に提案した。
- ②スズメバチ類への対応について、今年度（令和３年度２７件、令和２年度２０件）は例年に比べ申請件数が多かったが、迅速且つ適正な対応ができた。
また、ヒアリについては、名古屋港（弥富市）、常滑市にて、８月、９月で計３回確認されているが、本町においては、侵入リスクの低い区域のため、令和３年度は、注意喚起を促さなかった。
- ③野良猫に関する問題については、新たな支援策として「大口町地域猫活動支援事業費補助金交付要綱」を制定し、令和４年度当初から事業ができるよう要綱を整備した。
- ④地球温暖化対策に関する補助金については、１３件の申請を見込んでいたが、８月末で予定件数に達した。
また、令和４年度から単独施設の補助を対象に加えるため、どの施設に需要があるのかを見極めて、予算額の計画を行う必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	No.	2
事業名	廃棄物処分事業		

■基礎情報

目的	廃棄物を適正処理することにより、町内環境の向上を図る。		
事務内容	・不法投棄防止業務 ・可燃ごみ処理委託業務 ・埋立てごみ処理委託業務	・新ごみ処理施設建設関係業務 ・江南丹羽環境管理組合関係業務	
現在における経過又は課題	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板を設置するとともに、不法投棄されにくい環境づくりが求められる。 ②可燃ごみは家庭系、事業系とともに減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染拡大防止による外出の自粛に伴うものと思われるため、さらに家庭系については、広報誌などでごみを増やさない工夫などの分別周知を行い、可燃ごみの排出抑制に努めた。また、9月に食品ロス削減の重要性をアピールするため、フードドライブを開催している。 ③可燃ごみボックスの貸出しを行い、カラスやネコによるゴミの散乱被害対策を行い、また、ボックスの設置により可燃ごみ集積場の集約をし、回収の効率化を図る取組みを行っている。		
令和3年度の目標又は改善策	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板を設置するとともに、不法投棄されにくい環境を作るため、草刈りや周辺の清掃などを土地所有者にお願いしていくほか、引き続き、北地域自治組織と連携して環境対策に取り組む。 また、不法投棄された場合には投棄者が特定されるようなものがないか確認し、投棄者が特定できた場合には、引き取り及び適正処理の依頼を行う。悪質な場合には警察へ通報する。 ②可燃ごみの減量については、引き続き分別周知を行ない、事業所に対しては、訪問し指導を行う。また、フードドライブの事業を通して、食品ロス削減の重要性をアピールする。 ③カラスやネコによるゴミの散乱被害が多いところへは積極的に可燃ごみボックスを設置していただくよう、地域へ呼びかける。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 1 節	環境保全			
成果 指標	廃棄物不法投棄処理件数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
13 件	36 件	61 件	58 件	10 件	9 件	9 件	8 件

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	廃棄物の不法投棄を防止するために、住民との協働による日常的なパトロールの強化などを図りながら、町内巡回や啓発看板の設置等による周知・啓発を行う
R5 年度	江南丹羽環境管理組合のごみ処理施設の経年劣化に伴う老朽化が目立つことから、新たなごみ処理施設建設に向け関係市町と連携し、計画の策定と着実な事業推進を図る。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板を設置するとともに、不法投棄されにくい環境を作るため、草刈りや周辺の清掃などを土地所有者にお願いした。
また、町内不燃物集積場にテレビや消火器などの町では回収できない不燃ごみの不法投棄が増加していたため、投棄状況の写真を掲示し注意を促したところ、不燃物集積場における不法投棄が減少した。
- ②可燃ごみの減量については、広報誌で分別周知を行い、可燃ごみの排出抑制に努め、事業所については、「事業系ごみ処理の手引き」を配布し、可燃ごみ減量の周知を行った。
また、食品ロス削減の重要性をアピールするため、１１月にフードドライブを開催した。
- ③カラスやネコによるゴミの散乱被害が多いところの相談案件には、設置場所のアドバイスも含め、積極的に可燃ごみボックスを設置していただくよう促した。

■評価

- ①不法投棄が続く場所に「不法投棄禁止」や「ポイ捨て禁止」看板を２７カ所申請者に貸出し設置していただいた。
また、不法投棄については、町内不燃物集積場への不法投棄の件数が５８件中４１件と最も多かったため、注意喚起などを行い、対策をとる必要がある。
- ②可燃ごみの減量については、広報誌等を活用してざつがみやプラスチック類の分別、生ごみの水切り等を行うよう周知徹底した。
フードドライブについては、２３人の方から１７０点の食品を預かり、大口町社会福祉協議会に寄附を行った。今後は、購入量の適正化や食料品の計画的な買い物、食べ切りなどでごみの削減や食品ロスの削減を重点としたPRを行う必要がある。
- ③設置希望者に対し、可燃ごみ集積場所に可燃ごみボックスを貸与し設置することで、カラス被害に対し一定の効果が得られた。今年度は１４か所に可燃ごみボックスを設置することが出来た。
しかしながら、設置場所等の問題により貸与することができないこともあり、周辺住民の協力や土地（設置場所）の提供等、カラス被害撲滅のため更なる協力要請や普及促進に努める必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	No.	3
事業名	ごみ減量・資源化事業		

■基礎情報

目的	資源の分別を徹底することにより焼却ごみを減少させ、循環型社会の構築を図る。		
事務内容	・ごみ減量・資源化施策の企画・立案 ・資源リサイクルセンターの管理、運営	・有機資源保管所の管理、運営 ・生ごみ堆肥化事業	
現在における経過又は課題	①家庭系可燃ごみについては、広報誌などでプラスチック類やざつがみの分別周知を図っている。また、令和2年度は、ベトナム語の分別表を作成し、必要とする地区や個人に渡し分別を呼びかけた。 事業系可燃ごみについては、江南丹羽環境管理組合で行う組成調査が令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い中止になっているため、ごみ分別の実態がつかめていない。 ②不燃性中型ごみ、小型金属類については、処理費が増加傾向にあるため、更なる分別を行い、有価物として処理する取組みを模索したが、一時保存場所や作業場所、作業時間、人件費のコストなどの検討課題が多い。 ③令和元年度から、新たな取組みとして資源リサイクルセンターにおいて、有価物として羽毛布団の回収を始めた。令和元年度は26枚、令和2年度は19枚回収した。 ④スプレー缶の処理方法については、金属処理業者と委託業務契約を締結し適切に処理を行った。		
令和3年度の目標又は改善策	①家庭系可燃ごみについては、引き続き分別の周知を図る。また、事業系ごみについては、チラシなどで分別の協力を要請していく。また、資源ごみ集団回収助成金の案内も併せて行う。 ②不燃性中型ごみ、小型金属類について、処理費が増加傾向にあるため、更なる分別を行い、有価物として処理を行う方法について検討する。 ③羽毛布団の買替えシーズンに合わせ、広報誌などで周知をする。 ④スプレー缶の排出については、処理先での引火や破損事故の原因に繋がらないよう安全に排出する必要があるため、定期的に適切な排出方法を案内する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 1 節	環境保全				
成果 指標	1 人 1 日あたり可燃ごみ排出量（家庭系）							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
387g /人・日	384g /人・日	383g /人・日	379g /人・日	374g /人・日	373g /人・日	372g /人・日	372g /人・日	

成果 指標	リサイクル率						
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
38.0%	33.3%	30.9%	38.6%	38.7%	38.8%	38.9%	39.0%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努める。
R5年度	事業所から排出される生ごみや古紙類について、民間再生資源業者等を活用した資源化を促す。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ①家庭系ごみについては、広報誌で分別の周知を図った。また、事業系ごみについては、一般廃棄物処理許可業者を通じ「事業系ごみ処理の手引き」を事業所に配布し周知を行った。
- ②不燃性中型ごみ、小型金属類については、処理費が増加傾向にあるため、更なる分別を行い、有価物として処理する取組みを模索した。
- ③羽毛布団の買替えシーズンに合わせ、広報誌などで周知し、66枚を回収した。
- ④スプレー缶の排出については、金属処理業者と委託業務契約を締結し適切に処理を行った。

■評価

- ①家庭系ごみについて、可燃ごみは減少し、容器包装プラスチック類が増加していることから、ある程度分別が徹底されるようになったと考える。
事業系ごみについては、江南丹羽環境管理組合にて実施する組成調査が中止になったため、分別が出来ていない事業所を把握することができず、手引きの配布による周知活動のみとなった。
剪定枝、草及び葉については、広報誌等によるPRを継続実施したことで、令和2年度より9.5トン増加していることから、昨年よりも資源化が出来たと考える。
- ②不燃性中型ごみ、小型金属類については、リサイクルセンターに持込み再分別化を行い、有価物として処理を行う方法で検討をしたが、再分別化作業に伴う補助員を1名増員した経費の方が処理委託料を上回るため、まずは再分別化を小型金属だけに絞るなどし、更に検討する必要がある。
- ③羽毛布団については、66枚を回収できたため、定期的に周知することで、さらに回収が見込められる。
- ④スプレー缶の処理方法については、問題もなく適切に処理することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	No.	4
事業名	し尿処理事業		

■ 基礎情報

目的	浄化槽等の適切な維持管理を啓発することにより、町内環境の向上を図る。		
事務内容	・ し尿汲み取り助成金事業 ・ 愛北広域事務組合関係業務	・ し尿汲み取り委託業務 ・ 浄化槽清掃業許可業務	
現在における経過又は課題	① 広報誌などを通じて浄化槽の適切な維持管理（保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての啓発を行った。また、浄化槽の臭気や排水に関する苦情が年に数件あるが苦情原因者宅が下水道供用開始区域の場合は、建設課（下水道グループ）と連携して、原因者宅を訪問し、下水道への接続を促す取組みを行った。		
令和3年度の目標又は改善策	① 引き続き広報誌などを通じて浄化槽の適切な維持管理（保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての啓発を図っていく。 また、事業系の浄化槽に起因する悪臭や河川の汚濁については、必要に応じて愛知県尾張県民事務所環境保全課と連携し、原因者の状況を確認のうえ速やかに改善に向けた指導を行い、苦情原因の早期解消に努める。 このほか、下水道供用開始区域であれば建設課（下水道グループ）と連携し、下水道への接続を促す。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第 1 節	環境保全				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	浄化槽を正しく管理して、将来にわたり安心安全で豊かできれいな水環境を守る。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	浄化槽強化月間に併せて家庭でできる生活排水対策の周知活動を行う。
R5 年度	合併処理浄化槽法定検査受検率を伸ばす。

■目標又は改善策に対する取組内容

① 10月の浄化槽強化月間にあわせ、広報誌に浄化槽の適切な維持管理（保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての記事を掲載し、役場ロビーにおいて啓発グッズを配布しPR活動を行った。 また、単独浄化槽に起因する悪臭の苦情については、設置者に対し、状況を確認していただいたうえで速やかに改善していただくようお願いしに努めた。

■評価

- ①浄化槽に起因する悪臭等の苦情については、原因者に対する改善に向けた指導を速やかに実施した。
また、下水道への接続については、建設課と連携して接続を促した。
事業系の浄化槽に起因する悪臭や河川の汚濁についての苦情はないものの、引き続き注意が必要である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	No.	5
事業名	環境共生事業		

■基礎情報

目的	用途変更を行い、利用価値を高める。
事務内容	・ふれあい池跡地の管理
現在における経過又は課題	・利用状況や施設の老朽化等に伴い、ふれあい池は廃止とし、今後は大口町健康文化センターの駐車場として整備する。 また、改修工事を施工するにあたり、大型ダンプ車の乗入れができる橋を増設する必要があることと、ふれあい池北側の県管理の農業用水埋設管の改修工事の予定（令和3年から4年）があるとのことで、改修工事は実質令和5年まで着手できないため、令和4年度で駐車場の設計業務を行い、令和5年度で工事することとし、令和3度は、井戸の維持管理と池周辺の草の管理を行う。
令和3年度の目標又は改善策	維持管理として、定期的な井戸の運転や池周辺の草の管理を行う。 また、速やかに工事に入れるよう常に建設課との情報共有を行っていく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	2	産業・経済			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3 年間の目標

目標	現状の池から公園としての整備を行い、担当課に引継ぎを行う。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	大口町健康文化センターの駐車場に用途変更する
R5 年度	大口町健康文化センターの駐車場に用途変更する

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和 5 年度に駐車場として改修工事を行うため、準備及び光熱費の電気料削減のため池の魚を移設し水を抜いた。
また、池の周辺や外周の除草作業を行い、井戸に関しては、定期的にポンプを稼働させ通水を行い維持管理に努めた。

■ 評価

- ・ふれあい池北側の前面道路の改修については、県管理の農業用水埋設管改修工事の施工方法の変更に伴い、町管理の排水路整備事業（県費補助）が未定になっているため、計画どおりに駐車場整備を行う場合は、環境対策室で工事乗入口の費用を含んだ整備計画を考える必要がある。
- ・維持管理について、除草する面積が増えたため、維持管理費用を見直す必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	1
事業名	戸籍住民基本台帳等事業		

■ 基礎情報

目的	社会生活において、住民の重要な身分事項等を記載した戸籍や居住関係を記録した住民基本台帳などを各種届出に基づき作成、管理、そして、必要に応じ、諸証明書等の交付を行うことにより、住民が安心して生活するための基礎とする。		
事務内容	・ 住民基本台帳事務 ・ 戸籍事務 ・ 印鑑登録事務		
現在における経過又は課題	・ 法改正に基づき、個人番号制度に関連した戸籍関係システムの改修を行っている。 ・ 令和2年度に予定していた、戸籍附票システム（戸籍の附票の記載事項の追加…住民基本台帳法の一部改正）及び戸籍総合システム（本籍地以外での戸籍謄・抄本の発行等…戸籍法の一部改正）の改修は、国から示される作業工程の仕様の遅れのため、令和3年度にかけて作業することとなり、繰越明許費で対応（12月補正）した。 ・ 法改正による各制度は、令和5年度までの運用開始に向けた作業工程が組まれており、順次、工程内容に合わせたシステム改修を進める必要がある。 ・ 令和3年2月から、個人番号カードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等の交付サービスを開始した。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 戸籍総合システム等について、繰越明許費で対応するシステム改修後、令和3年度の作業工程である、戸籍副本データの全件送信、戸籍の附票との名寄せプログラムの実行等の作業を行う。 ・ コンビニ交付サービスについて、個人番号カードの交付時に案内するなど、住民の利便性や戸籍保険課窓口の混雑緩和に繋がるよう、周知に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	戸籍、住民登録関係の登録情報を適切に管理し、各種届出、諸証明等の交付手続きを円滑に行う。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
戸籍の広域化交付				○	
戸籍附票への住民票コード追加					○

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	戸籍事務連携のシステム改修及び戸籍の広域交付に伴う戸籍機器の整備
R5 年度	戸籍附票の住民票コード追加に伴う戸籍附票システム改修作業

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・繰越明許費で対応した戸籍総合システム等の改修は、国から示される作業工程の仕様に基づき、令和3年5月までにすべての作業を完了した。
- ・令和3年度に予定していたシステム改修のうち、副本全件送信作業は、令和3年7月までに完了したが、符号取得関連作業は、国の作業工程により、令和4年度に変更されたため、3月補正予算で減額し、令和4年度当初予算に改めて計上することとした。
- ・個人番号カードの交付時や電話での問合せ時に、住民票の写し及び印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで取得できることを口頭や資料により案内し、周知に努めた。

■評価

- ・戸籍関係システムの改修は、国から示される作業工程により、令和2年度に引き続き、令和3年度もスケジュールの変更があった。国から示される作業工程により変更がある。法改正に伴うシステム改修は、令和5年度からの運用開始に向けた工程が組まれているため、引き続き、改修の時期、内容等の情報を把握しながら進める必要がある。
- ・コンビニ交付サービスは、令和3年8月以降、毎月100件以上の利用状況にある。役場の閉庁時間帯においても利用可能であり、住民の利便性の向上や役場窓口の混雑緩和にも繋がると考える。個人番号カードの普及に伴い、今後も利用者が増加すると思われるため、引き続き、周知を図っていく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	2
事業名	人口関係統計調査事業		

■ 基礎情報

目的	人口動向調査：住民基本台帳において出生・死亡・転入・転出・転居等の異動をした者を集計することにより、県内の人口動向に関する統計資料とする。 人口動態調査：戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の統計により、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。		
事務内容	・ 人口動向調査事務 ・ 人口動態調査事務		
現在における経過又は課題	・ 人口動向調査は、毎月初めに、前月中の異動分を愛知県に報告する。 ・ 人口動態調査は、月 2 回の報告があり、1～14 日までの届出分を当月 20 日までに、15～末日までの届出分を翌月 5 日までに、江南保健所に報告する。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 人口動向調査及び人口動態調査について、指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に遅延なく報告する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	人口動向調査及び人口動態調査について、法令に基づく報告事務を適切に行う。				
項　目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。
R5 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・人口動態調査については、窓口での戸籍届出時に世帯の主な仕事を記入していただくよう説明し、夜間・休日の届出時の際も、同様に対応した。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、報告した。

■評価

- ・人口動態調査の職業調査については、江南保健所に正確なデータの報告ができるよう、届出の際の記入確認、聞取りを行い、毎月の期日までに報告することができた。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、愛知県統計課に期日までに報告することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	3
事業名	子ども医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・ 出生から中学生（１５歳到達の年度末）までの子どもの通院及び入院に係る医療費、高校生等（１５歳到達の年度末の翌日から１８歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費の自己負担分の助成を行う。 ・ 出生から未就学児（６歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（１５歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は、愛知県及び町が助成している。 ・ 小学生（６歳到達の年度末）から中学生（１５歳到達の年度末）までの通院に係る医療費、高校生等（１５歳到達の年度末の翌日から１８歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費は、町が助成している。
現在における経過又は課題	・ 本事業における対象者数は横ばいであるが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加傾向は今後も続くと予測され、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 ・ 本助成制度を維持する中であって、入院に係る医療費は通院に比べると高額で、生活費に及ぼす影響が大きいため、負担の軽減を検討する必要がある。
令和３年度の目標又は改善策	・ 令和３年４月診療分から、町の助成対象に、高校生等（１５歳到達の年度末の翌日から１８歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費を加える。 ・ 高校生等の入院医療費の助成拡大について、対象者に対する案内と申請手続きを周知する。 ・ 医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第2章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第3節	社会保障			
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■3年間の目標

目標						
目標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和3年4月診療分から、子ども医療費の助成対象に高校生等の入院に係る医療費を加え、事業を開始した。対象者への案内及び町の広報やホームページにより申請手続きを周知した。
- ・受給者証の交付時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

■評価

- ・子ども医療費の助成対象に高校生等の入院に係る医療費を加え、経済的負担の心配なく、安心して必要な医療を受けられるという事業の趣旨に寄与することができた。
- ・一方で、福祉医療費全体の医療費は増加傾向にあるため、このような状況が今後も続くことを念頭に置きながら必要な財源を確保し、事業を継続していく必要がある。
- ・チラシ紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関適正受診の大切さを伝えることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	4
事業名	障がい者医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	心身障がい者の健康の保持、増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・ 一定の障がいを持つ方に受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行なう。 ・ 3年に1回、受給者証の一斉更新(次回は令和4年8月1日)を行う。
現在における経過又は課題	・ 対象者数は横ばいだが、医療費は増加傾向にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。
令和3年度の目標又は改善策	・ 医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 3 節	社会保障			
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232, 544 千円	258, 556 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	5
事業名	母子・父子家庭医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・児童が18歳の年度末までの母(父)子家庭の母(父)と児童及び18歳の年度末までの父母のいない児童に対し受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。 ・毎年10月に所得判定を行い、受給者証の更新をする。
現在における経過又は課題	・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正(平成26年10月1日施行)されたことにより、大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正し、事業名を母子・父子家庭医療費に改め、平成26年10月1日から施行した。 ・平成30年6月の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する7月31日から10月31日に変更し、平成31年4月1日から施行した。 ・本事業費はほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年度においては約10%増加している。医療の高度化等により、今後も一人当たり医療費の増加が予測され、その抑制が求められている。
令和3年度の目標又は改善策	・医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 3 節	社会保障			
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232, 544 千円	258, 556 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行及び更新時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

■評価

- ・チラシの紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関適正受診の大切さを伝えることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	6
事業名	精神障がい者医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	精神障がい者の健康の保持、増進を図るため、精神障がい者の医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・一定の精神障がいを持つ方で、通院は自立支援受給者証を所有する方に、入院は診断書により申請された方に対し、保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。 ・精神障害者保健福祉手帳１・２級の方には、全疾病の医療等の助成を行う。 ・また手帳の有効期限、通院医療対象の有効期限毎に、受給者証の更新を行う。
現在における経過又は課題	・平成２３年７月から、精神障害者保健福祉手帳１・２級の方に全疾病の医療費等の助成を開始した。 ・本事業費はほぼ横ばいで推移してきたが、令和元年度においては約２５％増加している。医療の高度化等により、今後も一人当たり医療費の増加が予測され、その抑制が求められている。
令和３年度の目標又は改善策	・医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第2章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第3節	社会保障			
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■評価

・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	7
事業名	後期高齢者福祉医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	・ 後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の保険診療による自己負担分の医療費等の助成を行う。 ・ 対象者の区分に応じ、受給者証の一斉更新(3年ごと。次回令和5年8月)を行う。
現在における経過又は課題	・ 受給者数はほぼ横ばいだが、医療費は増加傾向にあり自己負担額も増加していることから、安定した持続可能な事業であるためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。
令和3年度の目標又は改善策	・ 医療費の適正化に向け、受給者証の一斉更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第 3 節	社会保障				
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232, 544 千円	258, 556 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円	232, 000 千円

■3年間の目標

目標						
目標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

■評価

・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	8
事業名	後期高齢者医療保険事業（一般会計）		

■ 基礎情報

目的	高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。		
事務内容	・ 健康診査事務 ・ 後期高齢者医療制度支援事務		
現在における経過又は課題	・ 高齢化を背景に被保険者数及び医療費は年々増加している。今後、75 歳以上の人口のさらなる増加により、医療費の増大が想定されることから、後期高齢者医療制度の安定した持続可能な制度運営のためにも、医療費の抑制は課題となっている。 ・ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」（令和2年4月法改正）に向けた関係部署との協議を進め、令和3年度から事業を開始する準備を整えた。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、制度の周知徹底を図る。 ・ 保険証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布し、医療費の抑制を図る。 ・ 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施のさらなる充実を図るため、関係部署と連携し、健康課題を分析・共有しながら、事業を実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 3 節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
48.6%	55.8%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%	

■3年間の目標

目標						
目標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の拡充を図る。
R5 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の拡充を図る。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・年齢到達による新規加入者に対する案内文書を、被保険者から寄せられる意見等を踏まえ、分かりやすく改訂し、対象者に配布した。
- ・被保険者証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布した。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、健康生きがい課と連携し、高齢者を対象とした「口腔機能（歯、噛む、飲み込むなど、口の中全体）の維持・向上に向けた個別的支援」、地域の通いの場における「食生活、運動機能等、生活全般に関わる保健指導・健康相談」を実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、地域の通いの場で行う予定をしていた事業を中止したが、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出や人と接する機会が減り、高齢者の体力や認知機能の低下が危惧されたため、体力維持のための啓発リーフレットを作成し、配布した。

■ 評価

- ・ 後期高齢者医療の新規加入者から寄せられる質問、相談等に対し、適切な対応を図ることができた。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業の一部中止は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもので、やむを得ないことと考える。
- ・ 一般的に、高齢者の方は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった状態になりやすいことから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつも、事業の実施方法を工夫しながら、疾病予防と生活機能の維持の両面に対する取組が必要である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	9
事業名	国民年金事業		

■ 基礎情報

目的	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。		
事務内容	【法定受託事務】 ・届け出の受理及び報告（第1号被保険者に係る届出に限る） ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求（福祉年金含む）の受理及び事実の審査（第1号被保険者期間を有する者に限る） ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料の免除	・学生の納付特例及び若年者保険料納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・産前産後納付免除 ・年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理及び請求に係る事実の審査	【その他の業務】 ・被保険者または受給者に係る届出（福祉年金を含む）の受理及び事実の審査 ・各種窓口相談・ねんきん特別便に関すること等
現在における経過又は課題	・国民年金事務は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により役割分担が見直され、市町村で行っていた事務（年金手帳の交付、現年度の保険料の徴収等）が順次、年金事務所へ移行した。 ・国民健康保険と連携し、国民年金資格取得の届出漏れがないよう手続きを行う必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、収入減少者が増加することが予想されるため、日本年金機構の動向を確認し、適切な対応を行う。		
令和3年度の目標又は改善策	・国民年金等の各種届出書を受け付け、定期的に日本年金機構へ進達する。 ・年金事務所と連携しながら、国民年金被保険者に対する相談を継続する。 ・学生、経済的理由で納付が困難な場合等、個々の事情に応じ、納付免除・納付猶予等について説明し、適切な手続きを行う。 ・令和2年度税制改正による国民年金及び年金生活者支援システムの改修を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

国民年金に関する各種届出等の事務処理を適切に行う。						
目 標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R5年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・国民年金の取得、喪失漏れ等がないよう、国民健康保険の加入手続きと併せ、手続きを行った。また、国外からの転入者については、社会保険加入の有無を確認した上で、国民年金の取得手続きを説明した。
- ・経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な方については、未納にならないよう、窓口で免除・納付猶予申請について説明し、手続きを進めた。
- ・一宮年金事務所と連携し、年金相談を4月・6月・10月・12月・2月に開催した。
- ・窓口で受け付けた年金異動届、免除・納付猶予申請・学生納付特例申請等は、内容を確認の上、定期的に日本年金機構名古屋広域事務センターに進達した。

■評価

- ・国民年金に関する各種届出の他、国民健康保険と連携し、国民年金の取得、喪失もれ等がないよう手続きを行うことができた。
- ・年金相談は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した８月を除き、実施することができた。役場での年金相談は、相談者にとって利便性が高いため、引き続き、一宮年金事務所と連携し、継続する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	1 2
事業名	養育医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多い。生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要であることから、指定医療機関に入院した未熟児に必要な医療を給付し、適正な養育を行う。
事務内容	養育医療の給付 ・養育のため、指定医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 費用の徴収 ・養育医療を給付したときは、扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。 手続き ・養育医療の給付が必要とされた新生児の保護者から申請があった場合に、速やかに受診券を交付する。レセプト等で診療日数が明らかになり次第、負担金を決定し、通知する。負担金は、子ども医療費として支給(充当)する旨を併せて通知する。
現在における経過又は課題	・平成24年度以前の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行により、平成25年4月1日から、市町村へ権限移譲された。
令和3年度の目標又は改善策	・本事業は、指定医療機関の医師の判断により開始される医療が対象であるが、未熟児で出生した子が必要な高度の入院治療を受けられるよう、養育にかかる保護者の費用の負担軽減のための給付を適切に行い、家族が安心して療養・看護できるよう支援する。 ・保護者の申請手続きの際は、説明を十分に行い、不安感を軽減できるよう努める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
養育医療受給件数（件）	8	—	—	—	—

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	現状のまま継続
R5 年度	現状のまま継続

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行った。
- ・手続に際しては、申請者に対し、分かりやすく丁寧な制度説明に努めた。

■評価

- ・申請者から寄せられる質問、相談等に、適切に対応することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	13
事業名	個人番号カード等交付事業		

■基礎情報

目的	平成27年10月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、すべての住民に個人番号（マイナンバー）が付与されることになった。法令の施行後も、出生や国外からの転入等の異動手続の際は、新たに個人番号を付番し、通知されている。 国・地方を通じた行政のデジタル化が、国として喫緊の課題となる中、デジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である個人番号カードの普及拡大を図る。		
事務内容	・個人番号の付番 ・個人番号カード等の交付等事務 ・個人番号カードの継続事務 ・個人番号カード電子証明更新事務		
現在における経過又は課題	・国は、令和4年度末までに、ほとんどの住民が個人番号カードを保有することを想定し、普及を進めていくことを目標に掲げており、市区町村は、個人番号カードの交付体制の整備や申請受付の推進のため、交付円滑化計画を策定している。 ・法改正により、「通知カード」は令和2年5月24日をもって廃止され、5月25日以降、出生等により新たに個人番号を取得した住民には「個人番号通知書」が送付されている。 ・令和2年度（令和2年12月～令和3年3月）、個人番号カードの普及拡大のため、国により、全国の未申請者を対象に交付申請書が送付された。 ・町の個人番号カードの交付状況について、令和元年度は、交付枚数379枚（交付率9.97%）・累計2,412枚、令和2年度（2月末まで）は、交付枚数2,932枚（交付率22.02%）・累計5,344枚で、増加傾向にある。 ・個人番号カードの交付手続きのため、令和2年1月から、毎月第2日曜日の午前に窓口を開設している。 ・個人番号カードの新規交付手続きに加え、取得から5年経過による電子証明書の更新手続きの件数が増えてきているが、手続きに必要な暗証番号を忘れている方がみえ、暗証番号の再設定が必要となる場合が多い。		
令和3年度の目標又は改善策	・個人番号カードの交付率の向上に向け、窓口等で啓発する。 ・個人番号カードの交付時における、交付の滞留の防止及び交付通知書の早期発送の徹底を図る。 ・個人番号カードの取得PRと併せ、申請手続きを支援する場（出張窓口）を設ける。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	デジタル社会の基盤となる個人番号カードの普及促進に向け、個人番号カードの普及啓発に努める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	個人番号カードの交付に伴う窓口開設及び普及啓発
R5 年度	個人番号カードの交付に伴う窓口開設及び普及啓発

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・個人番号カードの交付手続きについて、個人番号カードが、地方公共団体情報システム機構から役場に届き次第、交付通知書を申請者宛て発送し、滞留することのないように努めた。
- ・個人番号カードの臨時交付窓口（第2・第3・第4水曜日の午後7時まで、第2日曜日の午前9時から正午まで）を開設し、交付事務を行った。
- ・窓口において、個人番号カードの取得に関する相談を受けた際は、申請方法から交付手続きまでの流れを説明し、希望者には交付申請書を配布した。

■評価

- ・個人番号カードの交付状況について、令和２年度は、合計 3,641 枚（交付率 24.9%）、累計 6,053 枚、令和３年度は、合計 3,903 枚（交付率 41.1%）、累計 9,956 枚で、令和２年度に引き続き、増加した。
- ・個人番号カードの交付手続きのため、平日の時間帯においても窓口の来庁者が増加したが、臨時交付窓口を含め、適切に対応した。
- ・今後も、国の個人番号カードの普及施策により、個人番号カードの取得希望者が増加することが予想されるため、交付体制の充実が求められる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	1
事業名	社会福祉推進事業		

■ 基礎情報

目的	住民で組織される民生委員・児童委員、保護司会、更生保護女性会と社会福祉協議会と共同して、地域福祉の推進を図る。
事務内容	・ 民生委員・児童委員は、問題等を抱える地域の住民と行政等の関係機関とのパイプ役として活動している。 ・ 社会福祉協議会は、行政だけでは解決できない地域課題に対し、社会福祉法人としての特性を活かし、日々地域福祉の推進に寄与するため運営している。 ・ 保護司会、更生保護女性会は、「犯罪や非行のない明るい社会」の実現に向け、自主的かつ積極的に活動している。
現在における経過又は課題	・ 令和元年12月の民生委員・児童委員（以下「民生委員」とする。）一斉改選によって、約6割の方が新任の民生委員として選任された。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自主事業や研修等を実施することが困難な状況となり、民生委員としての知識、経験の取得が再任された民生委員と比べ、不十分となっている。 ・ 民生委員本来の業務を充実させるため、平成30年度から取り組んでいる活動内容の見直しルール定着に向けた啓発やさらなる改善を図っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅な活動自粛を余儀なくされ、逆に、必要最低限の活動しかできていない。 ・ 国が掲げる「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉協議会は、地域住民、各種団体及び行政とのつなぎ役としての役割を果たすべく各種事業を展開している。課題としては、他の社会福祉協議会と同様、財政基盤を行政に依存しており、町財政が非常に厳しいことから行政に依存しない基盤を早急に作っていくことが挙げられる。
令和3年度の目標又は改善策	・ 新任委員が多いことを踏まえ、民生委員としての必要な知識取得を目指して、定例会において、活動方法等に対する丁寧な説明を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら各種研修を実施していく。 ・ 新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明であることから、従来型の活動ではなく、時代に即した活動の実施に向け、民生委員と一緒に構築していく。 ・ 社会福祉協議会との情報交換、意見交換を行うとともに、社会福祉協議会が行政に依存することなく、自立した団体として活動を行っていくことができるよう財政基盤の強化や法人の健全運営について助言を行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 2 節	福祉				
成果 指標	住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
55.3%	63.4%	56.0%	－	－	－	－	67.0%	

成果 指標	地域福祉を担うボランティア数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
1,050 人	697 人	1,100 人	450 人	600 人	800 人	1,000 人	1,150 人

■3年間の目標

目 標	上記と同様					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	民生委員・児童委員一斉改選事務、自殺対策計画見直しに向けてのアンケート実施
R5 年度	自殺対策計画見直し

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・昨年度から引き続き、町内における新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら、定例会を開催した。また、民生委員・児童委員としての必要な知識取得に向け、計３回（ゲートキーパー養成講座など）研修会を開催した。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束への見通しが不透明であったことから、昨年度から引き続き、見守り対象宅への訪問方法等、コロナ禍における民生委員・児童委員としての必要最低限の活動方針を定めた「基本的方針」を役員会及び定例会において内容確認を行いながら活動を進めた。
- ・地域みんなで支えるしくみづくりに向け、社会福祉協議会が実施主体となり、かつ、財政出動が伴う事業については、補助金を交付する立場として、法人運営に過度な負担とならないよう事務局と協議を行いながら技術的な助言を行った。

■ 評価

- ・昨年度から引き続きコロナ禍で満足に民生委員・児童委員活動ができない中、各種研修を３回ではあるが、実施できたことで民生委員・児童委員としての素質向上に向けて貢献できたことに満足している。
- ・従来から行ってきた民生委員・児童委員本来の業務の充実を図るため、活動内容の見直しについては、コロナ禍の中でウイズコロナの活動の模索を行ってきた。昨年度と状況は変わらないが、訪問・連絡件数が前年度より約２パーセント増加しており、コロナ禍においても民生委員・児童委員として、必要最低限の活動はできているものとして評価できる。
- ・社会福祉協議会に対する補助金について、これまで事業の執行残により、精算時において、多くの返還金が発生していたが、今年度は返還金の発生もなく、当初予算要求時から十分精査されたものであるものと評価している。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	2
事業名	障がい者福祉事業		

■ 基礎情報

目的	大口町障がい福祉調整会議の運営、障がい者権利擁護支援、福祉手当の支給及び外出支援サービス事業等を行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上を図る。		
事務内容	・ 大口町障がい福祉調整会議運営事業 ・ 公の施設利用助成業務 ・ 福祉手当の支給業務 ・ 住宅改修費助成事業		・ 外出支援サービス事業の関係業務 ・ 災害時ストーマ装具保管事業 ・ 障がい者の権利擁護・虐待防止事業
現在における経過又は課題	・ 大口町障がい福祉調整会議については、平成29年度から障害者総合支援法に基づく協議会及び障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会としての機能を持ち、町長の附属機関として位置付けられている。 ・ 外出支援サービス事業について、令和元年度に実施した住民アンケート調査の結果や他市町の状況を参考に、支給要件の拡充を主としたサービスの見直しを令和3年度から実施する。 ・ 2市2町（小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）で構成する尾張北部権利擁護支援センターについて、平成30年7月のセンター開所から3年を迎え、成年後見制度に関する相談や制度利用が進むよう積極的な広報活動を行っている。しかし、他の構成市町と比べ、本町はセンターへの利用が少なく、加えて、今後、障がい者本人やその家族の高齢化に伴い、成年後見制度に関するニーズが増えることが予想されることから、少しでも多くの方に成年後見制度について理解していただくとともに、センターの利用へつなげることが課題となっている。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 大口町障がい福祉調整会議において、様々な分野から選出された委員から幅広い意見をお聞きして障がい者福祉事業の改善に努める。 ・ 令和2年度に制定した障害者差別解消法に基づく職員等向け「対応要領」を実効性の高いものとするため、政策推進課と合同で職員に対する研修を実施していく。 ・ 外出支援サービス事業について、外出支援サービス助成券発行時においてアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握することで利用者にとって、より使いやすいものとなるよう改善を図っていく。 ・ 尾張北部権利擁護支援センターについては、利用しやすいセンターとなるように運営の改善等を提言していくとともに、制度周知に向け、引き続き、積極的な広報活動を行っていく。		

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 2 節	福祉			
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3 年間の目標

目 標	・判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう 尾張北部権利擁護支援センターと連携を図りながら成年後見制度の普及に努めていく。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
成年後見制度利用支援事業利用者				1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業				実施無	実施無	実施有

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催（主に新規採用職員及び監督者）
R5 年度	障害者差別解消法に基づく職員を対象とする研修の開催（主に新規採用職員及び監督者） 尾張北部権利擁護支援センター運営協議会の運営（～R6 年度まで）

■ 目標又は改善策に対する取組内容

・大口町障がい福祉調整会議を 3 回（うち 1 回は、書面開催）開催し、様々な分野から選出された委員から幅広い意見をお聞きして障がい者福祉事業の改善に努めた。 ・令和 2 年度に制定した障害者差別解消法に基づく職員等に対する「対応要領」を実効性の高いものとするため、福祉こども課職員を講師として、新規採用職員及び監督者（課長級職員）を対象とした研修を政策推進課と合同で開催した。 ・外出支援サービス事業について、外出支援サービス助成券発行時において、利用者に対し、アンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めた。 ・尾張北部権利擁護支援センターについて、権利擁護支援に関する事業の推進に向け、構成市町の一員として、運営協議会等において積極的に意見を述べるとともに、当センターの利用拡大に向け、積極的に広報活動を行った。

■ 評価

- ・ 大口町障がい福祉調整会議において、各委員より貴重なご意見をいただき、本町の障がい者（児）福祉施策に反映することができ、評価できる。
- ・ 障がいを理由とする差別解消に向けた取り組みへの推進に向けて、職員向けの研修を実施することができた。取り組みをさらに発展させるため、中断することなく継続して実施していきたい。
- ・ 外出支援サービスについて、アンケート調査を実施したことで外出支援に関する利用者ニーズを把握できたことは評価できる。アンケート調査を引き続き実施し、より使いやすいサービスとなるよう努めていきたい。
- ・ 権利擁護支援に関する事業の推進や尾張北部権利擁護支援センター利用拡大に向け、積極的な広報活動を行い、少しずつではあるが、当制度が住民に浸透しているものと感じる。引き続き、周知案内とともに今年度策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、計画が確実に実行できるように努めていきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	3
事業名	障がい者自立支援事業		

■ 基礎情報

目的	障害者総合支援法その他法令に基づき、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図る。
事務内容	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付の支給決定業務 ・ 障がい者自立支援審査会業務 ・ 地域生活支援事業関係業務
現在における経過又は課題	・ 「ともにわかり合い、ともに支え合う みんなでつくるまち おおぐち」を基本理念に「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和2年度に策定した。 ・ 年々増加傾向にある障がい者（児）福祉に関するニーズに対し、本町では専門機関及び福祉関連事業所等の社会資源は他市町と比べ少ないことから、社会資源の有効活用及び関係事業所との連携を密にすることが重要になってきている。そのため、地域包括支援センターに業務委託している相談支援事業を中心とした関係機関との連携体制をさらに強化していく必要がある。 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付等サービスの給付を行っているが、年度を追うごとに給付額が増えており、財政的に大きな負担となりつつある。 ・ 国、県、町が補助金を支出し、令和2年4月に開設されたグループホーム（共同生活援助）について、開設から1年が経過したことからその運営の評価を行う必要がある。また、地域生活支援拠点等としての役割を担っていることから、安定した運営が継続されるよう、技術的な支援を行う必要がある。 ・ ハートフル大口について、施設開所から19年目を迎え、施設の老朽化が顕著で雨漏り等をしている箇所もあるが、修繕を行うにあたり法人本体の資金繰りが厳しく、町財政も非常に厳しいことから行政には依存しない財政基盤を早急に構築する必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	・ 「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について、計画未着手であるものも含め、計画が確実に実行されるように努める。 ・ 相談支援事業の中心となる地域包括支援センターが、町内の相談支援事業者に対して指導、助言を行い、サービスの質の向上及び適正化を目指す。そのためには、地域包括支援センター職員の資質向上が必須となるため、その向上を図る。 ・ 地域生活支援拠点等の整備が概ね完了し、今後、その機能については、定期的に検証及び検討を行う必要があることから、大口町障がい福祉調整会議等において相談支援事業やグループホームの運営等の検証及び検討を行っていく。 ・ おおぐち福祉会との情報交換、意見交換を行うとともに、おおぐち福祉会が行政に依存することなく、自立した団体として活動を行っていくことができるよう財政基盤の強化について適宜、助言を行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 2 節	福祉				
成果 指標	地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
127 件	86 件	140 件	100 件	110 件	120 件	140 件	160 件	

■3年間の目標

目標	・地域包括支援センターについて、基幹相談支援センターとしての機能を持たせることを目指す。 ・児童発達支援センターの設置を検討。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討。				
項 目（単位）	R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標
地域包括支援センター （基幹相談支援センター）			検討	検討	設置
児童発達支援センター			検討	検討	設置
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム			検討	検討	設置

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	P D C Aサイクルに基づき、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の進行管理
R5年度	「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の見直し

■目標又は改善策に対する取組内容

・「第5期大口町障がい者ほほえみ計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について、P D C Aサイクルに基づき、計画が確実に実行できるよう大口町障がい福祉調整会議に諮りながら計画の進捗管理に努めた。 ・相談支援事業の中心となる地域包括支援センターに対し、相談支援専門員の資質向上に向け、随時、技術的な助言を行った。 ・地域生活支援拠点等について、「第6期障害福祉計画」では、年1回以上運用状況の検証、検討を行うものとされており、客観的な評価する基準が定まっていなかったことから、先進事例を参考に評価シートを作成し、客観的な評価運営を行うための環境整備を行った。 ・ハートフル大口について、理事会等に参加し、行政には依存しない財政基盤を早急に確立するよう要請するとともに、機会あるごとに既存事業の見直し等に向け、法人に対し、技術的助言を行った。

■評価

- ・少しずつではあるが、本町が掲げた計画が確実に実行できていることに評価している。引き続き計画実現に向け、努めていきたい。
- ・相談支援事業について、相談支援専門員が電話連絡や個別相談を行っており、関係機関との連携件数も増加しているので障がい者（児）一人ひとりに合った支援に向け、着実に事業が遂行されていると思う。
- ・地域生活支援拠点等の整備について、施設整備をもって完了ではなく、検証・検討を行うことが障がいを持つ方並びに親にとってよりよいものとなるものと思われ、第一歩である「評価シート」の作成はそういう点において、評価できる。
- ・ハートフル大町について、機会あるごとに法人に対し、行政に依存しない財政基盤を早急に確立するよう技術的な助言を行った結果、少しずつではあるが、法人内において、改善に向けての機運が芽生えつつあるものと感じている。行政には依存しない法人確立に向け、今後も引き続き助言を行っていきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	4
事業名	子育て支援事業		

■基礎情報

目的	令和2年度策定の「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の充実に向けた取り組みを計画的・具体的に進めていくことを目的とする。		
事務内容	・療育事業 ・児童虐待対策 ・すくすくサポート	・親子ふれあい広場事業 ・放課後子ども教室 ・施設等利用費	・子育て情報誌作成（協働） ・あそびの学校（協働） ・子ども・子育て支援新制度関連事務
現在における経過又は課題	・令和2年度に策定した「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」に基づき子育て支援施策を推進しているが、社会情勢が急激に変化しており、その変化に対応する必要がある。 ・NPOと協働で実施している「子育て情報誌作成事業」「あそびの学校事業」や委託事業で実施している「親子ふれあい広場」「放課後子ども教室推進事業」について、住民ニーズや子育て環境が変わってきており、事業内容等を見直す必要がある。 ・平成29年10月に開所した子育て支援センターは開所後3年が経過し、多くの子育て世帯に施設としての認知がされてきた。一方、本来の目的である利用者支援事業（相談業務）の認知度がまだまだ低く、今後力を入れていく必要がある。 ・令和2年度に保健センター（母子保健型）の利用者支援事業と子育て支援センター（基本型）の利用者支援事業を合わせた子育て世代包括支援センターを開始したが、制度開始当初であり、双方においての情報連携手法の確立や子育て世代包括支援センターの役割における子育て支援センターとしてのあるべき姿を確立する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・第2期計画の計画値と実績値を分析して、今後の保育や児童クラブの見込み量に対する確保方策を実施していく。 ・NPOに協働委託している事業について、住民ニーズとの整合性や費用対効果の検証を行い、より良い事業となるように努める。 ・子育て支援センターが利用者支援事業本来の目的である相談業務に力を入れるため、本センターでの事業の見直しを行い、従来まで子育て支援センターを利用していた親子の受皿を児童センターへと移管できるよう体制整備に努めると共に、相談業務の周知方法について検討する。 ・第2期計画に基づく子育て世代包括支援センターの方針を具現化するように、保育園・幼稚園・小学校・児童センター等とのネットワークの構築に努める。また、保健センターと連携をとり、それぞれの専門性を活かした子育て世代包括支援センターの事業が推進できるように情報交換や事業展開について密に話し合いを行い、第2期計画の目標達成に努める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実			
成果 指標	保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
61.4%	67.2%	65.0%	—	—	—	—	70%

成果 指標	子育て支援拠点の年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
2,600 人	3,014 人	2,600 人	3,064 人	3,528 人	3,992 人	4,456 人	4,920 人

成果 指標	すくすくサポートの年間利用者数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48 人	157 人	48 人	73 人	98 人	123 人	148 人	175 人

■3年間の目標

目 標	(1) 子ども・子育て支援新制度関連 ・令和4年度：第2期計画中間見直し (2) 子育て支援センター ・令和2年度：子育て世代包括支援センターの設置					
	項 目 (単位)	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	子ども・子育て支援新制度関連	推進	第2期計画 策定	推進	推進	推進
	子育て支援センター	利用者拡大	包括支援セ ンター設置	利用者拡大	利用者拡大	利用者拡大

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・ 第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し
R5 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・ 第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 保育や児童クラブの見込み量に対する確保方策の一つとして、民間保育所の定員増及び民間放課後児童クラブの開設に向けた検討を実施した。
- ・ NPOに協働委託等している事業について、NPOの自主性を重んじながら住民ニーズに応じて、印刷冊数の増加や事業内容の検討を実施した。
- ・ 子育て支援センターの相談業務の一環として職員が利用者に声掛けをし、保護者の声を聞とともに必要に応じて関係機関に繋ぐよう努めた。また、子育て支援センターと児童センターを複合的に相互利用できるに両施設にパンフレットを置くなど、周知に努めた。
- ・ 保育園・幼稚園・小学校・児童センター等とのネットワークの関係性が分かる様なパンフレット等を作成した。また、子育て世代包括支援センターの実務者会議を毎月実施し、保健センター等の関係機関と情報共有し、事業の推進に努めた。

■ 評価

- ・ 感染症予防のため、事業の中止等を実施したことにより、当初の目標や改善策が達成できない状況になっている部分もある。
保育園・幼稚園・小学校・児童センター等とのパンフレット等について、住民の方に分かりやすいものとなるよう改善を行った。
- ・ コロナ禍において、第2期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画の計画期間の2年目を迎えたが、概ね計画に沿った支援の提供を行うことができ、計画どおり進めることができた。
- ・ 子育て世代包括支援センターの推進のために、保健センターと情報交換や連携を図るための実務者会議を毎月実施し、同じ月齢どうしの子育て世代が繋がりを持てるように努めた。一方、コロナ禍で、各施設における来場者の制限や保健センターの健診延期等により、十分なPRができなかった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	5
事業名	母子福祉事業		

■ 基礎情報

目的	母子家庭及び父子家庭等の生活の安定と児童の健全な育成を目指して支援することを目的とする。 また、経済的支援のみでなく、就業支援等により保護者と児童一人ひとりが尊重され、自立した生活が送れるように支援の充実を図ることを目的とする。		
事務内容	・ 児童扶養手当（国）関係事務 ・ 愛知県遺児手当関係事務 ・ 大口町児童扶養手当関係事務		
現在における経過又は課題	・ 大口町児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定の一助となることを目的として、国・県との補完的位置にあり、適切な支給が必要となる。また、手当の支給事務だけでなく他制度の案内を行うことで、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行う必要がある。 ・ マイナンバーの情報連携により一部の書類が添付不要となったが、手続きによっては添付が必要な場合もあるため、より注意して手続きの案内をしていく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ ひとり親家庭の自立支援のため、他制度の知識の幅を広げ、適切な支援の周知を図る。 ・ 国・県の制度改正等の情報を早く正確に情報収集し、ひとり親世帯に対して迅速に情報提供を行うと共に、事務に漏れがないよう適切な事務処理を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	愛知県と連携し、確実な事務の遂行及び速やかな情報提供に努める。					
	項　目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	確実な事務の遂行	実施	実施	実施	実施	実施
	受給者への制度周知	実施	実施	実施	実施	実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	研修や説明会への参加、課内での情報共有。
R5 年度	研修や説明会への参加、課内での情報共有。

■目標又は改善策に対する取組内容

・児童扶養手当（国）・愛知県遺児手当（県）・大口町児童扶養手当制度の理解を深め、確実な事務の執行に努めると共に、窓口や電話での対応においても適切な対応に努めた。 ・ひとり親家庭の自立に向けた支援のために分かり易い内容の広報等を実施し、広く周知に努めた。

■評価

・児童扶養手当（国）・愛知県遺児手当（県）・大口町児童扶養手当の事務について、滞りなく確実に遂行することができた。また、電話対応においても、手当以外にもひとり親家庭に関連する事務の案内を行う等適切に対応することができた。 ・児童扶養手当（国）・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の認定申請や相談の際に、「ひとり親家庭制度のしおり」を配布し、制度の理解促進に努めた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	6
事業名	児童手当給付事業		

■基礎情報

目的	○ 家庭における生活の安定に寄与する ○ 次代の社会を担う児童の健やかな育成に資する												
事務内容	上記目的のため、児童手当を支給する。制度の概要は下記のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>支給対象</td><td>○中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方 (15歳到達後の最初の年度末まで)</td><td>所得制限 (例：妻と子二人を扶養している場合)</td><td>○所得限度額（年収ベース）960万円未満</td></tr> <tr> <td rowspan="2">手当月額</td><td rowspan="2"> ○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1～2子： 10,000円 ・第3子以降： 15,000円 (18歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律 5,000円 (当分の間の特例給付) </td><td>受給資格者</td><td>○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</td></tr> <tr> <td>支払期月</td><td>○毎年2月、6月及び10月（定期）</td></tr> </table>			支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方 (15歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (例：妻と子二人を扶養している場合)	○所得限度額（年収ベース）960万円未満	手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1～2子： 10,000円 ・第3子以降： 15,000円 (18歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律 5,000円 (当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	支払期月	○毎年2月、6月及び10月（定期）
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している方 (15歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (例：妻と子二人を扶養している場合)	○所得限度額（年収ベース）960万円未満										
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1～2子： 10,000円 ・第3子以降： 15,000円 (18歳到達後の最初の年度末までの養育している児童のうち) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律 5,000円 (当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等										
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（定期）										
現在における経過又は課題	・国が児童手当の制度の改正を検討しているが、その場合システム改修や受給者に対して周知を行う必要がある。												
令和3年度の目標又は改善策	・国が児童手当の制度の改正を行った場合、児童手当のシステム改修が必要となるので、その場合は適時にシステム改修を行えるようにする。また、児童手当受給者に対して改正内容等必要な情報を適時に周知が行えるように努める。												

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	制度改正等に対応し、確実な事務の遂行に努める。 受給者への制度周知を図る。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
確実な事務の遂行		実施	実施	実施	実施	実施
受給者への制度周知		実施	実施	実施	実施	実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	現況届の廃止。事務手順の見直し。
R5 年度	研修や説明会への参加し、課内での情報共有を図る。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和4年度から施行される児童手当法の改正に伴い、児童手当のシステム改修を行った。
- ・児童手当受給者に対し、改正内容等必要な情報を適宜、周知を図った。

■評価

- ・児童手当法の改正に伴うシステム改修を滞りなく実施でき、また、新制度について職員間で情報を共有することで、令和4年度以降に必要な職員体制を整えることができた。
- ・児童手当法の改正内容をホームページ及び窓口配布用パンフレットに掲載し、対象者に対する周知に努めたことで、適切な事務を遂行することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・児童センター	No.	7
事業名	児童センター運営事業		

■基礎情報

目的	・地域において児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、また情操を豊かにする。 ・未就園児の親子について、遊びを通してよりよい親子・友達関係づくりの援助や育児の相談を行い、子育て支援、保護者支援をする。		
事務内容	・ひろば南・西・北（3歳までの親子） ・なかよし南・西・北（満3歳になる親子） ・子育て講座（0歳・1歳・2歳・パパと遊ぼう） ・舞台演劇開催（未就園児親子向け） ・乳幼児親子の交流の場の提供 ・子育て支援センターとの連携 ・子育てサークルへの場の提供 ・たんぽぽ広場（西児童センター） ・4か月健診訪問 ・すくすくサポート（北児童センター）	・児童センターまつり ・季節の行事活動 ・制作活動 ・食育活動 ・地域交流活動 ・世代間交流事業 ・中・高校生の居場所づくり ・中学生子育て体験事業 「赤ちゃん抱っこ体験」 ・木育カフェ開催 ・家庭児童相談（北児童センター）	
現在における経過又は課題	・3歳未満児の保育園の入園率の上昇に伴い、保育園未就園児の親子の利用者が減少している。また、児童センターを利用していない親子にいかに関係センターに来てもらうか、興味をもってもらわなければならないが課題である。 ・児童センターの利用対象年齢は、18歳以下であるが実質的には、小学生までの利用がほとんどで、中・高生の利用はあまりない。また、北児童センターには音楽等の練習ができる防音室があるが、利用率があまり高くない。 ・町内外の子育てボランティア団体やNPO団体のイベント情報や活動内容等を情報発信していく事で、更なるセンター機能の充実を図っていく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・幼稚園・保育園児の親子にも児童センターを利用してもらえるように土曜日等のイベントを充実し、幼稚園・保育園児の親子の利用率を高める。 ・子育て支援センターと住み分けを行った場合に児童センターが受皿となれる様に乳幼児に対する対応を向上させる。 ・北児童センターに防音施設があり、高校生以下の生徒は無償で利用していただけることをPRして、中・高生の利用につなげる。 ・子育て講座については、アンケート調査を実施するなど利用者の声を聞きながら、利用者のニーズに応えられる様な講座にする。 ・町内外の子育てボランティア団体やNPO団体のイベントや活動状況の情報を把握して、子育て世代に情報発信をしていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果指 標	児童センターの年間利用者数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
34,021 人	21,626 人	34,000 人	34,000 人	34,000 人	34,000 人	34,000 人	34,000 人	

■3年間の目標

目 標	上記と同様					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	児童センターでの事業の充実
R5 年度	児童センターでの事業の充実

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・土曜日の企画では、就学前の親子でも参加できる内容も組み込み、参加の機会を作るよう努めた。
- ・保健センターの7か月相談に訪問し、支援センターの案内や触れ合い遊びなどを実演してくることで、どんな場所なのか身近に感じてもらえるようPRに努めた。
- ・子育て講座について「パパと遊ぼう」では父子参加をメインに実施し、母親の一人の時間を作ることで普段と違った過ごし方を提供していった。木育カフェでは、普段来館の少ないパパ・祖父母・双子などを参加対象にし、実際に声を拾い今後の企画の参考にしていった。

■評価

- ・ 7か月相談でのPRをきっかけに、子育て支援センターへ来館する低月齢の親子が増えた。支援センター・児童センターそれぞれの施設の特色や機能を生かして、月齢、年齢に合った環境設定や支援ができた。
- ・ コロナ禍でバンド活動などイベント自体が行われていない中、利用者は団体に所属する大人が主となっている。少数ではあったが、吹奏楽の練習という中学生利用もあった。活動室以外では、テスト前に中学生が勉強をしたり、高校帰りに卓球をしたりする中高生の利用もあった。
- ・ 子育て講座や木育カフェの参加者から声を拾うことで、参加しやすい内容を知ることができた。特に双子のカフェをきっかけに、月1回ずつ双子親子が集まる会ができ、居場所づくりに繋がった。
- ・ 団体との企画など実施予定だったが、コロナによりイベント自体が中止となった。来年度の実施に繋がるようにしていきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・児童センター	No.	8
事業名	児童センター施設管理事業		

■ 基礎情報

目的	施設メンテナンスを行うことにより、施設の老朽化軽減と児童が安全にセンター生活を送られるようにし、よってセンター運営が円滑に実施できることを目的とする。		
事務内容	・ 保守点検 ・ 危険箇所の修繕 ・ 設備工事		
現在における経過又は課題	・ 西（H11～）、北（H16～）、南（H13～）の各児童センターは、建築後概ね15年が経過し、修繕が必要な箇所が多数ある。 ・ 西児童センターは、他の児童センターと比べ面積が小さく、放課後児童クラブとの併設で大変狭い状況にある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 修繕が必要となった場合には、当該修繕箇所のみならず、予防的な観点も視野に入れながら限られた予算の範囲で、優先順位を付けながら計画的に修繕をしていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	計画的な修繕の実施					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
危険個所等の修繕		0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
維持工事等		2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	計画的な修繕の実施。
R5年度	計画的な修繕の実施。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・優先順位を決め、限られた財源の中で修繕を実施していった。
- ・修繕が必要となった場合には、当該修繕箇所のみならず、予防的な観点も視野に入れながら予算を有効に使うよう心がけた。

■評価

- ・予算の範囲内で、児童センターの利用者の安全を第一に修繕を行うことが出来た。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・児童館	No.	9
事業名	児童クラブ運営事業		

■基礎情報

目的	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校1年から6年生までの児童に対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを開設し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。
事務内容	・小学校1年から6年生までの、保護者が就労している児童を、児童センターや学校敷地内の専用スペースで預かる。 ・通常は授業終了後から午後6時30分まで、夏・冬・春休み等の学校休業日（月から金曜日）は午前8時30分から午後6時30分まで、それぞれ開設する。 ・土曜日は、西児童センターに集約した形で、午前8時30分から午後6時まで開設する。 ・学校休業日及び土曜日は、午前7時30分から午前8時30分まで延長時間として開設する。 ・保護者の急な都合等により、児童が帰宅しても誰も家庭にいない時は、一時利用制度を適用する。
現在における経過又は課題	・勤務時間が特殊なため、支援員及び補助員が慢性的に不足している。 ・各放課後児童クラブも入会希望が増加する中、一時利用や夏休み期間希望者も多くなっており、令和3年度から導入する利用基準の有効性について検証する必要がある。 ・西・南児童クラブは児童センターと共用しており、学校終了後と学校の長期休業期間は、児童センター機能が低下してしまう。 ・学校の長期休業期間は、放課後児童クラブのみで過ごす時間が増えている。生活の仕方やイベントの実施などの工夫が必要である。 ・長期的な視点では、西・南児童センターと放課後児童クラブの分離は必要となると考えられる。計画的な整備計画の策定が必要である。 ・近隣市町に比べて放課後児童クラブの利用料が安い状況にある。受益者負担の原則から考えて、利用料の検討が必要である。
令和3年度の目標又は改善策	・放課後児童クラブの支援員の確保は、大変難しい状況にあるが、必要に応じて早期に求人募集を行う様に努める。令和3年度から実施する予定の夏休み期間中の補助員の派遣委託の費用対効果の測定をする。 ・入会希望者増加に対応するため、令和3年度から導入する利用基準が有効なものか平等性等に不備が無いかの検証を行う。 ・昨年度から実施している夏休みのスポーツ指導員による体操教室を実施するとともに、イベント等を企画し放課後児童クラブでの生活を規則正しく、有意義に送れるようにする。 ・新型コロナウイルス感染症予防を徹底すると共に、児童の動きを指導員が見守り安心安全なクラブ運営に努める。 ・放課後児童クラブの運営方法の見直しや活動内容の充実を図ると共に、利用料の見直しを検討する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実			
成果 指標	放課後児童健全育成事業利用児童定員数						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
180 人	270 人	260 人	270 人	270 人	270 人	270 人	270 人

■3年間の目標

目 標	・入会希望者の増大に対し、施設整備及び支援員の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える。					
項　目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
施設整備による受入れ枠		維持	維持	維持	維持	維持
支援員確保		適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直し
R5 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・放課後児童クラブの支援員の確保については、早期に求人募集を行い、希望勤務日数が少ない人材も選考対象とした。支援員の必要人数確保のため、支援員の資格を取得した児童厚生員が補助に入りながら対応した。
- ・入会希望者増加に対応するため、利用基準表（学年・勤務時間などの点数基準）を利用して、入会処理を行った。
- ・夏休みのスポーツ指導員による体操教室は、実施計画書に基づき、小学校体育館を利用させていただくなどして進めた。また、支援員がイベント等を企画し放課後児童クラブでの生活を規則正しく、有意義に送れるようにした。
- ・新型コロナウイルス感染症予防については、今まで通りのマスク着用・手洗い・消毒・密をさけるなど基本的なことを行いながら指導員が見守り、安心安全なクラブ運営を行った。
- ・放課後児童クラブの利用料については、近隣市町の情報を集めながら、適切な利用料の設定を模索した。
- ・ランドセル来館の制度について、要項の作成、学校との協議、職員体制など実施に向けて検討した。

■評価

- ・放課後児童支援員の確保は、人工としての補充も行い、児童厚生員が補助に入ることによって人員の確保ができた。
- ・基準表を用いて優先順位をつけることを検証したが、各クラブの希望者数の違いや一時利用を実施していることなど、現在の制度では平等性がなく馴染まないとの判断に至った。
- ・体操教室は、学年に合わせて内容を充実させ実施できた。また、支援員によるイベント企画はコロナ禍を考慮しながら、できる範囲で遊びなどを工夫して提供することができた。
- ・陽性者や濃厚接触者が発生した際には、生活の場での状況把握と情報共有を行いながら、感染拡大を防ぐことができたように思う。
- ・現在のクラブ利用料と一時利用料の値上げの検討を行ったが、結果として経営会議の場で差戻しとなり、見送ることとした。
- ・ランドセル来館制度については、児童の移動中の人的環境の整備等多くの検討課題解決が難しく、実施は現実的ではないとの判断をした。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・保育所	No.	10
事業名	保育園運営事業		

■基礎情報

目的	保護者が就労などにより、昼間家庭で子どもの面倒をみることができない場合に保護者に代わって保育を行い、子どもの健全育成を図る。 「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」という子ども像を目指し、保育所保育指針に基づき、養護と教育が一体となり、一人ひとりの個性を育みながら、豊かな人間性を育て、生きる力の基礎を培っていく。また、家庭との連携を密にしながら子どもの心身の状態を把握し、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担う。			
事務内容	・通常保育 ・乳児保育 ・延長保育 ・統合保育	・食育、木育、体力作り ・療育支援 ・支給認定	・子どもの養護と教育 ・相談業務	・世代間交流 ・地域交流 ・休日保育
現在における経過又は課題	・保護者の子育ての考え方の多様化や社会情勢の変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、アレルギー対策、新型コロナウイルス感染症対策、通園時や保育中の交通安全対策や不審者対応を始め、様々な対策・対応が必要になってくる。 ・3歳未満児の入所希望や早朝保育・延長保育が増える中、保育士の確保が困難な状況にある。 ・保育量の確保について、「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」では、町全体(大口中保育園を含む4園)で確保する方針となっている。 ・現在、各園では食育の一環として地域住民と協働で農園を行っているが、今後も住民との様々な協働により、保育園児と住民の一層の交流を図る必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症により、令和2年度は入園式・卒園式・運動会・生活発表会・遠足などが形を変えて行う又は中止としてきたが、保護者からは園児の成長や節目の行事を見たいとの要望が多く寄せられた。 ・町立保育園の特色である木育・食育・体力作りを保育の3本柱として、木とふれあい木に学び木と生きる木育を生活や遊びに取り入れながら、子どもが主体となって遊びが展開され、遊びの中から学び、育ってほしい10の姿が培われることを願い、保育に努めている。			

令和3年度の 目標又は 改善策	・保護者の多様な保育ニーズや社会情勢の変化に対応できる保育を提供できるよう、現在行っているアレルギー対策を万全にするとともに、アレルギーフリーの食材も積極的に取り入れて、アレルギー園児も他の園児と共に給食を楽しめるように努める。また、子どもたちの安心安全を考え、ヒヤリハットを活用しながら工夫し、安全な保育環境を整備すると共に、様々な問題等に対し、職員間での情報共有を密にし、保育士の資質向上に努めながら、園全体で問題解決ができるように進めていく。 ・保育士養成校に積極的に大口町への就職を働きかけるとともに、大口町独自の就職支援事業を実施する。併せて、人材紹介や人材派遣などの方法も利用して必要な保育士の確保に努める。 ・「第2期大口町子ども・子育て支援事業計画」では、令和6年度まで施設的には保育量の確保が可能であるが、保育量の不足が生じる場合には、大口中保育園とも協議して保育量の確保に努める。 ・住民との交流については、保育園から支援して欲しいことを積極的に地域に発信し、園児との交流や保育園のボランティアの充実を図る。 ・保育園の各種事業については、令和2年度の経験を活かし、withコロナの考え方で事業の実施を検討し、保護者のニーズに出来る限り応える様に努める。 ・従来より行ってきた食育・木育・体力づくりを保育の3本柱を一層充実させて、子どもの興味関心や探求心を大切にしながら、子どもたちの心と体を育む保育を行う。また、町内企業との協働により実施している木育活動を今後とも継続するように努めるとともに、木育をベースに新たな考えも検討しながら木育を進めていく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果指標	0 ～ 2 歳児保育の定員数							
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
167 人	207 人	192 人	282 人	282 人	282 人	282 人	282 人	

成果指標	保育サービスや相談窓口など子育て支援の満足度						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
61.4%	67.2%	65.0%	—	—	—	—	70.0%

■ 3 年間の目標

目 標	・ 0 ～ 2 歳児保育のニーズが高まりに対し、施設整備及び保育士の人材確保等を適切に行い、受入れ態勢を整える				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
施設整備による 受入れ枠	維持	維持	維持	維持	維持
人材確保	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施	適宜実施

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画中間見直し
R5 年度	子ども・子育て支援新制度関連 ・ 第 3 期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ アレルギー対応については、「危機管理マニュアル～アレルギー対応編～」の見直しを行い、より万全な対策が行えるようにした。アレルゲンフリーの食材も積極的に取り入れた。土曜日保育に関しても、アレルゲンフリーの献立作成を行った。献立作成会等で情報共有や問題提起を行った。
- ・ 保育士確保については、保育士養成校へ出かけ、就職担当者との面談により大口町への就職を働きかけた。また学生向けにプレゼンテーションを行った。
- ・ 保育量の確保については、大口中保育園と協議し、未満児定員の見直しを行った。
- ・ 保育参観や運動会、お話ごっこ等各種事業については、密集密接を避け、分散型で行った。特に卒園式、入園式は節目の事業ということで、実施を前提とし準備等をしっかり行った。
- ・ 木育については、「親子マイ箸づくり」を実施した。また、木育をベースに新たに「SDGs を意識した活動」を取り入れ、子どもたちと職員とともに実践を行った。

■ 評価

- ・ アレルギー園児も他の園児と共に給食を楽しめたように思う。また、子どもたちの安心安全を考え、職員間での情報共有を密にし、保育士の資質向上に努めながら、園全体で問題解決ができたように思う。
- ・ 養成校や学生に広く大口町をPRできたように思う。また、人材紹介も利用することができ、必要な保育士の確保の一助を担うことができた。
- ・ 未満児保育量の確保は、大口中保育園の未満児定員増員によりおおむね達成できたように思う。
- ・ 保育園の各種事業は、保護者のニーズにおおむね答えることができたように思う。保護者からもよい評価をいただいた。
- ・ 「親子マイ箸づくり」は、特別から日常へとようになってきたことは評価に値すると思う。「SDGs を意識した活動」も、各保育園の今までの取り組みの延長として、身の丈で実践できたように思う。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・保育所	No.	1 1
事業名	保育園施設管理事業		

■基礎情報

目的	施設メンテナンスを行うことにより、施設の老朽化軽減と児童が安全に保育園生活を送られるようにし、よって保育園運営が円滑に実施できることを目的とする。		
事務内容	・保守点検 ・危険箇所の修繕		・設備工事
現在における経過又は課題	・南保育園は昭和57年に西保育園の既存部分は昭和58年に建設され、既に40年近くが経過し、経年劣化による修繕が増える傾向にある。 ・西保育園の増改築工事に伴う施設・設備更新が令和2年度にほぼ完成した。今後は芝生の管理を行っていかなければならない。		
令和3年度の目標又は改善策	・南・西保育園の修繕について計画を策定し、計画的に修繕や更新を行っていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	南・西保育園の修繕計画策定及び計画に基づく修繕の実施				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
南保育園（修繕工事）	—	—	計画策定	工事実施	工事実施
西保育園（修繕工事）	—	—	計画策定	工事実施	工事実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	計画的な修繕の実施。
R5年度	計画的な修繕の実施。

■目標又は改善策に対する取組内容

・南保育園については、周辺の土地利用計画を含めた総合的な整備の検討を開始し、西保育園についても、修繕計画による計画的な修繕対応の必要性の検討を開始しながら、緊急性の高い案件から順次対応し園児の安全の確保に努めると共に園舎の使用年数の延長に努めた。

■評価

・園児の安全確保と緊急性を重要視し、優先順位を決めて修繕を施工したことで、園児・保護者にとって安心安全な環境を維持することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課・保育所	No.	1 2
事業名	保育園整備事業		

■ 基礎情報

目的	大口町子ども・子育て支援事業計画や近年の保育ニーズを見極めながら計画的に保育園の整備を実施する。
事務内容	・ 町内保育園の整備
現在における経過又は課題	・ 北・西保育園の新園舎には床暖房等の最新の設備が整備されており、南・西保育園の旧園舎との設備の差が出ている。 ・ 西保育園の旧調理室は、調理器具を処分した状態である。有効活用を検討する必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	・ 西保育園の旧調理室については、令和3年度中に保育園ボランティアとも協議しながら有効利用策を検討して、令和4年度に改修が行えるようにする。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	計画的な整備の実施					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	園舎等の整備	1 箇所	1 箇所（R1 年度より）	—	1 箇所	—

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	計画的な整備の実施
R5 年度	計画的な整備の実施

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・余野地区の民生委員等とボランティアの在り方を協議するなど、西保育園と地域住民との関り方について検討を行った。

■評価

- ・地域住民と保育園との関り方について、余野地区の関係者等と継続的に協議を重ねていく必要がある。
- ・その状況に合わせて、西保育園の旧調理室の有効利用策を検討していく。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	福祉こども課	No.	13
事業名	母子通園事業		

■基礎情報

目的	性別、年齢、障がいなどにとらわれない、一人一人の人権が尊重される共生社会の実現を目指し、就学前の心身に発達遅れや心配のある児童に対し、ふれあいの場を与え、保護者とともに日常生活に必要な習慣を養いつつ、心身の発達を助長する。 さらに、保護者に対しては子育てにおける負担感、不安感の軽減を図ることを目的とする。
事務内容	・就学前の心身に発達遅れや心配がある児童とその保護者が一緒に通園する親子通園、子どものみで通う単独通園など、日常生活の自立に向けて親子や他児とのふれあいの場を通し、心身の発達を助長することを目的に療育を行う。 ・感覚統合室を活用し感覚統合療法を行う。 ・健診やたんぽぽ教室を担当する健康生きがい課、本課障がい福祉グループ、地域包括支援センター、小・中学校を担当する学校教育課と連携を密にし、継ぎ目のない療育活動を目指す。 ・保護者に対する母子通園及び単独通園への理解を深める。
現在における経過又は課題	・親子クラスと単独クラスの子どもの状態に合わせた個別の運営を行い療育の向上を行っている。 ・年間を通じて母親学習会を開催し、保護者に早期の療育の重要性について理解をしていただくようにしている。 ・療育に必要なこどものいる母親の抱える悩みや不安に対して、職員が気軽に相談に応じることにより、子育て支援を行っている。 ・言語・理学等の専門療法士の療法の実施と指導により、一人一人の成長段階に応じた療育内容を考え支援している。 ・小学校・保育園・幼稚園・医療機関・包括支援センターとの連携を行っているが、まだ十分な状況とは言えない状況にある。 ・年度当初は就園児の事後フォローを行っているが、継続的に行うことが難しかった。定期的に事後フォローが必要である。
令和3年度の目標又は改善策	・親子クラス、単独クラス及び保育園での交流保育などを柔軟に対応できるようにする。 ・母親だけでなく、家族にも療育の重要性や家族で子育てを行っていく大切さを理解をしていただくように家族で参加しやすい時間帯や曜日の検討を行う。 ・言語・理学等の専門療法士と共同して、一人一人の成長段階に応じた療育支援の検討を行う。 ・地域包括支援センターと共に小学校・医療機関との連携が行えるように方法の検討や働きかけを行う。 ・療育は長期的な視点が必要であるので、就園児の事後フォローは必要であると考え、計画的に事後フォローを行っていくように努める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 1 節	子育て環境の充実				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	療育全般の充実					
	項　目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	家族と一体となった療育の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	専門療法士による療法の実施	実施	実施	実施	実施	実施

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	切れ目のない療育支援の実施
R5 年度	切れ目のない療育支援の実施

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・親子クラス、単独クラス及び保育園での交流保育など、通園日の調整をしたり、子どもの発達を見極めながら、通園表にて管理をしていく。保育園での交流については、園長とコミュニケーションをとりながら進めていく。
- ・母親に寄り添えるよう、母親対象の講演会を計画する。両親参観日を父親が休みを取りやすい夏に計画をし、家族にも療育の重要性や家族で子育てを行っていく大切さを理解してもらう。
- ・言語・理学等の専門療育の後、ケース検討を行い、支援計画に活かしていく。
- ・各園と調整を行い、計画的に事後フォローに出かける。

■評価

- ・親子クラス、単独クラス及び保育園での交流保育など、子どもの発達を見極めながら、適切に行っていくことができた。ひとり一人の成長のタイミングで、保育園入所となった。
- ・父親が休みを取りやすい８月に両親参観を実施したことで、父親に参加してもらうことがき、わが子のそのままの姿を見てもらうことができ、よい時間となった。
- ・言語・理学等の専門療法士の療育を行い、ケース検討をすることで、一人一人の成長発達につなげることができた。
- ・就園児の事後フォローに出かけ、加配保育士との意見交換などを行うことで、切れ目のない支援ができた。
- ・地域包括支援センター職員に、相談事業に参加してもらうなど、長期的な支援を考えると、よい機会となった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	1
事業名	高齢者福祉事業		

■ 基礎情報

目的	高齢化率の進展に伴い、単身高齢者及び高齢者世帯も増加しており、８０５０問題など多様な課題を抱える世帯も増加している。 介護保険事業の充実に加え、地域全体で見守る体制づくりや健康づくりを推進し、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できる環境を整える。		
事務内容	・ 緊急通報装置の設置 ・ 短期介護事業 ・ 寝具洗濯乾燥消毒事業 ・ 配食サービス事業	・ 外出支援事業 ・ 敬老事業 ・ 高齢者地域見守り支え合い事業 ・ コミュニティー・ワークセンター事業	
現在における経過又は課題	○高齢者地域見守り協力に関する協定書を締結している事業所と、本町の高齢者の現状を共有し、事業所や行政の取り組みについて意見交換する『高齢者見守り連絡会議』を毎年実施している。（Ｒ０２．１２．０１現在 ５１事業所） ○高齢者の増加に伴い、認知症などにより徘徊の恐れがある高齢者をはじめ、単身高齢者・高齢者世帯が急増している。住民同士が互いに見守り・支え合える地域づくりの意義について、周知啓発するとともに、地域住民の健康づくりや見守りの拠点となる集いの場やサロン活動などについても、継続的な取り組みとして実施できるよう支援していく必要がある。 ○令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動が自粛傾向となったが、認知症高齢者などに対応するための勉強会や取り組みについては、継続実施している。		

令和3年度の 目標又は 改善策	○令和2年度に、『高齢者地域見守り連絡会議』の一環で企画した事業所スタッフを対象とした認知症勉強会は、新型コロナウイルス感染症の影響により実現できなかった。令和3年度中に再度企画する。 ○地域自治組織の福祉部会と連携し、認知症についての理解を深め、地域で見守り、支え合う取り組みの実現に向けて、継続的に勉強会や意見交換をおこなっている。 ○令和『外出支援サービス事業』の交付申請時にアンケートを実施し、令和3年度より改正した制度について、利用実態を検証する。 ○高齢者福祉に係る事業や制度の見直し及び検討を進めるため、地域包括支援センターを始め、社会福祉協議会や町内事業所、コミュニティー・ワークセンターなどとの意見交換を重ねる。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 2 節	福祉				
成果 指標	高齢者の見守りに関する協定書の事業所数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
12 事業所	50 事業所	50 事業所	52 事業所	54 事業所	56 事業所	58 事業所	60 事業所	

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	- 令和3年度より改正した高齢者福祉施策の検証 - 第9期介護保険事業計画策定に向けた『高齢者等実態調査』の実施
R5 年度	第9期介護保険事業計画の策定

■目標又は改善策に対する取組内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度から『高齢者地域見守り連絡会議』が開催できておらず、令和元年度の連絡会議において提案のあった事業所スタッフを対象とした『認知症勉強会（認知症サポーター養成講座）』についても、未実施となっている。
- 地域自治組織と連携し、認知症勉強会をはじめ、地域で見守り、支え合える取り組みの必要性を再確認する機会として、『地域包括ケア』をテーマにした勉強会や意見交換会を継続している。
- 『外出支援サービス事業』について、高齢者の自立支援の観点と町内移動の支援を強化する為、令和３年度から、タクシー券に加え、コミュニティバスの回数券も選択できるよう改正した。

■評価

- 高齢者の見守りに関する協定を締結している事業所が一堂に会する『高齢者地域見守り連絡会議』において、参加事業所のスタッフを講師に迎え、協定事業所のスタッフを対象とした『認知症勉強会（認知症サポーター養成講座）』については、実現に至っていない為、令和４年度に再企画する。
- 地域自治組織の協力により、各地域の福祉部会を中心に、『地域包括ケアの体制づくり』をテーマにした研修会や意見交換会が企画される機会は継続されているが、出されたアイデアを実現するには至っていない。令和４年度は、地域課題やその解決策となる事業案を実現するために必要な人財（仲間）集めと具体的な実施に向けた意見交換に着手する。
- 地域で取り組むサロン活動について、飲食を伴う企画は休止となっているが、『健康づくり』の観点から実施している教室等については、施設の閉鎖時期を除き、継続的に開催されている。
- 「避難行動要支援者同意者名簿」を地域自治組織と共有することで、災害時の備えと併せ、日頃からの見守りを充実させられる取り組みの実現に向け、地域活動を支援する必要がある。また、サロン活動以外にも気軽に集い交流できる機会を創出する為、地域資源を再確認し、その活用方法を検討する必要がある。
- 令和３年度に改正した『外出支援サービス事業』については、想定より、コミュニティバスの回数券を選択する方が多く、町内移動の支援策の一つになっていることが確認できた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	2
事業名	健康づくり推進事業		

■ 基礎情報

目的	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として、すべての町民がよりよい生活習慣を实践することにより、生涯を通じて健康で希望をもって前向きに暮らせるまちの実現を図る。		
事務内容	・健康推進員活動（第11期一年目） ・2万人体力測定 ・ポールウォーキング ・おおぐち健康マイレージ	・健康おおぐち21第二次計画中間後の推進 ・健康づくり推進協議会 ・地域包括ケアシステムの推進	
現在における経過又は課題	○乳幼児健診や健康推進員の研修会及び地区活動、健康まつり等の機会を活用し健康づくり情報の啓発をおこなっている。より多くの人に働きかけるには、地域の組織や団体との連携、情報発信ツールの有効活用が必要である。 ○健康推進員活動について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により地区活動を縮小せざるを得ない状況であったが、健康推進員だよりによる健康情報の発信、行政区対抗の健康チャレンジ（健康マイレージ事業）の実施を通して地域住民の健康づくりを支援した。令和3年度は第11期の健康推進員一年目となり、新たな人材育成が必要となる。 ○健康に関心を持つきっかけづくりとして実施しはじめた体力測定は、令和元年度までに延4,130人の町民が実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施機会が減少したが、運動習慣の効果を測定するツールとして活用した。健康づくりへの動機付け及び健康な生活習慣の定着を促すため、平成28年度から実施しているおおぐち健康マイレージ事業は、令和2年度から愛知県の健康アプリを活用し、試行的にアプリを導入しマイレージを実施した。 ○新型コロナウイルス感染症拡大のため、大人数での健康教室の開催が困難となった令和2年度は、広報誌、ホームページ、あんしん・安全メールを活用した健康情報の掲載、個別もしくは小集団での健康相談など、感染対策に配慮しながら疾病予防や健康づくりについて啓発した。 ○「いきいき100歳体操」やポールウォーキング等の参加者は後期高齢者が増加しており、60歳代の参加が少ない。60歳代は介護予防や健康づくりに興味を持ち始める一方で、定年退職を迎えたことにより社会的役割や人間関係を喪失し孤立しやすい時期であるため、令和2年度は60歳代を対象とした健康づくりセミナーを開催した。セミナーをきっかけに「いきいき100歳体操」やポールウォーキングへの継続参加につながった。		

令和3年度の 目標又は 改善策	○地域・団体・職域との連携、広報誌・ホームページ・あんしん安全メール・SNSの活用により、健康情報の周知・啓発を継続しておこなう。 ○健康推進員活動では、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮しながら、地区の推進員と地区担当保健師と一緒に計画、実施する。地区の実情にあった活動となるために企画するうえで参考となるような情報やプログラムの提供、地区の健康課題に応じた高血圧や糖尿病予防、介護予防などの健康教育を行っていく。感染状況により教室の他、推進員だよりの発行により健康情報を発信するなど工夫する。また、健康推進員研修会には一般住民の方の参加も募り、より多くの人への健康の知識の普及を図っていく。 ○健康づくりへの動機付けや運動習慣の効果測定に体力測定を活用し、健康的な生活習慣の定着及び継続を図る。測定後はいきいき100歳体操、ポールウォーキング、自宅でできる筋トレやストレッチなどを紹介する。また健康づくりの応援ツールとしておおぐち健康マイレージのアプリを継続させ、積極的に活用するよう周知啓発をおこなう。 ○60歳代を対象とした健康づくりセミナーを実施し、健康づくり、仲間づくりの場を提供することで、継続して健康づくりに取り組む住民を増やす。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 1 節	健康			
成果 指標	「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合						
H24 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
82. 2%	アンケート未実施	85. 0%	－	－	－	－	88. 0%

■3年間の目標

目標	○自分の健康に関心を持ち健康づくりに取り組む住民を増やす。 ○要介護とならない高齢者を増やす。 ○地域や職域との連携により、周知啓発のネットワークを作る。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
2 万人体力測定の実施者数の増加（人）	225	1,000	1,000	1,000	1,000
歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上している人の割合の増加（%）	40～74 歳 47.7 75 歳～ 46.4	増加	増加	増加	増加
健康マイレージ 「まいか」の発行数の増加	29	増加	増加	増加	増加

健康教育の実施・参加者数の増加（回・人）	回数 29 参加者数 1540	増加	増加	増加	増加
要介護認定（要介護度 1～5）を受けていない者の割合の増加（65 歳以上）（％）	91.1	推定認定者数 （高齢者ほほえみ計画より） 89.3	推定認定者数 （高齢者ほほえみ計画より） 89.0	増加	増加
いきいきカード（65 歳以上トレセン・温水プール利用助成）発行数の割合の増加（％）	7.0 （382 人）	9.5	9.5	9.5	9.5
65 歳以上のトレーニングセンター利用者延数（人）	15,070	増加	増加	増加	増加
65 歳以上の温水プール利用者延数（人）	3,954	増加	増加	増加	増加

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・健康おおぐち 21 第二次計画
R5 年度	・健康おおぐち 21 第二次計画

■ 目標又は改善策に対する取組内容

○新型コロナウイルス感染症の流行により、集団による健康教育の実施が困難であったため、広報誌、ホームページ、あんしん安全メール及び大口町公式 LINE 等において、健康情報の発信をおこなった。

○健康推進員活動について、令和 3 年度は令和 2 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により地区活動を縮小せざるを得ない状況であったが、地区の状況に応じて少しずつ健康教室等を再開し地域住民の健康づくりを支援した。計画したものの中止となった活動もあり、地区の実情にあった情報やプログラムの提供、地区の健康課題に応じた高血圧や糖尿病予防、介護予防などの健康教育は行えなかった。集団での活動が難しい中、健康推進員だよりの発行や健康マイレージ事業の協働実施を継続して行い健康づくりへの動機づけ及び健康な生活習慣の定着を促すための啓発を行った。

○いきいき 100 歳体操は新型コロナウイルス感染症拡大時期に活動休止をしたが、令和 3 年度より隔週から毎週に変更して実施した。自主活動参加者に対して継続利用の意欲向上のため保健師学生によるフレイル予防の健康教育を実施した。

○60 歳代を対象とした健康づくりセミナーを地域協働課及びまちネット大口と協働で企画したものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 3 年度は中止となった。

■ 評価

○健康づくりに関するテーマを設定し、広報誌に健康情報を掲載することができた。新型コロナウイルス感染症の影響により気軽に外出できない、人と会えない等、生活スタイルの変化による新たな健康課題についても把握し感染対策に配慮しながら疾病予防や健康づくりに取り組んでいく必要がある。

○平成 28 年度から実施している健康マイレージ事業は令和 2 年度から愛知県の健康アプリを導入して実施している。アプリ登録者は令和 2 年度 183 人から令和 3 年度 244 人と増加しているが、内、まいか達成者は令和 2 年度 57 名から令和 3 年度 33 名と減少している。健康づくりへの動機づけ及び健康な生活習慣の定着を促すため新たな利用者を増やす啓発とともに、継続利用を促すための工夫をする必要がある。

○いきいき 100 歳体操やポールウォーキング等の自主活動について、場の提供や支援により自主的に継続参加できている参加者が多く一人では継続が難しい運動習慣を継続できる場として定着している。いきいき 100 歳体操は隔週から毎週に活動日の増加により、参加者の延べ人数の増加につながった（R2 177 人、R3 453 人）。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ、コロナ禍により変化している健康ニーズを把握しながら、新たな健康づくりを推進することができるよう方策を検討していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	3
事業名	地域保健（医療）対策事業		

■基礎情報

目的	休日（日曜日・祝日）に診察を行う在宅当番医制による第一次救急医療、休日や夜間等における重症救急患者の診察を行う病院群輪番制による第二次救急医療及び休日の傷病の初期や急性期の症状に対する小児の救急医療などの救急医療体制を整備している。		
事務内容	・在宅当番医制による第一次救急医療体制の整備 ・病院群輪番制による第二次救急医療体制の整備	・わかりやすい医療情報の提供 ・尾北医師会と管内市町（救急については岩倉市も含む）の調整事務	
現在における経過又は課題	平成27年度、江南厚生病院が第3次救急医療機関となり、本町を含めた尾張北部医療圏は、第一次、第二次、第三次の救急医療体制が整い、さらに第二次、第三次においては、医療機関が24時間365日体制をとるなど、救急医療体制が充実している。 また、平成30年7月より、本町が尾北医師会と管内市町（救急については、岩倉市を含む）との窓口業務を担うことになった。 <現在における経過> ・三市二町救急医療対策運営協議会、救急医療対策委員会の開催【運営協議会…1月、対策委員会…1月、いずれも書面による開催】 →救急医療対策事業の進め方（覚書の締結等）や、補助金額の決定など。 ・第二次救急医療機関が救急体制をとる日時の診療科目の取りまとめと、関係機関への周知連絡をした。【毎月】 ・県や保健所の指導の下、第二次救急医療機関との話し合いを持ちながら、第二次救急医療の病院群輪番制の在り方の見直しをした。【令和2年度施行】 ・令和2年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の流行により、第2次救急医療機関のひっ迫が問題視されたことを受け、愛知県が立ち上げた新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付事業により、本町の第2次救急医療機関である医療法人医仁会さくら総合病院に2億5,000万円の貸付を行った。（愛知県も同額の貸付を行った。）【10月】 ・かかりつけ医を持つことに関する周知啓発を目的とし、尾北医師会の協力により、広報おおぐち11月号に特集記事を掲載し、あわせてホームページにも掲載した。 ・薬の正しい情報とかかりつけ薬剤師を持つことに関する周知啓発を目的とし、尾北薬剤師会の協力により、広報おおぐち12月号に特集記事を掲載し、あわせてホームページにも掲載した。 ・こどもの救急医療の周知啓発として、例年作成している休日診療当直医療機関当番表の誌面でこども救急診療室や小児救急電話相談等の紹介をした。		

現在における経過又は課題	<課題> 緊急性の少ない軽症患者が、重症患者のための第二次救急医療機関を受診するケースが多くみられること、また、救急搬送の中で高齢者の割合が高く、今後も高齢者の利用が増加する可能性があり、救急搬送利用のさらなる増加が懸念される。 第2次救急医療機関が発熱外来や新型コロナウイルス感染症患者の受け入れと治療にあたっていることから、新型コロナウイルス感染症の流行以降、かかりつけ医を持つことが一段と重要となっている。一方では、医療機関における感染リスクを恐れ、受診控えが問題となっているため、必要な医療や検診、予防接種は必ず受けるよう、啓発することが必要である。
令和3年度の目標又は改善策	○救急医療の円滑な運営を図る。 ○引き続き、江南厚生病院内で行われている、こども救急診察室の周知啓発をする。 ○尾北医師会との連携を図りながら、休日診療及び在宅当番医の運営を円滑に進める。 ○日常的な健康管理に役立つ病歴等の医療情報を集約することにより、疾病予防や病気の早期発見・早期治療等につながることから、かかりつけ医等の普及啓発をする。 ○救急車の適正利用について啓発する。 ○消防署や医療機関と連携して、医療のかかり方や家庭での応急手当等を啓発する。 ○新型コロナウイルス感染症を起因とした検査、診療、ワクチン接種など、医療機関の機能分化をするため、かかりつけ医を中心とした医療のかかり方と受診控えを防ぐための啓発をしていく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 1 節	健康				
成果指標	かかりつけ医をもっている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
64.4%	63.7%	68.0%	－	－	－	－	72.0%	

■3年間の目標

目標					
項目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	救急の適正利用とかかりつけ医をもつことの啓発。
R5 年度	救急の適正利用とかかりつけ医をもつことの啓発。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

休日や夜間等の傷病や、急性症状が発生した場合、住民が安心して受診できるよう、広報やホームページで周知した。また、尾北医師会、扶桑町と調整のうえ、毎年配布される休日診療当直医療機関当番表の裏面に、「こどもの救急」と題し、江南厚生病院内で行われているこども救急診療室についてや、小児救急に関する電話相談、ホームページ、救急受診アプリの啓発内容を印刷し、周知を図った。

■ 評価

今後も引き続き、尾北医師会と地域の医療機関と連携し、かかりつけ医を持つこと、適正な医療のかかり方を、住民へあらゆる機会を通して周知していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	4
事業名	健康文化センター管理事業		

■ 基礎情報

目的	大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の規定に基づき、住民の健康と福祉の増進を図るため、指定管理者と連携して、施設を維持管理するとともに適切な管理運営を行う。		
事務内容	・ 指定管理者への委託 ・ 施設の維持管理		
現在における経過又は課題	○多様化する住民ニーズに対し、効果的かつ効率的に対応できるよう、平成20年度から指定管理者制度を導入している。民間による施設運営のノウハウが十分に活かされ、質の高いサービスの提供により、施設利用者数は増加している。 ○指定管理者による施設及び機器装置などの保守点検により、修繕箇所の早期発見に努めているが、老朽化した設備や機器などの不具合により、突発的な修繕等対応を求められることもある。 ○風水害等においては、自主避難所として、開設している。今後は、防災への備えとして、福祉避難所としての施設機能のあり方を検討する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の影響による施設の臨時休館は、利用者にも大きな影響を及ぼした。一部事業を除き、通常に近い運営方法にて再開しているが、収束のめどが立つまで当分の間、より一層感染症対策に努める必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	○令和元年度に施工した電気設備等改修工事を踏まえ、より一層、CO2削減や電気料金の恒久的な節減に取り組む。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用に制限はあるが、収束のめどが立つまでの間、指定管理者と調整を図り、より一層感染症対策に努めるとともに、可能な限り利用者に不便を強いることのないよう、適切な施設運営を行う。 ○健康文化センターをはじめ、周辺のグラウンドや温水プールなどスポーツ施設など、多種多様な施設を一括して管理運営することで、施設の特性を活かした事業展開ができるよう、次期指定管理候補者との調整を進める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	○電気料金等、光熱水費の節減 ○施設利用者数の増加					
	項　目（単位）	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 目標	R5 目標
光熱水費（電気、ガス、水道）（千円）		13,358	8,001	9,144	減少	減少
利用者数（人）		121,706	21,674	110,000	増加	増加

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・次期指定管理者への移行期間 ・現指定管理者指定期間の終了
R5 年度	・次期指定管理者への指定期間開始

■目標又は改善策に対する取組内容

○開館から20年余が経過しており、老朽化した機械装置などの修繕工事が必要となっているが、指定管理者による施設及び機械装置などの日常点検及び保守点検により、修繕箇所の早期発見に努めている。また、突発なトラブルへの対応については、可能な限り利用者への影響を少なく対応できるよう、指定管理者と連携・調整して進めている。 ○長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、利用制限せざるを得ない状況が継続したため、利用者にも影響を及ぼすこととなった。感染状況の情報収集に努め、本町の対策本部会議と調整を図りながら、指定管理者と協力して、利用者が安心して利用できるよう努めた。 ○現指定管理者と2年間（令和3年度～令和4年度）の基本協定に基づき、管理運営を継続する一方、次期（令和5年度～令和6年度）の指定管理者として、当該施設を含む町内の文化施設やスポーツ施設の一体的な管理運営を視野に入れ、『NPO法人ウィル大口スポーツクラブ』を任意指定することとし、令和4年3月議会において、承認を得た。

■評価

- 保守点検等は滞りなく実施されている。施設内における設備等のトラブルにも早期に対応できており、利用者に迷惑をかけることなく、管理運営できている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による施設の管理運営については、一部利用制限等をおこなうこととなったが、令和3年度中は、大きな混乱は見られなかった。未だ収束の目途は立っておらず、今後も継続的な懸念事項であることが想定されることから、継続的な感染症対策を講じるとともに、指定管理者と連携して、適切な管理運営に努める必要がある。
- 次期（令和5年度～令和6年度）の指定管理者選定にあたり、任意指定の候補となる団体と協議を重ね、審議会を経て、次期指定管理者として決定した。令和4年度は、町内の公共施設を一体的な管理運営により得られる効果と効率性を考慮し、『健康づくりの拠点』として、町内利用者の増加を目標とした施設の活性化を目指し、具体的な事業計画案について検討を進める必要がある。
- 令和4年度を指定管理者の移行期間としており、現指定管理者（linkworks・技研ほほえみプラザ共同体）と次期指定管理者（ウィル大ロススポーツクラブ）との情報共有、意見交換を重ね、指定管理者が代わることにより、利用者が混乱することがないように、丁寧に調整を進める必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	5
事業名	感染症等予防事業		

■ 基礎情報

目的	○予防接種法等関係法令の規定に基づき、感染症予防のために乳幼児や学童、高齢者に対して、安定的な予防接種の機会を提供し、安全で有効な予防接種を実施する。 ○病原性が高く、感染力の高い新型インフルエンザ等の流行に備えて、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命を保護するとともに健康被害を最小限にとどめる。「町民生活の安全を確保する」ことを目的に全庁的に対策を講じていく。		
事務内容	・ 感染症予防の周知・啓発 ・ 予防接種法に基づく予防接種の実施 ＜乳幼児・学童＞ＢＣＧ、Ｂ型肝炎、小児用肺炎球菌、ヒブ、四種混合、ＭＲ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、ロタ ＜成人＞風しん ＜高齢者＞肺炎球菌、インフルエンザ ・ 未接種者への勧奨		・ 副反応、接種スケジュール等の相談 ・ 指定外、愛知県広域予防接種の実施 ・ 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成 ・ 成人風疹抗体検査及び接種費用助成 ・ 特別の理由による任意予防接種の実施 ・ 医療機関との連携、医療体制の確保 ・ 災害時に備えた保健予防の実施 ・ 新型インフルエンザ等の新興感染症への緊急時対応についての体制整備、ワクチン接種準備及び実施
	○定期予防接種における間違い報告は平成２９年度１件、平成３０年度３件、令和元年度２件、令和２年度１件発生している。間違い内容は接種間隔間違い、接種量間違い、接種年齢間違いである。乳幼児期に接種するワクチンが多く、対象年齢や接種回数、接種間隔がそれぞれ異なるため、接種が複雑になっている。令和２年１０月からロタウイルスワクチンが新たに定期化されるとともに、定期接種実施要領が一部改正され、異なるワクチンを接種する際の接種間隔が改正された。 ○特別の理由による任意予防接種事業（医療行為による定期予防接種の効果が失われた児童等への再接種の費用助成）を令和元年度より開始した。また、長期療養や長期間の里帰り等により広域や指定外で接種を希望する児が増加し、接種方法等について個別の対応が必要なケースが増えている。 ○ＢＣＧは集団接種でおこなっているが、接種するワクチンが多くスケジュール管理が複雑になっていること、かかりつけ医での接種を希望する者が増えていること、疾患等で医療機関管理が必要な乳児も接種しやすい体制づくりをすること等の観点から、ＢＣＧ接種を医療機関委託による個別接種へ向けて関係機関と検討し、体制を構築していく必要がある。 ○近年成人の風しんが流行し、令和元年度より風しんの追加的対策がおこなわれている。風しん抗体検査受検率は令和元年度３４．３％、令和２年度２１．８％。ＭＲ第２期の接種率は平成２９年度、平成３０年度ともに９７．９％で、令和元年度９６．５％、令和２年度９５．２％。		

現在における経過又は課題	○高齢者肺炎球菌予防接種について、接種率や疾病重症度等の視点から、引き続き令和元年度以降5年間も定期接種対象者の経過措置を延長している。 ○新型インフルエンザ等の新興感染症への対応について迅速に対応できるよう、大口町新型インフルエンザ等対策行動計画を基に業務継続計画の修正をし、平時より緊急時の全庁的な体制づくりを進めている。 ○令和元年12月に中国より発生している新型コロナウイルス感染症に対し、令和2年度に新型コロナウイルス対応業務継続計画を作成した。それに基づき全庁的に対応していくとともに、感染予防対策について関係機関と連携して引き続き実施していく必要がある。令和2年10月より新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、中学3年生及び高校3年生相当の方および妊婦を対象にインフルエンザ予防接種費用の助成を開始した。 ○令和3年1月から65歳以上の方を対象にPCR検査費用の助成事業を開始した。 ○令和3年2月に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施に向けて体制の構築および整備調整が必要である。
令和3年度の目標又は改善策	○被接種者やその保護者あるいは医療機関に的確な情報提供・助言を行い、問診票や案内通知に接種期間や接種間隔等の情報を分かりやすく記載することで、予防接種における間違いを減少させ、安全で効果的な予防接種を実施する。 ○BCG個別接種化について尾北医師会及び尾北医師会管内市町と協議、検討する。令和4年度の個別接種化実現に向けて、従事予定者の手技確認や実施要領の作成、住民への周知等の準備を進めていく。 ○令和3年度は風しんの追加的対策の最終年度となる。対象者に無料クーポン券を配布し、抗体検査とワクチン接種（風しん第5期）を無料で実施する。（令和2年度は昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性と昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれで未受検の男性にクーポン券を送付。）風しんの追加的対策対象者の抗体検査受検率50%を目指し、受検勧奨をおこなう。MR第1期・第2期は国が目標としている接種率95%以上を維持できるよう対象者への接種勧奨をおこなう。 ○子宮頸がんワクチン予防接種については積極的勧奨の差し控え継続中であるが、国からの通知に基づいて定期接種の対象者へ周知をおこなう。 ○令和元年度末より発生している新型コロナウイルス感染症に対し、新型コロナウイルス対応業務継続計画に基づき全庁的に対応する。新型コロナウイルス感染症の感染予防について引き続き周知するとともに、同感染症の流行状況をみながらPCR検査費用の助成をおこなう。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の住民接種の実施に向けて関係機関と検討し、体制を構築していく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
		基本政策	第 1 節	健康				
成果 指標	予防接種の接種率							
	・ 麻しん・風しん混合（MR） ・ B C G ・ 水痘 ・ 二種混合（ジフテリア・破傷風） ・ 日本脳炎 2 期 ・ 新型コロナウイルス							
H27 実績値		R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
95.0%		96.5%	96.0%	96.4%	96.8%	97.2%	97.6%	98.0%
99.0%		99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
58.0%		89.4%	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%
90.0%		93.5%	92.0%	93.6%	95.2%	96.8%	98.4%	100.0%
49.0%		125.8%	85.0%	88.0%	91.0%	94.0%	97.0%	100.0%
				70.0%				

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	予防接種法関係法令及び大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき継続実施。
R5 年度	予防接種法関係法令及び大口町新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき継続実施。

■目標又は改善策に対する取組内容

- 日本脳炎ワクチン供給量減少に伴い、医療機関と情報を共有し、第1期初回を優先接種した。国の通知に従い、第2期の個別通知は翌年に見送った。
- 子宮頸がん予防接種は中学1年生から高校1年生相当の者に案内を送付した。
- 令和4年度医療機関委託によるBCG接種の個別接種化に向けて、二市二町で打ち合わせを実施し、町内医療機関へ個別実施可否の調査を行い、BCG接種に関する資料の配布や集団接種時の見学、看護師に手技説明を行った。
- 風しんの追加的対策対象者に無料クーポン券を送付し、広報誌やホームページで周知、未受検者には受検勧奨ハガキを送付した。

■評価

- 令和3年度大口町の予防接種間違い件数は3件で、内容は同一ワクチン(ヒトパピローマウイルス)の接種間隔間違いが2件、対象年齢間違いが1件であった。ヒトパピローマウイルスワクチンは、積極的な勧奨の差し控えが続いているため医療機関で扱うことが少なく、ワクチンの種類により接種間隔が異なるため注意が必要である。今年度の子宮頸がんワクチン予防接種の接種者は59人、延べ149回と個別案内通知により接種者が増加傾向にある。(R3 14人、延べ30回)。
- 令和4年度医療機関委託によるBCGの個別接種は、5医療機関から実施の意向があり、資料配布及び手技説明により個別接種体制の準備が整った。
- 風しんの追加的対策対象者の抗体検査受検率は17.5%で、3年間の受検率は45.2%、風しんワクチン接種対象者の接種率は90.7%であった。令和3年度は風しんの追加的対策の最終年度であったが、国は目標達成が困難であることから令和7年3月末まで期限の延長を決定した。引き続き、受検勧奨を行っていく必要がある。

■特記事項

- 平成25年6月から子宮頸がんワクチン予防接種の積極的勧奨の差し控え継続中。
- 平成28年4月1日からB類定期予防接種の愛知県広域予防接種が開始された。
- 平成28年度より高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間が2か月から2か月半に拡大。
- 平成29年度高齢者インフルエンザ予防接種の接種期間を1か月延長。(ワクチン供給不足のため)
- 平成31年度より高齢者肺炎球菌定期予防接種の対象者の経過措置が5年間延長となる。
- 平成31年度より高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業の対象者が66歳以上の者で、一度も公費で接種したことがない者に変更。
- 風しんの追加的対策により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、無料クーポン券を配布し、抗体検査とワクチン接種を無料で実施する。
- 平成31年度より特別の理由による任意予防接種助成事業の開始。
- 令和元年度高齢者インフルエンザ予防接種期間を10月1日から1月31日までの4か月間に拡大した。
- 令和2年1月より新型コロナウイルス感染症が発生し、3月にWHOが「世界的パンデミック」と発表。「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、政府対策本部が設置され、大口町においても令和2年2月18日に大口町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。
- 令和2年10月よりロタウイルス感染症予防ワクチンが定期化。異なる予防接種の接種間隔の変更。
- 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐため、令和2年10月より中学3年生及び高校3年生相当の方および妊婦を対象にインフルエンザ予防接種費用の助成を実施。
- 令和3年1月～令和4年3月まで、65歳以上の方を対象に、PCR検査の費用助成を実施。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	6
事業名	成人保健事業		

■基礎情報

目的	健康増進法、健康おおぐち21計画等に基づき、健康づくりに関する知識の普及啓発、生活習慣病の早期発見・早期治療の推進、生活習慣改善の支援を行うことにより、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康寿命の延伸を図る。	
事務内容	・がん検診（胃・肺・大腸・乳・前立腺、子宮頸がん検診） ・結核検診 ・わかば健康診査 ・肝炎ウイルス検診 ・ヘリコバクターピロリ抗体検査及びペプシノゲン検査 ・骨密度測定	・歯周病予防健康診査 ・後期高齢者歯科口腔健診 ・健康教育（病態別健康教育・一般健康教育） ・健康相談（総合健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談） ・糖尿病等重症化予防事業（糖尿病、高血圧）
現在における経過又は課題 現在における経過又は課題	○がんは早期発見・早期治療を重点目標とし、がん予防の啓発に取り組んでいる。平成30年度に効果的な受診勧奨について検証したところ、勧奨後の受診率増加が最も大きかったのは過去に受診歴がある者であった。また、無料クーポン券により受診の動機付けが図られる一方で、翌年度以降の継続受診にはつながっていない実態がある。これらのことから、令和2年度は過去2年間の間に受診歴がある者に個別通知による受診勧奨をおこなった。 ○特定健診受診者における高血圧の割合はH25年度の6.4%からH28年度の6.9%と増加している。また糖尿病有所見者（HbA1c 6.5%以上）の割合は、H25年度の9.3%からH29年度の10.0%と増加している。これらの生活習慣病の重症化を予防するため、平成30年度、戸籍保険課とともに「大口町糖尿病等重症化予防事業実施の手引き」を作成し、生活習慣改善指導や受診勧奨をおこなっている。 ○若い世代からの生活習慣病予防対策として実施しているわかば健康診査は、集団がん検診とともに土曜日あるいは日曜日に実施したが受診者数は減少傾向であった（H30：64人、R1：36人）ため、受診しやすい体制づくりをめざし令和2年度より医療機関委託とした。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、わかば健診の周知が十分にできないまま実施期間が終了となり、受診者数は36人（R1と同数）にとどまった。 ○歯周病については、妊婦歯科健康診査受診者の状況から、かかりつけ歯科医を持たない者の割合が高いため、令和元年度から40歳以上の者に加えて、21歳になる者を対象に追加し、歯周病予防健診体制を整備した。	

現在における経過又は課題	○高齢者の口腔機能の維持向上のため、令和元年7月から後期高齢者歯科口腔健診を開始した。口腔機能が低下した者を対象とした口腔機能改善教室を実施し、いつまでもおいしく食べられる口腔を保てるよう、オーラルフレイル予防の啓発をおこなっている。 ○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止のため、集団でのがん検診は規模を縮小し、健康教室や骨密度測定は中止した。今後は、生活習慣病予防のための検診や教室等の効果的な在り方を検討しながら取り組む必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	○がん予防については、広報誌やあんしん・安全メール、広報無線等を用いてがんにならないための生活習慣、検診の重要性について啓発をおこなう。がん検診受診の動機付けを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨を継続する。また、がん検診の継続受診を促すため、過去2年間の間に受診歴がある者には、個別通知による受診勧奨を継続しておこなう。がんの早期治療につなげるため、要精密検査者が確実に精密検査を受けるよう、精検の受診確認ができない者には個別に勧奨をおこなう。 ○循環器疾患及び糖尿病重症化予防については、「大口町糖尿病等重症化予防事業実施の手引き」に基づき、戸籍保険課と連携し、対象者の生活習慣改善指導及び受診勧奨を継続する。 ○令和2年度より医療機関委託となったわかば健診について、あんしん・安全メール、SNS等を活用し、十分な周知をおこなう。若いうちからの健診を受ける習慣を定着させるため、30歳の男女に対して個別通知によるがん検診及びわかば健診の受診勧奨、歯周病予防健診の無料クーポンの発行をおこなう。 ○歯周病予防健診及び後期高齢者歯科口腔健診について関係機関と連携し周知をおこなう。令和3年度より歯周病予防健診の自己負担金500円を徴収開始し、20歳から70歳の10歳刻みの節目年齢に無料クーポンを発行し受診勧奨を行う。歯周病予防健診受診者で要精密検査または要治療の者に対し、受診勧奨をおこない、かかりつけ歯科医を持つことに繋げていく。 ○後期高齢者健康診査の質問票や高齢者の基本チェックリストを活用すること、地域包括支援センターと連携し、口腔機能が低下している高齢者を教室参加につなげ、口腔機能の維持改善を図り、フレイルを予防する。 ○住民が自身の身体について考え、健康づくりに取り組むきっかけを掴んだり、既に実践している取り組みを継続させたりすることができるよう、定期的に体組成測定、簡易体力測定等の機会を設け、より充実した健康相談をおこなう。より有効的な健(検)診をおこなうため健診体制を整備していく。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 1 節	健康			
成果指標	各種がん検診受診者数 ・ 胃がん ・ 肺がん ・ 大腸がん ・ 子宮頸がん ・ 乳がん ・ 前立腺がん						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
905 人	746 人	950 人	960 人	970 人	980 人	990 人	1,000 人
1,425 人	1,357 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
1,257 人	1,174 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人	1,300 人
661 人	603 人	800 人	820 人	840 人	860 人	880 人	900 人
637 人	733 人	800 人	820 人	840 人	860 人	880 人	900 人
172 人	173 人	200 人	205 人	210 人	215 人	220 人	220 人

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	
R5 年度	

■目標又は改善策に対する取組内容

○がん予防の啓発について普及月間に合わせ広報にて周知啓発を行い、また、がんに罹患した方やご家族が安心して生活を送れるための情報（あいちがんサポートブック等）をホームページ等にて情報発信を行なった。がん検診受診の動機付けを図るため、節目年齢への個別通知による受診勧奨及び無料クーポン券を送付した。がん検診の継続受診を促すため、過去２年間の間に受診歴がある者には個別通知による受診勧奨をおこなった。

○HbA1c 値 5.6%以上の者を対象に糖尿病予防教室を実施した。令和３年度特定健康診査結果においてHbA1c 値 6.0～6.4%に該当し治療をしていない者 143 名に個別通知し 25 名の申込みがあった。

○わかば健診について、受診者数増加を図るため 30 歳の歯周病予防健診無料クーポン券発送時にわかば健診勧奨通知を同封するとともに、SNS等を活用した周知を行った。

○令和３年度から歯周病予防健診の対象を 20 歳から 74 歳に拡充した。また、今年度より自己負担金として 500 円を徴収し、クーポン券対象者のみ無料とし、歯周病予防健診体制を整備した。歯周病予防健診受診の動機付けを図るため、節目年齢へ無料クーポン券及び受診勧奨ハガキを送付した。

○介護保険証送付時に歯周病予防健診の受診案内チラシを、後期高齢者医療制度保険者証送付時に後期高齢者歯科口腔健診の受診案内チラシを同封し啓発した。

○後期高齢者健康診査の質問票や後期高齢者歯科口腔健診の問診票を活用し、口腔機能の低下がみられる方を抽出し、お口の健康教室への参加に繋げた。教室では歯科衛生士、管理栄養士、保健師が対応し集団指導と個別指導をおこなった。また、従事するスタッフ間での打ち合わせを重ねておこない、より充実した指導に繋げた。

■評価

○がん検診受診者数は、昨年度より増加しているが新型コロナウイルス感染症の拡大前の受診者数以上には至っていない。検診受診控えとならないよう、受診勧奨及び周知啓発を継続する必要がある。

○糖尿病予防教室について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により延期及び内容構成を変更したため申込者 25 名中参加者 15 名であった。意識の高い参加者が多く、個別相談も随時行った。参加者にとって食事や運動習慣について見直すきっかけとなった。また、参加できなかった申込み者 2 名に個別相談を実施した。

○若い世代からの生活習慣病予防対策として実施しているわかば健康診査について、SNS等を活用した周知をおこない前年度より受診者数が 75 名と前年度より 52%増加した。今後も受診期間の延長をする等受診しやすい体制を継続して整備していく。

○歯周病予防健診の受診者数は 181 人で、令和 2 年度の 269 人より減少した。年間受診者数の推移をみると受診勧奨ハガキ送付後の受診者数が増加しているため、受診勧奨の効果があったと考えられる。今年度より自己負担金を徴収しているため、令和 4 年度は無料クーポン券対象者への啓発をより強化する。

○後期高齢者歯科口腔健診の受診者数は 25 人で、令和 2 年度の 42 人より減少した。令和 4 年度はこまめに周知したい。

○お口の健康教室の参加率は、第 1 クールでは 10.5%、第 2 クールでは 14.6%、終了率は第 1 クールでは 33.3%、第 2 クールでは 28.6%であった。口腔機能の評価では改善、変化なし、悪化などばらつきがあったが、行動変容した者は 100%であったことから、教室の参加により、意識の変化に繋がったと考えられる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部 健康生きがい課	No.	7
事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業		

■基礎情報

目的	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。
事務内容	・ 町内接種会場の接種体制の整備と接種実施 ・ 町外接種会場の大口町民接種枠の確保 ・ 相談体制の整備 ・ 予防接種健康被害調査委員会の開催
現在における経過又は課題	国からの指示により、令和3年2月17日から事業が開始となり、国からワクチンの供給がされ次第、速やかに接種が行えるよう、尾北医師会や町内医療機関等、関係機関との調整や、接種会場の確保、必要資材の調達等を行った。また接種予約を受け付けるためのコールセンターを設置に向けて、環境整備やオペレーターの研修等、体制整備を行った。国としても初めてのことであり、刻々と変化する状況にあわせて柔軟に対応することに苦慮している。 接種券の準備と発送、接種予約、接種の実施、住民への情報提供等、具体的な進め方の検討と、感染対策をしながら行う集団接種について、関係者と連携してシミュレーションを行い、課題を探り、解決してから本番に臨む必要がある。
令和3年度の目標又は改善策	(1) 国が示す指針等に基づき、尾北医師会等関係機関と連携しながら、安全かつ迅速な接種が実現できるよう体制整備を進める。 (2) 令和3年2月に設置された新型コロナウイルスワクチン接種推進室内の情報共有を密にし、早期に事業計画を立てて役割分担をしながら、各部署の協力を得て、全庁的にワクチン接種事業に取り組んでいく。ワクチン接種について、接種予約、接種体制に関する問い合わせ等に対応できるよう体制整備を進める。 (3) 医療機関や高齢者施設との調整により、ワクチン数の適正な管理に努める。また、国が構築するワクチン接種円滑化システムの活用をしながら、事業を迅速に進める。 (4) 接種対象者が多く、接種会場も全国にわたる事業であることから、接種委託料の支払い事務が煩雑になる可能性があるが、月次の事務として安定的に行えるよう計画立てて実施する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第 1 節	健康				
成果 指標	新型コロナウイルスワクチン接種率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
			7 0 %				

■3年間の目標

目 標	新型コロナウイルスワクチン接種事業実施期間が、令和3年2月17日から令和4年2月28日まで※のため、令和4年2月28日以降は実施予定なし。 ※令和3年2月13日付け厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」による。					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	新型コロナウイルスワクチン接種事業実施期間が、令和3年2月17日から令和4年2月28日まで※のため、令和4年度は実施予定なし。 ※令和3年2月13日付け厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」による。
R5 年度	新型コロナウイルスワクチン接種事業実施期間が、令和3年2月17日から令和4年2月28日まで※のため、令和5年度は実施予定なし。 ※令和3年2月13日付け厚生労働省発健0216第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」による。

■目標又は改善策に対する取組内容

(1) 接種体制の整備に向けて、尾北医師会会員医療機関や同会管内市町との情報共有の場を設け、接種体制について協議した。また、令和3年2月1日付けで新型コロナウイルスワクチン接種推進室（職員10名）が設置され、同年4月に5名、同年7月に4名が追加となり合計19名の職員が、システム改修やクーポン券等の準備、医療機関との調整、接種会場の準備、予算確保及び執行事務、ワクチンの管理、接種履歴の管理、相談体制の確保等の多岐にわたるワクチン接種体制整備業務を分担し実施した。また、多くの人工を要する場面においては、役場職員が部署を越えて参加した。

(2) 問い合わせに対応する体制について、令和2年度中にコールセンターの環境整備とオペレーターの研修を行い、令和3年4月5日にコールセンターを開設した。主に予約方法や接種会場に関する問い合わせに対応し、ワクチン接種に対する質問や不安を感じる住民への対応は、健康生きがい課職員が対応した。

■評価

- (1) 集団接種、大規模接種会場への住民の移送、接種券の発送等、多くの人員を必要とする場面において、多くの役場職員が部署を越えて参加し、事業を支援した。また地元企業から、集団接種会場のレイアウトに関する助言や、連日人員を派遣していただくことで、集団接種の円滑な実施に貢献していただき、大規模接種会場への住民の移送にあたっては、社有バスの運行と社員の添乗を手配していただいた。
- (2) 接種を希望する住民に対して、より多くの接種会場を提供するため、愛知県の大規模接種会場の一つである県営名古屋空港や、大口町工業クラブと江南厚生病院の職域接種において大口町民の接種枠を提供していただいた。
- (3) ワクチンは、温度管理、使用期限と制約が多く、かつ国からの供給しか入手方法がない3種類のワクチンの管理と、医療機関等接種会場へのワクチンの移送を、保健師を中心に行った。また、ワクチンの在庫数を正確に把握し予約枠の設定をすることで、ワクチンが無駄なく、迅速に、有効に使用することができた。
- (4) 国が構築したワクチン接種円滑化システムにより国からのワクチン供給数や供給スケジュールを把握し、また同じく国のワクチン接種記録システムにより個人の接種履歴の管理と接種実績の把握、ワクチン接種証明書の発行を行った。また、民間企業の予約システムを使用し、住民に対してインターネットやLINEを活用した簡易な予約方法を提供するとともに、町が予約事務を担うことで、ワクチンの供給数と接種状況を一元管理することができ、個別接種を担う医療機関の負担も軽減した。
- (5) 住民に対して、ワクチン接種事業の情報を迅速かつ正確に伝えることを心掛け、あらゆる町の広報媒体（広報おおぐち、行政無線、あんしん安全メール、Facebook、LINE）を活用した。特にLINEは、接種予約ツールの一つであることからユーザー数が増加し、素早い情報配信が可能であることから、多用した。
- (6) ワクチンの供給状況や時勢に左右されやすい事業であるため、国や県の動向に注視しながら、柔軟に対応していく必要がある。

【参考】新型コロナウイルスワクチン接種状況 R4.3.29 現在

	1回目	2回目	3回目
全町民		80.0%	55.3%
65歳以上		94.7%	91.1%
中学生※		85.6%	

高校生※		90.0%	
小児（5～11 歳）※	13.5%	10.7%	

※R4.3.29 現在では、3 回目接種の対象外

■特記事項

新型コロナウイルスワクチン接種事業実施期間が、令和3年2月17日から令和4年9月30日までに延長された。（一部改正 令和3年12月17日付け厚生労働省発健1217第1号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」による。）

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康生きがい課	No.	8
事業名	母子保健事業		

■基礎情報

目的	妊娠・出産・育児を通して母性や父性が育まれ、乳幼児が愛され、かつ心身ともに健やかに育つことを切れ目なく支援する。		
事務内容	・一般不妊治療費助成事業 ・母子健康手帳交付 ・母親教室 ・子育て相談室、発達相談、助産師相談 ・7か月児健康相談 ・妊婦・産婦・乳児健康診査、妊婦歯科健康診査（委託医療機関） ・4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 ・2歳児歯科健康診査	・フレッシュママの会 ・離乳食教室（中期・後期） ・幼児健康診査事後教室 ・家庭訪問（乳児家庭全戸訪問事業、ハイリスク妊婦、乳幼児健康診査未受診者等） ・子育て世代包括支援センター開設（妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援、産後ケア事業等）	
現在における経過又は課題	○核家族化や地域のつながりの希薄化等により妊産婦や母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化するため「子育て世代包括支援センター」が令和2年4月に開設され、福祉こども課や子育て支援センターとの連絡調整を定期的に行った。今後、福祉こども課とともに、子育て団体等の関係機関とも連携を深め、多胎の子育て支援や精神疾患を抱えながら子育てする母親への支援など、育児支援が必要な家庭に支援が行き届く体制の整備が必要である。 ○妊娠届出時の全員面接、産後健診の回数増加、産後ケア事業、お誕生おめでとう電話事業を実施し、医療機関や子育て支援センター等関係機関と連携し、心身の状態が不安定になりやすい産後早期からの支援の提供に努めた。 精神疾患の発症や再発、悪化のリスクが高まる周産期や育児不安を抱える妊産婦の育児支援が手薄であり、妊娠期、産後の育児支援体制の充実を図る必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て環境の変化が考えられ、支援の在り方も工夫が必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	○子育て世代包括支援センター開設2年目となるが、妊娠期から子育て期の総合相談窓口として気軽に相談してもらえるよう、福祉こども課や子育て支援センター、子育て団体との連携を引き続き行い、住民への周知を継続して行う。 また、妊娠期及び心身の状態が不安定になりやすい産後早期からの相談体制の整備及び支援を提供する。 ○乳児期の母親の孤立防止、育児不安の軽減を図るため事業や個別相談を充実させるとともに、多胎や若年、育児不安が強い母親等、育児支援が必要な家庭への支援体制を関係機関とともに構築していく。 ○新型コロナウイルス感染症や育児支援体制など、様々な要因により子育て環境が変化していく中、10か月児健診を個別化し、支援相談体制を見直しする。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし			
		基本政策	第 1 節	健康			
成果 指標	安心して子どもを産み育てられる町としての魅力の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
65.9%	70.8%	70.0%	－	－	－	－	75.0%

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）	R1 計画	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	健康おおぐち 21 第二次計画（平成 26 年度～令和 5 年度）、大口町子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）、次世代育成支援行動計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
R5 年度	健康おおぐち 21 第二次計画、大口町子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画

■目標又は改善策に対する取組内容

○妊婦はじめ乳幼児健診受診者、保健センターや子育て支援センター及び児童センターを利用する保護者等子育て世代に対しチラシを配布し子育て世代包括支援センターを周知した。 概ね産後1か月までの産婦に対し電話による育児不安の傾聴及び相談支援を令和2年6月から実施し継続して行った。（令和3年度実施状況：対象者産婦198人、実施件数産婦195人） 令和2年度より実施している産後2週間健診費用助成事業、産後ケア事業を妊娠期から周知し利用を促した。（妊娠届出数：令和2年度196人、令和3年度219人、産後2週間健診受診者：令和2年度49人、令和3年度147人）（令和3年度産後ケア事業利用者：3組） ○多胎や若年又は育児不安が強い母親等育児支援が必要な家庭に対し、妊娠期から電話等の相談支援、産後早期の家庭訪問、産後ケア事業、産前産後サポート事業を行った。乳幼児期の育児支援については子育て支援センターや児童センター、子どもと文化の森等と情報共有しながら子育て家庭の見守りを行った。 ○集団方式で実施していた10か月児健診を個別方式とし対象者に助成券を配布した。

■評価

○「この地域で今後も子育てをしていきたいか」の質問に対し令和3年度4か月児健診を受診した母親197人中191人（97%）が「今後も大口町で子育てしていきたい」と回答している。（「そう思う」128人、「どちらかといえばそう思う」63人、「どちらかといえばそう思わない、そう思わない」6人）関係機関と連携して相談支援を行うことで子育て世代が相談しやすく安心して子育てができる環境が整った。産後ケア事業は利用者が増えないため、さらに事業の周知を図るとともに利用者のニーズを把握する必要がある。

○支援が必要な家庭には妊娠期から支援を開始し、産褥期、乳幼児期と継続して適切な時期に育児不安や育児負担の緩和につながる支援ができた。

○10か月児健診は令和2年度受診率95.1%（対象244人、受診232人）に対し令和3年度は受診率84.2%（対象215人、受診181人）と受診率が減少したが、乳児健康診査受診票の有効期間が延長（1歳1か月になる前日まで）したため子どもの発達状況等に合わせて受診がしやすく今後受診率が伸びると考えられる。また医療機関を選択することができるのでかかりつけ医をもち育児の相談機関を増やすことにつながると考えられる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	1
事業名	土地改良事業		

■基礎情報

目的	農業経営の合理化を図るため、用排水路の計画的な維持管理を行う。		
事務内容	・老朽化の進んだ土地改良施設の更新を行い、農業労力の軽減、農業用車両の安全確保及び、用排水路の通水不良の改善等、農業経営の合理化を図る。	・道路、河川及び橋りょう工事を含め合理的に整備ができるように計画的な改修及び修繕。	
現在における経過又は課題	・施設の老朽化が進み、要修繕箇所が増大している。営農に支障をきたす箇所においては緊急的に修繕をする必要があるが、広域的段階的に改修を進めていくには、財政的にも将来の土地利用状況を想定しても困難な状況である。平成28年度に土地改良施設の再整備に向け県営土地改良事業として整備できるよう、基礎調査及び計画策定を行った。平成29年度に県営事業での採択を行うことで調整をした結果、農地転用条件等から採択を見送ったが、平成30年度に団体営事業として排水路整備着手に向けて採択申請を行い、令和元年度に採択が得られた。今後、経費の軽減を図りながら、排水路の再整備を行うがコロナ禍にともなう、予算配分の見直しにより事業を縮小した。		
令和3年度の目標又は改善策	・水質保全対策事業 新岩倉用水地区との連携を図り、計画的かつ合理的に排水路改修工事を実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・老朽化した農業用施設の合理的、経済的な改修					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
排水路改修		農村振興 総合によ る設計	農村振興 総合によ る改修	水質保全 対策に伴 う改修	水質保全 対策に伴 う改修	水質保全 対策に伴 う改修

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・継続する水質保全対策事業と連携を図り排水路の合理的、経済的な改修を行う。
R5 年度	・継続する水質保全対策事業と連携を図り排水路の合理的、経済的な改修を行う。

■目標又は改善策に対する取組内容

・愛知県が実施する、水質保全対策事業新岩倉用水地区と整合を図りながら、用水管上部の町管理排水路を計画断面に合わせた改修工事を実施した。

■評価

- ・新岩倉用水地区の排水路について、愛知県が実施する水質保全対策事業と整合を図ることで経済的に改修できた。
- ・排水路の断面を大きくしたことから、豪雨時の安全性が向上した。

■特記事項

単独土地改良事業費補助金 維持管理課による予算計上

農山村地域整備交付金 補助申請の見送り、県事業との同時施工による合理化発注

農村振興総合整備事業費補助金 補助申請の見送り、県事業との同時施工による合理化発注

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	2
事業名	道路整備事業		

■ 基礎情報

目的	道路の改良により、安全で安心な生活環境を確保する。		
事務内容	・ 道路計画の策定 ・ 道路用地の購入 ・ 道路拡幅、改良工事の設計 ・ 道路拡幅、改良工事の施工		・ 主要道路の舗装修繕の実施
現在における経過又は課題	・ 平成30年度に主要路線に対して新たな舗装修繕計画を策定した。新たな舗装修繕計画に基づき、修繕を実施する。交付金については、重点化に該当しないことから、財源の確保が難しいため、計画通りの進捗が図れるか課題が残る。 ・ 幅員4m未満の狭小道路の整備においては、町内の各地区で整備を行ってきているが、土地取得費が必要となることから、事業期間が長くなっている。 ・ 国道41号が6車線化され、また、新たに外坪五丁目交差点が新設されたことで、町道内津々線の需要が高まることから、県道宮後小牧線への接続を進める必要がある。 ・ 替地地区の市街化区域において未接道地を解消するため、町道の整備と橋りょう新設が必要である。橋りょうについては、既設の民間利用橋りょう所有者と調整も必要になる。 ・ 役場南ひろばが整備されることから、総合運動場とのつながりを高め、利便性を向上させる必要がある。 ・ 国道155号の4車線化に伴う周辺整備が必要となっている。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 舗装の劣化が進んでいる路線、修繕要望のある路線の舗装修繕を行う。 ・ 町道内津々線を県道宮後小牧線接続するため公安協議を行う。 ・ 役場南ひろば南側に木橋人道橋整備を行う。(下部工)		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 2 節	生活基盤			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・ 木橋の供用開始 ・ 替地地区町道、橋梁の整備					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
木橋整備		基本設計	詳細設計	下部工 工事	上部工 工事	
替地地区町道、橋梁の整備			設計	所管等 協議	橋りょう 工事	道路工事

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・木橋供用 ・替地地区橋りょう整備
R5 年度	・替地地区町道整備

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・大型車の交通量が多く劣化が進んでいる町道豊三線において、優先的に舗装修繕を実施した。
- ・町道内津々線延伸に関する公安協議の回答を得て、地元説明会を実施した。
また愛知県と道路整備工事に関する基本協定を締結した。
- ・木橋整備は、迂回路になる町道役場前線が工事中であったため、令和4年度に行うこととした。

■評価

- ・舗装の老朽化した主要町道の舗装修繕を行うことで、通行車両の安全確保と近隣住居への騒音低減が図れた。特に町道豊三線は、大型車の交通量が多いことから劣化が激しく早期の舗装修繕が必要であり、引き続き残区間の修繕を行っていきたい。
- ・町道内津々線延伸は公安協議が整い、地元説明会を実施したことから、用地取得に向け地権者と交渉を進めたい。また、愛知県との基本協定締結により、県道若宮江南線交差点部分の事業費を軽減することができる。今後は用地の取得と新設する橋りょうの河川協議を進める必要がある。
- ・木橋は、整備開始が1年遅くなるが、下部工が比較的小さく単年度での整備が可能であることから、町制60周年及び役場南公園が供用される令和4年度に施工し、周辺公共施設とのつながりと利便性を向上させたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	3
事業名	橋りょう維持管理事業		

■基礎情報

目的	安全で安心した生活環境を維持するため、橋りょうの長寿命化を図る。		
事務内容	・橋りょうの長寿命化修繕計画の策定 ・橋りょうの修繕工事の設計	・橋りょうの修繕工事の施工 ・橋りょうの維持管理	
現在における経過又は課題	・既存の管理橋りょうの多くは高度経済成長期に建設され、老朽化が進行している。道路法の改正により、これらの橋りょうについて適切な維持管理のもと長寿命化を図ることが義務付けられたことから、平成22・23年度に橋長15m以上の橋りょう及び1・2級町道及び緊急輸送道路にかかる橋長2m以上の橋について全体86橋のうち37橋の現状把握と橋りょう点検を行った。平成24年度には、この点検結果を用い、橋りょう長寿命化修繕計画を策定した。また、平成29年度には、橋長15m未満の49橋中、24橋の点検を実施し、平成30年度に残りの25橋の調査を行い、令和元年度には、修繕計画を策定した。 ・10年間の修繕計画では、予算の平準化した金額を計上しているが、点検は5年ごとに行うこととなっており、予算の確保について留意する必要がある。 ・修繕工事については、平成24年度に作成した修繕計画（10年間で24橋）に基づき、平成26年度から交付金事業として修繕（H26：4橋、H27：2橋、H28：4橋、H29：2橋、H30：3橋、R1：5橋、R2：2橋）をしたが、橋りょうの老朽化が想定以上に進んでいるものもあり、実施事業費が当初の予定よりも嵩んできている。		
令和3年度の目標又は改善策	・町が管理する橋りょうの点検の5年目（2巡目）となることから、22橋の点検を実施する。 ・修繕計画に基づき、老朽化や損傷の著しく緊急度の高いものから修繕工事の施工する。 ・昨年度に引き続き、点検済橋りょうの修繕工事を施工する。（前田橋、巾下川5号橋、巾下川6号橋 合計3橋）		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	・ 2 巡目の橋りょう点検を実施する					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
橋りょう点検			1 2 橋	2 2 橋	2 4 橋	2 3 橋
横断歩道橋点検					2 橋	
橋りょう修繕等工事		5 橋	2 橋	3 橋		

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・橋りょう点検2 4 橋、横断歩道橋点検2 橋を実施する。
R5 年度	・橋りょう点検2 3 橋を実施する。

■目標又は改善策に対する取組内容

・町が管理する橋りょう8 2 橋のうち、2 2 橋で2 巡目点検を実施した。 ・判定区分Ⅲの前田橋、巾下川5号橋、巾下川6号橋の合計3 橋の修繕工事を完了した。

■評価

- ・点検により、橋りょうの健全性を把握することができた。この結果を基に、補修が必要な橋梁について計画的に修繕を実施することができる。
- ・修繕を行った3橋（前田橋、巾下川5号橋、巾下川6号橋）について、安全性・信頼性を確保することができた。
- ・今後も橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行い、橋りょうの長寿命化を図っていきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	4
事業名	地方道路等整備事業		

■ 基礎情報

目的	道路の改良により、安全で安心な生活環境を確保する。		
事務内容	・ 道路計画の策定 ・ 道路用地の購入	・ 道路拡幅、改良工事の設計 ・ 道路拡幅、改良工事の施工	
現在における経過又は課題	・ 平成28年度に将来の土地利用や交通需要などとの整合を図るため、道路規格の変更や土地利用計画の見直しなど道路計画において見直しを行った。道路整備においては、優先順位をつけ計画的な整備に取り組んでいる。特に、町内の幹線道路として位置付けてきた町道秋田21号線始め主要路線の整備効果を上げるため早期の整備を図る。 ・ 交通事故が多発し、地元から安全対策要望のある県道宮後小牧線と町道秋田21号線交差点の整備を行った。 ・ 農道等の法面（土羽）を擁壁とすることで、道路幅員の確保と維持管理費の軽減及び耐震性に向けて整備個所の選定を行い、平成27年度から工事に着手してきた。交通量が多く危険性が高い路線を選定し、整備する必要がある。 ・ 交通量が多く歩行者の安全確保が必要な路線であっても、歩道が設置されていない路線があるため、歩道設置工事を行う必要がある。 ・ 右折チャンネルがない信号交差点について、円滑な通行を確保するため右折チャンネルを設置する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 町道秋田21号線の県道宮後小牧線から南側の歩道設置工事を行う。 ・ 町道南北線の県道若宮江南線交差点部分に歩道を整備する。 ・ 町道大口中央幹線の県道小口岩倉線交差点部分に右折チャンネルを設置するため測量設計を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 2 節	生活基盤			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・町道秋田2 1号線の県道若宮江南線以北の整備着手 ・町道秋田2 1号線の県道宮後小牧線南側の歩道整備					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
町道秋田2 1号線		工事	工事	予備設計 工事	詳細設計 工事	工事

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・町道秋田21号線（県道若宮江南線以北）工事
R5 年度	・町道秋田21号線（県道若宮江南線以北）工事

■目標又は改善策に対する取組内容

・町道秋田21号線の県道宮後小牧線から南側の歩道設置工事を完了した。 ・町道南北線の県道若宮江南線交差点部分に歩道を整備した。 ・町道大口中央幹線の県道小口岩倉線交差点部分に右折チャンネルを設置するため測量設計を完了し、公安協議の回答を得た。

■評価

・町道秋田２１号線、町道南北線に歩道を整備し、交通量が多い両路線の、当該区間における歩行者の安全を確保することができた。

町道秋田２１号線については、引き続き町道大口桃花台線から県道若宮江南線間の整備を進めていきたい。

・町道大口中央幹線への右折チャンネル設置は、設計等準備が整った。今後整備を行うことで、通勤時間帯を中心にした渋滞緩和が期待でき、円滑な交通環境が確保できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	5
事業名	都市防災総合推進事業		

■基礎情報

目的	安全で安心した生活環境を維持するため、橋りょうの架け替え、拡幅、歩道設置等を行う。		
事務内容	・避難路及び緊急輸送道路の整備		
現在における経過又は課題	・南海トラフ巨大地震等の災害時に備えた避難路や緊急輸送道路の整備が、急務となっている。都市防災総合交付金を活用することで、早期に整備を行い、町民が安全に避難できるようにする。		
令和3年度の目標又は改善策	・町道豊田22号線及び上小口71号線の整備を行う。 ・仲沖地区、二ツ屋地区の避難路として歩道が設置されていない町道野合線の歩道整備を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果 指標	段差解消や道幅の確保など歩道の歩きやすさ・安全性の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 目標値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
47.0%	51.8%	48.0%	49.0%	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%

■3年間の目標

目 標	・都市防災総合推進事業を完了する。 (町道秋田2 1号線、町道豊田2 2号線、町道上小口7 1号線)					
項 目 (単位)		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
町道上小口7 1号線		施工	工事	工事	工事	工事完了
町道豊田2 2号線		施工	工事	工事完了		
町道秋田2 1号線		施工	工事完了			

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・町道上小口71号線工事
R5 年度	・町道上小口71号線工事

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・町道豊田２２号線の用地買収対象者との交渉が難航し工事着手できなかった。
- ・町道上小口７１号線の整備を実施した。
- ・仲沖地区、二ツ屋地区の避難路として歩道が設置されていない町道野合線で国道４１号東側の歩道整備を完了した。令和４年度は国道より西側の整備を行う。

■評価

- ・町道豊田２２号線は、避難路だけでなく、整備が進められている国道１５５号４車線化の関連道路としても重要な路線であることから、早期整備に向け用地買収対象者と交渉を続けていきたい。
- ・町道上小口７１号線は、町道野合線から町道高岡線までの整備、また町道野合線は、国道４１号東側の歩道整備が完了したことから、仲沖地区の避難路・緊急輸送道路を確保することができた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	6
事業名	河川排水路整備事業		

■ 基礎情報

目的	安全で安心した生活環境を維持するため、河川排水路施設の整備を行う。		
事務内容	・ 河川排水路の改良工事の設計 ・ 河川排水路の改良工事の施工		
現在における経過又は課題	・ 現在の排水路施設は、土地改良事業により築造された施設が多く、豪雨時の流下能力が不足する水路が多くある。また、老朽化した組み立て水路においては、破損している箇所もあり、早期の改修工事が必要となっている。令和元年度から土地改良事業として、排水路の再整備に着手したが、コロナ禍の財政状況を考慮しながら進めなければならない。 ・ 近年の集中豪雨によって、接続する河川の改修がされていないことから、流下能力が不足している。そのため、内水氾濫による浸水被害が発生する危険性が出ているため、河川排水路の改修と合わせて調整池の整備も必要となっている。 ・ 愛知県が行う合瀬川改修工事の河道拡幅により、水路、町道の付け替えも同時に進められている。また水路については、その機能を確保するため周辺道路の排水施設改修が必要になる。 ・ 合瀬川改修工事伴い用地取得が必要になるが、物件補償が必要な家屋、事業所がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 愛知県が行う合瀬川改修工事に伴う拡幅用地（公共補償）の取得、及びその用地交渉事務を行う。 ・ 町道河北7 3号線の側溝改良（排水路改修）工事を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 2 節	生活基盤			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・合瀬川改修工事の用地取得(公共補償)を進める。					
項 目 (単位)		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
用地取得(公共補償)		用地取得	用地取得	用地取得	用地取得	用地取得

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・町道高岡線から国道41号までの右岸側の用地を取得する。
R5 年度	・国道41号から荒井堰までの用地を取得する。(県事業)

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・町道河北73号線(島前地区)の排水路改修工事を施工することができた。
- ・合瀬川は、愛知県と調整しながら用地交渉を実施し、4件の所有権移転を完了した。

■ 評価

- ・島前地区の排水路改修工事を行ったことで、同地区の排水機能の向上を図ることができた。また、同時に町道河北 7 3 号線の舗装を全面復旧したことにより、同路線の舗装修繕要望に対処することもできた。
- ・合瀬川の用地交渉は、下流から国道 4 1 号までの区間については、物件補償が必要な事業所 2 件を除いて完了することができた。来年度は、愛知県と調整しながらこの 2 件の交渉を進めたい。また、用地が取得できたところは、河川改修工事及びそれに伴う橋りょう架け替え、迂回路工事の進捗が期待できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部 建設課	No.	7
事業名	街路整備事業		

■ 基礎情報

目的	国道41号や国道155号（北尾張中央道）といった広域幹線道路へのアクセスを強化し、集落内の通過交通を排除するため、町内の円滑な道路交通ネットワークの実現に向けて都市計画道路愛岐南北線、及び町道小口線、役場前線の整備を推進する。		
事務内容	・町道小口線並びに役場前線等に関する道路整備に係る事業	・国道155号の用地事務	
現在における経過又は課題	・町道小口線並びに役場前線については、現在の未整備区間が、小口線＝約920m（県道小口岩倉線～町道大口桃花台線）、役場前線＝約260m（役場以東～小口線との交差点）ある。この路線の早期整備に向け、小口線の県道小口岩倉から樋田橋間（約460m）と、役場前線（約260m）を先行して着手していくために、地権者の理解を得ながら、用地の確保に努めてきた結果、令和2年度までに、早期整備分の用地買収が完了した。 ・町道小口線の樋田橋までの詳細設計を行った。 ・町道役場前線を約170m整備した。		
令和3年度の目標又は改善策	・先行取得を行った用地の適正な管理を行う。 ・町道小口線の整備工事実施。 ・町道役場前線の整備工事実施。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 2 節	生活基盤			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・町道小口線は、県道小口岩倉線から役場前線までを供用する ・町道役場前線を供用開始する					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
実施設計・工事（役場前線）		工事	工事	工事	工事	供用
実施設計・工事（小口線）		用地取得	用地取得完了	工事	工事	一部供用

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・町道小口線工事 ・町道役場前線工事
R5 年度	・町道小口線・役場前線交差点工事

■目標又は改善策に対する取組内容

・先行取得を行った用地の草刈りを実施し、適正な管理を行った。 ・町道小口線は、県道小口岩倉線から南に約200メートルについて車道表層を除く整備を行った。またさらに南の樋田橋までの区間は、排水構造物を官民境界沿いに設置し、道路の輪郭整備を実施した。 ・町道役場前線は、小口線交差点までの整備工事を完了した。令和4年度は役場南の工事を実施する。

■評価

・町道小口線は、用地買収が完了し工事に着手することができた。16メートル道路で規模が大きいことと、現場内に用水路があることから主に農閑期の施工となり、工程管理に注意が必要であった。

県道小口岩倉線から南に約200メートルについて、ほぼ道路形態ができ、その南の樋田橋までの区間も、官民境界沿いの排水構造物を設置したことから、地域の方に町道小口線整備の進捗状況を理解してもらうことができた。令和4年度も引き続き整備を進めていきたい。

・町道役場前線は、全路線の約6割の整備を完了することができた。残りの約4割についても、令和4年度に整備予定で、今後町道小口線の樋田橋以北とともに整備が完了すると、町北部からの公共施設への良好なアクセスが確保できる。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	1
事業名	土地改良施設維持事業		

■ 基礎情報

目的	農業経営の合理化を図るため、用排水路の計画的な維持管理を行う。	
事務内容	・老朽化の進んだ土地改良施設の更新を行い、農業労力の軽減、農業用車両の安全確保、用排水路の通水不良の改善・修繕を行う。	用排水施設の点検、修繕
現在における経過又は課題	・用・排水路等、農業施設の老朽化により、修繕が必要な箇所が増加しているため、農業経営に支障をきたさないよう、施設の適切な維持管理を図る必要がある。 ・農地沿いの道路の法面、用・排水路の除草は、従来、農業従事者が担っていたが、高齢化等もあり、行うことができなくなっているため、町に対し、年間を通し、除草要望が多く寄せられている。 ・町内全体の農業施設について、計画的に改修を進めていくには、財政的にも、将来の土地利用を想定しても、難しい状況にある。 ・ゲリラ豪雨に対応するため、施設操作手順を把握する必要がある。	
令和3年度の目標又は改善策	・補助等を活用した土地改良事業での計画、整備を勘案しながら、用・排水路等施設の定期的な点検や修繕、更新を行い、農業施設全般の維持管理を図る。 ・各区等からの農業施設に関する要望に対し、早期に回答するとともに、修繕等を行う。 ・ゲートの故障は、時期によっては災害に繋がりがねないことから、修繕計画を策定する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	用排水施設である「ゲート」の計画的修繕を行う					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	ゲート取替等修繕数（基）	0	2	1	1	1

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	修繕計画に基づき、補助を活用して施設の長寿命化を図る
R5年度	修繕計画に基づき、補助を活用して施設の長寿命化を図る

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】

【単独土地改良事業費補助事業】

（補助金額：3,033,000円：6／10）

- ・かんがい排水工事 向山水路（水路改修）：L＝73.5m 1,877,700円（2か年事業）
- ・かんがい排水工事 向江地区（ゲート改修）：1基 3,179,000円
- ・老朽化した土地改良施設の更新のため、補助金（県費）を活用するよう申請を行った

【単独事業】

- ・かんがい排水工事 向山水路（水路改修）：付帯工 一式 1,276,000円（2か年事業）
 - ・用水施設維持工事 6件 1,983,300円
 - ・用排水施設維持工事 4件 2,275,900円
 - ・ゲート維持工事 2件 1,716,000円
- 計12,307,900円

【施設管理】

- ・町が管理する用水のゲートや水門の動作確認の他、施設の構造により、グリス注油、操作盤の点検等を行った。
- ・4月下旬の田植え配水から9月下旬の配水終了までの間、用・排水の適切な通水に努めた。
- ・大雨や台風による被害を最小限に留めるため、町内の用水施設等を巡回し、流量を調整した。
- ・起立・転倒に不具合の生じた堰の部材交換及び手動ゲートの取替を行った。また、老朽化等による破損・漏水がみられた用・排水路や給水樹、取水口、埋設管の補修等施設の更新を行い、通水不良を改善した。

■評価

- ・修繕や改修工事が必要となった用・排水路等の農業施設を更新することで、農業経営に寄与することができた。
- ・各区や農業従事者からは、田植え配水が始まる頃に、農業施設の修繕に関する要望が多く寄せられるが、緊急度に応じ、対応することができた。
- ・工事は緊急でない限り、通水のない時期に限定されるが、農業経営に支障をきたさないよう、引き続き、施設の維持管理を図っていく必要がある。
- ・限られた財源で施設の更新を行うには、補助金を有効活用して、土地改良施設の維持に努める必要がある。今後も補助金の採択を受け、改修等を行っていく必要があるので、長期修繕計画の策定を引き続き行う。

■特記事項

- ・昭和40年代の土地改良事業で整備された用排水施設の老朽化が進行しており、営農に支障きたす傾向がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	2
事業名	道路維持管理事業		

■ 基礎情報

目的	安全で安心した生活環境を維持するため、道路施設の長寿命化を図る。		
事務内容	・ 舗装、道路維持修繕等工事 ・ 道路樹木の維持管理 ・ 道路台帳更新業務	・ 住民団体による道路樹木の維持管理 ・ 道路側溝の浚渫	
現在における経過又は課題	・ 道路、道路付属施設等の公共土木施設の多くは、老朽化により、修繕、更新が必要になっている。 ・ 過去の工事履歴等が台帳等に整理されているものの、舗装工事の施工後の掘り返し規制に関し、占用許可による工事等の窓口対応時に活用されず、矛盾が生じていたが、現在は、各占用者との事前調整により解消されつつある。 ・ 交差点付近ではカーブミラー、通学路ではカラー塗装、防護柵、歩道設置等の要望が多く寄せられている。道路は車両だけでなく、歩行者も利用するため、双方の安全を確保し、交通事故を未然に防ぐためにも、各種交通安全施設の充実を図る必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 道路、道路付属施設等の日常的な巡視や修繕、更新を行い、利用者の安全確保を図る。 ・ 舗装工事について、占用工事の舗装復旧と調整を行い、コスト縮減及び生活道路の快適性を向上する。 ・ 各区等からの道路に関する要望に対し、早期に回答するとともに修繕等を行う。 ・ 窓口対応時の記録を残すことにより、窓口指導等の公平性を図る。 ・ 見通しの悪い交差点や通学路を優先に、カーブミラーや防護柵等を設置する。また、劣化により薄くなったグリーンベルトを塗り直し、通学路の交通安全対策の充実を図る。（通学路交通安全プログラム） ・ 県道宮後小牧線の道路樹木の伐採に併せ、歩道拡幅を行うことで、歩行者、自転車の安全確保を図る。 【都市防災総合推進事業】 R3計画額 8,000千円（内特定財源 3,150千円） ・ 「社会資本総合整備計画（防災安全交付金）」の交付対象事業となっている「効果促進事業」により、学校から1キロメートル圏内の通学路を整備する。 ・ 工事の内容及び路線について、横断防止柵設置を地内（町道高橋替地線）に施工する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する			
		基本政策	第 2 節	生活基盤			
成果 指標	段差解消や道幅の確保など歩道の歩きやすさ・安全性の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
47.0%	51.8%	48.0%	－	－	－	－	53.0%

■3年間の目標

目 標	県道宮後小牧線の歩道整備 グリーンベルトの再塗装 通学路上安全施設整備					
	項　目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
	県道宮後小牧線（１０００m）			実施設計 工事	工事	
	グリーンベルトの再塗装			南小 大中	南小 西小	北小 西小
	通学路上安全施設整備（防止柵設置）	西小	南小	南小	南小	北小

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	- 令和3年度中に実施できなかった区間（県道宮後小牧線）の道路樹木の伐採に併せ歩道拡幅工事 - グリーンベルトの再塗装 - 通学路上の防止柵設置
R5 年度	- グリーンベルトの再塗装 - 通学路上の防止柵設置

■目標又は改善策に対する取組内容

1. 【工事請負費】

○維持管理事業

・カーブミラー等整備工事	23基	1,990,600円	
・交通安全対策工事	6件	27,467,000円	(内補助金 8,500,000円)
・側溝整備工事	2件	1,672,000円	
・道路維持工事	41件	21,731,243円	
・歩道橋維持工事	3件	631,400円	
・舗装工事	3件	4,873,000円	
・路面補修工事	6件	4,846,200円	
・交差点看板変更工事	1件	748,000円	
合計		63,959,443円	

○都市防災推進事業

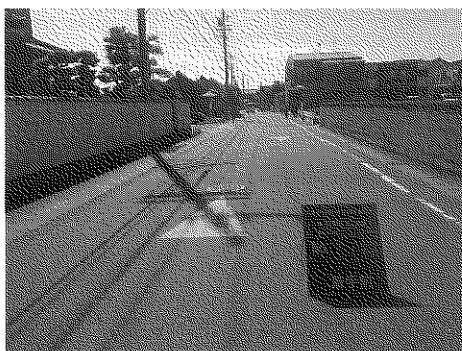
・道路安全対策工事	2件	7,282,000円	(内補助金 3,150,000円)

2. 【施設管理総括】

- ・不点灯等不具合が生じた街路灯、交差点照明について、LED化（25灯）を図った。また、通学路上の41号下隧道に照明灯（7灯⇒14灯）を増設した。
- ・主要町道の歩道について、定期的な樹木の剪定、除草剤散布、施肥等を行い、道路景観の維持に努めた。剪定は、中高木は造園業者に、低木の一部は地域団体にそれぞれ委託した。
- ・年間を通し、各区からの要望の他、現地を確認の上、必要と判断した道路側溝に溜まった汚泥等を浚渫した。
- ・各区からの要望に基づき、舗装・側溝を整備し、交通安全対策として、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置した。
- ・また、主に「通学路交通安全プログラム」並びに年度途中に実施した「通学路合同点検」による通学路上の危険箇所について対応できる箇所については直ちに改善を行った。
- ・窓口で各区等から修繕の要望を受けた際は、その都度、現地確認を行うとともに、内容を記録し、課内で情報共有した。
- ・年度当初に各占有者からの工事予定箇所を提出していただき、各占有者間の情報共有を図った。

南小通学路【グリーンベルト】

【施工前】



【施工後】



■評価

- ・照明灯のＬＥＤ化により、ランニングコストを縮減することができていた。
９月の料金改定により増額となったが、使用量は減少している。通学路上の照明灯を増設することで、更なる防犯対策の向上を行うことができた。
令和元年度：使用量 43,230Kwh 使用料 2,330,400 円
令和２年度：使用量 40,077Kwh(▲3,153kwh) 使用料 2,023,168 円(▲307,232 円)
令和３年度：使用量 38,247Kwh(▲1,830kwh) 使用料 2,240,807 円(217,639 円)
- ・道路側溝、管きよに溜まった汚泥等を浚渫することで、道路冠水の軽減に努めることができた。
- ・道路側溝の修繕・整備や舗装修繕、通行に支障となる草の除去等により、車両や歩行者の安全を確保することができた。
- ・要望や窓口対応を記録し、課内での情報共有を図ることで、緊急性が高いものについては早期に対応することができた。
- ・各占用者と早期に情報共有することで、舗装復旧のコスト縮減及び工程調整を行うことができるよう努めることができた。
- ・本年度は、町道において管理が行き届かず、利用者に迷惑をかける事故は発生しなかった。今後もパトロールなど情報収集に努め、早期対応を継続する必要がある。
- ・グリーンベルト等路面標示は、当初設置後 10 年が経過しており、薄くなった路線については再塗装を行う必要がある。また、通学路交通安全プログラムなどからの要望を精査し、危険箇所については、計画的かつ補助制度も活用しながら新規に設置する。
- ・都市防災補助事業により、通学路上に横断防止柵を整備したことで、安全対策が図られた。
今後も計画的に通学路の安全を確保する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	3
事業名	河川排水路維持管理事業		

■基礎情報

目的	安全で安心した生活環境を維持するため、河川排水路施設の維持管理を行うとともに長寿命化を図る。		
事務内容	・用排水路の浚渫 ・住民団体への河川排水路の除草作業の委託 ・河川敷併用道路の草刈業務	・河川排水路の維持管理工事 ・桜、尾北自然歩道維持管理業務	
現在における経過又は課題	・町内の河川排水路施設は、施設の老朽化、近年頻繁に起こる集中豪雨、宅地化の進展により、多くの修繕又は改修工事が必要となっている。 ・土地改良事業により整備されてきた組立排水路の老朽化が進んでおり、豪雨時に破損することがある。 ・道路側溝や排水路の暗渠化に伴い、浚渫要望の箇所が増えている。 ・オープン水路でも、多量の堆積物や雑草により流下能力が低下する施設がある。特に、排水路敷における雑草の繁茂により、草刈りの要望が年々増加している。 ・五条川堤の桜並木及び尾北自然歩道の維持管理は、業務を事業者や地域団体に委託しているが、豪雨、台風等で倒れる恐れがある桜の早期発見まではできていない状況にある。 ・将来に向けた五条川堤の桜並木の存続は、治水機能の確保など、河川管理上の対策を踏まえたうえ、関係機関と調整しながら取り組む必要がある。 ・尾北自然歩道の通行者の安全確保のための施設の更新や夜間時の安全性向上のため、照明灯の改良が必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	・補助等を活用した土地改良事業で実施予定の排水路改修計画、整備を念頭におき、排水路等の修繕、更新を行い、排水路施設全般の維持管理を行い、長寿命化を図る。 ・各区の浚渫要望は、現地の状況を勘案し、毎年同じ箇所とならないように計画する。また、今後の排水路の改修計画と併せ、雑草対策の施工方法を検討する。 ・五条川堤の桜並木及び尾北自然歩道は、草刈りを行っている団体から情報を聞きながら、危険箇所の対応を行う。また、堤防道路は、通行車両や歩行者に支障のないよう、枝、枯死した幹及び枝を随時剪定し、維持管理を行う。 ・五条川堤の桜並木は、幹が空洞化や、菌等により病気に罹った桜を伐採、伐根を行い、「おおぐち観鋭桜」の捕植により、保全に努める。 ・各区等からの河川・排水路に関する要望に対し、早期に回答するとともに、修繕等を行う。 ・尾北自然歩道の安全性向上のため、転落防止柵等の更新を行う。また、照明灯のLED化と併せ、ガラスの取替により照度をあげることで、防犯対策を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する			
		基本政策	第 1 節	環境保全			
成果指標	五条川や桜並木などの整備・維持管理の状況の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
78.0%	80.7%	79.0%	－	－	－	－	82.0%

■3年間の目標

目 標	尾北自然歩道の安全性向上のため、照明灯のＬＥＤ化と併せ、ガラスの取替により照度をあげること、防犯対策を行うとともに計画を策定の上、舗装の修繕を行う。					
項　目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
全灯照明灯改善：全灯１３２基		４５基 累計４５基	２７基 累計７２基	２８基 累計１００基	３２基 累計１３２基	完了
「おおぐち観鋭桜」補植予定数（本）		８本 累計８本	２０本 累計２８本	４０本 累計６８本	４０本 累計１０８本	４０本 累計１４８本
尾北自然歩道　舗装修繕					計画	整備

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	尾北自然歩道の安全性向上のため、照明灯のLED化と併せ、ガラスの取替により照度をあげること、防犯対策を行う。 尾北自然歩道舗装修繕計画の策定
R5年度	舗装修繕計画に基づく整備

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】			
・転落防止柵設置等工事	1件	4,491,300円	
・排水路維持工事	5件	5,588,000円	
合計		10,079,300円	
【施設管理総括】			
・冠水軽減のため、各区からの要望の他、現地を確認し、排水路の浚渫を施工した、また、排水路の機能保全のため、コンクリートによる法面保護、防草対策を施工した。			
・五条川堤の桜の保全のため、尾北自然歩道を含む兩岸を地域団体に草刈りや施肥を委託し、地域団体による折枝や蜂の発生などの情報提供により、除去を行った。また、通行障害となりそうな枝及び近接			

住宅地へ伸びた枝の剪定や伐採を行うとともに、一部区間において、捕植に向けた間伐・除根を行った。

- ・プロジェクトにて植樹に適した大きさまで生育した「おおぐち観鋭桜」を五条川に38本植樹（内3本植替）を行った。
- ・合瀬川、巾下川等の河川敷併用道路の草刈りを行い、車、自転車等の安全な通行を確保した。
- ・地区からの冠水軽減要望により、排水路の嵩上げの他、老朽化した組立水路の修繕を行った。
- ・尾北自然歩道において、豊田地内で転落防止柵を新設並びに、新田橋～五条橋間の照明灯を28基、LED化及びガラスの取替を行った。（令和元年～累計）100基／134基

■評価

- ・五条川堤の桜の保全是、草刈り等による地域団体の協力が大切な要素になっているため、引き続き、地域団体と行政との役割分担に十分配慮しながら進めていく。
- ・五条川堤の桜並木の存続は、既存の桜の間伐等を行い、近隣市と情報共有を行いながら、「おおぐち観鋭桜」を植樹することができた。
- ・排水路の修繕や定期的な浚渫は、排水路本来の機能を回復させることができ、近年の短時間豪雨による被害の軽減にも繋がったと考えられる。
- ・前年度までは、尾北自然歩道の照明灯のLED化及びガラスの取替にて、ランニングコスト縮減することが出来たが、LED化に伴い、60W相当→100W相当に照度を上げていることに伴い利用量が増に転じた。防犯対策に寄与できることから継続的に行っていき、令和4年度の五条橋～西川原橋間の34基で最終となる。

令和元年度：使用量 6,409Kwh 使用料 317,255 円

令和2年度：使用量 6,354Kwh(▲55kwh) 使用料 306,089 円(▲11,166 円)

令和3年度：使用量 6,589Kwh(235kwh) 使用料 328,093 円(22,004 円)

- ・尾北自然歩道の管理については、転落防止柵の未施工区間の整備を終えたことから、舗装等施設の修繕を計画的に実施する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	4
事業名	調整池維持管理事業		

■ 基礎情報

目的	安全で安心した生活環境の維持及び冠水対策のため、調整池の適切な維持管理に努める。		
事務内容	・ 調整池の維持管理・修繕		
現在における経過又は課題	・ 大口余野特定土地区画整理事業により建設された余野1号調整池及び余野2号調整池は、建設後20年以上が経過していることから、ポンプ等の更新・修繕を行っている。 ・ 令和元年度に余野1号調整池及び余野2号調整池のポンプに不具合が見つかったため、修繕及び取替えを施工した。 ・ 調整池は、施設の老朽化に伴い、今後、修繕の増加が予想される。大雨時の一時貯留施設としての機能を確保するためには、日常巡視や点検により、施設の不具合の早期解消をしていかなければならないため、予算の確保が必要である。 ・ 県施設である奈良子川調節池と昭和川調節池は、愛知県一宮建設事務所から維持管理委託を受託している。 ※昭和川調節池は、2年ごとに江南市と交替で管理。 ・ 余野2号調整池は、施設の有効利用の観点から、広場として開放しているが、ボール遊びにて近隣に迷惑がかかることがある。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 豪雨時に備え、各調整池(余野1号調整池、余野2号調整池、余野3号調整池、替地調整池、新宮一丁目雨水貯留管)を定期的に点検し、維持管理を行う。 ・ 大雨時には、昭和川(余野1号調整池)及び五条川(西川原橋北)に設置されている水位計と併せ、県にて設置された五条川(3箇所)、合瀬川(1箇所)水位計で河川の水位状況を注視し、災害対応に活用する。 ・ 余野2号調整池は、利用者へ注意事項の周知を図り、引き続き広場として開放する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第 1 節	安全安心の地域社会形成				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	大雨時に機能するよう日常管理を行う。					
項　目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
保守点検・日常管理		点検 ポンプ取 替	点検 修繕	点検 修繕	点検 修繕	点検 修繕

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	大雨時に機能するよう日常管理を行う。
R5 年度	大雨時に機能するよう日常管理を行う。

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】		
・調整池維持工事	1件（2号調整池整地）	110,000円
・調整池ポンプ工事	1件（2号調整池）	374,000円
合計		484,000円
【施設管理総括】		
・ポンプを有する調整池（余野1号調整池、余野2号調整池、余野調整池、替地調整池）において、ポンプ引上げ点検、制御盤点検等を行い。点検結果により、2号調整池1号ポンプにおいてオイル白濁があり、ポンプの修繕工事を行った。		
・地域団体に調整池（余野1号調整池、余野2号調整池、奈良子川調整池）の草刈りを委託した。		

- ・台風の通過前後や大雨が予想される際は、調整池の状況を確認し、必要に応じ、排水処理等を行った。
また、大雨時には、巡視による目視並びに水位計を活用し、河川状況の把握に努めた。

■評価

- ・地域団体からの情報提供や職員による巡視により、調整池を適切に管理し、大雨時の一時貯留施設としての機能を確保することができた。
- ・大雨時の水位計での河川水位管理は有効であるため、引き続き、目視による巡視と併せ活用する。
- ・大雨時に機能するように日常管理を行う一方、平常時「余野2号調整池」を一般開放しているため、利用者の迷惑行為により、近隣住民からの意見が高まっており、利用に関するマナーの向上を行う必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	5
事業名	緑化推進事業		

■基礎情報

目的	緑豊かな生活環境、秩序ある生活環境を維持するために、緑地の保全を行う。		
事務内容	・緑地保全地区、保存樹木を健全に保全するため交付金事務 ・都市緑化推進事務	・みどりの少年団の活動支援 ・みどりの募金事務	
現在における経過又は課題	・地域で親しまれ、大切にされている大木や古木、民有緑地を保全するための支援を行っている。 ・ふれあいまつりで苗木を配布し、住民の緑化意識を高め、民有地の緑化に繋がるように取り組んでいる。 ・民有地の緑化推進のため、平成28年4月、大口町都市緑化推進事業費補助要綱を策定し、一定規模の優良な緑地等に補助金を交付することとした。 ・令和元年度（平成31年度）、愛知県の補助対象要件の緩和に併せ、町要綱の一部を改正した。 ・森林環境譲与税の目的である木材利用促進や普及啓発に関する事業の創出		
令和3年度の目標又は改善策	・ふれあいまつりで苗木を配布することにより、多くの住民に緑化に関心を持ってもらえるように努める。 ・民有地の緑化を推進するため、あいち森と緑づくり事業を活用した、大口町都市緑化推進事業を実施する。 ・森林環境譲与税の有効利用を図る。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 1 節	環境保全				
成果 指標	緑化木配布数							
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
170 本	200 本	200 本	200 本	200 本	200 本	200 本	200 本	

■ 3 年間の目標

目標	都市緑化推進事業補助制度を活用した民有地の緑化推進				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
大口町都市緑化推進事業（件）	2	1	1	1	1

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	森林環境譲与税の有効活用事業の創出
R5 年度	森林環境譲与税の有効活用事業の創出

■ 目標又は改善策に対する取組内容

・ふれあいまつりの中止により苗木配布を行うことができなかった。 ・広報への掲載回数（4 月・10 月）を増やすとともに、ホームページの内容を見直す（写真掲載等）などして大口町都市緑化推進事業のPRを行った。 ・森林環境譲与税の使途に関する調書を作成し、ホームページで公表した。（毎年9月） ・令和3年度は多世代が集う憩い広場内、木製あずまやを2棟建設し、森林環境譲与税を充当した。 ・「おおぐち観鋭桜」を東海理化 3 本・トヨタ自動車 2 本・大口中学校 2 本・八剣社 12 本、五条川 38 本（内3本植替）の植樹を行った。

■ 評価

・大口町都市緑化推進事業は申請がなかったため、ホームページで施行事例を紹介するなど引き続き周知に努める。結果、現在2件（令和4年4月現在）の問い合わせがあり調整している。 ・森林環境譲与税を有効に利用するため、事業計画を策定する必要がある。 令和4年度は、人道木橋「花見橋」に活用する。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	6
事業名	公園維持管理事業		

■基礎情報

目的	住民の憩いの場所として、利用しやすい親しまれる公園をめざす。		
事務内容	・老朽化した施設の更新、修繕 ・草刈り、樹木の維持管理	・遊具、施設の安全点検	
現在における経過又は課題	・公園内の樹木がかなり成長し、定期的な剪定が必要で、維持管理に多くの費用がかかるようになってきている。落ち葉について、近隣の居住者に迷惑がかからないように対応する必要がある。 ・多世代が集う憩い広場では、日かげで休める場所の要望がある。 ・平成14年に供用開始した余野中央公園のローラー滑り台のローラー回転不良の報告を受け更新の必要がある。 ・平成10年に供用開始した、小口城址公園の木製複合遊具が更新の時期に来ている。 ・修繕等ランニングコストの平準化及び低廉となるよう計画的な維持管理に取り組むため、長寿命化計画の策定が必要である。 ・小口城址公園（お堀）の草管理がしづらいという意見がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・地域住民の活動の場として、また、住民に愛着をもって公園を利用してもらうためにも、行政主体の管理運営ではなく、地域と行政との協働による管理運営を進めていく。 ・令和元年度の全国植樹祭特別観覧席部材の再利用並びに森林環境贈与税を利用して、「多世代が集う憩い広場」にあずまや等を設置する。 ・余野中央公園のローラー滑り台の駒を計画的に取替える。 ・小口城址公園内の「お堀」の将来についての検討を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 1 節	環境保全				
成果 指標	「緑地・公園などの憩の空間」の満足度							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
57.8%	67.9%	59.0%	－	－	－	－	70.0%	

成果 指標	アダプトプログラムを活用している公園数						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所

■3年間の目標

目 標	長寿命化計画を策定し、施設の更新を図る。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
長寿命化計画による施設整備				計画策定	施設整備

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	長寿命化計画の策定
R5 年度	長寿命化計画に基づく施設整備

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】

・あずまや設置工事	1園	(多世代が集う憩い広場)) 2棟	15,158,000円
・板柵等設置工事	2園	(上小口西児童遊園・大御堂児童遊園)	390,500円
・トイレ等解体工事	1園	(坂小淵児童遊園)	693,000円
・自動水栓取替工事	6園	(12カ所)	944,460円
合計			17,185,960円

【施設管理総括】

- ・年間を通じ町内の公園のトイレ、ベンチ等施設の修繕の他、老朽化がみられた余野中央公園のローラー滑り台のローラー修繕を施工した。
- ・遊具の保守点検を実施し、結果を踏まえ、余野5・6、小口城址・北の山・小折新田の遊具修繕を行った。
- ・地域団体等に公園の草刈りやトイレの管理、樹木剪定等を委託し、雑草や樹木の害虫駆除は早期対応に努めた。

多世代が集う憩い広場（あずまや）

【施工前】



【施工後】

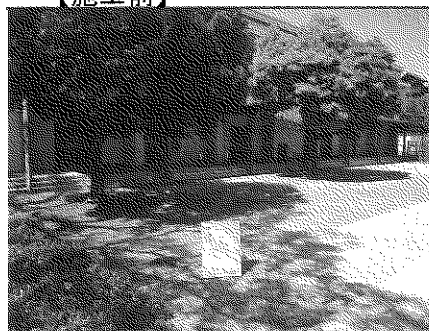


【プレート写真】



多世代が集う憩い広場（かまどベンチ）

【施工前】



【施工後】



■評価

- ・施設の不良箇所を改善することで、公園を安全で快適に利用してもらえるよう努めるができた。
- ・遊具の保守点検結果にて、余野中央公園へのローラースライダーのローラーを交換する計画に着手した。今後も計画的に取替を行う。
- ・地域の方に公園の管理を行っていただくことで、地域の方で管理、愛着をもった利用をしていただくため、引き続き協働による管理を進めていく必要がある。
- ・多世代が集う憩い広場の「あずまや」2棟の施工では、「令和元年開催の全国植樹祭」で使用した木材を再利用するとともに森林環境譲与税を充当する施設とした。また、近接に「北地域防災センター」が改築されたため、かまどベンチの設置など災害時の防災空地として機能するよう施工し、地域住民にもその機能の周知を行った。
- ・小口城址公園のお堀の管理を地域団体へ委託しているが、管理がしにくいとの意見があり、お堀の整備について地域の方の意見を聞きながら、検討する必要がある。
- ・現在、公園遊具等の痛みが激しく、応急処置をしながら延命を図っているが、いずれ大型遊具の更新をするかしないかの選択をする時期が訪れる。このことから、長寿命計画を策定し、計画的に整備・更新をする必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	7
事業名	公園整備事業		

■ 基礎情報

目的	快適で健康的な生活環境や子どもたちの健全な遊び場、また、災害時の安全性の向上に資する空間の提供を目的に整備を行う。		
事務内容	・ 役場南ひろば整備 ・ 仮）西屋敷公園整備		・ 余野 1 号公園整備手法検討
現在における経過又は課題	・ 「役場南ひろば」については、令和 2 年度にパブリックコメントを実施し、また、都市計画法等各種手続を行った上で、用地取得及び実施設計を行った。整備については、補助の採択を受けるため、愛知県と協議等を行った。 ・ 「仮）西屋敷公園」については、令和 2 年度に用地取得を行った。今後、地元と協議しながら公園整備を進めていく必要がある。 ・ 「余野 1 号公園」は、平成 23 年度より 2 か年で整備を予定していたが、近隣住民の意向で中止した経緯がある。現状、周辺に新しく住宅が建築されており、今後は計画の段階から住民の意見等を取り入れた整備を検討する必要がある。		
令和 3 年度の目標又は改善策	・ 「役場南ひろば」については、令和 4 年 1 1 月の供用開始を目標に、県補助を活用し、整備を行う。 ・ 「仮）西屋敷公園」については、地域に親しまれる公園になるよう地元と協議を行いながら、順次、整備を行う。 ・ 「余野 1 号公園」について、利用対象地区の見直しを含めアンケート等を実施し、その意見を参考に方向性と進め方に関する検討を行う。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第 1 節	環境保全				
成果 指標	「緑地・公園などの憩の空間」の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
57.8%	67.9%	59.0%	－	－	－	－	70.0%

成果 指標	町民1人当たりの公園面積						
H27 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
3.1 m ²	3.8 m ²	3.6 m ²	3.6 m ²	4.2 m ²	4.2 m ²	4.2 m ²	4.2 m ²

■3年間の目標

目 標	・役場南ひろばは令和４年度供用開始 ・余野１号公園の方針決定					
項　目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
役場南ひろば			用地取得 都市計画 決定	工事	工事 完了	
（仮）西屋敷公園			用地取得	工事	工事 完了	
余野１号公園			案の検討	アンケート等実施	方針決定	設計

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・役場南ひろば整備 ・（仮）西屋敷公園整備 ・余野1号公園方針決定
R5 年度	・余野1号公園設計

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】

【役場南ひろば】

役場南ひろば整備工事（県費）	81,730,000円（内補助金24,000,000円）
役場南ひろば整備工事（単独）	6,461,400円
園名石設置工事	209,000円
合計	88,400,400円

【西屋敷いこい広場】

仮）西屋敷公園整備工事：御供所一丁目地内715,000円

移転芝生張芝工：300㎡

合計 89,115,400円

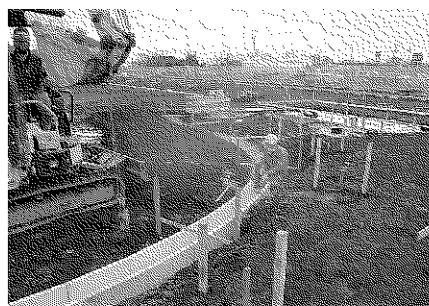
- ・「役場南ひろば」については、町制60周年記念事業として、令和4年11月の供用開始を目標に、県補助を活用しながら第1期工事を行った。工事の進捗状況については、毎月ホームページに掲載を行った。
- ・「余野1号公園」については、近隣住民の方を対象としたアンケートを行い、段階的に整備を行う方針とした。
- ・「西屋敷いこい広場」においては、地域の皆さんに、「名称」と公園施設内容の調整を行った。

役場南ひろば整備工事

【施工前】



【施工中】



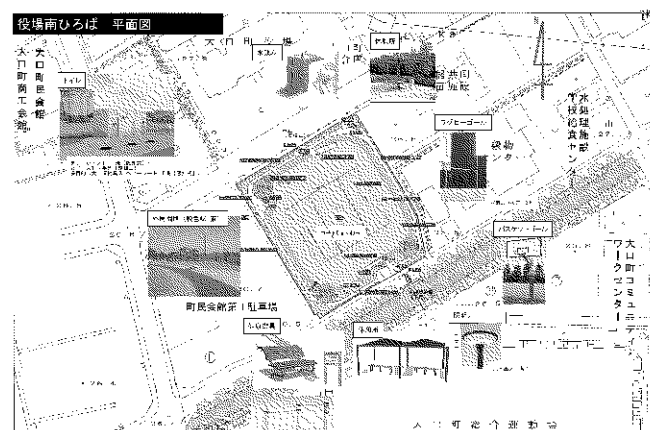
【令和3年度施工後】



【園名石】



【完成予想図】



■評価

- ・「役場南ひろば」については、令和４年１１月供用開始を目標に補助金を活用し、計画的に２ケ年で整備を行っていく。
- ・「余野１号公園」については、整備方針が決まったことで、平成２３年以降事業が止まっていたが、ようやく前に進むことが出来るようになった。今後も、地元住民の意見をききながら整備を進めていく。
- ・御供所地内の公園「(仮)西屋敷公園」は、地域に親しまれる身近な公園となるよう地元と調整しながら、「名称」及び「施設内容」の調整が出来た。今後は、早期に整備を進めるものとする。

■特記事項

- ・「役場南ひろば」・・・・・・・・・A≒8, 222m²
- ・「西屋敷いこい広場」・・・・・A≒ 300m²
- ・「余野１号公園」・・・・・・・・・A≒1, 000m²

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	建設部維持管理課	No.	8
事業名	町営住宅管理事業		

■ 基礎情報

目的	町内在住の困窮する低額所得者に対して低廉の家賃で賃貸することにより、生活困窮者の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
事務内容	・ 町営住宅運営管理事務 ・ 町営住宅維持管理事務		・ 長寿命化計画による修繕・改善の実施
現在における経過又は課題	・ これまで用途廃止する方針だった植松住宅は、平成30年度に、過年度に実施した移転等のアンケート、また、国の動向等を踏まえ、平成31年度に長寿命化計画を策定し、改善や修繕をしながら、町営住宅全体の長寿命化を図っていくことに方針決定し、小口住宅と併せ、耐震性を確保した上で、存続する方向とした。 ・ 平成30年9月、植松住宅入居者を対象とした説明会を開催し、前述の内容を説明した上で、入居者全体から了承を受けた。 ・ 令和元年度に「大口町町営住宅等長寿命化計画」を策定した。 ・ 令和2年度に全6棟の耐震診断を実施し、耐震性を有していることを確認した。 ・ 入居者の高齢化が進んでいるため、住宅のバリアフリー化を行うよう、福祉部局とも連携しながら進める必要がある。 ・ 施設の維持管理及び改修には、予算の確保が必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 全棟耐震性を有していることが確認できたため、「大口町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を図り、町営住宅全体の長寿命化を図る。 ・ 令和3年度は、交付金を活用し、植松住宅の水洗化及び小口住宅AB棟の屋上防水等を施工する。 ・ 計画的な改修を念頭におき、入居者の生活を営むに足りる住宅であるよう、引き続き維持管理に努める。 ・ 平成24年度より入居募集停止したが、順次、リホームを行い、募集を再開する。 ・ 高額所得者については、家庭状況を聞き取りし、適切に対応していく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
	基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	令和元年度に策定した「大口町町営住宅等長寿命化計画」に基づく改修等工事の施工				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
植松住宅 C・E棟			水洗化	屋上防水 外壁補修	内装修繕
小口住宅 A・B棟 D棟			A・B棟 屋上防水 外壁補修	A・B棟 内装修繕	D棟 屋上防水 外壁補修

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等	
R4 年度	・植松住宅（C・E棟） 屋上防水、外壁塗装 ・小口住宅（A・B棟） 内装修繕	
R5 年度	・植松住宅（C・E棟） 内装修繕 ・小口住宅（D棟） 屋上防水、外壁塗装	

■目標又は改善策に対する取組内容

【工事請負費】

【交付金対象】（基本額 29,000,000円：1/2） 14,500,000円（交付金）

町営植松住宅トイレ改修工事 （植松住宅CDE棟） 18,260,000円

町営小口住宅屋上防水等改修工事（小口住宅AB棟） 15,128,300円

【町単独事業】

町営小口住宅建具改修工事 （小口住宅AB棟） 5,830,000円

39,218,300円

【施設管理総括】

- ・「大口町町営住宅長寿命化計画」に基づき、施設の工事並びに翌年度の設計を行った。
併せて、植松住宅において、入居者の同意を得られたことから棟の集約を行った。
小口住宅D棟においては、順次新規入居者の募集を行うこととし、1室の募集を行い、12月に入居が決まった。
- ・給排水施設等、老朽化が著しい箇所や入居者からの修繕依頼に対し、生活に支障が出ないよう迅速に対応した。
- ・小口住宅の受水槽・高架水槽の清掃及び水質検査等、定められた検査を実施した。
- ・収入超過者へは通知書の送付、高額所得者へは通知書の送付、計画書の提出及び面談を行った。

■評価

- ・「大口町町営住宅長寿命化計画」に基づき事業を施行した。
その一環で、植松住宅において、棟（住居）の集約に理解を得られたことによる今後のランニングコストを削減することが出来た。
- ・「高額所得者」とは面談にて家計、家庭状況等を聴き取り、状況に応じた今後の方針の確認ができた。
- ・平成25年度から見合わせていた入居募集を再開し、住宅の有効利用を図っていくことが出来た。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	1
事業名	教育委員会事業		

■ 基礎情報

目的	広く地域住民と連携しながら家庭や地域社会の教育力の向上を図り、住民が自由に学びその成果が適切に評価される生涯学習の実現及び、教育の中立性・継続性・安定性を確保する。
事務内容	・ 教育委員会定例会の実施
現在における経過又は課題	・ 定例会ごとに部内各課所管事業の管理執行状況の報告を行うようにした。 ・ 平成 28 年 8 月から定例会の開催を町ホームページ上で周知し、12 月から新教育委員会制度に移行した。 ・ 「教師力向上セミナー」など研修会を開催し、実情に即した研修となるよう講師を選定。現場が抱える問題について、専門的な立場から講演、助言をいただき、解決策を導くきっかけとしている。また、各学校単位ではなく、町全体で研修を行うことで、統一的な見解、意識を持つことにつながっている。 ・ 学校訪問や研究発表会などを通して、学校を訪問し、児童生徒や教職員の現状の確認を行った。 ・ 教員の定数改善が行われないまま、働き方改革の名の元在校時間を減らすことが求められている。
令和3年度の目標又は改善策	・ 「生涯学習のまちづくり」という広い視点から教育委員会活動を考え、他部局との連携を図る必要がある。 ・ 定例会において部内各課所管事業の管理執行状況の報告をより充実させる。 ・ 委員の意見交換、聴取または、委員との意見交換や協議ができるよう会議の内容について検討を行う。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	学校行事や部内各課の事業等が多くすべての行事参加は難しいことから、定期的に情報を提供し、行事を選択する。
R5 年度	教育委員と部内各課の情報交換ができる機会を設ける。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・定例会では、令和2年度より作成している「生涯教育部各課からの連絡及び報告事項」により、部内各課所管の事業や執行状況を教育委員に報告することができている。
- ・令和2年度に引き続き、コロナの感染拡大防止の観点から、教育委員も参加を自粛する学校行事が多かった。
- ・定例会の中で、教育委員から意見をもらう機会を設け意見交換等を行った。

■ 評価

- ・ 定例会資料用に「生涯教育部各課からの連絡及び報告事項」を作成することで、委員には各課の事業等を適切に伝えることができ、職員側も進捗状況を確認する機会となっている。
- ・ 令和2年度、3年度とコロナの感染拡大防止の観点から、多くの学校行事が来賓の出席を見合わせ、教育委員の参加も自粛した。来年度以降、徐々に参加規制が緩和されれば、参加をしてもらい、現場の様子を見ていただきたい。
- ・ 定例会の中で意見交換を行うことで、教員、保護者の視点とは違った意見を聞くことができた。
- ・ 学校訪問は、コロナ以降訪問時間が短縮されているが、児童生徒、教職員の様子から学級、学校の状況を把握する有効な機会であることから、今後も参加し率直な意見を述べていくことが必要である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	2
事業名	学校教育管理事業		

■ 基礎情報

目的	・学校、家庭、地域社会の連携のもと、開かれた学校づくりと授業改善を目指すとともに、教員の資質向上を図る。 ・確かな学力の定着と豊かな心の育成、また、健康や体力などすべてにおいて調和のとれた子どもを育むとともに、子ども一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進する。		
事務内容	・適応指導教室 ・就学時健康診断 ・教職員等健康診断		
現在における経過又は課題	・就学相談 各小学校の協力を得て、新小学1年生の就学時健康診断を行っている。就学に向けて不安がある場合は、教育委員会で随時相談を受け、関係機関と連携を取りながら適切な就学を進めているが、近年、相談内容も様々で件数も増加傾向にある。また、外国籍の方の転入に伴う相談も増加している。 適応指導教室では、保護者、学校、指導員と連絡調整を密にしながら、学校生活への適応が困難で、不登校及びその傾向にある児童生徒のフォローアップが必要である。 児童生徒は、学校だけでなく家庭環境、日常生活面において様々な問題に直面しており、教員だけでは解決が難しいことも多く、スクールソーシャルワーカー（SSW）（R1.10月配置）が、各学校へ巡回を行い、就学に関する相談も行っている。 ・学校保健関係 教職員健康診断、ストレスチェック（H28より）を継続し、教職員個々の健康状態のチェックにあわせ、職場全体が働きやすい状況にあるかの把握をしていく。 また、学校で在校時間を把握できるように取り組む。 ・学校タブレット関係 令和3年度より、児童生徒一人1台タブレットが始まるが、ICT支援員により活用方法のサポート、児童利用時のサポートなど運用面や、故障や破損時について、タブレットを利用しながら検討していく必要がある。 ・教員の多忙化解消 教員の働き方改革として、学校休業日の設定、時間外電話のアナウンス等進めているが、変形労働時間など働き方が検討され、労働時間の把握や在校時間の短縮に向けた取り組みを検討する必要がある。		

令和3年度の 目標又は 改善策	・就学に向けての相談については、保護者、学校、関係機関と連携を取りながら進めていく。 ・SSWの学校巡回を継続し、児童生徒の様子を観察しながら、家庭への接し方や、教員へのアドバイスを行い、個々の問題に対応していく。あわせて、学校、適応指導教室、SSW、福祉分野などの関係機関と調整し、それぞれのノウハウを生かしながら問題解決につなげていく。 ・タブレットの保守管理や活用方法のサポートとして、ICT支援員の配置。また児童生徒のトラブルやサポートをするスタッフなどタブレットに係る支援やサポートを具体化していく。 ・教育相談など児童生徒に対するニーズは、多様化する中で、教員の業務も多義にわたるようになり、教員の適切な在校時間に努めることは大きな課題であるが、教員の在校時間が法整備されるなど、適切な勤務に努めるため、出退勤システムで教員の在校時間を把握する。 ・奨学金返還、私立高等学校等授業料補助を次世代育成事業（特別会計）へ変更。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標	子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
70.2%	75.8%	72.0%	－	－	－	－	77.0%	

■3年間の目標

目 標	児童生徒用タブレットの利用を推進					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	学校 PC（教職員用）更新
R5 年度	タブレットの利用状況の検証

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 就学に向けての相談については、保護者、学校、関係機関と連携を取りながら実施した。
- ・ S S Wの巡回は、コロナの感染状況により控える時期もあったが、巡回時には児童の様子を確認したり、教員へのアドバイスを行った。また、相談に来所した保護者にもきめ細やかに対応した。
- ・ タブレット端末、デジタル教材の活用推進のため、I C T支援員を配置し、教職員への技術面、運用面での助言や支援を行った。
- ・ タブレットの配備にあわせ、Wi-Fi ルーターの貸出しを行った。(108 台)
- ・ 出退勤システムを導入し、教職員の在校時間を正確に管理することができるようになった。

■ 評価

- ・ S S Wの配置により、学校現場だけでは解決が難しい事案については関係箇所と連携し、問題解決に向けて取り組むことができた。
- ・ 令和3年度より、児童生徒に一人1台のタブレットが配備されたのに併せて、I C T支援員を配置し、児童生徒のタブレット利用時のサポートや教職員への技術面、運用面のサポートが可能となった。使用していく中で生じたアクセス制限の課題や、故障、破損時の対応などについて検討していく必要がある。
- ・ Wi-Fi 環境の整っていない、もしくは通信制限が5ギガ以下の家庭に対してルーターの貸出しを行うことでタブレットの持ち帰り学習に対応することができた。
- ・ 出退勤システムの導入で在校時間が2時間以上超過する場合に理由を入力するようになったことから、自身の健康状況の把握にもつながっている。
- ・ 令和3年度末に、アレルギー等をもつ児童生徒が学校に提出する学校生活管理指導表の作成に係る費用の一部を助成する制度を開始し、保護者の方の負担軽減に努めた。
- ・ 教職員のパソコンの更新時期が迫っていることと、半導体不足の影響によりサーバー・端末の納期の遅れが懸念されたことから、令和4年1月に補正予算で対応し、令和4年度の早い時期に納入できるよう繰越明許した。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	3
事業名	小学校運営事業		

■ 基礎情報

目的	学校・家庭・地域社会の連携のもと、開かれた学校づくりや授業力向上をめざした教員の資質向上を図り、学校教育の目的を達成するために、適切かつ効果的に教育事務を推進する。		
事務内容	・教育調査、統計、広報等 ・教科書、教材購入 ・児童の健康診断 ・各種検査・テスト	・芸術鑑賞会 ・スクールバス運行 ・英語指導助手講師派遣	
現在における経過又は課題	・小学校では、各学校の特色を活かした活動を進めるとともに、学級を基盤とした児童の豊かな心を育む教育活動を進めている。 ・教育の多様化に対応するため、学校施設、設備等の教育環境や、人的資源等の有効活用を一層研究し、児童の意欲を喚起する学習指導の推進、特別な教科となる道徳の時間を重視した豊かな心の育成に取り組む必要がある。 ・Q-U 検査を全小学校3～6年生を対象に実施し、個人や学級の状態を統計的に把握することで、落ち着いた学級経営を実現するとともに、個人の抱える問題をさぐり、いじめ、不登校を未然に防ぐ一助とする。 ・令和2年度から、新学習指導要領により英語が5、6年生は教科化、3年生からは外国語活動として必修化され、授業、評価方法など、動向をみていく必要がある。 ・外国語指導委託業務については、英語専科の教員配置が一部の小学校で始まり、補助で入る学年や授業数を検討する必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・教職員に対する各種研修を通じ、学校施設、設備等の教育環境や、人的資源等を有効活用した教職員の創意工夫と授業力の向上を図る。 ・各学校において、これまでの実践で得た成果、課題等をもとに学校経営案を策定し、各学校の特色を活かした、地域に根ざした学校づくりとして、独自の教育活動の充実を更に図る。 ・学校支援員については、1年生の学級数+1名を配置し、個別事情を抱えた児童への配慮や、円滑な学級運営に対応できるよう引き続き実施。 ・『大口学びスタイル 2021』により、児童に心と体を整えて授業に臨む姿勢を定着させ、落ち着いて学習に臨める環境づくりに取り組むとともに、「大口家庭学習のスタンダード」を配布し、家庭でも学習環境づくりを進めるため、学習時間の目安を提案する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果指 標	子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
70.2%	75.8%	72.0%	－	－	－	－	77.0%	

■3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	児童生徒に応じた看護師、支援員等の配置
R5 年度	教科書改訂に向けた指導者用デジタル教材の検討

■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和2年度は、学校の臨時休業もあり、学校行事の相次ぐ中止など混乱の一年であったが、令和3年度は、コロナ禍であっても、感染状況を見ながら教育活動等を行った。学校により、規模を縮小したり、時間差を設ける、来校人数を制限したりするなど感染予防に努めながら実施した。
儀式 入学式（来賓出席なし） 卒業式（来賓一部出席）
運動会 保護者のみ参加（来賓出席なし）、学習発表会（北小開催、南小・西小中止）
修学旅行 全校実施（北小のみ実施時期6月から10月へを変更）
水泳指導 中止
給食 前向きで黙食
- 令和2年度は急な休校に対する学びの保障として、課題等を郵送したが、令和3年度は休校に至ることはなかったものの、そのような時に備えタブレットを活用する方向で日頃の教育活動を行った。
- 学校支援員については、年度当初は、各学校の1年生の学級数＋1名もしくは学級数＋2名を配置し、学級運営のサポートを行った。

■ 評価

- ・学校行事については、コロナ禍であっても、感染症対策を講じ、開催方法を工夫しながら実施したものと、令和２年度に引き続き中止を余儀なくされたものがあった。
- ・支援が必要な児童は増加しており、学校支援員を配置することで、個別の事情を抱えた児童への対応や、学級運営に柔軟に対応することができた。平成３１年度より、医療的ケア児に対応する看護師を南小に支援員兼看護師という立場で配置しているが、令和４年度には、その他の小学校にも配置する方向で検討した。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	4
事業名	小学校施設管理事業		

■ 基礎情報

目的	児童が学習の場として一日の大半を過ごす学校施設を安全で安心な場所であるよう、学校施設の維持管理、整備を行う。
事務内容	・ 施設の維持管理 ・ 教具、その他の設備の修繕
現在における経過又は課題	国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、各学校施設の個別施設計画を作成し施設の長寿命化に向けた施設管理を行っていく。
令和3年度の目標又は改善策	・ 大口南小学校、大口北小学校については、計画している修繕を行いながら、施設の管理に努める。 ・ 大口西小学校においては、小学校整備事業において、長寿命化設計を予定しており、緊急性の高い修繕は優先して行うが、長期的なものについては長寿命化設計に盛り込む。

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■ 3 年間の目標

目標	施設の維持管理、定期的な保守点検の実施					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	学校要望の修繕や保守点検等で不具合設備の機器更新等の検討
R5 年度	照明設備の LED 更新（蛍光灯、水銀灯から LED へ）（学校整備事業と共通）

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・当初の計画に沿って修繕を行った。西小については、改修工事を視野に入れ、消防用設備修繕等緊急性の高いものを優先的に行った。
- ・南小の主要な修繕としては下記事項。
 - ・側溝浚渫を行い、排水が改善された。
 - ・体育館倉庫にて雨漏りがあったため、修繕を行い解消された。
 - ・2 年ほど映像が映らない状態であった放送機器を修繕し、校内放送が正常にできるようになった。
- ・北小の主要な修繕としては下記事項。
 - ・体育館前にて漏水が発覚したため調査した結果消防用配管の破損と判明した。配管の修繕と、調査と修繕のさいにめくったアスファルトの補修工事を行った。
 - ・体育館トイレにて排水つまりが発生した。工事規模が大きくなると予想されるため、応急処置のみをおこない、根本を改善する修繕については令和 4 年度に行う予定とする。
 - ・消防用設備の点検にて発覚した不良個所の修繕を行った。
- ・その他、突発的な修繕には適切に対応しながら修繕を行った。

■ 評価

- ・ 計画に沿って維持管理・整備を行いながら、学校施設の安全確保に努めた。
- ・ 南小、北小については、建築・改築から１０年近く経過し、修繕要望も増加傾向にある。今後も計画的な修繕と定期的な消耗品等の交換により、維持管理を行っていく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	5
事業名	小学校整備事業		

■ 基礎情報

目的	児童が学習の場として一日の大半を過ごす学校施設を安全で安心な場所とするため、整備する。		
事務内容	・ 学校施設整備 ・ 教具、その他施設整備		
現在における経過又は課題	・ 昭和51年（1976年）に開校した大口西小学校の学校施設は竣工から40年以上経過しており、壁や躯体など老朽化が著しくなっている。そこで、令和2年度に校舎を80年間使用することを前提に施設の長寿命化基本設計を行った。令和3年度は引き続き実施設計を行っていく。		
令和3年度の目標又は改善策	・ 大口西小学校長寿命化改修工事の具体的な実施設計を行っていく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標								
H26 実績値	R1 現状値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目標	西小学校施設の長寿命化改修					
項 目（単位：内容）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
西小学校の施設改修		体育館 トイレ	照明、空 調	タイヤ遊 具	校舎	校舎 体育館

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	西小学校の長寿命化改修工事、南小、北小の照明 LED 改修の計画
R5 年度	西小学校の長寿命化改修工事、南小、北小の照明 LED 改修

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・西小長寿命化改修工事の実施設設計の段階でアスベスト、コンクリート調査の必要が生じたため、補正予算で対応し、調査を実施した。
- ・西小学校長寿命化改修工事の仮設事務所建設地とするためタイヤ遊具の撤去工事を行った。
※タイヤ遊具自体は安全基準にて使用不可となっておりここ2年ほどは利用を制限していた。
- ・南小学校では、新入学児童に対応するため、特別支援学級の教室に可動式間仕切りを設置した。
- ・北小学校の児童クラブにアクセスポイントを設置した。
- ・全小中学校で、回線速度を增強するため、学習タブレット用の新たな回線の新設工事（ローカルブレイクアウト工事）を実施した。

■ 評価

- ・西小長寿命化改修工事の実施設計を進める中で発生した調査に適切に対応した。
- ・西小長寿命化改修工事の実施設計は令和３年度内に終え、令和４年度からは工事に移行していく。新築とは違い教育活動を行いながらの工事のため、夏休みに大掛かりな工事を行うなど、スケジュール管理等の課題も多い。
- ・タイや遊具を撤去したことにより、仮設事務所・資材置き場としての場所を確保することができた。令和４年度からの工事のために校庭を犠牲にすることがなく工事を進めていく目途を立てることができた。
- ・児童クラブにアクセスポイントを設置したことにより、児童クラブ内にてタブレットの持ち帰り学習を行うことができるようになった。
- ・新たな回線の新設工事により、全小中学校にてタブレット端末のスムーズな動作につながっている。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	6
事業名	小学校教育振興事業		

■ 基礎情報

目的	学校教育は、地方分権型社会への移行とそれに伴う規制緩和の中で、生涯学習の基礎を築く場としての使命を負っているが、本事業により、地域に根ざした特色ある学校教育の実現のため、子どもたちを取り巻く安全な環境づくり、将来を見据えた活力に溢れる学校づくり等、学校における様々な教育課題に応えることを目的とする。 また、今後の地域づくりと一体となった基本構想の一層の具体化を進めるとともに、生涯にわたって学び続ける資質を育てることを目的とする。		
事務内容	・ 副読本、教材の購入 ・ 教育調査、統計、広報等	・ 児童の就学のための援助 ・ クラブ活動への援助	
現在における経過又は課題	副読本、教材の購入 ・ 教育の振興及び保護者の負担軽減のため、副読本等の現物支給やクラブ活動に代表される、体育的・文化的活動への支援を実施している。 ・ 経年劣化している備品を定期的に更新が必要。 児童の就学のための援助 ・ 義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興に資することを目的とし、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者や、特別支援学校、特別支援学級に就学する保護者の経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行っている。 ・ 就学援助の援助費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品費（新入学準備金）、給食費、PTA会費、卒業アルバム代である。 ・ 学校給食費については、平成22年度より保護者が負担すべき給食費の半額負担を行っており、平成24年度から、障がいにより大口町立学校に就学していない児童のうち、県立特別支援学校に在籍する児童への就学奨励として、町立学校在籍児童と同様、当該県立特別支援学校給食費の2分の1（保護者が負担すべき額の2分の1）の負担を行っている。 ・ 令和2年度より、収入急減者を対象とする就学援助を新たに設け、援助費目を限定した中で支援を始めた。（援助費目：給食費、修学旅行費、卒業アルバム代）		
令和3年度の目標又は改善策	・ 児童の就学のための援助、特別支援教育就学奨励については、教育振興と保護者の負担軽減の観点から、継続実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標	子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
70.2%	75.8%	72.0%	－	－	－	－	77.0%	

■3年間の目標

三 上 高 校 目 標						
目 標						
項 目（単位）		R1 実 績	R2 計 画	R3 目 標	R4 目 標	R5 目 標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	老朽化した体育的文化的備品等の更新
R5 年度	老朽化した体育的文化的備品等の更新

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興に資することを目的とし、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者や、特別支援学校、特別支援学級に就学する保護者の経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行った。就学援助の認定者数は114名、特別支援奨励費の認定者数は26名であった。
- ・特別支援学校給食費は2名に補助を行った。
- ・新入学児童生徒学用品費等については、小学校に入学する児童の前年度に支給が可能（新入学準備金）となっており、5名の申請を受け認定をした。
- ・収入急減による就学援助の申請者0名であった。

■ 評価

- ・ 副読本、備品については、教育振興と保護者負担軽減の観点から、適切に購入を行った。
- ・ 今後も、適切な時期にチラシ等の配布を行い、制度について周知していく。また、就学援助は学校と連携しながら対象者の把握に努めていく。
- ・ 特別支援学校の給食費の補助については、特別支援学校に制度の趣旨を伝え、証明書類の記入等について協力を依頼する。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	7
事業名	中学校運営事業		

■ 基礎情報

目的	学校・家庭・地域社会の連携のもと、開かれた学校づくりや授業改善をめざした教員の資質向上を図り、学校教育の目的を達成するために、適切かつ効果的に教育事務を推進する。		
事務内容	・教育調査・統計、広報等 ・教科書、教材購入 ・生徒の健康診断 ・各種検査・テスト	・芸術鑑賞会 ・英語指導助手講師派遣	
現在における経過又は課題	・教育の多様化に対応するため、教科センター方式を導入した教育活動を進める一方で、自治意識と自浄能力を育むため、学級を基盤とした学年（横）とブロック（縦）の活動を進めている。 ・学校施設、設備等の教育環境や人的資源等の有効活用を一層研究し、生徒の意欲を喚起する学習指導の推進やブロック活動を通じた全体指導体制の確立、道徳を重視した豊かな心の育成、地域に生きる者として、地域とともに歩む体制づくりに取り組む必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	・教科指導と生徒指導との関連を念頭に置きつつ、学年の枠を超えたブロック活動を核に生徒の育成を図るとともに、教職員に対する各種研修を通じ、学校施設、設備等の教育環境や、人的資源等を有効活用した教職員の創意工夫と授業力の向上を図る。 ・これまでの実践で得た成果、課題等をもとに学校経営案を策定し、教科センター方式やブロック活動を活かした、地域に根ざした学校づくりとして、独自の教育活動の充実を更に図る。 ・『大口学びスタイル 2021』により、生徒に心と体を整えて授業に臨む姿勢を定着させ、落ち着いて学習に臨める環境づくりに取り組むとともに、「大口家庭学習のスタンダード」を配布し、家庭でも学習環境づくりを進めるため、学習時間の目安を提案する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標	子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
70.2%	75.8%	72.0%	－	－	－	－	77.0%	

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	臨時講師、相談員等の配置について、学校、生徒の状況に応じた配置の検討
R5 年度	教科書改訂に向けた指導者用デジタル教材の検討

■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和2年度は、学校の臨時休業もあり、学校行事の相次ぐ中止など混乱の一年であったが、令和3年度は、コロナ禍であっても、感染状況を見ながら教育活動等を行った。活動によって、規模を縮小したり、時間差を設ける、来校人数を制限したりするなど感染予防に努めながら実施した。
 儀式 入学式（来賓出席なし） 卒業式（来賓一部出席）
 体育大会、合唱コンクール 保護者のみ人数を制限（来賓出席なし）
 修学旅行 令和2年度より東京から松江市へコロナ感染状況を鑑みて変更
 給食 前向きで黙食
 部活動 まん延防止期間中は中止
 教科別の教室移動（特別教室利用教科以外）は令和2年度から引き続き中止
- 令和2年度は急な休校に対する学びの保障として、課題等を郵送したが、令和3年度は休校に至ることはなかったものの、そのような時に備えタブレットを活用する方向で日頃の教育活動を行った。
- 令和2年度熱中症対策、コロナ感染予防対策（密の回避）としてスタートした徒歩通学者の自転車

通学（希望者）は令和３年度も継続した。それに伴う駐輪場の不足を補うため、自転車置場を新たに設置することとなった。

- ・教科センター方式は、教科エリア（教室、教科ラウンジ）の施設環境を整備し、教科の特性に合わせてスペースを有効活用している。（テスト前の学習会、英語クラブ、漢検・英検に向けての勉強の場等）
- ・ブロック活動は、学年、学級に重点を置いた指導へ転換。ブロック宿泊研修を見直し、２年生で自然教室を実施。生徒会主催行事や体育大会、合唱コンクールの練習等はブロックで実施。（行事等を中心に異学年交流であるブロック活動は継続）

■ 評価

- ・コロナ感染症対策を講じて、感染状況を見ながら、教育活動や行事等を実施することができた。
- ・学校行事については、コロナ禍であっても、感染症対策を講じ、開催方法を工夫しながら実施した。
- ・駐輪場の設計段階で中学校建設時の確認申請手続きに不備があることが判明したため、不備是正に時間を要しているため、令和４年度に繰越明許した。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	8
事業名	中学校施設管理事業		

■ 基礎情報

目的	生徒が学習の場として一日の大半を過ごす学校施設が安全で安心な場所であるよう、学校施設の維持管理、整備を行う。		
事務内容	・ 学校施設の維持管理 ・ 教具、その他設備の修繕		
現在における経過又は課題	・ 平成20年4月の開校以来10年以上が経過しているが、校舎及び設備の管理については、総合管理としているため、適切な時期に適切な業務を計画的に実施している。 ・ 新校舎のため、竣工後2年は施工者による補修等に対応したものもあるが、天災等、施工者原因によらない修繕や、従来から使用している備品の修繕、或いは、定期的なメンテナンス工事（施設整備事業）が今後増加するため、計画的な施行が必要となる。		
令和3年度の目標又は改善策	・ プール男子更衣室窓修繕 ・ 2階天井水漏れ跡、音楽室1、2扉歪み、音楽室1窓歪み修繕 ・ 教室掲示板張替修繕		

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3 年間の目標

目 標	施設の維持管理、定期的な保守点検の実施					
	項 目（単位千円）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	学校要望の修繕や保守点検等で不具合設備の機器更新等の検討
R5 年度	照明設備の LED 更新（蛍光灯、水銀等から LED へ）

■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 当初の計画どおり、教室掲示板張替修繕、経年劣化による窓・引き戸の修繕、雨漏りや水漏れによる天井・廊下のシミ修繕を行った。消防設備の点検結果により消防用設備の修繕に対応した。
- ・ 突発的な修繕には適切に対応しながら修繕を行った。※井水の基盤修繕等

■ 評価

- ・ 計画に沿って維持管理・整備を行いながら、学校施設の安全確保に努めた。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 学校教育課	No.	9
事業名	中学校教育振興事業		

■ 基礎情報

目的	学校教育は、地方分権型社会への移行とそれに伴う規制緩和の中で、生涯学習の基礎を築く場としての使命を負っているが、本事業により、地域に根ざした特色ある学校教育の実現のため、子どもたちを取り巻く安全な環境づくり、将来を見据えた活力に溢れる学校づくり等、学校における様々な教育課題に応えることを目的とする。 また、今後の地域づくりと一体となった基本構想の一層の具体化を進めるとともに、生涯にわたって学び続ける資質を育てることを目的とする。		
事務内容	・ 副読本、教材の購入 ・ 教育調査、統計、広報等 ・ 生徒の就学のための援助 ・ 部活動への援助		
現在における経過又は課題	副読本、教材の購入 ・ 教育の振興及び保護者の負担軽減のため、副読本等の現物支給や部活動に代表される、体育的・文化的活動への支援、ブロック宿泊研修への参加負担金の補填をしている。 生徒の就学のための援助 ・ 義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興に資することを目的とし、経済的な理由により就学困難と認められる生徒の保護者や、特別支援学校、特別支援学級に就学する保護者の経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行っている。 ・ 就学援助の援助費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学用品費（新入学準備金）、給食費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム代である。 ・ 学校給食費については、平成22年度より保護者が負担すべき給食費の半額負担を行っており、平成24年度から、障がいにより大口町立学校に就学していない生徒のうち、県立特別支援学校に在籍する生徒への就学奨励として、町立学校在籍生徒と同様、当該県立特別支援学校給食費の2分の1（保護者が負担すべき額の2分の1）の負担を行っている。 ・ 令和2年度より、収入急減者を対象とする就学援助を新たに設け、援助費目を限定した中で支援を始めた。（援助費目：給食費、修学旅行費、卒業アルバム代）		
令和3年度の目標又は改善策	・ 生徒の就学のための援助、特別支援教育就学奨励については、教育振興と保護者の負担軽減の観点から、継続実施する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標	子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
70.2%	75.8%	72.0%	－	－	－	－	77.0%	

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	老朽化した体育的文化的備品等の更新
R5 年度	老朽化した体育的文化的備品等の更新

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・義務教育の円滑な実施と特別支援教育の振興に資することを目的とし、経済的な理由により就学困難と認められる生徒の保護者や、特別支援学校、特別支援学級に就学する保護者の経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行った。就学援助の認定者数は59名、特別支援奨励費の認定者数は2名であった。
- ・特別支援学校給食費は3名に補助を行った。
- ・新入学児童生徒学用品費等については、中学校に入学する生徒の前年度に支給が可能（新入学準備金）となっており、8名の申請を受け認定をした。
- ・収入急減による就学援助の申請者0名であった。
- ・部活動については、一部の種目（水泳、サッカー、バレー）をウイル大口スポーツクラブに委託した。水泳部については指導者がいないということで廃部になっていたが、ウイルから指導者を派遣することで部を復活させることができた。
- ・休日移行だけではなく、一貫した指導が生徒にとって大切であると捉え、平日も指導者を派遣できる体制をウイルと調整し構築した。

■ 評価

- ・ 副読本、備品については、教育振興と保護者負担軽減の観点から、適切に購入を行った。
- ・ 今後も、適切な時期にチラシ等の配布を行い、制度について周知していく。また、就学援助は学校と連携しながら対象者の把握に努めていく。
- ・ 特別支援学校の給食費の補助については、特別支援学校に制度の趣旨を伝え、証明書類の記入等について協力を依頼する。
- ・ 部活動の外部委託は、これまでの部活動に加え、専門的な指導を受けられるということで、保護者や生徒からは好意的な意見がもらえている。また、担当部活の指導経験がない教師への不安解消、教員の働き方に対する点においても効果は見られている。
- ・ 来年度に向けて、陸上とバスケットボールを増やすことを検討している。
- ・ 令和3年度は、コロナにより部活動懇談会においてウイルが入る経緯など、保護者への説明が十分でなかったため、今年度は全部活で説明をしてもらう。また、指導者と顧問の連絡の取り方（急な練習変更・緊急時の対応）、休日にウイル指導者が行う部活動の施設管理（鍵の管理）などは今後の課題となっている。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	学校給食センター	No.	1
事業名	給食センター運営事業		

■ 基礎情報

目的	学校給食で児童・生徒が、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うことができるよう、また、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいける基礎をつくる。		
事務内容	・ 食材の調達 ・ 給食の調理	・ 配送、回収 ・ 食器等の洗浄	
現在における経過又は課題	日常業務の調理は、正規職員 2 人、臨時職員 1 3 人（内 2 人が待機）の調理員で行っている。また、給食の配送回収業務も臨時職員が行っているが、臨時の調理員と配送員を募集しても中々応募がなく職員の確保に苦慮している。また、正規調理員の 1 人が令和 4 年度末に定年を迎えるので正規職員の採用について検討する。 衛生管理に関しては、基準が年々強化されてきたことから、これに対応するのに苦慮している。引き続き継続した課題は、給食の食べ残しや給食への地場産物の活用である。 令和元年度学校給食栄養報告の充足率において、国が示した学校給食摂取基準と比較して小・中学校ともに鉄分、食物繊維が低い数字となっているため、改善を求められている。 コロナウイルス感染症拡大防止のため、給食提供時の感染症防止対策が求められている。		
令和3年度の目標又は改善策	日常業務の調理及び配送等の業務は、本年度も直営で行っていくが、正規の調理員が定年で 1 人になると調理業務に支障をきたすので採用について政策推進課と協議して検討する。なお、配送等の業務については、配送車 2 台を平成 1 5 年 3 月に購入してから 1 8 年が経過しているので新車を購入し、将来の給食センターのあり方について検討する中で民間委託について検討する。 残菜量の問題は、引き続き学校と連携して、少しでも減らすように取り組む。 学校給食における地産地消の推進は、新たな地場産物の提供がえられるよう農業生産団体と調整を図る。 学校給食栄養報告の充足率を国が示した学校給食摂取基準を充たすために、鉄分強化食品（デザート類・ふりかけ）や食物繊維を補う食品（海藻類・果物・イモ類）を 1 年間の給食で計画的に使用する。 コロナウイルス感染症拡大防止のため、給食のパンについては、すべて個食包装で提供する。また、りんご、柿、梨等のデザート類についてもできるだけ個食包装で提供する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる			
成果 指標	地場産物を給食に採り入れた給食回数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
65 回	72 回	70 回	75 回	75 回	75 回	75 回	75 回

■3年間の目標

目 標	・児童・生徒一人一人の給食の完食					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
完食率（％）		91.6	100.0	100.0	100.0	100.0
町内地場産物品目数		4	6	6	6	6

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・安心・安全でおいしい学校給食を提供する。 ・学校給食に新たな地場産物の食材を取り入れる。
R5 年度	・安心・安全でおいしい学校給食を提供する。 ・学校給食に新たな地場産物の食材を取り入れる。

■目標又は改善策に対する取組内容

・学校給食栄養報告の充足率を国が示した学校給食摂取基準を満たすため、鉄分強化食品や食物繊維を補う食品（果物、イモ類）を1年間の給食で計画的に使用した。 ・コロナウイルス感染症拡大防止のため、給食のパンとデザートは果物類（リンゴ、柿、キンカン、スイカ等）についてできる限り個食包装を推進した。

■評価

- ・学校給食に使用した地場産物の品目数は昨年度より1品目多い5品目（大豆、玉ねぎ、小松菜、ブロッコリー）であった。
- ・給食のパンの個別包装とデザートของ果物数（リンゴ、柿、キンカン、スイカ等）もできる限り個別包装にしてコロナウイルス感染症の防止に努めた。

学校給食費については、平成29年度の改定後5年が経過し、その間の物価上昇と将来の物価上昇分を含んだ学校給食費の改定を行った。（給食の1食単価 小学校 270円（+20円）、中学校310円（+24円））

また、給食費の取扱いや乳アレルギーや疾病で牛乳を飲むことができない児童生徒に対しての牛乳の減額制度を含む「学校給食に係る給食費取扱要綱」を制定し、令和4年度より施行する。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	学校給食センター	No.	2
事業名	給食センター施設管理事業		

■ 基礎情報

目的	安心・安全な学校給食が提供できるよう、施設の維持管理を行うこと。		
事務内容	・ 光熱水費の管理 ・ 施設、設備機器の修繕	・ 保守点検、清掃等の業務委託 ・ 備品の維持管理	
現在における経過又は課題	衛生管理の基準が年々強化されてきたが、施設・設備面で、これに十分な対応ができないところがある。 また、定期的に施設及び厨房機器の保守点検、清掃等を実施してきたが、施設及び厨房機器の老朽化は否めない。 突発的な機器の不具合で給食が滞ることにならないよう、設備・機器管理の徹底を図る必要がある。また、学校給食センター改修構想に基づき衛生管理基準にできるだけ適合できるようにすると共に、適切な時期に設備・機器の更新ができるように計画的な改修工事を行う。 給食センターの調理室と洗浄室にエアコンが設置されていないため、暑さ対策を行う必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	暑さ対策のために、洗浄室の西側、南側の網戸の取替修繕を行う。また、新たに配送コンテナ2台を購入する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成				
	基本政策	第 2 節	学びの基礎をつくる				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・ 定期保守点検の実施、不良個所の早期発見、修繕に努める。
R5 年度	・ 定期保守点検の実施、不良個所の早期発見、修繕に努める。

■目標又は改善策に対する取組内容

調理室と洗浄室の南側と西側の網戸の取替修繕を7月に行った。 給食センター備品として、配送用コンテナを2台を購入した。 学校給食センターは、昭和63年9月に供用開始して以来33年が経過している。今後の施設の維持管理において、可能な限り改修工事を推進するため、補正予算を組んで、長寿命化調査等設計業務として、劣化状況調査報告書、基本設計図面、概算工事内訳書、個別施設計画等の作成をした。

■評価

調理室と洗浄室の西側、南側の網戸の取替修繕を行い調理員等の暑さ対策を行った。
昨年、厨房機器業者3社が提案した改修工事の調理設備について、アレルギー対応室を付け加え、再度プロポーザルを行い、改修工事をした場合の調理設備について決定をした。今後、長寿命化調査等設計業務での成果品、基本設計図面、概算工事内訳書を基に、今後の学校給食センターの改修、建替工事の検討資料とする。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課	No.	1
事業名	家庭教育推進事業		

■ 基礎情報

目的	将来を担う子どもたちの健全育成は、学校・家庭・地域及び子どもに関する関係機関が連携し、すべての教育の基である家庭教育の充実を図り発展させること。		
事務内容	・家庭教育講座 ※小学生以上を対象にした講座や親子を対象にした自然体験教室等を開催する。	・親子ふれあいファミリーフェスタ ※ふれあいまつりで小、中学校PTAと協働契約により開催する。	
現在における経過又は課題	昨今の社会構造の変化に伴う子育て家庭の孤立等の要因により、家庭内での問題が取り上げられている。その為、学校、家庭、地域が連携して、自然体験や親子ふれあいの場づくりに務め、家庭や地域が共に子育てに参加し、その教育力を高めることが必要である。 今後の課題点として、きっかけづくりとして新たな事業、特に父子で参加できる事業の検討が必要と考えている。 また、青少年を取り巻く状況については、青少年問題協議会を年1回開催し、町内ショッピングセンター店舗にて啓発活動を実施している。		
令和3年度の目標又は改善策	親子講座や親子（父子）がふれあい、ともに学習できる機会の提供など、より一層の充実を図る。 新たな参加者の獲得のためアンケート調査等を実施しながら、更なるニーズの発掘や新規親子講座の検討を行う。 事業や開催時期などが重複しないよう、他の部局と情報を共有しながら連携を密にするようにする。 いずれにしても、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、状況に応じて事業の可否や内容の変更などを判断していく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 1 章	次代を担う子ども・若者の育成			
		基本政策	第 3 節	青少年の育成			
成果 指標	家庭教育指導など青少年の健全育成への満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
63.6%	65.1%	66.0%	－	－	－	－	70.0%

成果指標	学校と地域や家庭との連携の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
62.4%	65.6%	65.0%	—	—	—	—	68.0%

■3年間の目標

目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	中高生等の居場所づくりの推進・啓発を行う
R5 年度	青少年の社会活動への参加機会の創出を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

●家庭教育講座の受付及び事業展開

親子自然体験教室（計画段階で中止）

親子で竹パン教室（6月26日開催予定→10月30日に延期したが中止）

阿智・昼神星空観賞会（10月16日開催予定が中止）

フラワーアレンジメント教室（2月26日・27日開催予定が中止）

理科おもしろ実験講座（2月12日開催予定→3月12日に延期したが中止）

→上記講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべて中止とした。

●ふれあいまつり2021

→毎年、小学校PTAと協働委託契約し参加していたが、新型コロナウイルス感染防止のため、ふれあいまつり自体が中止となった。

●青少年問題協議会

→書面会議にて開催。例年行っている町内商業施設での巡回パトロールは新型コロナウイルス感染予防のため中止した。

■評価

講座は少人数制とし、「フラワーアレンジメント教室」は同一内容を複数日開催する1日講座としたり、「親子自然体験教室」や「阿智・昼神星空観賞会」は参加者を現地集合・現地解散としたりと、コロナ禍でも実施できる方法や実施可能な事業を検討しながらすすめたが、昨年度に引き続き、事業が新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

親子ふれあい事業や父子料理教室などは、町NPO登録団体との連携を図り、変化していく状況の中で実施可能な事業を模索し、実施していくことが必要である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課	No.	2
事業名	生涯学習活動推進事業		

■ 基礎情報

目的	人々が自らの意思で、生涯学習活動を進めることにより、大口町生涯学習基本構想に基づく「生涯学習のまちづくり」を目指すこと。		
事務内容	・文化振興（芸能文化事業） ・学校支援地域本部事業 ・文化協会支援	・成人の集い実行委員会支援 ・リフレッシュリゾート施設利用助成 ・少年少女発明クラブ	
現在における経過又は課題	生涯学習活動については、大口町生涯学習基本構想に基づき、住民一人ひとりが生涯学習に取り組む機会が得られるよう、様々な事業を展開している。 文化協会については、それぞれのクラブにおいて積極的に活動されており、今後も自主的な活動を支援していく。 学校支援地域本部事業については、安定した運営を引き続き継続していけるよう、体制を維持していくことが必要である。		
令和3年度の目標又は改善策	開かれた学校づくりの一環として、地域住民が学校における行事や事業への参加・協力ができるよう、学校地域支援本部の継続と情報発信、学校支援ボランティアの在り方を検証しながら体制の強化を図っていく。 文化協会の運営については、引き続き文化協会の事務運営全般をまちネットへ委託していく中で、その内容を検証しながら今後の文化協会の自主運営の体制を整えていく。 少年少女発明クラブについては、引き続き体制の支援を図っていく。 いずれにしても、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、状況に応じて事業の可否や内容の変更などを判断していく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進			
成果 指標	学校支援地域本部事業ボランティア登録数						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
97 人	79 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人

■3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	生涯学習を通じた生きがいつくりの創出及び啓発を行う
R5 年度	生涯学習の拠点としての学校支援本部体制の整備を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

中央公民館廊下やロビーなどを有効活用し、文化協会や学校支援地域本部事業、地域自治組織などのPRができるようパネルの展示や事業報告などを掲載し、各種団体へ加入へのアピールを行った。	
●芸能文化事業	大口なんでもマラソンコンサート ダンス&ミュージックフェスティバル ほほえみコンサート（1月30日開催予定が中止） →新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。
●成人の集い実行委員会支援	成人の集い参加者 199人（町内在住者176人、町外者23人）（1月9日） 中央公民会集会室にて開催
●文化協会支援	文化部、芸能部合わせて20団体、207人 事業実績（作品展・教室・発表会・慰問） 37事業
●リフレッシュリゾート施設利用助成	

助成額 997,000円

(日間賀島108件 昼神温泉168件 共済7件 松江31件 FDA利用22件)

●学校支援地域本部 地域・学校連携事業

ボランティア登録人数 80人

大口中学校学校支援

・大口中学校(抜粋)

「ふれあい清掃」: 学校の要望により生徒と一緒にを行う清掃は中止し、プランターの植替えや草取りなど環境整備活動を実施(延べ37日 190人)

「図書館サポート」: 管内掲示物の作成や本のカバー貼りなどの作業を実施(延べ14日 93人)

「特別支援学級授業サポート」: ボランティアと学校との打合せ会により授業分担を決め実施(延べ130日 143人)

小学校支援

・大口南小学校 トイレ・昇降口の清掃指導(令和3年度は除草作業に変更)、図書館サポートを実施(延べ31日 236人)

・大口北小学校 トイレ清掃指導サポート、図書館サポート、環境サポートを実施(延べ99日 126人)

・大口西小学校 環境サポート、図書館サポートを実施(延べ39日 172人)

■評価

芸能文化事業は、新型コロナウイルス感染防止のため、全ての事業を中止した。

文化協会においても、施設の利用制限などにより活動が限定された。

学校支援地域本部事業は、新型コロナウイルス感染防止のため活動時期が限定される中、感染予防対策を徹底しながら事業を実施した。9月からは中学校の学校施設開放の受付業務を請負い、利用者の申請受付窓口を一元化した。今後も学校支援活動が地域における役割を担っていけるよう支援を継続していく。

成人の集いは、新型コロナウイルス感染防止対策として、施設の換気面を考慮し、昨年同様中央公民館集会室で実施した。対象者以外の入場制限、入館前の検温、換気のため窓や扉を開放、密にならないよう席の間隔をとり、マスク着用を徹底するなど、感染防止対策を徹底して行った。

リフレッシュリゾート事業は、新型コロナウイルス感染症のため利用者が減少した。制度改正後の検証のため、事業についてのアンケートを検討し、新型コロナウイルス感染状況をみながら実施のタイミングを計っていたが、実施には至らなかった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 生涯学習課	No.	3
事業名	生涯学習講座事業		

■ 基礎情報

目的	町民一人ひとりが、変化の多い社会の中で「明るく、楽しく、豊かに」生きることを願い、様々な分野の各種講座を開設し、個々の教養や技術を習得すること。		
事務内容	・ 定期講座 ※前期、後期に分け、主に教養を深めることや趣味の拡大を目的に1講座6回程度開催する。	・ 旬の講座 ※その季節にあわせて1講座1回から3回程度開催する。	
現在における経過又は課題	前期・後期に分けて様々な講座を企画している中で、講座による参加者の数にばらつきが発生している点是否めない。しかしながら、行政における講座開催の役割としてはきっかけづくりが主なものであるため、参加者数にとらわれない様々な講座の紹介としての役割を担えればと考えている。		
令和3年度の目標又は改善策	講座開催時のアンケート調査で得た情報を基に、住民ニーズを把握し、新たな講座等を企画していく。講座を企画するうえでは、参加人数の多寡にとらわれず、様々な方面から情報を模索し、きっかけづくりとしての役割を担えるような考え方でこなう。 いずれにしても、新型コロナ感染拡大防止に努めながら、状況に応じて事業の可否や内容の変更などを判断していく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果指標	生涯学習講座のメニューの数の満足度							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
59.5%	63.3%	63.0%	－	－	－	－	65.0%	

■3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	住民ニーズに応じた生涯学習講座を開催する
R5 年度	講座から派生した地域活動などの支援を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

●前期講座

絵手紙教室（7月14日、8月4日、11月17日）

参加者 5人（延べ15人）

→全3回の講座で、まん延防止等重点措置の発出に伴い、開催日の延期対応により開催
気象学入門（7月17日、7月24日、11月20日）

参加者 第1回：14人、第2回：16人、第3回：22人

→各回テーマが異なる全3回の講座で、各回別々に受講申込みを受付した。まん延防止等重点措置の
発出に伴い、開催日の延期対応により開催

●姉妹都市提携講座

来待石彫刻体験 11月28日（日）白山ふれあいの森2階会議室にて実施

参加者：大人7名 子供5名

●後期講座

姿勢調整師が教えるウォーキング教室（2月3日、3月3日開催予定が両日とも中止）

塗り絵体験教室（2月1日、2月15日開催予定が両日とも中止）

→同一内容を複数日開催する講座であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

●高齢者教室～さくら大学～

→新型コロナウイルス感染状況を鑑み、9月からの開講を計画したが、緊急事態宣言などの発出に伴い感染拡大防止対策として全て中止とした。

■評価

生涯学習講座事業について、前期講座は、「密」を避けるため受講人数の制限を設け、開催時は感染防止対策を徹底した。このうち「絵手紙教室」は、対面制と通信制の2種類を設けた。通信制は、申込み時に渡した画材で、作品を完成させて持ってきてもらい、講師に見せて講評してもらうというものだったが、受講申込みはなかった。まん延防止等重点措置の発出により、当初の予定日では開催が困難となったため、開催日を延期することで計画通り3回の講座を実施できた。後期講座は、感染防止対策として、同一内容を複数日開催する少人数制の1日講座とし、ホームページやメール配信にて開催周知したが、受講申込みのない講座やまん延防止等重点措置の発出に伴う感染拡大防止のため、全てを中止した。

感染状況の影響もあるが、申込者なしの講座があったことは、講座の内容や周知方法について再考を要し、その中で感染対策を講じながら実施できる講座を模索していく必要がある。

さくら大学は、高齢者が対象で、感染状況から開催するか判断がより慎重となり、結果として全講座を中止した。外部からの講師は、早期の開催決定判断が特に必要となるが、開催決定時期を含め、内容や開講方法を検討する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 生涯学習課	No.	4
事業名	中央公民館管理事業		

■ 基礎情報

目的	町民が安全で快適に学習できるよう、施設を整備し、町民が気楽に集まり教養や技術を習得することができると共に「明るく、楽しく、豊かに」生きることの一助とする。		
事務内容	・ 施設の利用者対応 ・ 設備の維持管理 ※外注分は協議・契約・履行確認	・ 支払処理 ・ 消耗品等の補充 ・ 除草等清掃作業	
現在における経過又は課題	施設内の老朽箇所が散見されるため、随時対応していく。特に配管設備や電気設備について、急な不具合が発生する事案が度々あり、その都度修繕対応が必要である。 また、周辺の樹木の剪定・伐採など、外観美化に努めていく。		
令和3年度の目標又は改善策	随時発生する不具合において、その都度迅速に対応していく。また、光熱水費について、経済的な面、環境的な面から節制を心掛けていく。 施設の利用については、新型コロナ感染拡大予防に努めながら、利用の仕方を考えていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
	基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画書	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	施設の突発的な不具合に際し、優先度を考慮しながら迅速に対応する。				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	光熱水費の節減を図る
R5 年度	施設の効率的な運用の検証を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

修繕（主なもの）		
5月	2階C教室カーペット張替修繕	213,400円
8月	玄関スロープ修繕 （スロープのすみ切り及び手すりの設置）	616,000円
工事		
11月	自動水栓取替等工事費 （1階娯楽室前トイレとさくら屋内手洗い場、3階小体育室前及び図書館トイレの手洗い場の自動水栓化の工事）	634,200円
3月	2階ホールLAN工事 （2階学習スペースのフリーWi-Fi環境整備工事）	251,900円
その他		

緊急事態宣言期間中の施設閉鎖、まん延防止等重点措置期間の人数や町外在住者の利用制限を実施した。

■ 評価

新型コロナウイルス感染防止対策として、トイレ等の手洗い場の自動水栓化工事を実施した。

2階学習スペース（C会議室を含む）のフリーWi-Fiが利用できる環境を整備した。

施設及び設備の老朽化に伴う不具合、故障について、その都度修繕を行った。

新型コロナウイルス感染予防のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、施設の閉鎖や利用制限などを実施してきたが、ウィズコロナ下での施設利用を進めるにあたり、利用者への注意喚起など感染防止対策を講じながら利用促進を進めていく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 生涯学習課	No.	5
事業名	町民会館管理事業		

■ 基礎情報

目的	町民が安全で快適に学習できるよう、施設を整備し、町民が学習成果の発表を行う場や講習等の教養を習得すると共に「明るく、楽しく、豊かに」生きることの一助とする。		
事務内容	・ 施設の利用者対応 ・ 設備の維持管理 ※外注分は協議・契約・履行確認	・ 支払処理 ・ 消耗品等の補充 ・ 除草等清掃作業	
現在における経過又は課題	開館からすでに20年以上経過しており、施設の老朽化や非構造物の耐震診断の結果、屋根の雨漏り箇所や天井材に不具合が確認されていることから、平成30年度に大規模改修工事を行った。令和2年度には2階ホールの舞台吊り物装置の改修工事を行い、経年劣化による危険性に対して万全を期した。 町民会館駐車場について、経年劣化により舗装面が傷んでいるため、改修工事の必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	施設の効果的な運用を図るとともに、修理箇所が発生した場合はその都度対応するなどして、適切な維持管理を実施していく。 町民会館駐車場において、経年劣化により舗装面が傷んでいるため、改修工事を検討する。 施設の利用については、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めながら、都度利用の仕方を考えていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

施設突発的な不具合に際し、優先度を考慮しながら迅速に対応する。						
目標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	光熱水費の節減を図る
R5年度	施設の効率的な運用の検証を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

修繕（主なもの）		
6月	1階書庫壁等修繕	319,000円
9月	1階自動ドア修繕	359,700円
2月	町民ホール北側排煙窓修繕	330,000円
工事		
11月	自動水栓取替等工事費	808,400円
（1階トイレ及び2階客溜り側トイレの手洗い場の自動水栓化の工事）		
その他		
町民ホールは、新型コロナウイルス感染予防のため、12月まで施設の一般利用を制限した。		

■評価

新型コロナウイルス感染防止対策として、トイレ手洗い場の自動水栓化工事を実施した。

施設及び設備の老朽化に伴う不具合、故障について、その都度修繕を行った。

修繕について、町民ホールは利用の際、感染防止対策として換気のため排煙窓を利用していたが、このことから排煙窓の不具合が見つかり修繕を実施した。また、1階に2か所ある自動扉について、動力部品の耐用年数の経過に伴う取替修繕を実施した。

その他、施設の運用面について、換気問題のため一般利用を停止していた町民ホールは、換気作業の検証を実施し換気方法を取り決め、7月から一般利用の再開に向け進めていたが、新型コロナウイルスワクチン職域接種会場となったこと、併せて感染拡大の状況を考慮し、12月から一般利用を再開した。再開に際し、中央公民館集会室が接種会場として利用しているため使用できないことを鑑み、その代替え場所として町民ホールを利用できるよう卓球台7台を設置し、卓球ができるようにした。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課	No.	6
事業名	社会体育振興事業		

■ 基礎情報

目的	町民が暮らしの中に「体育」を取り入れ「健康」と「元気」になれるよう、「町民と結びついた社会体育」をスローガンに各種講習会や大会などを開催し、町民にスポーツ参加の機会と普及に努めること。		
事務内容	・ スポーツ教室開催 ・ スポーツ大会開催 ・ 体育協会支援		・ スポーツ少年団支援 ・ スポーツ推進委員事務
現在における経過又は課題	若い世代から高齢者まで、生涯にわたって健康・体力づくりに取り組めるよう、多様なスポーツに親しむ機会の充実に努めていく。 子ども向けの事業については、統合型地域スポーツクラブであるNPO法人ウィル大口スポーツクラブと連携しながら、引き続き事業を継続していく。 団体支援については、団体のみが参加する活動だけではなく、地域の人たちも参加できる形での地域貢献の場を設けていく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	特に普段仕事や子育て等でなかなかスポーツに触れ合う機会の少ない30～40歳の世代に対し、生涯スポーツのきっかけとなるようなアプローチを実施していく。 スポーツ教室については、スポーツ推進委員を中心にプロジェクトを組織し、様々な観点から種目を選定して計画していく。 子ども向けの事業については、引き続きウィル大口スポーツクラブと連携を密にしながら、事業を進めていく。 体育協会、スポーツ少年団については、自立した運営が図れるよう引き続き支援を行っていく。 いずれにしても、新型コロナ感染拡大予防に努めながら、事業の可否や内容の変更などについて判断をしていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進			
成果指標	スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
58.6%	54.6%	60.0%	－	－	－	－	70.0%

成果指標	町が主催したスポーツ大会・教室の参加人数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
6,550人	5,500人	6,800人	6,820人	6,850人	6,900人	6,950人	7,000人

成果指標	スポーツ少年団指導者有資格者（指導者に対する割合）						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
36.0%	96.0%	40.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%

成果指標	スポーツ施設利用者数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
500,360人	544,289人	510,000人	550,000人	555,000人	560,000人	565,000人	570,000人

■3年間の目標

目標						
	項目（単位）	R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	体を動かすきっかけづくりとなる生涯スポーツの啓発をする
R5 年度	スポーツを通じた交流・ネットワークの充実を図る

■ 目標又は改善策に対する取組内容

● 講座・教室

タグラグビー教室（10月9日開催予定→3月19日に延期したが中止）

→新型コロナウイルス感染防止のため中止とした。

雪山トレッキング講習会（2月5日開催予定が中止）

→参加申込みがなかったため開催を中止した。

● スポーツ推進委員会活動

→新型コロナウイルス感染防止のため活動が制限されたが、定例会は9回実施した。

● スポーツ大会

地区別対抗グラウンド・ゴルフ大会（7月4日開催予定が中止）

地区別ソフトボール大会（9月5日・12日開催予定が中止）

スポーツチャレンジ2021（10月3日開催予定が中止）

愛知県市町村対抗駅伝競走大会（主催者が中止決定）

桜並木健康ジョギング（令和4年4月2日開催予定が中止）

→新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

● 体育協会・スポーツ少年団事業

体育協会（10団体）

スポーツ少年団（4団体）

■ 評価

スポーツ教室について、タグラグビー教室は、緊急事態宣言等の発出による新型コロナウイルス感染防止に伴い中止した。雪山トレッキング講習会は申込者ゼロのため中止したが、開催方法（現地集合・現地解散）や内容の魅力度など、今後のスポーツ教室の在り方について今一度熟考していくきっかけとなった。

町民体育祭は、例年の開催方式ではなく、参加者を申込制にし、4競技実施する「スポーツチャレンジ2021」を企画したが、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。

スポーツ推進委員会の活動も、委員会の開催ができない時期もあり、事業が制限される中でできることを模索した1年であった。

今後は、新型コロナ感染防止対策を徹底しながら、新たな事業を展開していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 生涯学習課	No.	7
事業名	温水プール管理事業		

■ 基礎情報

目的	町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるような施設の一つとして、一年を通して活用できる温水プールを整備することで町民の体力づくり、健康づくりに努め、スポーツによる明るいまちづくりを推進する。		
事務内容	・ 指定管理者との協定締結 ・ 指定管理者と連携を密にとり施設の管理・運営について、確認する。		・ 指定管理の範囲外の工事等について、検討し実施。
現在における経過又は課題	施設の管理運営は平成22年度から指定管理者に委ねられており、引き続き令和2年度から令和6年度まで5年間の指定管理協定をウィル大口スポーツクラブと締結している。 施設自体は、開館からすでに30年以上が経過しており、随時修繕等を実施していく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	施設の管理運営が指定管理者に委ねられていることから、施設の適正な運営が行われているかの指導・助言を実施していく。また、指定管理者との連携を密にするため、定期的な連絡会議を引き続き実施していく。 施設については、指定管理者と協議のうえ、施設な改修が必要な個所について把握し、今後の改修に向けて準備を進めていく。 施設の利用については、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めながら、都度利用の仕方を指定管理者と協議しながら考えていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進			
成果 指標	スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
58.6%	54.6%	60.0%	－	－	－	－	70.0%

■3年間の目標

目標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	温水プール及びスポーツ施設の指定管理に関する検証を行う
R5 年度	温水プール施設の長寿命化に対する検証を行う

■目標又は改善策に対する取組内容

工事
11月 自動水栓取替等工事 537,300円 （トイレ手洗い場の自動水栓化） 指定管理者休業補償 3,650,492円 （8月27日から9月30日まで、新型コロナウイルス感染拡大対策による施設利用停止及び事業自 粛による自主事業収益の減少のため） 温水プールのネーミングライツ契約 275,000円（令和3年10月～令和4年3月分） （契約期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日 契約金額 2,750,000円） 愛称：オークマ温水プール 愛称の表示場所：プール施設（正面、東側）、案内板 指定管理者であるウィル大口スポーツクラブと定期的に情報共有会議を実施 （指定管理施設の修繕計画や利用人数などの状況報告など）

■評価

新型コロナウイルス感染防止対策として、トイレ手洗い場の自動水栓化工事を実施した。

今年度は、8月下旬から9月末まで、緊急事態宣言による新型コロナ感染防止対策のため施設を利用停止した。これにより、スポーツ施設の指定管理者であるウィル大ロススポーツクラブの収入が途絶えてしまうことから、この期間について休業補償を実施した。

オークマ株式会社と令和3年8月4日にネーミングライツ契約を締結した。温水プールは「オークマ温水プール」と愛称を命名され、10月1日から使用している。

ウィル大ロススポーツクラブの自主事業は、新型コロナウイルス感染防止のため自粛したが、屋外施設で実施している子供対象の教室は、子供達の学びを止めない、学びの場の提供として実施した。

指定管理者とは連携を密にし、新型コロナ対策を徹底しながら運用を図った。

3階機械室の空調循環ダクトが老朽化による支障が生じ応急処置を施し、来年度修繕を実施する必要がある。

今後も突発的な事項においては、指定管理者であるウィル大ロススポーツクラブと連携を密にとり、施設保有者として対応していく必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯教育部 生涯学習課	No.	8
事業名	グラウンド等管理事業		

■基礎情報

目的	町民が安全で快適にスポーツを楽しむことができるよう、また、多種多様なスポーツ種目の要望に応えられるように施設を整備し、町民の体力づくり、健康づくりに努め、スポーツによる明るいまちづくりを推進する。		
事務内容	・指定管理委託した施設の町負担分支払	・工事施工	
現在における経過又は課題	平成27年度からすべてのスポーツ施設を指定管理者制度に移行したため、指定管理者と調整しながら施設の維持にあたっている。(平成27年度追加施設:野球グラウンド、町テニスコート、屋内運動場) 令和2年度には、夜間のスポーツ施設の利用を可能にするため、わかしゃち国体記念運動公園に照明設備を設置した。(令和3年度から利用開始予定) また、総合グラウンドのゲートボール場1面を駐車場に改修し、周辺施設利用の際の駐車台数確保に努めた。 引き続き、全ての施設がより適正に管理・運営されるような施設管理の方法を検討していく。		
令和3年度の目標又は改善策	管理運営が指定管理者に委ねられている施設について、指定管理者が適切な管理に努めるよう指導・助言をしていく。また、経費抑制や適正な管理ができるよう協議を続ける。 わかしゃち国体記念運動公園に新設した照明設備について、効率的な運用・利用方法を考えていく。 施設の利用については、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めながら、利用の仕方を指定管理者と協議しながら考えていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進			
成果指標	スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
58.6%	54.6%	60.0%	－	－	－	－	70.0%

■3年間の目標

三 上 昇 的 目 標						
目 標						
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	わかしゃち国体記念運動公園照明設備新設の検証を行う
R5年度	スポーツ施設全般の機能充実を図る

■目標又は改善策に対する取組内容

工事
7月～1月 総合運動場高圧機器取替工事費 3,278,000円 (総合運動場キュービクルの変圧器及びコンデンサーの経年劣化による取替え。併せて既設変圧器及びコンデンサーのPCB混入検査を実施し、PCB含有無しを確認した)
11月 自動水栓取替等工事費 877,700円 (総合運動場の管理棟、メインスタンド北側及びA面スタンド北側のトイレ手洗い場を自動水栓化)
総合運動場のネーミングライツ契約 300,000円(令和3年10月～令和4年3月分) (契約期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日 契約金額 3,000,000円) 愛称：オークマグラウンド 愛称の表示場所：正門、管理棟、A面スタンド、案内板

■評価

新型コロナウイルス感染防止対策として、トイレ手洗い場の自動水栓化工事を実施した。

令和２年度に整備したわかしゃち国体記念運動公園のナイター設備の令和３年度の使用状況は、一般利用として１５２件２，６９０人、ウィル大口スポーツクラブ自主事業として２７９件１３，８００人の利用があった。

オークマ株式会社と令和３年８月４日にネーミングライツ契約を締結した。総合運動場は「オークマグラウンド」と愛称を命名され、１０月１日から使用している。

施設の利用については、緊急事態宣言等の発出に伴い施設閉鎖あるいは一般利用の制限を実施した。

施設の一般利用再開以降もウィル大口とは連携を密にし、それぞれの施設で密にならないよう新型コロナ対策を徹底しながら運用を図った。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課	No.	9
事業名	野外活動施設管理事業		

■ 基礎情報

目的	町民が自然にふれあいながら規律、協調、友愛の精神を養い、心身ともに健全に、また、より豊かな心を養うことを目的とし、安心して利用できる施設管理を目的とする。		
事務内容	・ 設備の維持管理 ※外注分は協議・契約・履行確認		・ 支払処理 ・ 消耗品等の補充
現在における経過又は課題	地元住民の有志グループに日常管理を委託してきたが、大きなトラブル等もなく現在も同じグループに日常管理を委託している。 開場からすでに30年以上経過しており、施設全体の老朽化は否めない。アスレチック施設については経年劣化が目立ってきており、毎年の遊具点検により使用の可否を見極めながら、運用を図っていく必要がある。		
令和3年度の目標又は改善策	施設の老朽化に対応するため、可能な限り早期の修繕を実施している。修繕不可能な遊具については使用禁止または撤去などの措置を行っていく。また、地元地域からの要望等については、早期に現状を確認し、対応を図っていく。 今後の施設のあり方については、引き続き方向性を検討していく。 施設の利用については、新型コロナウイルス感染拡大予防に努めながら、利用の仕方を考えていく必要がある。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する			
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進			
成果指標	スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度						
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
58.6%	54.6%	60.0%	－	－	－	－	70.0%

■3年間の目標

三 三						

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	施設の遊具の適切な管理・運用を図る
R5 年度	施設の将来的な在り方を検討する

■目標又は改善策に対する取組内容

アスレチック遊具の安全点検を年1回実施した。	
修繕（主なもの）	
5月	遊具等修繕 451,000円 （遊具「ターザンロープ」のロープウェイ部の支柱、梁等を撤去し、デッキ部を修繕し見晴らし台とした。）
11月	旗ポール撤去修繕 93,500円 （旗ポール3本のうち道路側に傾いた1本を土台部から撤去）
3月	遊具等撤去修繕 165,000円 （点検により使用不可と判定された遊具「裁断橋渡り」を撤去）
工事	
11月	自動水栓取替等工事費 293,900円 （管理棟1階の手洗い場を自動水栓化）
その他	

11月 樹木剪定業務 245,410円（アスレチック場内のケヤキ伐採など）

キャンプ場トイレをキャンプ場の利用に関係なく、白山ふれあいの森の開場時間に合わせて開放することとし利便性を図った。

■評価

新型コロナウイルス感染防止対策として、トイレ手洗い場の自動水栓化工事を実施した。

アスレチック遊具の定期点検において、撤去推奨の判定を受けたアスレチック遊具は撤去修繕により施設の安全性を確保した。今後も点検結果から適宜修繕及び撤去を実施し、安全に利用できる環境整備に努めるが、アスレチック遊具新設、施設の維持管理方法や利用形態を勘案しながら、施設そのものの在り方を検討していく必要がある。

日常管理を委託している地元の有志団体「白山ふれあいの森クラブ」は、適切に清掃や施設の開閉錠を実施しているが、クラブ員の高齢化が進んでいる。

野外活動施設は老朽化が進んでおり、今後の施設の在り方や管理について検討する必要がある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課（歴史民俗資料館）	No.	10
事業名	文化財保護事業		

■ 基礎情報

目的	郷土に遺る貴重な文化遺産の保存に努め、積極的に活用することにより次世代へ継承する。		
事務内容	・ 指定文化財の保存と活用 ・ 新規に指定可能な文化財の調査 ・ 町の歴史に係る調査及び研究	・ 埋蔵文化財の保護と開発に係る調査 ・ 伝統芸能の継承と普及	
現在における経過又は課題	町内に遺る指定文化財及び未指定でも近年急速に失われつつある、郷土の歴史を把握する上で貴重な文化遺産について日々調査を行い、それらを保存及び活用することにより、町民の保護意識の醸成を図る。 —各地区に伝わる伝統芸能について、近年継続が困難になってきているため、伝統芸能を発表する場及び次世代へ継承する事業を推進する。		
令和3年度の目標又は改善策	指定、未指定に関わらず、町内に遺る文化遺産等について、専門家や地域住民の協力を得ながら調査を進め、その成果を町民に還元する。 毎年4月及び10月に開催している伝統芸能発表会及び大口北小学校で実施している各地区の保存会と児童の交流事業を開催し、発表及び次世代へ継承する場を設ける。特に秋の伝統芸能発表会は、地域と連携し、多世代が集う憩い広場での新しいイベントを開催する。また、各地区の活動状況を把握しながら、保存会の継続に寄与する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果 指標	所蔵資料点数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
10,387 点	12,898 点	11,300 点	13,000 点	13,200 点	13,400 点	13,600 点	15,000 点	

■3年間の目標

三 三						

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・R3年度開催した伝統芸能発表会及びそれに付随したイベントの反省点を改善し、参加団体を増やす。
R5 年度	・伝統芸能発表会とともに、地域のイベントとして規模を拡大させる。

■目標又は改善策に対する取組内容

町内に遺る多様な文化遺産について、各種団体より情報提供を受け、連携しながら調査を推進した。令和2年度に引き続き、町内の文化遺産に関する講演会及び現地解説は中止となったが、各団体が文化遺産に関する印刷物を作成する際に情報提供及び助言をする等、感染状況に左右されない範囲で実施できることを進めた。 伝統芸能発表会も春及び秋ともに中止となったが、北小学校連携事業「ふるさと大口・お祭りたいけんひろば」は、感染症予防対策を講じた上で、各保存会それぞれ別の日に実施した。

■評価

文化遺産に係る講演会及び現地見学について、令和２年度に引き続き中止が相次ぎ、実施することができなかった。しかし、感染状況に左右されない範囲で各団体とともに文化遺産の調査を行い、地域の文化遺産に関する印刷物の作成等、形を変えながらも文化遺産に対する普及啓発を継続できた。

伝統芸能発表会も春及び秋ともに令和２年度と同様に中止となった。各保存会の活動自体が制限される中、大口北小学校の「ふるさと大口・お祭りたいけんひろば」は、感染症予防対策を講じた上で実施でき、出演した各保存会は久々の児童との交流に大変盛り上がった。次年度以降も制限が続く可能性もあるが、活動の自粛から保存会の休止もしくは解散に至らないよう配慮していかなければならない。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課（歴史民俗資料館）	No.	1 1
事業名	歴史民俗資料館運営事業		

■ 基礎情報

目的	先人の培ってきた過去の営みを現在に伝えるため、郷土「おおぐち」に関する事柄や美術分野等の展示を実施することにより、町民の知的欲求に応える。また、小中学校の見学受け入れや資料貸出等により、学校教育に寄与する。		
事務内容	・ 年4回の企画展開催 ・ 常設展示室の管理 ・ 展示解説及びそれに係る調査研究 ・ 文化財収蔵庫の管理	・ 収蔵品管理及び活用 ・ 学校授業による見学受け入れ ・ 博物館実習生の受け入れ ・ 年報、展示図録等の発行	
現在における経過又は課題	年4回開催している企画展のうち、春の企画展「端午の節句」及び冬の企画展「ひなまつり」は毎年恒例の企画展である。上記2本の企画展を、新しい生活様式に対応しつつ開催し、町民が安心・安全に資料館を利用する機会を創出する。 文化財収蔵庫内の資料及び施設自体の活用を推進する。収蔵品については、小中学校及び高齢者施設等に対し積極的に利用してもらえるように推進する。		
令和3年度の目標又は改善策	定例化した春及び冬の企画展は、新しい生活様式に対応した方法を検討し、来館者の安全を確保した上で実施する。夏及び秋の企画展は、郷土の歴史をはじめとしたテーマを中心に、町民の知的好奇心を刺激する内容とする。 文化財収蔵庫及び収蔵品の活用は、年1回の施設開放及び月1回の「オレンジカフェ・大口」への資料貸与を引き続き実施し、教育及び福祉関係機関と連携を深める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果 指標	所蔵資料点数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
10,387 点	12,898 点	11,300 点	13,000 点	13,200 点	13,400 点	13,600 点	13,800 点	

成果 指標	入館者数						
H26実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
15,167人	9,528人	15,500人	16,000人	17,000人	18,000人	19,000人	20,000人

■3年間の目標

目 標	・来館者の安心・安全を確保した展示方法の実施					
	項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	・新しい生活様式を踏まえた効果的な展示方法の検討
R5年度	・新しい展示方法の試行

■目標又は改善策に対する取組内容

今年度は感染症対策を講じた上で企画展を実施した。春及び冬の企画展は毎年恒例だった「端午の節句」、「ひなまつり」を開催。ただし、好評だった甲冑、陣羽織、お内裏様及びお雛様の衣装を着て写真撮影ができるコーナーは中止とした。夏の企画展は大口町内で過去に起こった災害をテーマに実施し、秋の企画展は収蔵品の民具を中心に、昭和中期までの暮らしの様子を紹介した。

大口町社会福祉協議会との連携事業「オレンジカフェ・大口」は今年度も中止となり、従来まで小学校３年生が「むかしのどうぐ」の授業で実施していた資料館及び収蔵庫の見学は、学校へ館蔵品を持ち込む出張授業に変更して対応した。

■評価

今年度も８月２７日～９月３０日まで臨時休館があり、思うような資料館活動が実施できなかったが、今年度は２年ぶりに企画展を年４回実施した。ただし、写真撮影コーナーや会期中の展示関連イベントは実施せず、あくまで展示のみとした。次年度以降は感染状況を窺いつつ、平成３０年度以前の状態へと徐々に近づけていきたい。

文化財収蔵庫の収蔵品は、様々な制限がある中で活用できる方法を模索し、主に学校へのお出張授業として実施することができた。今後も感染状況に左右されない方法を検討しながら、活用への道を探っていきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	生涯学習課（歴史民俗資料館）	No.	1 2
事業名	歴史文化教育事業		

■基礎情報

目的	町内の歴史及び文化を、様々な団体と連携しながら次世代へ継承することにより、町民が郷土を愛し、町の魅力として誇りを持てるまちづくりを推進する。		
事務内容	・ 保育園との連携事業 ・ 小中学校における郷土学習	・ 地域自治組織との連携事業 ・ 町内各種団体との連携事業	
現在における経過又は課題	各種団体から依頼を受け、講演及び現地解説を実施する中で、地域（家庭）において郷土の歴史及び文化を次世代へ語り継ぐことが断絶している状況が窺える。 このため、様々な団体と連携し、老若男女問わず郷土の歴史、文化及び現在も残る多様な文化遺産を次世代へ継承することにより、町民の郷土愛を育み、町の魅力として誇りを持つことができるようなまちづくりを推進していかなければならない。		
令和3年度の目標又は改善策	各保育園及び各地域自治組織との連携事業、町内の小学校6年生及び中学校2年生を対象とした「松江開府の祖 堀尾吉晴公」をはじめ、他学年の「ふるさと大口」に関する授業を継続して実施。機会があれば様々な団体と積極的に連携し、本事業を幅広く展開する。 また、小中学校の郷土学習での講話や資料提供等、可能な支援を提案し、重点的に連携を推進する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果 指標	出前講座・授業開催数							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
20 件	44 件	25 件	45 件	50 件	55 件	60 件	65 件	

■3年間の目標

目標						
目 標	・子どもの発達段階に応じた郷土学習の推進					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	・前年度までの実績を振り返り、郷土の歴史を発達段階に応じた学習プログラムの検討
R5 年度	・前年度検討した学習プログラムの実施

■目標又は改善策に対する取組内容

各種団体との連携事業のうち、特に講演会及び現地見学等イベント関係は、令和2年度に引き続き実施することができなかった。保育園及び小中学校については、感染症予防対策を講じた上で実施することができた。保育園は南保計5回、西保計4回、北保計4回にわたり「郷土を愛する心を育む活動」を実施し、小中学校は「郷土の偉人 堀尾吉晴公」をはじめ各種授業の連携を進めることができた。各地域自治組織においては、中地域自治組織のアドバイザーの依頼を受け、冊子「空から見る地域の移り変わり」を作成し、南地域自治組織の「南地域まちづくりかわら版」への寄稿及びパンフレット「南地域のたからもの散策ガイド」の作成に寄与した。

■ 評価

保育園及び小中学校は、感染症予防対策を講じつつ、ほぼ予定通りの連携を進めることができた。しかし町内の各種団体との連携については、講演会及び現地見学等のイベントが実施できず、代わりに感染状況に左右されない範囲でできる活動を継続し、冊子・パンフレット類の作成に寄与することができた。今後も連携が途切れることが無いよう、形を変えつつ継続して事業を展開していきたい。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	図書館	No.	1
事業名	図書館運営事業		

■基礎情報

目的	時代や利用者のニーズを的確に把握して、利用者に対して必要な図書や資料の提供に努め、利用者の増加を図る。積極的に図書館から利用者に新たな本との出会いの場を創出し、図書館サービスの向上を図る。 幼いころから本に身近に触れ、本に親しむ習慣を育み、読書活動の推進に努める。 郷土資料を“文化財”として守り、後世に伝える。	
事務内容	・ 図書館の調査及び統計に関すること ・ 図書館の広報に関すること ・ 図書館年報の作成 ・ 図書資料の貸出・返却に関すること ・ レファレンス(参考調査)に関すること ・ 図書館資料の選書に関すること	・ 郷土資料の収集・保存等に関すること ・ 読書活動の推進に関すること ・ おはなし会・上映会等のイベント開催に関すること ・ 図書館資料の分類・整理及び目録作成・保管に関すること
現在における経過又は課題	・ 開館から40年が経過し、エレベーターや通路の狭さ、高い書架など障害者差別解消法に対応することが困難な施設となっている。また、施設の面積には限界があるため、蔵書数の拡充・閲覧席の増設・視聴覚資料閲覧用の機器設置など、多様化・高度化する住民ニーズに応えることが難しい。 ・ 平成27年度から図書館利用者カードの有効期限を5年に設定して、5年以上利用されていない利用者カードを無効にする作業を進めた結果、登録者数は平成26年度末の13,438人から平成28年度末の7,176人まで減少したが、令和元年度末には8,539人となり毎年増加している。 ・ 令和元年度13歳～29歳の貸出冊数は全体の6.5%と他の年齢層と比べる大変低くなっている。 ・ 高齢化の進展により、令和元年度60歳以上の利用率が19.8%(平成30年度19.4%)増加傾向にあるため、高齢者の憩いの場所にもなるように、ニーズを分析する必要がある。 ・ 令和元年度の年齢別の利用者が多いのは、40歳から49歳まで24.8%を占めており、利用者の4人に1人となる。 ・ 雑誌スポンサー制度の登録数は、令和元年度末で15件となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため臨時休館をしたため実施できなかったが、今後も雑誌スポンサーの獲得に努めなければならない。 ・ 松江市との姉妹都市提携により堀尾吉晴公を始め、大口町の歴史に対する関心が高まっている。郷土を知り、愛着と誇りを持つために、郷土資料を広く住民に提供することが求められている。	

令和3年度の 目標又は 改善策	・児童の特設コーナーを令和元年度より1か所増やし、現在特設コーナーを図書館内で4か所設けているが、より利用者が新たな本を手にとってもらえるようにテーマや選書に努める。 ・NPO法人「子どもと文化の森」と協働で日本の文化を子どもに知ってもらう事業を実施し、子ども達に日本の文化を知ってもらう機会とする。 今後も毎年ひとつずつ日本文化を知ってもらう企画を実施して、日本文化を小さな時から知ってもらい興味を持ってもらうよう努める。 ・平成27年から開始した「憩いの四季・図書館まつり」は、5年を境に事業の見直しをして、町のふれあいまつりと併せて実施することとする。 ・図書館の根幹をなす図書の選書については、利用者により興味を持ってもらえるように本の売上ランキングや本屋の陳列図書なども参考にしながら、利用者ニーズの把握に努める。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の体系		基本目標	第4章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第1節	生涯学習の推進				
成果指標	利用者ニーズにあった図書館サービスの提供 蔵書点数と貸出点数／人口							
	H25 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
蔵書点数	84,384 点	96,944 点	90,000 点	95,000 点	92,500 点	90,000 点	87,500 点	85,000 点
貸出点数／人	9.7 点	9.1 点	11 点	11 点	11 点	11 点	11 点	11 点

成果指標	子どもの読書活動の推進 おはなし会・上映会参加者数と児童図書点数							
	H25実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
参加者数	210人	374人	300人	0人	0人	0人	0人	500人
児童図書点数	32,390点	36,195点	34,500点	36,000点	35,000点	34,000点	33,000点	41,500点

成果指標	住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実 ボランティア登録者数とスポンサー登録数							
	H27実績値	R1実績値	R2計画値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値
ボランティア登録者数	2人	0人	12人	0人	0人	0人	0人	20人
スポンサー数	0団体	16団体	10団体	16団体	16団体	16団体	16団体	20団体

成果指標	新図書館を核とした人が集う複合施設の建設 入館者数と郷土資料点数							
	H25 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
入館者数	104,212 人	97,839 人	120,000 人	80,000 人	80,000 人	80,000 人	80,000 人	200,000 人
郷土資料 点数	2,580 点	3,152 点	2,700 点	3,000 点	3,000 点	3,000 点	3,000 点	3,000 点

■ 3 年間の目標

目標	・ 利用者の増加 ・ 図書館事業の参加者の増加				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標
図書館利用者数	39,206 人	25,000 人	33,000 人	33,000 人	33,000 人

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	新型コロナウイルス感染症による影響が図書館事業にも多々見られ、特に感染拡大の際には来館者を一部制限するなど、図書館の基幹事業である図書資料等の貸出や事業の縮小を余儀なくされており、「人との接触や密を避けながら」といった「かつてない運営形態」を迫られている。このような状況下で「利用者の滞在時間を少なくして、利用者が効率的に選書」できるように I C T（情報通信技術）の活用を検討する。 現在の図書館システムは更新後 5 年以上が経過しており、老朽化はもとより、利用者の利便性を考えたうえで「スマートフォンでの資料検索や予約が見づらい」ということが課題となっている。これは現システムがスマートフォン画面に対応していないことによるもので、図書館システムの更新でスマートフォンでのスムーズな資料検索や予約が可能になれば、利用者の人流や滞在時間を減らすことが期待され、収束が見通せない新型コロナウイルスの感染防止と利用者の安心と満足度の向上の両立につながる。
R5 年度	新型コロナウイルス感染症による「外出しにくい社会情勢」の中で、「いかに図書館の利用者を増やしてその満足度の向上を図るか」ということに着目して「I C T 技術の活用」を検討する。 スマートフォン保持者の増加により、平成 29 年度には一時アクセス数が減少したものの、次年度以降のアクセス数は増加を続けていることから、その必要性は十分認められるため、新たな利用者を得られやすいコンテンツから「電子書籍」の導入を検討し始める。 また、小中学校でギガスクール構想がはじまることに加え、町制 60 周年を機に「新・大口町史」が発刊されることから「郷土資料」に着目し、子どもから高齢者まで、幅広い層へ所蔵している郷土資料を提供できるようにするため、デジタル化を思案して「郷土おぐち」に関する重要郷土資料を保存・活用し未来に残す「郷土資料のアーカイブズ」を検討する。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・図書館の来館者は時事問題に関心が高い利用者が多い傾向にあるので、図書の選書では文学賞以外にも時事問題や社会問題はじめ、作家の生誕記念や追悼などに注目して選書・特集を組んだ。
- ・子どもの読書推進事業では日本発祥の文化である「紙芝居」に焦点を当てて講演会を行った。

■評価

- ・コロナ禍が続いている中での運営となったが、時事問題や社会問題の鮮度の高い話題を中心にした選書を行うことができた。一般図書では故・瀬戸内寂聴氏や故・石原慎太郎氏の逝去を受けての特集を組み、多くの利用者に本館所蔵の図書を提供できた。また、児童図書では東欧での紛争をテーマにした「平和を考える」特集が大きな反響を得た。
- ・令和4年12月10日に子どもの読書推進事業として、壁画家で紙芝居作家の松井エイコ氏を講師に招き「紙芝居で心をつなごう！～今を生きる力とは～」と題した講演会を開催して子どもへ日本発祥の文化である「紙芝居」の素晴らしさを伝えることができた。
- ・ふれあいまつりの中で予定していた図書館まつりは新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいまつり自体が中止となったため開催できなかった。
- ・様々な社会情勢の不安定さから雑誌の値上がりや発行回数の変更が顕著になり、予算どおり購入できない資料も出てくることが予想されるため、契約雑誌の見直しが必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休館や一部利用制限がある中で利用者が減少したものの、ワクチンや感染症への個々の対策により利用者は徐々に戻りつつあるので、閲覧席や学習スペースの座席数を見直すことをはじめ、利用者増加のために広報やホームページでの周知の工夫が必要である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	町史編さん室	No.	1
事業名	町史編さん事業		

■ 基礎情報

目的	町民の協力を得ながら、「先人の暮らし＝郷土の歴史と民俗」を調査・研究し、詳細な記録保存をして子孫に伝え残すとともに、郷土史の研究に資することを目的とする。
事務内容	・ 昭和10年刊行の『大口村誌』と昭和57年刊行の『大口町史』を参照しつつ、戦後から現在に至るまでの『大口町史～現代史編～』を刊行し、併せて町のホームページにアップする。 ・ 監修打合せ ・ 編集委員会の開催 ・ 資料収集と整理 ・ 体験談の聞き取り調査 ・ 原稿及び経験談の受入れ及び編集
現在における経過又は課題	① 写真・図表・グラフを含む本編の原稿については、目次に基づいて、ひと通り作成したが、項目によって完成度に差がある。精査して、完成に近づける。 ② 今回の町史のメインが現代史であるため、原始古代から近代史までの記述を簡潔にまとめた。結果として、現代史に至るまでの歴史の流れがわかりにくいものとなった。見直しをする。 ③ 戦後の村政・町政について、詳細な記述に努めたがため、他の章・節で重複する記述が多く精査が必要となった。戦後の村政・町政の目次と記述を見直す。 ④ 生活史の中に、組合による広域行政の施策が入っているので、生活史と行政史が混在している。組合についての記述は行政史に移すなど、目次を見直す。 ⑤ 多くの体験談を得ることができたが、昭和と比べ平成の体験談が少ないので、必要に応じて聞き取りをする。また、記録がなく記憶（証言）に頼る項目において、証言が足りない項目もあるので収集に努める。 ⑥ 町史編さん事業の啓発につとめる。 ⑦ 個人日記は公に刊行しないこととしたが、町の資料として引き続き編集作業を行い、本編の記述に役立てる。
令和3年度の目標又は改善策	① 原始古代からの歴史の流れを記述し、政治史の記述を見直すなど、新しい町史の一層の充実のために事業の完結を令和3年度末から令和4年度末とする。 ② 令和3年度、1年かけて原稿データを充実させる。（出来上がった項目から順次、データを委託業者にわたし、印刷用データを完成させる）。 ③ 目次の再編成によりカテゴリーを明確にするとともに、多種多様な項目を記載し充実化する。 ④ 重複した内容を精査すること、寄せていただいた体験談を適切に掲載すること、話をうかがった事柄が適切に活用されているかを確認する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 4 章	人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する				
		基本政策	第 1 節	生涯学習の推進				
成果 指標								
R1 実績値	R2 実績値	R3 計画値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	R8 目標値	

■3年間の目標

目 標	令和３年度末に印刷用データ（第１稿）の完成 令和４年度中に校正を重ねて、４年度末に刊行・ホームページにアップ					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	紙ベースでの校正を重ね、年度末に刊行及びホームページにアップする。
R5 年度	

■目標又は改善策に対する取組内容

- 令和3年度に、1年かけて原稿データを充実させ、大幅な修正が不要なレベルの印刷用データを作る予定であった。しかし、編ごとの完成にこだわり、第1編に時間をかけすぎたため、監修の指導により、令和3年11月以降は、編に関係なく節ごとに指導を受けるようにした。
- 町政については、当初は各町長の政策の特色を書くこと、昭和57年刊行の『大口町史』の記述に統計データを追加して記述することで町政の推移を表そうとした。しかし、この手法では平成以降の国政の様々な変化に伴う新たな町の施策が網羅できないため、役場内の部課局に協力を求め職員に原稿作成を依頼した。これにより、戦後からの継続的な政策の流れと、戦後から平成末までの町政の施策が網羅できる内容となった。
- 監修の助言による項目の追加と、町政の施策に関する原稿の多様化により目次の再編成が必要になった。

■ 評価

令和３年度末までに、ある程度のレベルで印刷用データを完成させる予定であった。しかし、編ごとの完成にこだわったこと、新たな項目の追加、町政の施策に関して役場内の部課局に原稿を依頼して精度を徐々に上げていったことにより、時間がかかり印刷用データの作成が２割程度しか進まなかった。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	会計室	No.	1
事業名	会計事務、公金運用事務、備品・消耗品管理事務		

■ 基礎情報

目的	適正な公金の出納、管理及び物品の出納事務を行うことを目的とする。		
事務内容	・ 公金の出納 ・ 公金の管理・運用 ・ 各種出納調書の審査		・ 在庫消耗品（事務用品等）の出納 ・ 備品の異動等の管理
現在における経過又は課題	① 確実に有利な公金運用 ② 出納担当課としての意識高揚 ③ 在庫消耗品（事務用品等）の適正管理		
令和3年度の目標又は改善策	① 昨年度に続き新型コロナウイルスの影響により歳計現金の減少が見込まれるが、財政調整基金を活用しつつ、安全・効率的な資金運用を図る。 ② 厳正な出納事務の遂行（法令等に基づいた適正性の確保、振込組戻件数の削減） ③ 各課での在庫消耗品の使用量データを公開し適正管理に努める。		

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■ 3 年間の目標

目 標	歳計現金の減少が見込まれるが、財政調整基金を活用しつつ、安全・効率的な資金運用を図る。 在庫消耗品の使用量を把握し、適正管理に努める。					
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	振込組戻件数の削減
R5 年度	確実に有利な公金運用

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
	① 公金の運用 現在は大口定期での運用を行っている。公金の入出金や各種基金の積立及び取崩しの時期を把握し、歳計現金の減少する年度末から出納閉鎖期間を除き、定期預金で一括運用を行い、有益な運用を図る。 また、金融機関や証券会社等が開催する「資金運用研修」や「基礎研修」等に参加し、債権に関する情報や経済金融情報を収集し、より確実に有利な方法による公金運用についての知識を深める。 ② 出納事務の適正、効率化 コスト意識の高揚を図るとともに法令等の遵守・適正化を厳正にチェックする。 また、予算科目及び口座情報誤り等がないよう確認するとともに、債権者登録がない請求に対して、通帳の写しの添付を求める。 さらに、令和3年度から請求書の押印を省略できることとしたため、本人確認や文書の真正確認に努める。 ③ 在庫消耗品（事務用品等）の適正管理 令和2年度に在庫消耗品の請求方法を見直し、各課の使用量が把握できるようになったので、そのデータを公開することにより適正管理に努める。

■事業コスト

	単位	R1 年度決算額	R2 年度当初予算額	R3 年度計画額
事業費	千円	4,792	4,921	4,921
(内特定財源)	千円			
人工	職員	人工	2	2
	会計年度 任用職員	人工	1	1
	計	人工	3	3

■令和3年度計画特定財源内訳

（単位：千円）

特定財源名称	金 額	備 考（充当先等）
合 計		

■令和3年度計画額の主な増減

(新たな取組、臨時経費、廃止項目等)

(単位：千円)

項目（科目等）	計画額	増減額	内容

■目標又は改善策に対する取組内容

- ① 公金運用については、歳計現金と各種基金を一括して大口定期による運用を行い、高い利率の獲得を目指した。その一方で、新型コロナウイルスの影響等により年度末には歳計現金の減少が見込まれたため、大口定期の一部は預入期間を短縮し、一時的な資金不足に備えた。
- ② 今年度も、給付金等の支払いが一時期に集中したため、口座振替事前確認制度を活用し、組戻しなどのエラー削減に努めた。
- ③ 令和2年度より開始した請求方法の見直しを、請求をより各課へ理解を浸透させるためデータを公開した。

■評価

- ① 公金運用については、大口定期による一括運用を行い、預入期間も長期間設定し、高い利率の獲得をめざしたため、運用益は、786,900円から1,119,530円と前年度から332,630円の増額となった。
- ② 給付金については、口座情報を事前に確認を行い、組戻し等のエラーを抑えることができた。
また、通常の支出については、昨年度65件の振込組戻しエラーに対して、今年度は51件であり14件減少した。エラーの原因としては、請求書に記載する口座名義人や口座番号の記載誤りによるものが主な原因である。
さらに組戻しエラーを減らすために、通帳の写しの添付を求めるなど、会計室がエラーチェックを適切に行えるような処置を各課に求めていく必要がある。
- ③ 令和2年度より開始した請求方法の見直しにより、各課への理解が浸透し、より適正な運用管理ができた。

■特記事項

会計室の予算は、政策推進課（財政管理費）と行政課（財産管理費）で計上している。
事務事業は、「会計事務」・「公金運用事務」・「備品・消耗品管理事務」に区分されているが、計画額との整合性を図るため一括計上する。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	監査委員事務局	No.	1
事業名	監査事務事業		

■ 基礎情報

目的	公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保と、違法、不当の指摘と指導に重点をおき、町の行財政の適法性、効率性、有用性を検証する。
事務内容	・ 定期監査に関する事務 ・ 行政監査に関する事務 ・ 財政援助団体監査に関する事務 ・ 工事監査に関する事務 ・ 随時監査に関する事務 ・ 住民監査請求、議会・町長等の要求に基づく監査に関する事務 ・ 例月出納検査に関する事務 ・ 決算審査・基金の運用状況審査に関する事務 ・ 財政健全化審査に関する事務
現在における経過又は課題	・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点について、その都度指摘された部署に指導するだけでなく、その情報を全庁的に共有する必要がある。 ・ 事業実施に当たり起案文書の内容や必要書類の整備に不備が目立つ部署が見受けられる。全庁的に質の高い事務が求められる。
令和3年度の目標又は改善策	・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点を全庁的に共有するために、経営会議やグループウェアを活用する。 ・ 担当者、部署によって事務の質に差がある。内部統制、事務のマニュアル化を進める必要がある。 ・ 公会計に対する監査の方法を検討する。 ・ 近隣市町や監査事務研究会と情報交換を図り、課題の解決に努める。 * 監査事務局は問題点を指摘することが仕事かもしれないが、全庁的な仕事の増加、人員不足を考えると遠慮してしまう部分もある。再任用職員等を活用して、短期集中的に指摘事項の改善を行うプロジェクト等の創設を検討したい。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 2 節	行財政経営			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施 内部統制の導入に対する対応					
項 目（単位）		R1実績	R2計画	R3目標	R4目標	R5目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4年度	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備
R5年度	監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施

■目標又は改善策に対する取組内容

・監査委員からの指摘事項のうち、全庁的に周知することが必要と判断した事項については、グループウェア（文書管理＞100 部署別フォルダ＞107 監査委員事務局＞監査委員指摘事項）に掲載した。軽微なものや他の部署では発生しないものについては、直接担当課に注意・指導を行った。 ・愛知県町村監査事務研究会の参加自治体と積極的に情報交換を行い、調書、評価書等の様式変更を検討した。

■評価

・担当者、部署によって事務の質に差があるため、監査委員からの指摘事項を担当課に直接注意、指導を行い、グループウェアを活用して全庁的に周知を図っているが、なかなか効果の表れない部署もある。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	議会事務局	No.	1
事業名	議会運営事業		

■基礎情報

目的	議会の円滑な運営を図るため事務の効率化を目指す。		
事務内容	・本会議、委員会、協議会の会議運営 ・会議録の作成 ・常任委員会の視察対応	・特別委員会の事業推進 ・ホームページによる情報発信	
現在における経過又は課題	会議運営と事務の効率化を目的に、平成30年12月定例会よりタブレットを利用したペーパーレス会議システムを導入したが、タブレットの操作習熟度に個人差があるため、一定の水準まで引き上げられるかが課題である。このため、議員の要望等に応じて事務局職員等による講習会を実施している。 令和2年1月臨時会及び9月定例会の本会議でマイクの音声スピーカーから流れないトラブルが発生した。議場の音響設備はマイク等一部設備の更新を過去に行っているものの、制御装置や配線等は庁舎建設時からのものを使用している。今後も機器のトラブルが懸念されるため、全体的な更新を考えなければならない時期になっている。 また、第1委員会室の音響設備についても委員会中にマイクのトラブルが発生し、2本が使用不能となった。原因は、過去の設備更新から20年近く経過していることから電子部品の劣化によるものと考えられる。今後、その他のマイクにも同様の症状が発生することが懸念されるため、令和2年度12月定例会に補正予算を計上し、令和3年2月に更新が完了した。なお、従前のマイク設備一式は使用可能なものを第5委員会室にて利用できるようにした。 議員の活動が見えないという声もあり、議会活動をより多くの方に知ってもらう手段として、平成26年9月定例会から一般質問の動画配信を始めた。また、令和2年3月定例会より新型コロナウイルス感染対策の一環で傍聴自粛を求めたため、一時的に本会議の全てをライブ中継している。 平成29年度に会議録検索システムを導入し、平成24年3月の定例会から、定例会、臨時会、委員会の議事録をホームページ（外部サイト）から閲覧できるようにした。 これに伴い、会議録の製本を必要最低限の冊数（正本2冊＋副本5冊）とし、議員等への配布を取りやめた。		
令和3年度の目標又は改善策	引き続きスムーズな議会運営が行えるよう議員のサポート等に努める。 議場の音響設備の故障が目立ち始めているため、会議運営や会議録作成に支障をきたさないよう、更新について検討していく。 議会の活動が見えないという住民の声に応えるため、その手段を模索していくとともに、議員と住民が直接触れ合える機会を議員と一緒に考えていきたい。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第 2 節	行財政経営				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

議会運営を円滑に進める						
目 標						
項 目（単位）		R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	議場音響設備更新
R5 年度	議員改選の年になるため新たに議員になった方へ議会の基本を学んでもらう

■目標又は改善策に対する取組内容

議会運営については、議長からの議会運営の質問事項を関係書籍などで調べ、スムーズな議会運営ができるように努めた。

議場の音響設備の老朽化に伴う設備の更新の検討については2千万円前後の費用が掛かるため、財政状況の厳しい折の更新は難しいと判断し取りやめた。なお、マイクの音声小さい席については、マイクの接続部分に接点復活剤をすることで改善することができたため、今後は同様の対応で乗り切りたい。

議会の活動がみえないという住民の声に応えるための手段の模索については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により議会報告会や意見交換会の開催を見送ったことなどにより、住民の声を直接聞く機会を持つことができなかったが、議会だよりに委員会活動の記事を掲載するなど周知に努めた。また、議会中継のカメラの撮影方向を前方からにしたことで会議中の議員の発言状況等を分かりやすくした。

■評価

議会運営については、概ね適切な対応が取れた。

議場の音響設備の件については、接点復活剤の利用でマイクの状況が改善したことで、マイクの音量問題については一応解決することができた。

議会の活動が見えないという住民の声に応えることについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあったとはいえ、その手段を検討する場があまりなかったことは反省しなければならない。また、議会中継のカメラ位置を前方に変えて本会議中の議員の様子が見えるようにしたことは議員の活動の見える化にはつながると思われるが、まだまだ視聴者が少ないのが課題である。

令和3年度 事業別行政経営計画書

所属名	議会事務局	No.	2
事業名	議会広聴広報事業（旧議会広報事業）		

■ 基礎情報

目的	町政に係る重要な情報を議会独自の視点で住民に周知し、多様な広報手段で、より多くの住民が議会と町政に関心を持つように努めることを目的とする。
事務内容	・ 議会広報誌「おおぐち議会だより」の編集及び発行 ・ 議会広報に関する視察対応 ・ 議会報告会、意見交換会
現在における経過又は課題	「おおぐち議会だより」は、議会広報誌として年4回発行している。限られた紙面で、定例会や委員会等で審議した経過について、より住民に「読んでもらえる」「分かりやすい」紙面づくりが求められている。 議会広聴広報常任委員会では、全国町村議会広報コンクールにて優秀な成績を収めた町村議会への視察のほか、雑誌編集等の専門家が講師を務めるクリニックにおいて指導を受け、より多くの住民に手に取って読んでもらえる広報誌づくりを目指している。現在、他自治体議会の取組み等を参考にしながら、委員と事務局の作業分担、紙面構成の見直し等の検討・実施を進めている。 他自治体議会では、定例会の結果を報告するだけでなく、議員が住民を取材し、その声を掲載するなど、議会広報を通して議会と住民の距離を近づけるような工夫をしている事例がある。議会広聴広報常任委員会で検討し、できるところから取り入れていく必要がある。 議会改革特別委員会にて議会報告会、意見交換会をはじめとする広聴活動を令和3年度より議会広報常任委員会で所管する事項に加える検討がされ、名称を議会広聴広報常任委員会に変更された。
令和3年度の目標又は改善策	「おおぐち議会だより」を通じて住民が議会に関心を持ってもらえるよう、「住民に読んでもらえる、分かりやすい紙面づくり」を目指し情報を発信する。 引き続き、他自治体議会の視察や全国町村議会議長会等の研修を受講することで、議会の内容を分かりやすく伝える技術や編集技術を習得し、その成果を紙面づくりに生かす。 広聴活動については、従来の議会報告会、意見交換会の反省等を踏まえ、より多くの住民が参加し、関心を持ってもらえるよう工夫する。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営			
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有			
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 計画値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	読んでもらえる議会広報誌づくり、参加してもらえる議会報告会（意見交換会）を目指す				
項 目（単位）	R1 実績	R2 計画	R3 目標	R4 目標	R5 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R4 年度	前年度の反省を活かした広聴広報活動に取り組む
R5 年度	議員改選の年にあたるため、新しく議員になった方に広聴広報活動の基本を学んでもらう

■目標又は改善策に対する取組内容

読んでもらえる議会だよりづくりについては、議会広聴広報常任委員会委員と一緒に愛知県町村議長会主催の議会広報クリニックを受講し、議会の内容を分かりやすく伝える技術や編集技術を学び、紙面づくりに生かしている。

広聴活動は、議会だよりの紙面に「まちかどインタビュー」というコーナーを新設し、住民の声を聞く機会を新たに設けた。

しかし、その一方で新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、意見交換会・議会報告会を開催できなかったほか、町主催のふれあいまつりも中止となったため、主だった活動は出来ずじまいである。

■評価

議会だよりについては、愛知県町村議長会主催の議会広報クリニックの講師から指摘された点の改善や、評価された点を生かす紙面づくりに努めてきた。それによって、少しずつでも読者が増えていると考えたい。これを励みとし、今後も作成に奮起していく。

広聴活動については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり意見交換会・議会報告会を開催できなかったが、議会だよりに住民の声を聞くコーナーを設けたことは、今後の紙面の充実につながると思う。

IV 一般会計の主要工事一覧表

一般会計主要工事一覧表（１３０万円を超える工事）

（款） ２ 総務費 ＜行政課＞

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
財産管理費	役場本庁舎他自動水栓取替等工事	下小口七丁目 他	R3. 5. 18 R3. 11. 13	(1,866,700) 6,277,700	コロナウィルス感染拡大防止対策として役場本庁舎便所の水栓を自動水栓に取り替える。 ※地域協働課、維持管理課所管施設とまとめて発注。	単独

（款） ２ 総務費 ＜町民安全課＞

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
生活安全費	防犯灯設置工事 (町道秋田21号線)	秋田三丁目	R3. 9. 14 R4. 1. 11	1,595,000	防犯灯（５基）設置工事費用	単独
	防犯灯設置工事 (町道小口線)	下小口四丁目	R3. 9. 14 R4. 5. 31	2,288,000 (0)	防犯灯（７基）設置工事費用 ※当該年度中に工事が終了しなかったため、翌年度へ繰越	単独

（款） ２ 総務費 ＜地域協働課＞

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
総 務 費	二ツ屋学習等共同利用施設解体造成工事	二ツ屋二丁目	R3. 5. 20 R3. 8. 17	11,550,000	二ツ屋学習等共同利用施設の解体及び二ツ屋集会所建設に係る造成工事	単独

(款) 3 民生費 <福祉こども課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
民 生 費	大口町児童クラブ等ネットワーク整備工事	御供所三丁目 他	R3.10.26 R4.1.23	3,239,500	GIGA スクール構想に基づき導入されたタブレット機器を放課後児童クラブ及び児童センターを利用する小学生が使用できるようネットワーク環境を整備する。	国庫 県費
	高圧トランス取替工事	御供所三丁目	R3.5.18 R3.8.25	2,035,000	南保育園のキュービクル内に設置されている高圧トランスを新たなものに交換し、既存高圧トランスに使用されていたPCB含有物を処理するもの。	単独

(款) 6 農業費 <維持管理課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国補県 補単独 の別
農 地 費	単独土地改良事業 かんがい排水工事	秋田二丁目 (向山地区)	R3.12.7 R4.3.17	1,877,700	延長 L= 73.5m 板柵工 L= 73.5m	県補
	単独土地改良事業 かんがい排水工事	城屋敷二丁目 (向江地区)	R3.12.21 R4.3.22	3,179,000	スライドゲート取替 1基 タラップ工 1式	県補

(款) 8 土木費 <建設課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	補 助 単 独 の 別
道 路 橋 り よ う 維 持 整 備 費	舗装工事 町道役場南線	大屋敷 二丁目地 内	R3. 4. 27 R3. 7. 2	4,092,000	工事延長 L=54.3m 転落防止柵設置工L=50.8m 舗装工 A=380.7 m ²	単独
	道路改良工事 県道宮後小牧線	秋田 二丁目他 地内	R3. 6. 1 R4. 2. 8	4,380,200	工事延長 L=187.4m 区画線工 L=929.2m 構造物撤去工 N=1 式	単独
	舗装工事 町道豊三線	豊田 三丁目他 地内	R3. 6. 3 R3. 9. 2	10,945,000	工事延長 L=101.5m 舗装工 A=569.8 m ²	単独
	道路改良工事 町道下小口58号線	下小口 七丁目地 内	R3. 6. 3 R3. 8. 26	5,347,100	工事延長 L=95.8m 側溝工 L=34.0m 舗装工 A=561.4 m ² 区画線工 N=1 式	単独
	道路改良工事 町道南北線	伝右 二丁目他 地内	R3. 7. 1 R3. 11. 5	18,653,800	工事延長 L=141.7m 車道舗装工 A=248 m ² 歩道舗装工 A=49 m ² 側溝工 L=46m ガイドパイプ設置工 L=63m ラバーポール N=8 箇所	単独
	道路改良工事 町道秋田21号線	秋田 三丁目他 地内	R3. 8. 12 R3. 12. 9	10,105,700	工事延長 L=128.0m 切削オーバーレイ A=930.2 m ² 歩道舗装工 A=103.5 m ² 乗入舗装工 A=34.6 m ² 歩車道境界ブロック L=101.1m	県補
	道路改良工事(その 1) 町道上小口71号線	萩島 一丁目地 内	R3. 7. 31 R4. 6. 13	17,101,700 (0)	工事延長 L=104.4m 擁壁工 L=98.2 m ² 車道舗装工 A=311.0 m ² 区画線工 N=1 式	国補 (繰越)
	道路改良工事(その 1) 付帯工 町道上小口71号線	萩島 一丁目地 内	R3. 8. 7 R4. 6. 13	5,500,000 (0)	工事延長 L=324.2m 擁壁基礎工 N=1 式 区画線工 L=692.0m	単独 (繰越)
	橋梁修繕工事 前田橋	外坪三丁 目地内	R3. 9. 14 R4. 3. 17	20,851,600	工事延長 L=11.04m 橋梁塗替工 A=180.0 m ² 当て板補修工 N=1 式 伸縮装置補修工 L=9.0m	国補
	橋梁修繕工事 巾下川5号橋	外坪三丁 目地内	R3. 9. 29 R4. 3. 11	24,365,000	工事延長 L=11.40m 橋梁塗替工 A=210.0 m ² 当て板補修工 N=1 式 伸縮装置補修工 L=13.0m	国補
	橋梁修繕工事 巾下川6号橋	外坪三丁 目地内	R3. 10. 14 R4. 3. 17	20,511,700	工事延長 L=10.80m 舗装打替え工 A=64.3 m ² 橋梁塗替工 A=44.0 m ² 伸縮装置補修工 L=22.7m 排水施設工 N=1 式 橋面防水工 A=65.7 m ²	単独
	道路改良工事(その 2) 町道上小口71号線	萩島一丁 目地内	R3. 10. 1 R4. 6. 13	22,000,000 (0)	工事延長 L=218.3m 擁壁工 L=137.4m 車道舗装工 A=436.0 m ² 区画線工 N=1 式	国補 (繰越)
	道路改良工事(その 2) 付帯工 町道上小口71号線	萩島一丁 目地内	R3. 10. 5 R4. 6. 13	2,365,000 (0)	工事延長 L=218.3m 擁壁基礎工 N=1 式 区画線 N=1 式 交通管理工 N=1 式	単独 (繰越)

	道路改良工事（1工区） 町道野合線	中小口四丁目地内	R3.10.1 R4.3.28	18,190,700	工事延長 L=85.9m 車道舗装工 A=612.0 m ² 歩道舗装工 A=118.0 m ² 縁石工 L=32.0m 側溝工 L=119.0m 集水樹工 L=2 箇所	国補
	道路改良工事（1工区）付帯工 町道野合線	中小口四丁目地内	R3.10.5 R4.3.28	4,691,500	工事延長 L=95.8m 土工 N=1 式 仮設工 N=1 式	単独
	道路改良工事 町道豊三線	御供所三丁目他地内	R3.11.11 R4.6.2	42,570,000 (0)	工事延長 L=226.0m 車道舗装工 A=1681.0 m ² 歩道舗装工 A=519.0 m ² 縁石工 L=28.0m 側溝工 L=97.0m 防護柵工 L=253.0m	単独 (繰越)
	橋梁修繕工事（付帯工） 巾下川5号橋	外坪三丁目地内	R3.12.23 R4.3.11	3,531,000	防護柵取替工 N=1 式	単独
	橋梁修繕工事（付帯工） 巾下川6号橋	外坪三丁目地内	R3.12.23 R4.3.17	2,473,900	防護柵取替工 N=1 式	単独
街 路 費	道路改良工事 町道役場前線	下小口七丁目地内	R3.5.20 R4.3.22	47,311,000	工事延長 L=90.4m 排水工 L=338m 集水樹工 N=2 箇所 街渠樹工 N=3 箇所 車道舗装工 A=720.0 m ² 歩道舗装工 A=340.0 m ²	国補
	道路改良工事 町道小口線	下小口四丁目地内	R3.7.29 R4.6.14	107,228,000 (0)	工事延長 L=207.0m 排水工 L=886m 集水樹工 N=10 箇所 街渠樹工 N=8 箇所 舗装工 N=1 式	国補 (繰越)
	道路改良工事付帯工 町道役場前線	下小口七丁目地内	R3.6.17 R4.3.22	3,932,500	工事延長 L=90.4m 張りコンクリート N=1 式 坂路工 3 箇所 CBR 試験費 安全管理工 N=1 式	単独
	道路改良工事（付帯工） 町道小口線	下小口四丁目地内	R3.9.22 R4.6.14	2,530,000 (0)	工事延長 L=207.0m 歩道舗装工 A=309.0 m ² 地先境界ブロック工 L=60m 側溝工 L=49m 防護柵工 L=39m	単独 (繰越)
	道路改良工事（2工区） 町道小口線	下小口四丁目地内	R3.10.1 R4.3.31	36,637,700	工事延長 L=239.0m 側溝工 L=453m 管渠工 L=83m 擁壁工 N=1 式	国補
	道路改良工事（2工区）付帯工 町道小口線	下小口四丁目地内	R3.10.20 R4.3.31	6,494,400	工事延長 L=50.7m 側溝工 L=49m 歩道舗装工 A=309.0 m ²	単独
河 川 整 備 費	排水路改修工事 島内水路	萩島二丁目	R3.9.16 R4.3.22	15,007,300	工事延長 L=118.8m 台付管布設 D500L=112.9m 集水樹 N=6 箇所	単独

(款) 8 土木費 <維持管理課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国補県 補単独 の別
道 路 橋 り よ う 管 理 費	道 路 安 全 対 策 工 事 (区画 線 設 置)	堀尾跡一丁 目 他	R3. 4. 27 R3. 7. 8	4,235,000	町道布袋小牧線他 延長 L=793.5 m カラー舗装工 A=248.6 m ²	単 独
	交 通 安 全 施 設 整 備 工 事	大屋敷一丁 目 他	R3. 8. 27 R4. 3. 10	19,580,000	県道宮後小牧線 延長 L= 645.45m 舗装工 A=2,034.7 m ² 高木植栽撤去 N=71 本	県 費
	道 路 安 全 対 策 工 事 (都市 防)	秋田三丁目 他	R3.11. 25 R4. 3. 25	6,820,000	町道高橋替地線 延長 L= 512.4m 防護柵工 L= 366.4m	国 庫
	舗 装 工 事	奈良子一丁 目	R4. 1. 18 R4. 3. 25	2,728,000	町道豊田102号線 延長 L= 98.6 m 舗装打替工 A=446.48 m ²	単 独
河 川 管 理 費	転 落 防 止 柵 設 置 等 工 事	御供所一丁 目	R3.10. 26 R4. 2. 18	4,491,300	尾北自然歩道 延長 L=207.0 m 防護柵工 L=168.6 m 舗装工 A=286.7 m ²	単 独
	排 水 路 維 持 工 事	下小口二丁 目	R4. 1. 18 R4. 3. 31	2,830,300	前田排水路 延長 L= 89.2m 板柵設置工(1)L=125.8m 板柵設置工(2)L= 40.6m	単 独
公 園 費	あずまや等 新築工事	城屋敷一丁 目	R3. 4. 29 R3. 8. 27	15,158,000	多世代が集う憩い広場 あずまや 2 棟 かまどベンチ 2 基	単 独
	役 場 南 ひ ろ ば 整 備 工 事 (県費)	下小口七丁 目	R3. 9. 30 R4. 3. 29	81,730,000	敷地造成工事 一式 植栽工事 一式 施設整備工事 一式	県 費
	役 場 南 ひ ろ ば 整 備 工 事 (町単独)	下小口七丁 目	R3. 9. 30 R4. 3. 29	6,461,400	給水・汚水排水設備工一式 アスファルト舗装工 一式 園名石工 一基	単 独
住 宅 管 理 費	町 営 小 口 住 宅 入 居 準 備 修繕	中小口 三丁目	R3. 4. 13 R3. 6. 17	1,754,500	D棟301号 建具工事 一式 ガラス工事 一式 電気工事 一式	単 独
	町 営 植 松 住 宅 ト イ レ 改 修 工 事	丸一丁目	R3. 7. 13 R4. 2. 10	18,260,000	C・D・E棟 トイレ改修工事 一式 建具取替工事 一式 下水道接続工事 一式	国 庫

	町営小口住宅屋上防水等改修工事	中小口三丁目	R3. 7. 13 R4. 2. 8	15,128,300	A・B棟 屋上防水水工事 一式 外壁塗装補修工事 一式	国庫
	町営小口住宅建具改修工事	中小口三丁目	R3. 7. 21 R4. 2. 8	5,830,000	A・B棟 建具取替工事 一式	単独
	町営植松住宅建具等修繕	丸一丁目	R3. 8. 24 R3. 12. 20	7,645,000	C・E棟 建具等修繕 2戸	単独

(款) 9 消防費 <町民安全課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
災害対策費	防犯灯設置工事 (避難路)町道 野合線	中小口四丁目	R3. 9. 29 R4. 3. 7	2,189,000	避難路の防犯灯(5 基)設置工事費用	国庫
	防犯灯設置工事 (避難路)町道 上小口71号線	二ツ屋一丁目	R3. 11. 23 R4. 3. 12	2,222,000	避難路の防犯灯(4 基)設置工事費用	国庫
	(仮称)大口北 防災拠点施設改 修工事	城屋敷一丁目	R3. 6. 5 R4. 3. 1	214,500,000	屋内運動場を(仮称) 大口北防災拠点施設 へ改修するための工 事費用	国庫
	(仮称)大口北 防災拠点施設改 修工事(付帯工)	城屋敷一丁目	R3. 7. 21 R4. 3. 17	8,730,700	屋内運動場を(仮称) 大口北防災拠点施設 へ改修するための工 事費用のうち、国庫 補助の対象外となる 部分の工事費用	単独

(款) 10教育費 <学校教育課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
学校管理費	大口南小学校特別支援教室間仕切り設置工事	大口南小学校	R3. 11. 23 R4. 2. 20	3,190,000	南小学校特別支援教室の1教室を2教室に分割できるようにする	単独
	大口西小学校タイヤ遊具等撤去工事	大口西小学校	R3. 7. 13 R3. 9. 30	6,765,000	大口西小学校校庭にある老朽化したタイヤ遊具等の撤去工事	単独

(款) 10 教育費 <生涯学習課>

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額 (円)	摘 要	国庫 県補 単独 の別
生涯学習 施設費	大口町総合運動 場高圧機器取替 工事	下小口六丁目	R3.7.29 R4.1.24	3,278,000	総合運動場キュービ クル内の変圧器、コ ンデンサーの交換	単独
	中央公民館他自 動水栓取替等工 事	伝右一丁目他	R3.5.18 R3.11.13	3,151,500	トイレ等の手洗い水 栓を非接触型水栓 (乾電池式自動水 栓)に取り替え	単独

V 一般会計の土地取得一覧表

一般会計土地取得一覧表

(款) 8 土木費 <建設課>

目	取得目的	場 所	所 有 者 数 (人)	筆 数 (筆)	面 積 (㎡)	金 額 (円)	摘要	国庫 県補 単独 の別
道 路 橋 り よ う 整 備 費	道路改良工事 町道中小口8号線	中小口一丁目	3	3	102.07	3,477,176		単独
	道路改良工事 町道野合線	中小口四丁目	2	2	115.79	5,731,605		単独
	町道野合線・交差 点改良工事	中小口四丁目	1	1	17.41	861,795		単独
	道路改良工事 町道秋田21号線 (第1期工区)	伝右一丁目他	6	7	196.73	4,403,206		単独
	道路改良工事 一般国道155号	豊田三丁目他	2	2	48.91	1,936,182		単独
河川整 備費	合瀬川関連道路改 良工事	中小口三丁目 他	4	7	585.02	19,044,397		単独

VI 特別会計の状況及び 主要な施策の成果

特 別 会 計 一 覧 表

所属課	特別会計名	ページ
行政課	土地取得特別会計	468
地域協働課	国際交流事業特別会計	472
戸籍保険課	国民健康保険特別会計	474
戸籍保険課	後期高齢者医療特別会計	484
健康生きがい課	介護保険特別会計	490
建設課	公共下水道事業特別会計	502
学校教育課	次世代育成事業特別会計	509

特別会計とは、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するための会計をいい、地方自治法の中で「普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」と規定されている。

大口町では、上記の7つの特別会計を設置しており、それぞれ下記の条例で特別会計を設置している。

- 大口町土地取得特別会計条例（昭和44年大口町条例第17号）
- 大口町国際交流事業特別会計設置に関する条例（平成2年大口町条例第18号）
- 大口町公共下水道事業特別会計設置に関する条例（平成元年大口町条例第6号）
- 大口町次世代育成事業特別会計設置に関する条例（令和2年大口町条例第47号）

また、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、特別会計の設置が法律上義務づけられているため、条例制定による設置はしていない。

会計	土地取得特別会計	予 算 額		266, 140, 000 円
		決 算 額		266, 138, 549 円
		財 源 内 訳	国・県支出金	0 円
			使用料等	0 円
			繰入金	0 円
			地方債	0 円
			その他	266, 138, 549 円
一般財源		0 円		
総合計画 体 系	基本目標	5	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する	
	基本政策			

1 目的

町の土地取得事業を円滑に行うため、用地先行取得事業にかかる歳入歳出の経理を行う。

2 令和2年度までの経過又は課題

町道小口線について、令和2年度中に残っていた840.32㎡を先行取得することができ、必要な用地の取得をすべて完了した。

3 目標又は改善策

町道小口線の整備開始に向けて、先行取得道路用地の買戻しが生じる。基金不足のため積み増しした基金を元に戻す等、適切な処理が必要となる。

4 目標又は改善策に対する取組内容

町道小口線の整備開始による先行取得道路用地の買戻し後に積み増しした基金の清算を行う。

5 成果及び評価

町道小口線先行取得道路用地及び物件補償費の買戻しを完了した。
令和元年度に基金不足のため一般会計から積み増しした基金(70,023千円)の清算を完了した。

土地取得特別会計
行政課

○収支状況

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
歳 入 総 額	266,138,549	34,922,317	231,216,232	662.1
歳 出 総 額	266,138,549	34,781,148	231,347,401	665.2
歳入歳出差引額 (A)	0	141,169	△141,169	皆減
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	0	0	0	0
実 質 収 支 (A)-(B)	0	141,169	△141,169	皆減
単 年 度 収 支	0	141,169	△141,169	皆減

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

○土地取得特別会計（土地開発基金）で所有する土地の一覧

（北保育園駐車場等用地）

所在地	地目	面積 (㎡)	取得年月日 (契約日)	取得単価 (円/㎡)	取得価格 (円)
小口下山伏92番1 (中小口二丁目614番)	雑	51.00	H25.11.20	86,220	4,397,220
小口下山伏92番9 (中小口二丁目614番)	雑	123.00	H25.11.20	86,220	10,605,060
小口下山伏92番10 (中小口二丁目614番)	雑	27.00	H25.11.20	86,220	2,327,940
小口下山伏93番1 (中小口二丁目614番)	雑	62.00	H25.11.20	86,220	5,345,640
小口下山伏93番7 (中小口二丁目614番)	雑	30.00	H25.11.20	86,220	2,586,600
小口下山伏93番8 (中小口二丁目614番)	雑	38.00	H25.11.20	86,220	3,276,360
小口下山伏94番6 (中小口二丁目614番)	雑	39.00	H25.11.20	86,220	3,362,580
小口下山伏94番7 (中小口二丁目615番)	雑	98.00	H25.11.20	86,220	8,449,560
小口下山伏94番8 (中小口二丁目614番)	雑	19.00	H25.11.20	86,220	1,638,180
計①		487.00			41,989,140

(町道役場前線道路改良用地)

所在地	地目	面積 (㎡)	取得年月日 (契約日)	取得単価 (円/㎡)	取得価格 (円)
下小口七丁目 100 番 3	田	7.57	H26. 4. 3	21,000	158,970
計②		7.57			158,970

(町道小口線道路改良用地)

所在地	地目	面積 (㎡)	取得年月日 (契約日)	取得単価 (円/㎡)	取得価格 (円)
下小口四丁目 62 番 2	畑	33.55	R 1. 11. 18	30,400	1,019,920
下小口四丁目 63 番	畑	785.93	R 1. 9. 30	30,400	23,892,272
下小口四丁目 63 番	畑	402.96	R 1. 10. 7	30,400	12,249,984
下小口四丁目 64 番 1	畑	59.83	R 2. 12. 10	30,400	1,818,832
下小口四丁目 68 番 2	田	532.92	H31. 3. 7	22,000	11,724,240
下小口四丁目 69 番 1	田	152.74	H31. 3. 22	22,000	3,360,280
下小口四丁目 69 番 2	田	628.25	H31. 3. 7	22,000	13,821,500
下小口四丁目 74 番	田	467.82	R 2. 6. 26	30,400	14,221,728
下小口四丁目 82 番 2	田	171.60	R 1. 9. 5	22,000	3,775,200
下小口四丁目 83 番 2	畑	211.06	R 1. 9. 30	30,400	6,416,224
下小口四丁目 89 番 2	畑	608.82	H31. 3. 7	30,000	18,264,600
下小口四丁目 90 番 3	畑	361.19	R 1. 7. 12	30,400	10,980,176
下小口四丁目 92 番 2	田	186.89	R 2. 12. 10	30,400	5,681,456
下小口四丁目 124 番 3	田	382.73	H31. 3. 22	22,000	8,420,060
下小口四丁目 124 番 4	田	319.71	H31. 1. 16	22,000	7,033,620
下小口四丁目 127 番 2	宅地	81.73	R 2. 6. 9	46,600	3,808,618
下小口四丁目 127 番 3	田	32.23	R 2. 2. 7	22,000	709,060
下小口四丁目 128 番 2	田	1.16	R 2. 1. 17	22,000	25,520
下小口四丁目 236 番 4	畑	6.99	H26. 4. 1	29,400	205,506
下小口七丁目 210 番 2	畑	64.21	H31. 3. 7	30,000	1,926,300
下小口七丁目 211 番	宅地	44.05	R 2. 12. 15	49,000	794,437
下小口七丁目 213 番 2	畑	79.69	R 1. 8. 30	25,000	1,992,250
下小口七丁目 213 番 5	畑	50.32	H31. 3. 7	28,500	1,434,120
下小口七丁目 213 番 6	畑	68.58	H31. 3. 7	30,000	2,057,400
下小口七丁目 213 番 7	宅地	80.11	H31. 3. 7	50,000	4,005,500
下小口七丁目 214 番 3	畑	61.30	H31. 3. 7	30,000	1,839,000
計③		5,876.37			161,477,803

(合計)

計①+②+③		6,370.94			203,625,913

会計	国際交流事業特別会計	予 算 額		1,280,000 円
		決 算 額		1,120,436 円
		財源内訳	国・県支出金	0 円
			使用料等	0 円
			繰入金	1,096,936 円
			地方債	0 円
			その他	23,500 円
			一般財源	0 円
総合計画 体 系	基本目標			
	基本政策			

1 目的

国際理解を深め、多文化共生のまちづくりを推進する。

2 令和2年度までの経過又は課題

- (1) 町内在住の外国人から日本語教室や就職に関する問い合わせが寄せられるようになり、県国際交流協会協力のもと「日本語教室ボランティア養成講座」を実施。平成26年4月から『大口町日本語教室C e r e j a カフェ』を立ち上げた。
- (2) 日本語教室の参加者が増加傾向にあり、特に児童生徒の参加者が増えてきている。開設日の増設や新たなボランティアの確保、児童生徒向けの指導方法などを検討する必要がある。
- (3) 子どもの進学、就学、生活面などの相談が増えてきているため、教育委員会や学校など関係機関と連携し途切れのない対応をしていく必要がある。
- (4) 平成31年度に子ども向け日本語教室ボランティア養成講座を実施。その養成講座の受講者により、令和2年7月に「あいうえO g u c h i」を設立。町内児童生徒を対象に、毎週木曜日に子ども向け日本語教室を開室している。
- (5) 多様な価値観をもった外国人にとって暮らしやすい多文化共生社会の実現が課題となっている一方、日本語教室等において外国籍住民のニーズを把握していく必要がある。
- (6) 平成21年度から実施している海外派遣事業は、多文化共生社会を経験し国際的視野をもつきっかけづくりの他、まちづくり活動に参加・参画できる人材発掘・育成を目的としているが、平成28年度からは国際交流事業基金を取り崩して事業を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止になったが、その間海外派遣事業の見直し期間として有識者から意見を伺い、事業内容の見直しを行った。

3 目標又は改善策

- (1) 日本語教室C e r e j aカフェやあいうえO g u c h iの活動を充実させるため、日本語教室ボランティアや多文化共生に関する事業等への協力者を増やす。
- (2) 日本語教室に参加する外国籍児童生徒が増加傾向にあること、また平成31年4月から施行した新入国管理法により、家族の帯同が可能となり、児童生徒も増加する見込みである。そのような児童生徒への日本語教育を行える環境づくりを検討し、実施に向けての整備を進めていくため、教育委員会や各学校と連携していく。
- (3) 多文化共生レインボー（NPO、ボランティアや海外派遣の参加者等）と協力して、多文化共生社会の推進に係る事業や日本語教室を充実させるために、外国人が気軽に訪問、相談できる環境づくりを継続する。

4 目標又は改善策に対する取組内容

- (1) 令和2年度から「あいうえO g u c h i」が立ち上がり、町内の日本語教室が2つになったため日本語教室ボランティア養成講座、スキルアップ講座を企画したが新型コロナウイルス感染症拡大のため令和4年度に開催延期となった。
- (2) 「あいうえO g u c h i」が安心して通うことができる居場所となるために、外国籍生徒、児童の受け入れ等に関する相談、面談、打合せを町内小中学校と行った。
- (3) 多文化共生社会の推進に係る事業として、外国籍の方向けの交通安全（自転車）教室の実施を計画していたが感染拡大のため中止した。このため別途、外国籍親子向けの交通安全教室として、J A Fボランティアグループによる交通安全音楽劇とシートベルトコンビンサー（模擬衝突体験車）を用いたシートベルトをの車両衝突体験を一般親子、あいうえO g u c h i参加者親子を対象に開催した。

5 成果及び評価

- (1) 子ども向け日本語教室「あいうえO g u c h i」については、町内小中学校と連携し、フォローが必要な児童に教室を勧奨また、学校から送迎するなど日本語教育を行える環境づくりに寄与していることは評価できる。また、日本語教育のみならず、交通ルールを学ぶ機会を設けるなど地道ながら外国人にとって暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けた活動は評価できる。

○収支状況

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増減額 （円）	増減率 （％）
歳 入 総 額	1,120,436	1,444,597	△324,161	△22.4
歳 出 総 額	1,120,436	1,444,597	△324,161	△22.4
歳入歳出差引額（A）	0	0	0	0
翌年度へ繰越すべき財源（B）	0	0	0	0
実質収支（A）－（B）	0	0	0	0
単年度収支	0	0	0	0

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

会計	国民健康保険特別会計	財源内訳	予 算 額	1,900,305,000
			決 算 額	1,837,866,853
			国・県支出金	1,259,700,804
			使用料等	54,750
			繰入金	188,077,380
			地方債	0
			その他	26,649
			一般財源	390,007,270
総合計画 体 系	基本目標			
	基本政策			

1 目的

国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な給付を行う地域の医療保険であり、国民皆保険制度として、社会保障及び地域住民の健康増進に寄与する。

2 令和２年度までの経過又は課題

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加しており、安定して持続可能な保険制度を目指す上でも、医療費の抑制が求められている。

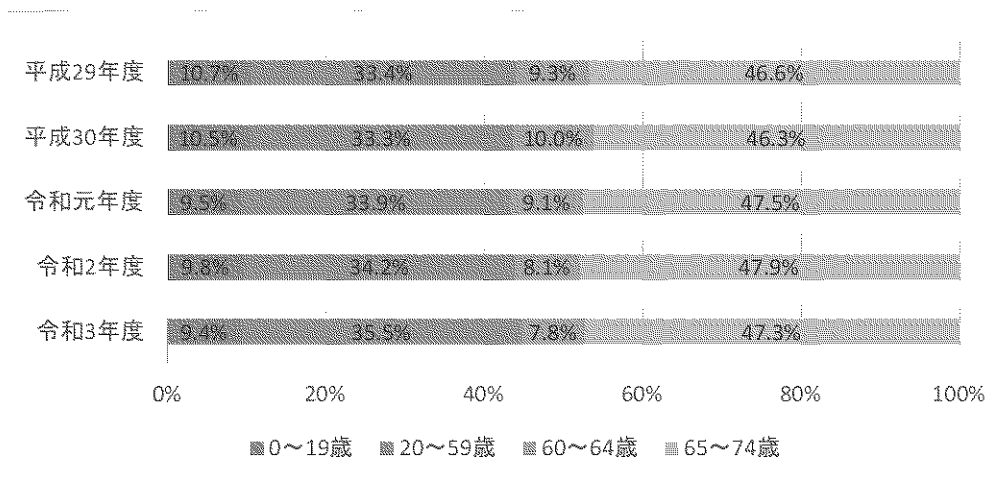
平成３０年度から愛知県との共同運営が始まったが、納付金を保険税収入では賄えず、基金の取崩しや一般会計からの繰入りに依存している状態が続いている。税率等の見直しだけでなく、医療費の適正化や収納率向上のさらなる取組が必要となっている。そのためにも、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防は不可欠であり、保健事業のさらなる充実が求められている。

(1) 国民健康保険加入状況

世帯・被保険者割合（各年度３月３１日現在）

年度	総世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	割合 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	割合 (%)
H29	9,275	2,701	29.1	23,959	4,533	18.9
H30	9,479	2,609	27.5	24,149	4,284	17.7
R1	9,596	2,549	26.6	24,203	4,094	16.9
R2	9,761	2,499	25.6	24,310	4,003	16.5
R3	9,837	2,465	25.1	24,225	3,857	15.9

年齢別被保険者の割合（各年度3月31日現在）



- 国民健康保険の被保険者については、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により146人減少し、総人口に占める被保険者の割合は15.9%となった。総世帯数に占める国保世帯数についても、25.1%と減少している。

被保険者の年齢構成比率に大きな変動はなく、60歳以上が全体の約6割を占めている。65歳から74歳までの被保険者は0.6ポイント減少したが、依然として全体の約半数を占めている状態である。

(2) 保険税の収納状況

国民健康保険税収納状況

【現年分】

(単位：円・%)

年度	調定額	収納済額		収入未済額	収納率
			過誤納金 還付未済額		
H29	429,729,800	417,224,526	0	12,505,274	97.1
H30	437,299,000	419,712,227	0	17,586,773	96.0
R1	433,868,400	418,031,477	0	15,836,923	96.3
R2	437,558,100	422,028,814	0	15,529,286	96.5
R3	427,073,000	410,750,031	0	16,322,969	96.2

【滞納分】

(単位：円・%)

年度	調定額	収納済額		不能欠損額	収入未済額	収納率
			過誤納金 還付未済額			
H29	74,710,305	24,378,266	0	1,495,950	48,836,089	32.6
H30	60,826,863	16,805,451	0	3,713,613	40,307,799	27.6
R1	57,172,622	15,210,866	0	1,826,800	40,134,956	26.6
R2	55,229,385	14,295,411	15,300	1,522,450	39,426,824	25.9
R3	54,432,110	10,916,946	0	2,617,000	40,898,164	20.1

(3) 保険給付費の状況

年度	保険給付費（円）	一人当たりの給付費（円）	平均被保険者数（人）
H29	1,371,953,692	296,960	4,620
H30	1,298,743,977	294,366	4,412
R1	1,172,445,453	279,887	4,189
R2	1,220,445,040	301,866	4,043
R3	1,215,743,161	306,928	3,961

※保険給付費は、第三者納付金等を除く保険者支払義務額

- 過去5年間の保険給付費の推移をみると、被保険者は減少が続いているものの、一人当たりの保険給付費は、令和3年度は306,928円と、増加傾向にある。

*令和2年度の保険給付費は、令和元年度と比較すると、約4,800万円増加したが、この要因は、令和元年度、医療機関から返還された約6,000万円の影響によるもので、当該返還分を差し引くと、約1,200万円の減少となる。

(4) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率 (単位：％)

年度	特定健康診査		特定保健指導	
	目標値	実績	目標値	実績
H29	60.0	47.4	60.0	19.6
H30	50.0	54.4	30.0	15.3
R1	52.0	55.8	36.0	20.7
R2	54.0	49.9	42.0	10.1
R3	56.0	48.3	48.0	15.9

※令和3年度は、令和4年3月末現在の暫定値

- 特定健康診査の受診率は、平成29年度まで50％を下回り、ほぼ横ばいの状況が続いていた。平成30年度から開始した「第3期大口町特定健康診査等実施計画」では、より実態に即した目標を再設定した上で、AI（人工知能）を活用した受診勧奨等に取り組んだ結果、受診率は前年度比7ポイント増加し、以降、同様の方法で受診勧奨を実施している。

令和3年度は人間ドック及び集団健診を実施したが、特定健康診査の受診率は48.3％（暫定値）で、令和2年度との比較では1.6ポイント減少した。

特定保健指導は、従来、実施していた戸別訪問による勧奨を控えるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあったが、実施率は15.9％（暫定値）で、令和2年度から5.8ポイント増加した。

3 目標又は改善策

(1) 保健事業の推進

第2期データヘルス計画の中間評価結果に基づく事業改善に取り組む。また、特定健診等のデータ分析を拡充し、より効果的な受診勧奨を行うことで、特定健診受診率、保健指導実施率の向上を図る。

(2) 医療費の適正化

医療費の抑制を図り、療養費抑制のためのチェック機能強化、重複多受診者への受診内容確認、長期受診の内容確認等を行い、医療費の適正化に努める。

(3) 収納率の向上

口座振替原則化の周知・推奨を徹底するとともに、スマートフォン決済等の納付機会の拡充を図る。税務課と連携した相談体制の充実や、現年度収納率向上に向けた電話納付案内を実施する。

(4) 広報啓発の推進

国保制度の周知や医療費適正化を勧奨するパンフレット等を作成・活用し、窓口対応や、納税通知書の発送時など、様々な場面で広報・啓発活動を行う。

国保財政の都道府県化に伴い、税率等の適正化に向けた検討を引き続き進めるとともに、被保険者に広く周知し、理解を求める。

(5) 税率等の適正化

大口町国民健康保険運営方針（令和3年度～令和5年度）に基づき、一般会計からの繰入及び基金取り崩し（被保険者負担の激変緩和措置）を講じながら、税率等の改正、賦課方式の見直しを行う。

4 目標又は改善策に対する取組内容

(1) 保健事業の推進

特定健診の受診履歴や結果、問診データをもとに、AIを用いて、受診勧奨対象者及びその対象者の健康意識を分析し、対象者の特性ごとに分類された通知物による受診勧奨を委託実施した。

(2) 医療費の適正化

柔道整復及び鍼灸施術の療養費について、適切に支給されているか審査するため、被保険者に対し、郵送による状況調査を実施した。その他、重症化予防、レセプト点検、医療給付情報・介護給付情報の突合審査、医療費通知（6回）、ジェネリック医薬品の差額通知（2回）等を実施し、医療費の適正化に努めた。

(3) 収納率の向上

口座振替原則化の周知・推奨を徹底するとともに、スマートフォン決済等の納付機会の拡充を図った。税務課と連携した窓口での納税相談を始め、電話及び文書による納付案内を実施した。

(4) 広報啓発の推進

国民健康保険制度や保険税率の改定の内容を周知し、医療費適正化を勧奨するパンフレット等を作成し、納税通知書の発送時に同封したり、窓口での案内で活用したりするなど、被保険者に制度を理解していただけるよう努めた。

(5) 税率等の適正化

国民健康保険税率（令和4年度改正）について、資産割額の税率の縮減及び愛知県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源確保のための税率改定を始め、地方税法の改正による未就学児に係る均等割額の一律5割の軽減措置の創設及び課税限度額の引上げに係る改正を行った。

5 成果及び評価

(1) 保健事業の推進

新型コロナウイルス感染症が感染の拡大と縮小を繰り返す中、令和3年度は、特定健康診査（個別健診、集団健診）及び人間ドックを予定どおり実施することができた。

特定健康診査は、疾病の早期発見と早期治療に繋がられるよう、引き続き効果的な受診勧奨を継続していく必要がある。一方で、特定保健指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来、実施していた戸別訪問による勧奨を控えざるを得ない状況にあるが、電話など別の方法で、対象者の健康保持を支援していく必要がある。

(2) 医療費の適正化

柔道整復及び鍼灸施術の療養費に係る状況調査では、調査選定対象基準に基づく11件の調査を行った結果、適正な施術がされていることが確認できた。

国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあるが、一人当たり医療費は県平均を上回っており、各種の取組を継続・改善し、医療費の適正化に努める必要がある。

(3) 収納率の向上

国民健康保険税の口座振替の登録率（国民健康保険税の納付方法を口座振替としている世帯の割合）は84.2%と高位を維持している（平成29年度（口座振替の原則化前）は約63%、令和2年度は83.4%）。

国民健康保険税の滞納者には、随時、電話及び窓口での納税相談を実施し、納税資力の有無や滞納原因を把握するため、個別に生活状況等の確認を行い、早期の滞納解消に向けた納税への動機づけに努めた。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全滞納者に短期被保険者証を交付・更新した。

(4) 広報啓発の推進

国民健康保険制度には、様々な手続きがあるため、被保険者に、その仕組みを理解・活用していただけるよう、ホームページ等により、分かりやすい広報に努める必要がある。

(5) 税率等の適正化

現状、厳しい状況が続く国民健康保険財政であるが、国民健康保険事業費納付金等、不足する財源には財政調整基金等を活用しつつ、保険税率等を改定し、将来にわたって安定した制度として持続していく必要がある。

○ 収支状況

(単位：円・%)

区 分	令和3年度 決算額	令和2年度 決算額	増減額	増減率
歳入総額	1,920,721,256	1,932,822,392	△12,101,136	△0.6
歳出総額	1,837,866,853	1,885,224,449	△47,357,596	△2.5
歳入歳出差引額 (A)	82,854,403	47,597,943	35,256,460	74.1
翌年度へ繰越 すべき財源 (B)	0	0	0	0.0
実質収支 (A)-(B)	82,854,403	47,597,943	35,256,460	74.1
単年度収支	35,256,460	26,301,126	8,955,334	34.0

* 単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支

(単位：円)

年度	実質収支	単年度収支	一般会計繰入金額	一人当たりの 繰入金額	財政調整基金現在高
H29	53,356,955	33,177,291	144,745,543	31,446	121,844,913
H30	33,888,033	△19,468,922	167,467,752	38,130	101,853,962
R1	21,296,817	△12,591,216	161,090,818	38,603	71,861,564
R2	47,597,943	26,301,126	152,941,002	37,894	68,861,564
R3	82,854,403	35,256,460	150,286,293	38,066	68,888,213

* 一般会計繰入金は、職員給与と事務費を含まない額

* 一人当たりの繰入金額は、一般会計繰入金額を各年度年間平均被保険者数で除した額

* 財政調整基金現在高は、各年度5月31日現在の額

(単位：人・円)

年度	平均被保 険者数 (A)	保険給付費	一人当 たり給 付費	平均被保 険者数 (B)	国保税納付額 (医療給付分)	一人当 たり納 付額	給付費に対す る国保税納付 額の割合
H29	4,620	1,371,953,692	296,960	4,603	302,001,824	65,610	22.0%
H30	4,412	1,298,743,977	294,366	4,392	296,856,428	67,590	22.9%
R1	4,189	1,172,445,453	279,887	4,173	298,649,414	71,567	25.5%
R2	4,043	1,220,445,040	301,866	4,036	304,056,851	75,336	24.9%
R3	3,961	1,215,743,161	306,928	3,948	289,507,878	73,330	23.8%

* 平均被保険者数 (A)は、国民健康保険事業状況報告書に基づく3月から翌年2月の平均被保険者数

* 平均被保険者数 (B)は、各年度年間平均被保険者数

* 保険給付費は、第三者納付金等を除く保険者支払義務額

* 国保税納付額は、後期高齢者支援金分・介護納付金分を含まない医療給付費分の額

○歳入歳出決算額

(1) 歳 入

(単位：円・%)

区 分	令和3年度 決算額	令和2年度 決算額	増減額	増減率	被保険者1人(世帯)当たり	
					令和3年度	令和2年度
1 国民健康保険税	421,666,977	436,324,225	△14,657,248	△3.4	106,805 (169,412)	108,108 (172,597)
2 使用料及び手数料	54,750	67,950	△13,200	△19.4	14 (22)	17 (27)
3 国庫支出金	854,000	10,228,000	△9,374,000	△91.7	216 (343)	2,534 (4,046)
4 県支出金	1,258,846,804	1,262,938,313	△4,091,509	△0.3	318,857 (505,764)	312,918 (499,580)
5 財産収入	26,649	0	26,649	皆増	7 (11)	0 (0)
6 繰入金	188,077,380	192,987,211	△4,909,831	△2.5	47,639 (75,563)	47,816 (76,340)
7 繰越金	47,597,943	21,296,817	26,301,126	123.5	12,056 (19,123)	5,277 (8,424)
8 諸収入	3,596,753	8,979,876	△5,383,123	△59.9	911 (1,445)	2,225 (3,552)
歳 入 合 計	1,920,721,256	1,932,822,392	△12,101,136	△0.6	486,505 (771,684)	478,896 (764,566)

* 令和2年度年間平均被保険者数 4,036 人 世帯数 2,528 世帯

* 令和3年度年間平均被保険者数 3,948 人 世帯数 2,489 世帯

(2) 歳 出

(単位：円・％)

区 分	令和3年度 決算額	令和2年度 決算額	増減額	増減率	被保険者1人(世帯)当たり	
					令和3年度	令和2年度
1 総務費	38,027,887	45,240,159	△7,212,272	△15.9	9,632 (15,278)	11,209 (17,896)
2 保険給付費	1,215,897,559	1,225,949,118	△10,051,559	△0.8	307,978 (488,508)	303,753 (484,948)
3 国民健康保険事業費納付金	554,826,896	589,220,763	△34,393,867	△5.8	140,534 (222,912)	145,991 (233,078)
4-1 特定健康診査等 事業費	20,989,139	20,691,041	298,098	1.4	5,316 (8,433)	5,127 (8,185)
4-2 保健事業費	6,649,273	2,176,912	4,472,361	205.4	1,684 (2,671)	539 (861)
5 基金積立金	26,649	0	26,649	皆増	7 (11)	0 (0)
6 諸支出金	1,449,450	1,946,456	△497,006	△25.5	367 (582)	482 (770)
歳 出 合 計	1,837,866,853	1,885,224,449	△47,357,596	△2.5	465,518 (738,396)	467,102 (745,738)

* 令和2年度年間平均被保険者数 4,036 人 世帯数 2,528 世帯

* 令和3年度年間平均被保険者数 3,948 人 世帯数 2,489 世帯

○保険給付等の状況

(単位：円・％)

年 度		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
科 目		金 額	金 額		
一 般	療養給付費	1,056,068,227	1,050,770,660	5,297,567	0.5
	療養費等	11,880,554	12,297,772	△417,218	△3.4
	高額療養費	138,442,842	147,839,009	△9,396,167	△6.4
	高額介護合算	170,000	66,273	103,727	156.5
	移送費	0	0	0	0.0
	小 計	1,206,561,623	1,210,973,714	△4,412,091	△0.4
退 職	療養給付費	0	0	0	0.0
	療養費等	0	0	0	0.0
	高額療養費	0	0	0	0.0
	高額介護合算	0	0	0	0.0
	移送費	0	0	0	0.0
	小 計	0	0	0	0.0
審査支払手数料		3,355,845	3,296,515	59,330	1.8
出産育児一時金		4,202,100	4,651,040	△448,940	△9.7
葬祭費		1,500,000	1,400,000	100,000	7.1
傷病手当金		123,593	123,771	△178	△0.1
合 計		1,215,743,161	1,220,445,040	△4,701,879	△0.4
特定健康診査等事業		20,989,139	20,691,041	298,098	1.4
保健事業費		6,649,273	2,176,912	4,472,361	205.4

*療養給付費・療養費等・高額療養費は、第三者納付金等を除く支払い保険者支払義務額

会計	後期高齢者医療特別会計		予 算 額		365,163,000 円
			決 算 額		349,023,193 円
			財 源 内 訳	国・県支出金	0 円
				使用料等	5,950 円
				繰入金	44,038,648 円
				地方債	0 円
				その他	294,404,945 円
				一般財源	10,573,650 円
総合計画 体 系	大分類				
	小分類				

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療については、従来の医療保険制度から独立させ、運営主体を全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度が始まった。

この医療制度は、超高齢化社会、高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また、老人保健制度では、現役世代と高齢者世代の世代間の負担の不透明が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的としている。

○後期高齢者医療制度の医療費負担の内訳

患者 負担	公費 約5割 【国：都道府県：市町村＝4：1：1】		
	保険料 約1割	後期高齢者支援金（保険者拠出） 約4割	

2 令和2年度までの経過又は課題

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、令和2年度及び令和3年度の医療給付費等の財源に充てるため、令和2年度に保険料率が改定された。また、国の基準に合わせ、保険料賦課限度額を62万円から64万円に、被保険者均等割額の軽減制度における5割軽減及び2割軽減の基準がそれぞれ令和2年度から改定された。

後期高齢者医療制度が適正かつ安定して持続可能な運営ができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合の事務である資格管理や給付の適正化の推進に協力し、保険料の収納率向上を図っている。特に、年齢到達により新規加入された方には、後期高齢者医療制度の十分な啓発と丁寧な説明に努めている。また、新規加入者となる国民健康保険税滞納者が年々増加していることから、収納対策の強化が求められる。

3 目標又は改善策

後期高齢者医療制度に対する理解のため、年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、窓口での説明、広報誌等を通じ、被保険者に制度の周知を図る。

また、普通徴収の方への口座振替の勧奨や、税務課収納グループと連携した定期的な催告の実施等の収納対策により、保険料の収納率の向上を図る。

4 目標又は改善策に対する取組

被保険者証や保険料額決定通知書の発送時に、パンフレット等を同封し、後期高齢者医療の制度概要を周知した。また、75歳に到達し、新たに同制度に加入した方には、年金からの保険料の納付が始まるまでに6か月程度かかることや口座振替の手続きなど、保険料の納付方法に関するリーフレットを被保険者証等の発送時に同封した。

保険料が未納となっている被保険者に対し、納付相談を行い、被保険者の状況に応じた収納対策に取り組み、税務課収納グループと連携し、定期的な催告等を実施した。

愛知県後期高齢者医療広域連合の条例等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置（保険料の減免、傷病手当金の支給）の申請手続きを行った。

5 成果及び評価

窓口や電話での後期高齢者医療制度に加入する方から寄せられる質問、相談等に対する説明、新たに同制度に加入した方に向けたリーフレットの送付により、適切に対応することができた。

保険料の収納関係では、保険料の未納の案内文書の送付の他、口座振替の勧奨を行ったが、現年分の普通徴収保険料の収納率は99.3%で0.3ポイント、滞納繰越分保険料の収納率は39.4%で10.5ポイント、いずれも減となった。

後期高齢者医療制度では、保険料が制度の安定的な運営に欠かせない財源であり、被保険者間の負担の公平性という観点からも、収納率の一層の向上や滞納を未然に防ぐため、引き続き、同制度の周知等に努めながら、税務課と情報を共有し、協力しながら収納事務を進めていく。

○収支状況

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増減額 （円）	増減率 （％）
歳 入 総 額	350,122,143	341,278,403	8,843,740	2.6
歳 出 総 額	349,023,193	331,484,453	17,538,740	5.3
歳入歳出差引額 (A)	1,098,950	9,793,950	△8,695,000	△88.8
翌年度へ繰越すべき財源 (B)	0	0	—	—
実 質 収 支 (A)－(B)	1,098,950	9,793,950	△8,695,000	△88.8
単 年 度 収 支	△8,695,000	8,839,200	△17,534,200	△198.4

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

後期高齢者医療特別会計
戸籍保険課

○歳入歳出決算額

(1) 歳入

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)
1 後期高齢者医療保険料	295,609,395	298,594,300	△2,984,905	△1.0
2 使用料及び手数料	5,950	7,250	△1,300	△17.9
3 繰入金	44,038,648	41,622,303	2,416,345	5.8
4 繰越金	9,793,950	954,750	8,839,200	925.8
5 諸収入	674,200	99,800	574,400	575.6
歳入合計	350,122,143	341,278,403	8,843,740	2.6

(2) 歳出

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	348,394,643	331,324,353	17,070,290	5.2
(1)保険料、延滞金	294,410,895	288,682,000	5,728,895	2.0
(2)保険基盤安定負担金	44,038,648	41,622,303	2,416,345	5.8
(3)保険料負担金精算金	959,300	1,020,050	△60,750	△6.0
(4)保険料(令和2年度分)	8,985,800	0	8,985,800	皆増
2 諸支出金	628,550	160,100	468,450	292.6
歳出合計	349,023,193	331,484,453	17,538,740	5.3

○被保険者の状況（各年度３月３１日現在）

（単位：人）

区分 年度	65歳～74歳	75歳以上	計
令和３年度	112	2,946	3,058
令和２年度	116	2,858	2,974

○保険料収納状況

区 分		調 定 額 (円)	収入済額 (円)	過誤納金還付 未済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
現 年 分	特別徴収	163,803,600	163,806,100	2,500		0	100.0
	普通徴収	132,366,800	131,436,550	0		930,250	99.3
	計	296,170,400	295,242,650	2,500		930,250	99.7
滞納繰越分		931,550	366,745	0	246,300	318,505	39.4

○一人当たり医療給付費

区分	令和３年度 (円)	令和２年度 (円)	増減額 (円)	増減率 (%)
愛知県全体	872,202	843,735	28,467	3.4
大口町	804,940	788,435	16,505	2.1

後期高齢者医療特別会計
戸籍保険課

○保険給付費の状況

区 分		令和3年度 金額（円）	平成2年度 金額（円）	増減額 （円）	増減率 （％）
一般 （9割）	療 養 給 付 費	2,066,013,225	1,990,545,855	75,467,370	3.8
	訪問看護療養費	46,472,067	32,442,876	14,029,191	43.2
	療 養 費	21,834,897	19,744,694	2,090,203	10.6
	高 額 療 養 費	76,190,568	70,734,250	5,456,318	7.7
	外来年間合算療養費	1,110,336	992,776	117,560	11.8
	高額介護合算療養費	1,593,009	1,598,448	△5,439	△0.3
	移 送 費	0	0	—	—
	小計	2,213,214,102	2,116,058,899	97,155,203	4.6
現役 （7割）	療 養 給 付 費	184,146,761	184,811,987	△665,226	△0.4
	訪問看護療養費	1,058,729	759,689	299,040	39.4
	療 養 費	2,760,597	2,505,778	254,819	10.2
	高 額 療 養 費	24,264,816	23,940,395	324,421	1.4
	高額介護合算療養費	645,050	170,904	474,146	277.4
	移 送 費	0	0	—	—
	小計	212,875,953	212,188,753	687,200	0.3
葬 祭 費		7,900,000	7,750,000	150,000	1.9
合 計		2,433,990,055	2,335,997,652	97,992,403	4.2
療養給付費負担金		189,371,000	183,855,000	5,516,000	3.0
前年度療養給付費 負担金精算金		0	0		

※大口町の後期高齢者医療加入者に係る医療費の1／12は、市町村負担分として、一般会計（福祉医療費）から愛知県後期高齢者医療広域連合に納付している。

会計	介護保険特別会計	予 算 額		1,328,377,000 円
		決 算 額		1,294,791,619 円
		財 源 内 訳	国・県支出金	439,062,065 円
			使用料等	13,800 円
			繰入金	217,028,891 円
			地方債	0 円
			その他	638,686,863 円
			一般財源	0 円
総合計画 体 系	基本目標			
	基本政策			

1 目的

「みんな元気！いつまでも自分らしく暮らせる支え合いのまち大川」を基本理念に、だれもが、いつまでも住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活を送り、介護が必要な状態になっても、互いに支え合いながら、自身が持つ能力を活かし、自らの望む生活を続けられる地域社会の構築を目指す。

2 令和2年度までの経過又は課題

年齢別人口の推移（各年度3月31日現在）

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総人口（外国人含む）（人）	24,225	24,310	24,203
40歳以上65歳未満人口（人）	7,853	7,798	7,741
比 率（％）	32.4	32.1	32.0
第1号被保険者数（65歳以上）（人）	5,538	5,508	5,460
比 率（％）	22.9	22.7	22.6
上記のうち75歳以上（人）	2,912	2,814	2,755
比 率（％）	12.0	11.6	11.4
認定者数（人）	746	686	658
うち第2号被保険者数（人）	22	16	14
認 定 率（％）	13.1	12.1	11.8

※比率：総人口に占める割合。

※認定率：第1号被保険者に占める第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合。

介護保険制度は、少子高齢化の進展や家庭環境・社会状況の変化による介護における課題を社会全体で支え合う仕組みであり、市町村は、介護保険法により、3年を1期と

する「介護保険事業計画」を策定し、事業の適切な運営と介護サービスの基盤整備を計画的に進めることとされている。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の初年度であった。

3 目標又は改善策

介護保険料の未納者を増やさないよう、継続して、保険料の口座振替を勧奨する。長期末納者へ催告書等を送付し、滞納保険料の徴収率向上を図る。

認知症支援チームにおいて、見守り対象者の状況を整理するとともに、個別事例等を通し、今後増えると想定される新たな支援者のアプローチ方法等支援策の体制を整える。また、認知症の症状が見られる方に対し、地域における見守りや支援を強化するため、サポーター養成講座や認知症高齢者徘徊搜索訓練を実施する。

通所型サービスB事業の実施に向け、生活支援コーディネーターと連携し、地域自治組織の協力を得ながら、協議の場を復活させる。

給付実績に基づいた適正化事業関係の帳票を活用し、保険者から確認や指導を行うことでケアマネジャーの資質向上に力を入れる。また、介護予防ケアプラン等を確認し、地域で暮らす対象者が抱える課題を地域ケア会議で話し合い、対応できる体制づくりを関係機関とともに進めていく。

4 目標又は改善策に対する取組内容

過年度分の保険料を始めとする滞納保険料の徴収率向上のため、長期末納者に対して催告状を送付し、納付を促した。また、催告状に回答がなかった方には、未納案内と差押予告書を送付した。

認知症支援チームが毎月開催している『チーム員会議』において、対象となる方やその家族に対し、多様な視点から支援を進めている。

住民主体による『見守り・支え合いの地域づくり』の実現に向け、第2層生活支援コーディネーターと連携し、地域自治組織の福祉部会を中心に、『地域包括ケアの体制づくり』をテーマにした研修会や意見交換会を継続実施している。また、他地域の現状を共有するため、『(仮称)生活支援コーディネーター戦略会議』を立ち上げた。

地域包括支援センターを中心に、個別ケア会議を定期開催できるよう準備を進めるとともに、愛知県介護予防アドバイザー派遣事業を活用して『自立支援型地域ケア会議』の立ち上げに向け、デモ会議等の開催に着手した。

5 成果及び評価

介護保険料の未納者及び滞納家庭に対し、本人や家族との協議を進める中で、分割納付を約束する『納付確約書』の提出を求めるなど、保険料滞納金額の抑制に努めることができている。

認知症の症状が見られる高齢者が増加する中、地域内においては、対象者の変化を受け止められず、混乱する家族や友人の状況も見受けられる。改めて、『認知症サポーター養成講座』等を開催することで、認知症についての正しい理解と適切な対応ができる地域住民を増やすとともに、『チームオレンジ』の設置に備える必要がある。

1 収支状況（各年度3月31日現在）

区 分	令和3年度 決算額（円）	令和2年度 決算額（円）	増 減 額 （円）	増減率 （％）
歳 入 総 額	1,303,342,977	1,220,207,907	83,135,070	6.8
歳 出 総 額	1,294,791,619	1,212,580,774	82,210,845	6.8
歳入歳出差引額 (A)	8,551,358	7,627,133	924,225	12.1
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	0	0	0	0.0
実 質 収 支 (A)－(B)	8,551,358	7,627,133	924,225	12.1
単 年 度 収 支	924,225	5,066,860	△4,142,635	—

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

区分 年度	実 質 収 支 （円）	単 年 度 収 支 （円）	5月末現在介護給付 費準備基金（円）
R1	2,560,273	△16,276,840	122,874,306
R2	7,627,133	5,066,860	112,874,306
R3	8,551,358	924,225	112,920,098

区分 年度	第1号被保険者数 （人）	介護保険料調定額 （円）	一人当たり保険料 （円）
R1	5,460	272,190,600	49,852
R2	5,508	274,798,950	49,891
R3	5,538	313,751,250	56,654

区分 年度	認 定 者 数 （人）	介護保険給付費 （円）	一人当たり給付費 （円）
R1	658	1,023,445,607	1,555,388
R2	686	1,076,224,358	1,568,840
R3	746	1,152,371,980	1,544,735

2 歳入歳出決算額

(1) 歳入

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
1 介 護 保 険 料	310,876,450	271,834,300	39,042,150	14.4
2 使用料及び手数料	13,800	13,500	300	2.2
3 国 庫 支 出 金	263,356,226	240,683,020	22,673,206	9.4
4 支 払 基 金 交 付 金	324,095,000	309,327,250	14,767,750	4.8
5 県 支 出 金	175,705,839	170,182,957	5,522,882	3.2
6 財 産 収 入	45,792	0	45,792	皆増
7 繰 入 金	217,028,891	218,080,770	△1,051,879	△0.5
8 繰 越 金	7,627,133	2,560,273	5,066,860	197.9
9 諸 収 入	4,593,846	7,525,837	△2,931,991	△39.0
歳 入 合 計	1,303,342,977	1,220,207,907	83,135,070	6.8

(2) 歳出

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
1 総 務 費	47,389,978	54,505,892	△7,115,914	△13.1
(1)総 務 管 理 費	35,195,390	43,413,720	△8,218,330	△18.9
(2)介護認定審査会費	12,194,588	11,092,172	1,102,416	9.9
2 保 険 給 付 費	1,152,371,980	1,076,224,358	76,147,622	7.1
3 地 域 支 援 事 業 費	80,293,771	77,401,022	2,892,749	3.7
4 基 金 積 立 金	45,792	0	45,792	皆増
5 諸 支 出 金	14,690,098	4,449,502	10,240,596	230.2
歳 出 合 計	1,294,791,619	1,212,580,774	82,210,845	6.8

3 介護保険料の状況

(1) 各徴収段階別人数表（各年度3月31日現在）

令和3年度				令和2年度			
段階	年間保険料 (円)	対象者 (人)	割合 (%)	段階	年間保険料 (円)	対象者 (人)	割合 (%)
1	13,700	512	9.0	1	15,700	472	8.6
2	22,000	360	6.3	2	25,400	320	5.8
3	35,800	291	5.1	3	32,700	283	5.2
4	44,000	745	13.1	4	38,800	784	14.3
5	55,100	1,051	18.4	5	48,500	985	18.0
6	66,100	1,112	19.5	6	58,200	1,064	19.5
7	68,800	747	13.1	7	60,600	670	12.2
8	82,600	414	7.3	8	72,700	403	7.4
9	88,100	137	2.4	9	77,600	266	4.9
10	96,400	149	2.6				
11	99,100	55	1.0	10	84,800	133	2.4
12	104,600	29	0.5				
13	110,200	44	0.8	11	89,700	91	1.7
14	115,700	21	0.4				
15	121,200	35	0.6				
合 計		5,702	100.0	合 計		5,471	100.0

**介護保険特別会計
健康生きがい課**

(2) 保険料収納状況

令和2年度		調 定 額 (円)	収入済額 (円)		不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収 納 率 (%)
				過誤納金還付 未済額 (円)			
現 年 分	特別徴収	254,602,500	254,602,500	0		0	100.0
	普通徴収	17,331,900	16,307,100	0		877,100	94.5
	計	271,934,400	271,057,300	0	0	877,100	99.7
滞納繰越分		2,864,550	777,000	0	553,800	1,533,750	27.1
令和3年度		調 定 額 (円)	収入済額 (円)		不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収 納 率 (%)
				過誤納金還付 未済額 (円)			
現 年 分	特別徴収	292,048,900	292,059,500	10,600		0	100.0
	普通徴収	19,291,500	18,308,800	0		982,700	94.9
	計	311,340,400	310,368,300	10,600	0	982,700	99.7
滞納繰越分		2,410,850	508,150	0	357,000	1,545,700	21.1

4 介護認定の状況

(1) 要介護認定申請件数

区 分	令和3年度		令和2年度	
申請内訳	件 数 (件)	割 合 (%)	件 数 (件)	割 合 (%)
新 規	251	30.9	231	39.1
変 更	53	6.5	45	7.6
更 新	508	62.6	315	53.3
合 計	812	100.0	591	100.0

介護認定審査会実施状況

開催回数 月2回(延べ実施回数24回)

(2) 要介護度別認定受給者数（各年度3月31日現在）

区 分	令和3年度					令和2年度	
	施設 (人)	地域密着 (人)	在宅 (人)	合計 (人)	割合 (%)	合計 (人)	割合 (%)
要支援1	0	1	39	40	6.0	36	5.8
要支援2	0	0	44	44	6.6	46	7.4
要介護1	9	15	142	166	24.7	140	22.4
要介護2	12	13	132	157	23.4	127	20.3
要介護3	34	6	83	123	18.3	122	19.5
要介護4	29	2	41	72	10.7	88	14.1
要介護5	31	4	34	69	10.3	66	10.5
合 計	115	41	515	671	100.0	625	100.0
		認定者	746 人	受給率	89.9%	受給率	91.1%

5 介護保険サービス等利用状況

(1) 居宅介護サービス

区 分		延件数 (件)	延日数 (日)	給付額 (円)	割 合 (%)	増減率 (%)
訪問系	訪 問 介 護	1,331	23,241	124,614,362	16.2	31.1
	訪 問 入 浴 介 護	125	592	7,235,393	0.9	8.2
	訪 問 看 護	576	4,881	24,378,928	3.2	39.4
	訪 問 リ ハ ビ リ	444	2,869	13,865,159	1.8	△0.2
通所系	通 所 介 護	2,348	28,364	213,049,142	27.7	7.1
	通 所 リ ハ ビ リ	1,199	11,465	91,290,109	11.9	4.0
短期入所系	短期入所生活介護	630	6,905	56,186,160	7.3	△17.2
	短期入所療養介護	36	353	3,552,928	0.5	13.7
福 祉 用 具 貸 与		4,243	123,961	47,724,771	6.2	14.4
居 宅 療 養 管 理 指 導		2,565	5,306	17,405,675	2.3	23.1
特定施設入所者生活介護		83	2,427	13,151,856	1.7	69.3
特 定 診 療 費		0	0	0	—	—
認知症対応型共同生活介護		200	5,959	51,212,869	6.6	4.4
認知症対応型通所介護		111	994	8,885,457	1.1	35.3
小規模多機能型居宅介護		0	0	0	—	—
地域密着型通所介護		216	1,816	15,316,791	2.0	△12.1
居 宅 介 護 支 援		5,680		75,388,821	9.8	12.6
福 祉 用 具 購 入		65		1,529,396	0.2	46.5
住 宅 改 修		55		4,522,422	0.6	28.8
合 計		19,907		769,310,239	100.0	10.1

(2) 施設サービス

区 分	延人数 (人)	延日数 (日)	給付額 (円)	割 合 (%)	増減率 (%)
介護老人福祉施設	848	24,503	214,992,433	64.4	13.2
介護老人保健施設	467	13,405	115,117,658	35.4	△13.0
介護療養型医療施設	1	5	65,504	0.1	皆増
特 定 診 療 費	1	0	2,790	0.1	皆増
合 計	1,317	37,913	330,178,385	100.0	2.5

(3) 特定入所者介護サービス

区 分	延件数 (件)	延日数 (日)	給付額 (円)	増減率 (%)
特定入所者介護サービス費	737	18,923	21,515,265	△15.9
特定入所者介護予防サービス費	0	0	0	—
合 計	737	18,923	21,515,265	△15.9

(4) 高額介護サービス

区 分	件 数 (件)	給付額 (円)	増減率 (%)
高額介護サービス費	1,905	22,738,349	4.5

(5) 高額医療合算介護サービス

区 分	件 数 (件)	給付額 (円)	増減率 (%)
高額医療合算介護サービス費	118	3,897,672	20.1

(6) 市町村特別給付

区 分	件 数 (件)	給付額 (円)	増減率 (%)
介護用品購入支援費	246	2,294,715	0.5
介護保険在宅サービス利用支援費	272	1,709,300	10.5
合 計	518	4,004,015	4.6

6 介護予防対象者把握事業

要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者を把握し、早期に対処することにより、要支援・要介護状態の発生をできる限り防ぐことを目的に実施している。

(1) 介護予防把握事業対象者及び生活機能チェックリスト該当項目

	令和3年度		令和2年度	
介護予防把握事業対象者	71 人		62 人	
65 歳以上人口に占める割合	1.3%		1.1%	
該当項目	該当者 (延人数)	割 合 (%)	該当者 (延人数)	割 合 (%)
運動器の機能向上	37	52.1	74	76.3
栄養改善	3	4.2	1	1.0
口腔機能の向上	19	26.8	34	35.1
閉じこもり予防・支援	6	8.5	11	11.3
認知症予防・支援	50	70.4	35	36.1
うつ病予防・支援	36	50.7	47	48.5
合 計	151		202	

(2) 介護予防把握事業対象者把握経路

(単位：人)

区 分	男 性	女 性	合 計
本人・家族からの相談	23	48	71
郵送による生活機能チェック	0	0	0
介護認定非該当者	0	0	0
合 計	23	48	71

(3) 通所型サービスC事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

ア 運動機能向上教室 軽費老人ホーム一期一会荘に委託

(ア) 委託料 2, 272, 600円

(イ) 内 容 週2回（月・木） 午後1時30分から3時まで
健康チェック、口腔チェック、嚥下体操、体力測定、歌、
運動、頭の体操など

(ウ) 参加人数 22人（男性7人、女性15人） 延べ726回

イ 認知機能向上教室 大口ケアセンターあかりに委託

(ア) 委託料 2, 676, 800円

(イ) 内 容 週2回（火・金） 午後1時30分から3時まで
健康チェック、口腔チェック、嚥下体操、唾液腺マッサージ、
歌、運動、頭の体操など

(ウ) 参加人数 24人（男性8人、女性16人） 延べ735回

7 地域での介護予防事業

地域包括支援センターとともに介護予防の普及・啓発を行った。

(1) 地域での介護予防

団体名	実施場所、内容	参加者数
余野千歳会	尾北医師会在宅医療介護出前講座 【脳トレ体操】	28人
下小口ちとせ会	下小口学習等共同利用施設 【コロナ禍での生活 現状と対策 ～具体的に気を付けること～】	19人
さつきちとせ会	さつきヶ丘防災センター 【頭と身体のレクリエーション】	32人

(2) いきいき100歳体操

実施地区等	実施場所	延べ参加者数
豊田 どんぐりころころ	豊田学習等共同利用施設	323人
垣田 若葉会	大口住宅集会室	45人
外坪 いきいき100S	外坪学習等共同利用施設	148人
下小口	下小口学習等共同利用施設	171人
一期一会荘	軽費老人ホーム大口一期一会荘	859人
太郎と花子	住宅型有料老人ホーム太郎と花子	373人

(3) いきいきカード交付

ア 交付人数 258人

イ 助成回数 トレーニングセンター 8,898回(2,758,380円)
温水プール 2,403回(504,630円)

(4) 認知症サポーター養成講座

実施日時・場所等	対象者等	参加者数
令和3年6月8日(水) 健康文化センター	大口町新規採用職員等	4人
令和3年12月7日(火) 健康文化センター	健康推進員	37人

8 包括的支援事業

(1) 家族介護者教室

実施日時・場所等	内容等	参加者数
令和3年10月21日(木) 健康文化センター	「家庭介護におけるトラブルと応急手当の基礎知識」 講師：飯島 佳代氏 日本福祉大学中央福祉専門学校 介護福祉科 教員	26人

(2) 在宅医療・介護連携事業

同職種の連携を深める機会として、通所系サービス、訪問系サービス、介護支援専門員の連絡会を定期的を開催するとともに、多職種連携の取り組みとして、合同意見交換会を毎年実施している。新型コロナウイルス感染症予防のため、令和3年度は、集合型による研修会や意見交換会を最小限とした。

9 任意事業

(1) 高齢者福祉協力員活動(活動費938,887円)

ふれあいオレンジ及び慰労品の配布(年1回) 延べ配布数 285件

介護者慰労会 新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度は未実施。

(2) グループホーム家賃等助成(延べ119件 助成額4,036,800円)

町内のグループホーム利用者のうち、介護保険特定入所者介護サービス受給対象者になり得る方に対し、部屋代・食事代等の利用料助成を行った。

会計	公共下水道事業特別会計	予 算 額		885,923,000 円
		決 算 額		857,426,192 円
		財源内訳	国・県支出金	35,800,000 円
			使用料等	351,387,630 円
			繰入金	368,094,753 円
			地方債	57,000,000 円
			その他	45,143,809 円
一般財源		0 円		
総合計画 体 系	基本目標	3	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する	
	基本政策	2	生活基盤	

1 目的

公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 令和2年度までの経過又は課題

○公共下水道運営管理事業

- ・令和2年度末現在の大口町における下水道普及率は、96.2%、水洗化率は、83.1%で、それぞれの数値を向上させる必要があり、特に水洗化については、広報による周知、ダイレクトメール等により、未接続者への理解を求めていく必要がある。
- ・平成26年度に農業集落排水施設の公共下水道への編入にかかる、国及び愛知県の事前同意が得られたことから、令和2年4月編入に向けたスケジュールを策定され、そのスケジュールに沿った法手続きが、平成29年度に完了し、令和2年3月に流域下水道幹線への接続が完了した。
- ・地下水位が高い時期に不明水が増加するため対策が必要である。
- ・下水道事業における経理内容の明確化、透明性の向上を図るため、人口3万人以上の団体は令和2年4月までに公営企業会計への移行が義務付けされた。また、人口3万人未満の団体についても令和6年度までに移行する旨の国の指導があることから、制度を理解するとともに令和5年度を目標に移行できるよう作業を進める。
- ・適正な下水道事業の継続を実現するために、平成30年度にストックマネジメント計画の策定を行ったので、計画に基づく点検と修繕を行うことで、施設の長寿命化を図る。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、点検と修繕を行っているが、その結果や状況等を的確に管理し効果的に進めていく必要がある。
- ・事業の経営健全化を図るため、下水道使用料改定の検討が必要である

○公共下水道建設事業

- ・平成26年1月に国から示された「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、愛知県が策定した「全県域污水適正処理構想」により、令和7年度末までに下水道整備を概成するよう求められており、計画的に整備を行う必要がある。
- ・五条川左岸処理区は、事業認可区域326haの内310.9ha、また五条川右

岸処理区は事業認可区域339haの内322.1haの整備が完了した。今後は、未整備の五条川右岸処理区の竹田地区の一部と、五条川左岸処理区の整備済み区域に隣接する家屋等の整備が必要である。

・国道41号の6車線化に伴い、占用物件である下水道施設の支障移転工事を行った。

3 目標又は改善策

○公共下水道運営管理事業

- ・水洗化率向上のため、広報やふれあいまつり等での周知、啓発活動を行い、未接続者に早期接続を促す。
- ・不明水対策として調査、修繕工事を行う。
- ・企業会計への移行に向け、会計制度の理解を深めることと、資産台帳整理を行い、会計システムの導入に向けた準備を行う。
- ・ストックマネジメント計画に基づく管きょ調査を実施する。
- ・ストックマネジメント計画に基づく点検と修繕の結果や状況等を的確に管理するため、下水道維持管理システムの構築を進める。
- ・下水道使用料改定の検討を進める。

○公共下水道建設事業

- ・令和7年度末概成に向け、竹田地区において下水道管整備工事を施工する。
- ・五条川左岸処理区の整備済み区域に隣接する家屋等の整備をするため、事業計画の変更を行う。

4 目標又は改善策に対する取組内容

○公共下水道運営管理事業

- ・水洗化率向上のための周知、啓発は、ふれあいまつりはコロナ禍で中止になったが、広報誌、未接続世帯への啓發文書郵送（353件）を行った。また、一部未接続者への戸別訪問も実施し早期接続のPRを行った。
- ・不明水調査は、ストックマネジメント計画に基づき管きょ調査を実施した。
- ・公営企業法適用に向け、資産台帳整理にともなう工事台帳の整理を行い、導入する会計システムを決定した。
- ・下水道台帳の更新時に下水道維持管理システムの構築を行った。
- ・不明水対策については、管きょ更生工法により余野地区及び河北地区の管きょ補修工事を実施した。
- ・下水道事業経営審議会を開催し、健全な下水道事業経営を行っていくため、下水道使用料金の改定案を作成した。

○公共下水道建設事業

- ・竹田地区において下水道管敷設工事を実施した。また令和4年度施工を予定している、竹田地区（2期）の県道協議を行った。
- ・竹田地区の整備が間もなく完了することから、引き続き五条川左岸の整備を進めていくため、事業計画の期間延伸を行った。

5 成果及び評価

○公共下水道運営管理事業

- ・啓發文書を郵送した未接続者の排水設備確認申請（接続申し込み）が17件あった。今後も地区を分けて文書による啓発を行っていきたい。
- ・整備時期が古い五条川左岸の管きょ調査を行い、不良箇所を把握することができた。

ので、順次修繕を実施したい。

- ・企業会計移行に必要な条例改正のため、関係部署との協議を進めるとともに、導入する会計システムを決定したことから、令和4年度予算を基にシミュレーションを行うことができるようになった。これを参考に令和5年度の移行を目指していきたい。

- ・下水道維持管理システムを構築したことにより、管きょ調査結果、補修履歴の管理が効率的にできるようになった。情報を蓄積、活用することで効果的な修繕を行うことができる。また、今後改築を行う際には、施設、維持管理情報がシステムにより管理されていることが、国の交付金の要件になるので、交付金を活用して事業を進めていきたい。

- ・余野地区、河北地区は不明水が多く確認されていたことから、今後地下水位が高い時期に補修工事の効果を確認したい。また良好な結果が得られれば、同工法により不明水削減を進めていく。

- ・下水道使用料改定案ができたことから、今後条例改正を行い、健全な下水道事業経営とすることで、一般会計からの繰入金削減を目指していきたい。

○公共下水道建設事業

- ・昨年度に引き続き、竹田地区の下水道管理設工事を実施したことで、令和4年度で竹田地区の整備が完了し供用できる見込みとなった。

- ・竹田地区の整備完了により、五条川右岸の面整備完了が見込まれる。今後は五条川左岸の未整備地区の整備を進めていきたい。（令和4年度に詳細設計を実施予定）

- ・令和7年度末までの下水道施設の概成（10年概成）を目指したい。

公共下水道事業特別会計
建設課

○収支状況

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
歳 入 総 額	857,426,192	1,025,466,636	△168,040,444	△16.4
歳 出 総 額	857,426,192	1,025,466,636	△168,040,444	△16.4
歳入歳出差引額(A)	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	0	0	0	0
実質収支(A)-(B)	0	0	0	0
単 年 度 収 支	0	0	0	0

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

○歳入歳出決算額

(1) 歳入

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
1 分担金及び負担金	27,006,260	51,052,100	△24,045,840	△47.1
2 使用料及び手数料	351,387,630	302,938,533	48,449,097	16.0
3 国庫支出金	35,800,000	54,575,000	△18,775,000	△34.4
4 繰 入 金	368,094,753	485,102,476	△117,007,723	△24.1
5 諸 収 入	18,049,135	22,198,527	△4,149,392	△18.7
6 町 債	57,000,000	109,600,000	△52,600,000	△48.0
7 財 産 収 入	88,414	0	88,414	皆増
歳 入 合 計	857,426,192	1,025,466,636	△168,040,444	△16.4

(2) 歳出

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
1 総 務 費	369,132,955	353,876,114	15,256,841	4.3
(1)一般管理費	39,333,903	31,452,324	7,881,579	25.1
(2)維持管理費	329,799,052	322,423,790	7,375,262	2.3
2 下 水 道 建 設 費	173,695,523	345,260,194	△171,564,671	△49.7
3 公 債 費	314,597,714	326,330,328	△11,732,614	△3.6
歳 出 合 計	857,426,192	1,025,466,636	△168,040,444	△16.4

○下水道普及状況（各年4月1日現在）

区 分	令和3年 度末	令和2年 度末	増減	増減率
行政区域内人口 (a)	24,225 人	24,310 人	△85 人	△0.3%
処理区域内人口 (b)	23,295 人	23,397 人	△102 人	△0.4%
水洗化人口 (c)	19,586 人	19,438 人	148 人	0.8%
普及率 (b/a)	96.2%	96.2%	0.0%	0.0%
水洗化率 (c/b)	84.1%	83.1%	1.0%	1.2%
整備面積	641.0ha	633.0ha	8.0ha	1.3%

※行政区域内人口 町全体の人口
 処理区域内人口 整備済み区域内の人口
 水洗化人口 下水道への接続済み人口

○下水道建設事業内容

区 分		国庫補助事業	単独事業
事業費	五条川左岸公共下水道	0 円	16,500,000 円
	五条川右岸公共下水道	57,745,600 円	32,088,650 円
	合 計	57,745,600 円	48,588,650 円
管 渠 施 工 延 長		1050.4m	453.8m
取 付 管 布 設 箇 所 数		—	111 か所

※事業費については、測量実施設計委託料及び建設工事費によるものである。

公共下水道事業特別会計主要工事一覧表（１３０万円を超える工事）

（款） 1 総務費 ＜建設課＞

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額(円)	摘 要	国 補 県 助 単 独 の 別
維持 管理 費	大口町公共下水道管 路補修工事 (左岸その1)	二ツ屋 一丁目他地 内	R 3.4.13 R 3.7.15	33,660,000	管渠内面被覆工 L=511.66m	単独
	大口町公共下水道管 路補修工事 (右岸その1)	余野 六丁目地内	R 3.10.13 R 4.1.20	19,250,000	管渠内面被覆工 L=454.0m	単独
	マンホールポンプ非 常通報装置設置工事 (4号～9号)	外坪 一丁目他地 内	R 4.1.18 R 4.3.25	1,496,000	通報装置設置 6 箇所	単独

（款） 2 下水道建設費 ＜建設課＞

目	工 事 名	工事場所	工 期	請負金額(円)	摘 要	国 補 県 助 単 独 の 別
下 水 道 建 設 費	大口町公共下水道 舗装工事 (右岸その1)	竹田一丁目 地内	R 3.7.15 R 3.10.21	16,791,500	L=460.40m A=1305.3 m ²	単独
	大口町公共下水道 汚水枝線築造工事 (国庫第 2-1 工区)	竹田三丁目 地内	R 3.10.1 R 4.3.15	31,618,400	L=582.20m PRP φ 150:L=562.6m 1号:14 基	国補
	大口町公共下水道 汚水枝線築造工事 (国庫第 2-1 工区付帯 工)	竹田三丁目 地内	R 3.10.9 R 4.3.15	5,893,800	L=32.00m PRP φ 150:L=30.86m 0号:3 基 取付管:21 箇所	単独

	大口町公共下水道 汚水枝線築造工事 (国庫第 2-2 工区)	竹田三丁目 地内	R 3.10.1 R 4.3.25	26,127,200	L=468.20m PRP φ 150:L=364.1m PRP φ 200:L=95.5m 1号:5基 0号:1基 2号:1基 小口径 Co:2基	国補
	大口町公共下水道 汚水枝線築造工事 (国庫第 2-2 工区付帯工)	竹田三丁目 地内	R 3.10.9 R 4.3.25	7,513,000	L=72.2m PRP φ 150:L=66.9m 1号:1基 0号:2基 取付管:15箇所	単独
	水道管支障移設工事 (その 1)	萩島 一丁目 地内	R 4.2.19 R 4.3.31	3,094,300	L=102.70m PE φ 150:L=105.0m	単独
	水道管支障移設工事 (その 2)	萩島一丁目 地内	R 4.2.23 R 4.3.31	6,253,500	L=193.30m PE φ 150:L=193.3m	単独

会計	次世代育成事業特別会計	予 算 額		16,987,000 円
		決 算 額		11,430,823 円
		財源内訳	国・県支出金	0 円
			使用料等	0 円
			繰入金	11,401,822 円
			地方債	0 円
			その他	29,001 円
一般財源		0 円		
総合計画 体 系	基本目標			
	基本政策			

1 目的

大口町名誉町民故社本鋭郎氏のご遺族からの寄付金を基金とする社本育英事業と町への寄付金と一般会計からの繰入金を財源とすることも未来応援事業において、子どもたちの成長段階に応じた支援を行うことで、人財を育成することを目的とする。

2 令和2年度までの経過又は課題

昭和58年度から令和2年度までの38年間で285名の奨学生が誕生し、それぞれ社会の一線で活躍している。

平成25年度から社本育英事業スポーツ大賞を創設し、故社本鋭郎氏のご意思、ご遺族の想いに応えられるようまた、地域スポーツの育成や発展を図った。

平成27年度に従来の施行規則を改正し、従来の奨学金を「奨励金」と名称を改めるとともに、経済的な理由により高校等への就学が困難な生徒を支援する制度として「奨学金」を創設した。

令和2年度に社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例施行規則を改正し、奨励金は10万円から5万円に減額、奨学金は成績要件をなくし、支給年数は3年から1年限りとした。成績要件をなくすことで、入学後にはなるが広く入学に係る費用について援助ができるようになり、進学先の選択肢が広がることを期待している。また、児童生徒を対象とする歴史文化教育を事業に追加し、新たに取り組む校外活動への助成や、キャンセル料について助成を行うこととした。

特別会計の名称については、これまで一般会計で行ってきた私立高等学校等授業料補助や奨学金返還支援事業と社本育英事業特別会計で行ってきた奨励金、奨学金の給付等を一本化し、令和3年度より次世代育成事業特別会計とした。

3 目標又は改善策

【社本育英事業】

町立中学校に在学し、高等学校等へ進学を希望する生徒へ奨励金、奨学金を支給し、

小中学校が実施する校外活動に対して助成する。

【こども未来応援事業】

私立高等学校等授業料補助、奨学金返還支援事業、高等学校等通学費助成は、制度を周知し、支援を行っていく。令和3年度より次世代育成活動奨励事業を開始し、個人・団体が高みを目指して、自己研鑽を継続しているもの、社会への寄与を目指して研究に取り組むものの活動内容を広く周知する支援を行っていく。

4 目標又は改善策に対する取組内容

【社本育英事業】

前年度までの決定者に対して、4～5月の間に奨励金6名（計300,000円）と奨学金16名（800,000円）の支給を行った。

令和3年度の理事会において、奨励金7名、奨学金17名の計24名（令和4年度支給者）を社本育英事業の奨励金・奨学金の対象者として決定した。

校外活動への助成については、姉妹都市松江市との交流を通し、歴史文化教育を推進するため中学校の松江修学旅行、中学校の県大会以上の部活動に対して4,528,443円を助成した。キャンセル料については、北小学校と大口中学校に交付した。（合計660,360円）新型コロナの感染予防の観点から、修学旅行、自然教室の日程を変更したことによるものである。

【こども未来応援事業】

私立高等学校等授業料補助は42名、奨学金返還支援事業は47名、高等学校等通学費助成は76名に対して支援を行った。

次世代育成活動奨励事業は2名の申請があり、広報おおぐちで紹介し、活動内容等を周知し応援した。

5 成果及び評価

【社本育英事業】

奨学金は成績要件をなくし、支給年数を3年から1年限りとしたことで、入学後にはなるが、広く入学に係る費用について援助ができるようになった。

校外活動への助成により、キャンセル料を心配することなく校外活動を計画、実施することができた。

【こども未来応援事業】

令和2年度まで一般会計で行っていた補助等をこども未来応援事業に一本化し、成長段階に応じた支援を行うことができた。来年度以降も広報おおぐち、町ホームページで助成制度を周知していく。

令和3年度より開始した次世代育成活動奨励事業では、2名の方の活動内容等を広く周知し、応援することができた。来年度以降も事業を継続し、高みを目指して自己研鑽を継続するものの活動を応援していく。

○収支状況

区 分	令和3年度 決算額 (円)	令和2年度 決算額 (円)	増 減 額 (円)	増減率 (%)
歳 入 総 額	11,430,823	2,864,354	8,566,469	299.1%
歳 出 総 額	11,430,823	2,864,354	8,566,469	299.1%
歳入歳出差引額 (A)	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (B)	0	0	0	0
実 質 収 支 (A)-(B)	0	0	0	0
単 年 度 収 支	0	0	0	0

※単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

VII 計数資料編

計 数 資 料 一 覧 表

資 料	所 属 課	ページ	資 料	所 属 課	ページ
個人情報・情報公開	行政課	514	環境事務	環境対策室	542
入札事務	行政課	514	大口町資源リサイクルセンター	環境対策室	543
庁舎管理	行政課	514	農業委員会	まちづくり推進課	543
学習等共同利用施設等	地域協働課	515	農業振興事業	まちづくり推進課	544
地域防犯	町民安全課	516	農地流動化事業	まちづくり推進課	546
まちづくり活動推進事業	地域協働課	516	農業企画事業	まちづくり推進課	547
コミュニティバス	町民安全課	517	シティプロモーション事業	まちづくり推進課	547
大口町老人福祉センター	地域協働課	517	商工業振興事業	企業支援課	548
徴税事務	税務課	518	道路・河川等の整備	建設課	548
戸籍事務	戸籍保険課	519	道路・河川等の維持管理	維持管理課	549
住民基本台帳事務	戸籍保険課	520	都市公園・児童遊園	維持管理課	550
印鑑登録証明事務	戸籍保険課	521	下水道処理施設	建設課	551
窓口業務の拡充	戸籍保険課	522	小学校・中学校	学校教育課	552
個人番号カード等交付事務	戸籍保険課	522	学校給食センター	学校給食センター	557
障がい者福祉	福祉こども課	522	生涯学習活動の推進	生涯学習課	558
障がい者自立支援事業	福祉こども課	523	中央公民館	生涯学習課	561
児童福祉	福祉こども課	526	町民会館	生涯学習課	562
福祉医療	戸籍保険課	528	図書館	図書館	563
保育園	福祉こども課	529	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館	564
児童センター・児童クラブ	福祉こども課	533	温水プール	生涯学習課	565
予防事業	健康生きがい課	537	社会体育	生涯学習課	565
成人保健事業	健康生きがい課	539	グラウンド等	生涯学習課	566
母子保健事業	健康生きがい課	540	野外活動施設	生涯学習課	567
大口町健康文化センター	健康生きがい課	541			

個人情報・情報公開

1 個人情報 4 件

開示請求件数	開示 (部分公開含む)	非開示 (不存在・在否応答 拒否含む)	審査請求
5 件	4 件	0 件	0 件

※3月末時点で対応中のものがあるため、開示・非開示の合計件数が請求件数を下回っています。

2 情報公開件数 14 件

請求件数	公開 (部分公開含む)	非公開 (不存在・在否応答 拒否含む)	審査請求
14 件	15 件	3 件	0 件

※1件の請求に公開したもの、部分公開したもの、非公開のものが含まれるため件数の合計が請求件数を上回っています。

入札事務

1 工事等の入札件数及び契約金額

(設計金額130万円以上の工事並びに工事に係る設計及び測量の委託)

工事等の種別	入札件数 (件)	当初契約金額 (円)
土 木 工 事	51	859, 111, 000
建 築 工 事	16	316, 844, 000
設 計 委 託 業 務	11	115, 973, 000
そ の 他 の 業 務	2	9, 399, 500
合 計	80	1, 301, 327, 500

庁舎管理

1 A重油の使用状況

使 用 量 (ℓ)	金 額 (円)
0	0

※庁舎の個別空調化により、全館空調で使用していたA重油を使用しなくなったため。

2 電気、ガス、水道、下水道の使用状況

	電気		L P ガス		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	11,182	234,556	13	6,864	170	66,572	170	22,349
5 月	10,985	234,955	9	4,752				
6 月	12,582	251,586	6	3,168	184	69,713	184	24,398
7 月	17,331	302,236	4	2,112				
8 月	18,179	319,901	2	1,056	143	60,513	143	18,399
9 月	13,606	277,698	2	1,056				
10 月	12,903	266,870	2	1,056	158	63,879	158	20,594
11 月	13,091	275,190	8	4,224				
12 月	19,988	355,720	11	5,808	155	63,206	155	20,155
1 月	24,364	461,627	11	5,808				
2 月	22,381	458,979	11	5,808	148	61,635	148	19,131
3 月	18,193	409,303	11	5,808				
合計	194,785	3,845,621	90	47,520	958	385,518	958	125,026

学習等共同利用施設等

1 電気、水道、下水道の使用状況

	電気		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	6,884	471,833	71	40,523	74	20,410
5 月	5,795	460,553				
6 月	5,952	437,733	56	38,074	59	19,625
7 月	11,727	526,770				
8 月	10,943	510,212	69	37,995	72	20,083
9 月	4,501	403,447				
10 月	5,741	426,708	86	38,521	88	20,442
11 月	6,731	455,171				
12 月	10,526	517,447	70	36,837	75	18,840
1 月	12,789	561,978				
2 月	10,465	429,686	90	39,405	92	21,390
3 月	7,723	488,052				
合計	99,777	5,789,590	442	231,355	460	120,790

地域防犯

1 犯罪発生件数

年 区分			1	2	3
犯罪総数			164	114	103
(内訳) 主な犯罪	住宅 対象 侵入 盗	空き巣	5	7	3
		忍込み	5	0	0
		居空き	0	0	0
		小計	10	7	3
	万引き		33	22	16
	自転車盗		16	9	14
	自動車盗		0	0	2
	車上狙い		11	5	4
	自販機狙い		4	6	12
	詐欺		4	3	1

まちづくり活動推進事業

1 NPO・まちづくり団体登録数の状況（各年度末時点）

年度 区分	H31	R2	R3
NPO団体登録数	49 団体	46 団体	45 団体
まちづくり団体登録数	11 団体	14 団体	14 団体

2 元気なまちづくり事業等の状況

区分 \ 年度	H31	R2	R3
元気なまちづくり事業承認件数	13 団体 24 事業	11 団体 15 事業	6 団体 8 事業
元気なまちづくり事業助成件数	3 団体 4 事業	2 団体 2 事業	2 団体 2 事業
元気なまちづくり事業助成金額	695,193 円	0 円	389,100
まちづくり道具箱整備事業助成件数	該当なし	2 団体 2 事業	—
まちづくり道具箱整備事業助成金額	該当なし	5,789,013 円	—
協働委託事業件数	16 事業	15 事業	12 事業

コミュニティバス

1 利用者数状況

(単位：人)

年度	1	2	3
利 用 者 数	118,143	86,786	96,831
毎日運行便	54,582	39,968	42,971
基幹ルート	14,552	8,943	9,936
北部ルート	21,338	17,061	18,958
中部ルート	10,974	8,543	8,569
南部ルート	7,718	5,421	5,508
朝夕運行便	63,561	46,818	53,860
基幹ルート	9,736	7,202	8,526
北部ルート	15,574	9,570	12,175
中部ルート	15,643	17,020	18,877
南部ルート	22,608	13,026	14,282
※増便含む			

大口町老人福祉センター

1 憩いの湯の利用状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3
営業日数 (日)	273	193	270
入浴者数 (人)	18,522	7,986	12,505
男	11,997	5,318	8,243
女	6,525	2,668	4,262

徴税事務

1 令和3年度証明書等申請件数及び手数料

証明の種類	申 請 件 数 (件)				手数料 (円)
	有 料	無 料	公 用	合 計	
住 民 税	2,357	0	0	2,357	604,800
納 税 証 明	335	739	0	1,074	73,000
固 定 資 産 税	477	289	0	766	105,200
そ の 他 証 明	212	0	0	212	50,400
関 覧	416	41	106	563	59,300
小 計	3,797	1,069	106	4,972	892,700
住宅家屋証明	118	0	0	118	153,400
臨時運行許可	136	0	0	136	102,000
合 計	4,051	1,069	106	5,226	1,148,100

2 令和3年度滞納処分の執行停止及び不納欠損状況

要件 \ 税目			個 人 町県民税 法人町民税	固定資産税	軽自動車税	合 計
執行停止状況	財産なし	(人)	1	0	0	1
		(円)	27,977	0	0	27,977
	生活困窮	(人)	2	0	1	3
		(円)	506,950	0	14,000	520,950
	所在不明	(人)	3	0	0	3
		(円)	18,800	0	0	18,800
	合 計	(人)	6	0	1	7
		(円)	553,727	0	14,000	567,727
不納欠損状況	時効成立	(人)	25	2	17	44
		(円)	2,303,500	32,300	160,100	2,495,900
	執行停止 3年経過	(人)	2	0	1	3
		(円)	146,100	0	20,100	166,200
	執行停止 (即時消滅)	(人)	1	0	0	1
		(円)	27,977	0	0	27,977
	合 計	(人)	28	2	18	48
		(円)	2,477,577	32,300	180,200	2,690,077

※1 執行停止状況欄の人数は、税目で重複計上あり

※2 不納欠損状況欄の人数は、延べ人数を計上

※3 個人町県民税不納欠損額のうち、町民税分は1,489,520円

※4 法人町民税の不納欠損状況については、該当なし

戸籍事務

1 本籍数及び本籍人口（令和4年3月31日現在）

区 分	内 容
本籍数（戸籍）	8, 2 3 6
本籍人口（人）	2 1, 3 6 2

2 戸籍関係届出件数（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：件）

区 分		出生	死亡	婚姻	離婚	転籍	その他	合計
窓 口	本 籍	114	166	68	23	84	71	526
	非本籍	90	60	28	5	2	7	192
他市町村からの送付		57	33	138	16	48	32	324
合 計		261	259	234	44	134	110	1,042

3 戸籍に関する証明件数

種 類		件 数			金 額 (円)
		有料	無料	合計	
戸 籍	全部事項証明書	2,359	387	2,746	1,061,550
	個人事項証明書	393	8	401	176,850
	一部事項証明書	1	0	1	450
	小 計	2,753	395	3,148	1,238,850
除 籍	全部事項証明書	234	67	301	175,500
	個人事項証明書	8	2	10	6,000
	一部事項証明書	0	0	0	0
	謄 本	1,308	555	1,863	981,000
	抄 本	3	1	4	2,250
	小 計	1,553	625	2,178	1,164,750
記 載 事 項 証 明		0	0	0	0
受 理 証 明		※ 70	0	70	26,600
届書に基づく証明		11	0	11	3,850
合 計		4,387	1,020	5,407	2,434,050

※受理証明の内訳 350円：68件 1,400円：2件

住民基本台帳事務

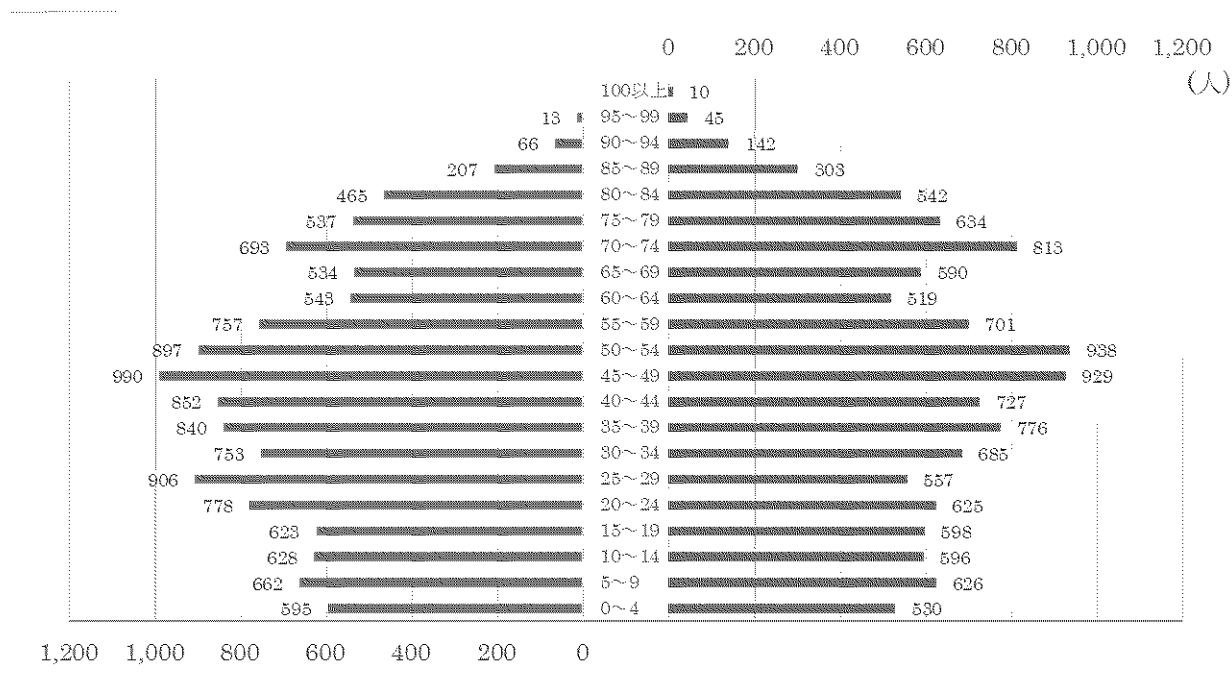
1 人口・世帯数（令和4年4月1日現在）

区 分		住民基本台帳
人 口	男	12,339人
	女	11,886人
	合 計	24,225人
世 帯		9,837世帯

2 年齢別グラフ・人口推移（令和4年4月1日現在）

男性 12,339 人

女性 11,886 人



（各年4月1日現在）

	平成20年	平成25年	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年
人口（人）	21,713	22,811	23,959	24,203	24,310	24,225
男	10,964	11,553	12,178	12,309	12,357	12,339
女	10,749	11,258	11,781	11,894	11,953	11,886
年齢別人口（人）						
年少人口	3,691	3,618	3,712	3,710	3,710	3,637
生産年齢人口	14,171	14,566	14,871	14,975	14,975	14,994
老年人口	3,851	4,627	5,376	5,518	5,518	5,594

※平成24年以前は、外国人を含んでいない人口。

3 住民異動状況

(単位：人)

	出生	死亡	転入	転出	転居	世帯主 変 更	世帯合併 世帯分離	その他		計
								増	減	
平成29年度	238	198	1,168	983	481	359	71	7	30	3,535
平成30年度	235	191	1,234	1,072	457	361	92	11	27	3,680
令和元年度	213	188	1,197	1,139	416	360	91	4	33	3,641
令和2年度	216	196	1,119	1,021	390	346	112	17	28	3,445
令和3年度	200	210	1,040	1,099	370	475	69	3	19	3,485

4 住民基本台帳に関する証明書等交付状況

区 分		件 数			金 額 (円)
		有料	無料	合計	
住 民 票	広域交付	8	0	8	1,600
	写 し	10,098	594	10,692	2,019,600
	閲 覧	61	495	556	6,100
戸 籍 附 票 写 し		397	447	844	79,400
諸 証 明		259	20	279	51,800
身 分 証 明		171	0	171	34,200
合 計		10,994	1,556	12,550	2,192,700

※住民票の写し有料件数には、コンビニ交付件数を含む。

印鑑登録証明事務

1 印鑑登録証明事務の状況（令和4年3月31日現在）

区 分	内 容		
印鑑登録者数	14,540 人		
印鑑登録異動人数	新規	廃止	金額
	829 人	790 人	165,800 円
証明書交付状況	有料	無料	金額
	6,435 件	26 件	1,287,000 円

※証明書の有料件数には、コンビニ交付件数を含む。

窓口業務の拡充

1 住民票電話予約及び窓口時間延長の状況 (単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
住民票 電話予約	109	134	126	95	107
窓口時間延長	293	319	295	206	208

2 コンビニ交付の状況 (単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度
住民票の写し	69	770
印鑑登録証明書	57	544

※令和 3 年 2 月から交付。

個人番号カード交付事務

1 個人番号カードの再交付 (有料分)

	件数	金額 (円)
個人番号カード	17	13,600

2 個人番号カード交付

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
交付 (件)	498	1,120	216	199	379	3,641	3,903
累計 (件)	498	1,618	1,834	2,033	2,412	6,053	9,956
交付率 (%)	2.12	6.81	7.65	8.42	9.97	24.90	41.10

障がい者福祉

1 福祉手当 (単位：人、円)

年度 区分	29	30	1	2	3
対象者	730	693	704	740	793
事業費	37,493,000	36,688,000	36,211,000	37,142,000	39,187,000

2 外出支援サービス事業

(単位：回、円)

年度 区分	29	30	1	2	3
利用回数	1,635	1,474	1,225	1,018	1,177
事業費	935,870	836,480	702,930	573,520	656,940

障がい者自立支援事業

1 介護給付費等の状況

(単位：円)

年度 区分	29	30	1	2	3
事業費	175,733,153	193,487,318	219,520,280	246,476,368	284,419,667
国・県支出金	121,994,250	140,705,163	167,825,250	209,775,750	212,370,000

介護給付費等の内訳

(単位：人、円)

事業名	延利用人数	利用回数等	事業費	国・県支出金
居宅介護	415	5,021 時間	33,741,922	国庫支出金 140,295,000 県支出金 70,147,500
行動援護	21	68 時間	583,646	
療養介護	24	730 日	6,445,400	
生活介護	432	8,193 日	87,756,615	
短期入所	122	847 日	10,640,126	
施設入所支援	183	5,599 日	20,804,395	
宿泊型自立訓練	10	249 回	1,831,857	
計画相談支援	361	361 回	5,051,348	
自立訓練(生活訓練)	13	213 日	2,125,663	
就労移行支援	78	1,555 日	13,816,587	
就労継続支援	549	10,096 日	74,768,575	
就労定着支援	39	44 日	1,039,625	
共同生活援助	142	3,885 日	20,826,809	
特定障害者特別給付費	323	5,601 回	2,933,548	
高額障害福祉サービス等給付費	2	2 回	218,969	
合計			282,585,085	210,442,500

補装具給付費等の状況内訳

(単位：件、円)

障がい部位	件数			購入支出額	修理支出額	支出額合計	国・県支出金
	購入	修理	合計				
義肢	0	1	1	0	8,056	8,056	国庫支出金 1,285,000 県支出金 642,500
装具	3	5	8	139,687	73,435	213,122	
座位保持装置	0	0	0	0	0	0	
視覚障がい者安全つえ	1	0	1	6,360	0	6,360	
補聴器	8	1	9	515,929	8,586	524,515	
車いす	3	2	5	833,388	173,881	1,007,269	
電動車いす	0	1	1	0	65,932	65,932	
歩行器	0	0	0	0	0	0	
歩行補助つえ	1	0	1	9,328	0	9,328	
合計	16	10	26	1,504,692	329,890	1,834,582	1,927,500

2 障害児通所等の給付状況

(単位：円)

年度 区分	2	3
事業費	95,555,032	113,344,727
国・県支出金	69,861,680	84,442,500

障害児通所等の給付状況

(単位：人、円)

事業名	延利用人数	利用回数等	事業費	国・県支出金
児童発達支援	409	1,712 日	22,663,298	国庫支出金 56,295,000
放課後等デイサービス	1,221	8,678 日	85,876,283	
障害児相談支援	274	274 回	4,802,962	県支出金 28,147,500
高額障害児通所給付費	1	1 回	2,184	
合計			113,344,727	84,442,500

3 自立支援医療給付費等の状況内訳

育成医療

(単位：件、人、円)

障がい部位	給付件数	利用者数	育成医療費負担額	国・県支出金
聴覚・平衡機能障害	2	2	109,909	国庫支出金 130,000 県支出金 65,000
音声・言語 ・そしゃく機能	3	3	52,170	
肢体不自由	3	3	428,633	
合計	8	8	590,712	195,000

更生医療

(単位：件、人、円)

障がい部位	給付件数	利用者数	更生医療費負担額	国・県支出金
腎臓機能 (人工透析含む)	30	30	13,791,449	国庫支出金 8,415,000 県支出金 4,207,500
心臓機能	3	3	133,288	
肢体不自由	0	0	0	
免疫機能	2	2	778,446	
合計	35	35	14,703,183	12,622,500

療養介護

(単位：件、円)

事業名	給付件数	負担額	国県支出金
療養介護医療	24	1,769,920	国庫支出金 954,000 県支出金 477,000
合計		1,769,920	1,431,000

4 地域生活支援事業の状況内訳

(単位：円)

事業名	利用回数等	事業費	国・県支出金
地域包括支援センター (相談支援事業)	2,916回	9,043,034	国庫支出金 10,384,000 県支出金 5,192,000
視覚障がい者歩行訓練事業	4回	54,800	
意思疎通支援事業	12回	59,900	
日常生活用具給付事業	233回	4,419,876	
移動支援事業	1,716時間	6,211,332	
地域活動支援センター事業	1,963回	14,475,460	
日中一時支援事業	155回	388,368	
自動車改造費助成事業	0件	0	
合計		34,652,770	15,576,000

児童福祉

1 児童手当の状況

(1) 受給者数及び児童数（令和4年2月現在）

区 分	受給者数（人）	児童数（人）
① 0～3歳未満	2,167	2,184
被用者	1,966	1,983
非被用者	141	141
特例給付	60	60
② 3歳以上小学校修了前	8,486	8,578
被用者	7,245	7,313
非被用者	787	795
特例給付	454	470
③ 小学校修了後中学校修了前	2,868	2,868
被用者	2,272	2,272
非被用者	276	276
特例給付	320	320
合 計	13,521	13,630

※受給者数は、受給者の児童が①～③の各階層にいる場合、それぞれ1件ずつ計上。

(2) 年間の延べ児童数及び支給額

区 分			延べ児童数（人）	支給額（千円）
① 0～3歳未満			6,916	102,020
被用者		第1・2子	5,445	81,675
		第3子以降	842	12,630
非被用者		第1・2子	390	5,850
		第3子以降	67	1,005
特例 給付	被用者	第1・2子	97	485
		第3子以降	18	90
	非被用者	第1・2子	51	255
		第3子以降	6	30
② 3歳以上小学校修了前			25,487	260,955
被用者		第1・2子	19,255	192,550
		第3子以降	2,286	34,290
非被用者		第1・2子	2,059	20,590
		第3子以降	409	6,135
特例 給付	被用者	第1・2子	1,087	5,435
		第3子以降	175	875
	非被用者	第1・2子	168	840
		第3子以降	48	240
③ 小学校修了後中学校修了前			8,638	79,370
被用者		第1・2子	6,634	64,680
		第3子以降	137	1,350
非被用者		第1・2子	844	8,240
		第3子以降	31	310
特例 給付	被用者	第1・2子	854	4,140
		第3子以降	16	80
	非被用者	第1・2子	120	560
		第3子以降	2	10
合 計			41,041	442,345

※支給額は、3歳未満15,000円、3歳から小学校修了前までの第1・2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生10,000円。特例給付は一律5,000円。

2 大口町児童扶養手当の状況（各年度4月現在）

区分 \ 年度	30	1	2	3
受給者数（人）	202	204	201	179
支給者数	174	177	174	161
支給停止者数	30	24	30	18
支給対象児童数（人）	279	275	334	334
支給額（千円）	9,879	9,124	10,011	9,891

福祉医療

1 受給者の状況（年間平均）

（単位：人）

区 分	県費対象分	町単独分	合計
子ども医療費	1,561	2,073	3,634
障がい者医療費	228		228
母子・父子家庭医療費	381		381
精神障がい者医療費	128	249	377
後期高齢者福祉医療費	312	13	325
合 計	2,610	2,335	4,945

※子ども医療費の県費対象分は未就学児数、町単独分は就学児数。

※高校生世代の受給者（入院） 10 人。

2 助成額の状況

（単位：円）

区 分	県費対象分	町単独分	合計	1人当たりの助成額
子ども医療費	70,290,189	77,450,108	147,740,297	40,655
障がい者医療費	34,677,324		34,677,324	152,094
母子・父子家庭医療費	15,214,787		15,214,787	39,934
精神障がい者医療費	9,873,645	12,610,207	22,483,852	59,639
後期高齢者福祉医療費	32,611,523	3,491,385	36,102,908	111,086
合 計	162,667,468	93,551,700	256,219,168	51,814

※高校生世代の子ども医療費助成額（入院） 757,381 円。

保育園

1 園児数（令和4年3月1日現在）（単位：人）

園別 年次	南保育園	西保育園	北保育園	合 計
0 歳児	9	10	14	33
1 歳児	13	35	23	71
2 歳児	17	43	26	86
3 歳児	30	45	36	111
4 歳児	26	45	46	117
5 歳児	38	41	39	118
合 計	133	219	184	536

2 保育士数（令和4年3月1日現在）（単位：人）

園別 区分	南保育園	西保育園	北保育園	合 計
正規保育士	12	16	12	40
臨時保育士	15	30	24	69
調理員	3	5	5	13
管理栄養士	0	0	1	1
看護師	1	1	2	4
事務員	1	1	1	3
合 計	32	53	45	130

3 電気の使用状況

	南保育園		西保育園		北保育園	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)
4 月	4,148	129,040	7,130	165,522	8,505	190,102
5 月	3,736	125,815	6,419	159,952	7,517	182,068
6 月	6,199	150,669	10,117	197,318	11,957	226,919
7 月	9,734	187,355	13,728	235,986	15,541	265,690
8 月	9,423	188,753	13,678	242,171	15,867	276,839
9 月	6,378	159,189	9,381	200,657	11,438	235,005
10 月	4,999	142,396	8,394	187,577	10,346	220,302
11 月	3,971	132,790	8,434	191,988	11,245	235,620
12 月	7,688	180,247	13,302	255,919	17,281	315,324
1 月	11,188	232,863	16,251	312,053	20,397	384,350
2 月	10,017	225,973	15,588	320,706	20,286	408,207
3 月	7,521	193,191	11,390	264,979	15,730	349,310
合計	85,002	2,048,281	133,812	2,734,828	166,110	3,289,736

4 ガスの使用状況

	南保育園		西保育園		北保育園	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	65	33,092	471	53,064	479	53,020
5 月	96	48,374	374	44,841	377	44,310
6 月	107	54,244	431	51,145	442	51,846
7 月	114	57,684	358	44,066	369	43,969
8 月	100	50,449	299	37,263	312	37,350
プール用	1	202	1	557		
9 月	77	38,861	321	40,662	321	39,332
プール用	1	51				
10 月	89	45,236	329	42,665	375	46,518
11 月	121	61,428	452	56,552	463	57,732
12 月	114	57,583	539	67,465	536	67,104
1 月	115	58,494	498	65,127	461	60,503
2 月	136	68,816	513	71,110	495	69,010
3 月	108	54,749	528	76,762	481	70,736
合計	1,244	629,263	5,114	642,270※	5,111	641,430

※ガス返還金 9,009 円を除いたもの

※南、西保育園は、8 月、9 月（プール用）に L P ガスを使用している。

5 水道の使用状況

	南保育園		西保育園		北保育園	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	326	83,474	456	112,646	502	122,969
5 月						
6 月	539	131,271	616	148,550	738	175,927
7 月						
8 月	371	93,572	567	137,555	830	196,572
9 月						
10 月	358	66,645	522	127,457	583	141,145
11 月						
12 月	317	81,455	494	121,173	486	119,378
1 月						
2 月	331	84,596	517	126,335	491	120,500
3 月						
合計	2,242	541,013	3,172	773,716	3,630	876,491

6 下水道の使用状況

	南保育園		西保育園		北保育園	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	326	47,806	456	69,542	502	77,233
5 月						
6 月	539	83,419	616	96,294	738	116,692
7 月						
8 月	371	55,330	567	88,101	830	132,074
9 月						
10 月	358	17,543	522	80,577	583	90,776
11 月						
12 月	317	46,301	494	75,895	486	74,558
1 月						
2 月	331	48,642	517	79,741	491	75,394
3 月						
合計	2,242	299,041	3,172	490,150	3,630	566,727

児童センター・児童クラブ

1 利用状況（開館日数260日）

（単位：人）

区 分	乳幼児	小学生	中学生 高校生	団体利用 (乳、幼、小)	大 人 (一般、団体)	合 計	一日平均 利用者数
南児童 センター	907	301	0	209	1,009	2,426	9
北児童 センター	3,465	3,738	331	90	2,867	10,491	40
西児童 センター	1,622	976	43	167	1,489	4,297	16
合 計	5,994	5,015	374	466	5,365	17,214	66

2 子育て支援事業

区 分	事 業 名	対 象 者	開 催 日	利用者 (平均)
南児童センター	広場	3歳までの親子	毎週金曜日 35回開催	271組 (7組)
	なかよし	満3歳の親子	毎週曜日 35回開催	208組 (5組)
北児童センター	広場	3歳までの親子	毎週金曜日 34回開催	352組 (10組)
	なかよし	満3歳の親子	毎週火曜日 35回開催	355組 (10組)
西児童センター	広場	3歳までの親子	毎週金曜日 35回開催	367組 (10組)
	なかよし	満3歳の親子	毎週火曜日 35回開催	201組 (5組)

3 北児童センター創作活動室利用状況（午後9時まで）

区分	高校生	中学生	団体利用
利用者数	3人 (月平均0.2人)	5人 (月平均0.4人)	53人 (月平均4.8人)
ライブコンサート	開催日		入場者数
	中止		0人

4 児童クラブ利用状況

(単位：人)

児童クラブ 区分		南児童 クラブ	北児童 クラブ	西っ子 ファミリー	西児童 クラブ	合計
年間	申込利用者数	735	1,362	478	579	3,154
	総数	10,931	18,975	7,107	5,134	42,147
夏 休 み	申込利用者数	22	35	24		81
	総数	343	458	429	0	1,230
一時利用延べ人数		949	1,196	596		2,741

5 電気の使用状況

	南児童センター		西児童センター		北児童センター		北児童クラブ	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)
4月	1,566	67,963	1,364	56,105	1,012	43,689	451	4,392
5月	1,299	61,552	1,055	50,894	831	41,060	359	3,570
6月	1,730	67,871	1,676	60,344	766	39,568	403	4,027
7月	3,697	102,689	4,063	102,201	2,420	68,044	522	5,406
8月	6,159	145,717	5,219	123,031	3,557	87,773	661	7,162
9月	3,247	96,023	2,835	81,519	774	36,706	380	4,323
10月	2,098	76,161	1,680	61,413	971	43,273	409	4,559
11月	1,291	64,466	961	50,711	1,010	46,154	447	5,202
12月	2,223	80,148	2,102	69,536	1,428	52,819	392	4,771
1月	3,300	99,670	3,351	92,229	2,499	72,421	390	5,260
2月	3,348	104,760	3,285	94,929	2,400	73,208	342	4,975
3月	2,314	88,060	2,064	74,215	1,562	59,190	492	7,390
合計	32,272	1,055,080	29,655	917,127	19,230	663,905	5,248	61,037

6 ガスの使用状況

	南児童センター (L P ガス)		西児童センター (L P ガス)		北児童センター (L P ガス)	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	0	0	0.1	51	0.2	101
5 月	0	0	0	0	0.2	101
6 月	1	528	0	0	0.0	0
7 月	0	0	0	0	0.1	51
8 月	0	0	0	0	0.3	152
9 月	1	528	0	0	0.2	101
10 月	0	0	0	0	0.1	51
11 月	1	528	0	0	0.2	101
12 月	0	0	0	0	0.7	354
1 月	1	528	0	0	1.3	658
2 月	1	528	0	0	2.6	1,316
3 月	1	528	0	0	1.9	961
合計	6	3,168	0.1	51	7.8	3,947

	西児童クラブ (L P ガス)		北児童クラブ (都市ガス)	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	0	0	52	5,298
5 月	0	0	3	1,150
6 月	0	0	89	8,237
7 月	0	0	217	17,299
8 月	0	0	387	28,079
9 月	0	0	139	12,025
10 月	0	0	73	7,456
11 月	0	0	32	4,053
12 月	0.1	51	128	15,576
1 月	0.3	152	149	18,370
2 月	0.2	101	161	21,119
3 月	0.2	101	151	21,039
合計	0.8	405	1,581	159,701

7 水道の使用状況

	南児童センター		西児童センター		北児童センター		北児童クラブ	
	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4月	39	6,655	23	4,824	15	4,272	6.2	259
5月								
6月	35	6,197	17	4,356	14	4,230	6.7	280
7月								
8月	49	8,412	36	6,311	13	4,188	7.8	326
9月								
10月	33	5,968	20	4,481	13	4,188	7.6	318
11月								
12月	32	5,854	18	4,397	13	4,188	6.9	288
1月								
2月	33	5,968	17	4,356	14	4,230	6.1	255
3月								
合計	221	39,054	131	28,725	82	25,296	41.3	1,726

8 下水道の使用状況

	西児童センター		北児童センター		北児童クラブ	
	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4月	23	1,914	15	1,570	6.2	709
5月						
6月	17	1,570	14	1,570	6.7	767
7月						
8月	36	3,401	13	1,570	7.8	892
9月						
10月	20	1,570	13	1,570	7.6	869
11月						
12月	18	1,570	13	1,570	6.9	790
1月						
2月	17	1,570	14	1,570	6.1	698
3月						
合計	131	11,595	82	9,420	41.3	4,725

予防事業

1 定期予防接種

種 別	対象者(人)	被接種(人)	接種率(%)
BCG	191	188	98.4
ロタリックス (2回)	418	325	77.8
ロタテック (3回)	627	115	18.3
B型肝炎 (3回)	627	597	95.2
四種混合 第1期 (3回)・追加	846	773	91.4
ヒブ 初回 (3回)・追加	846	818	96.7
小児用肺炎球菌 初回(3回)・追加	846	821	97.0
水痘 2回	431	418	97.0
麻しん・風しん (MR) 第1期	219	218	99.5
麻しん・風しん (MR) 第2期	267	260	97.4
日本脳炎 第1期 (3回)	751	370	49.3
日本脳炎 第2期	242	30	12.4
二種混合	213	203	95.3
子宮頸がん 3回	405	149	36.8
高齢者インフルエンザ	5,686	3,752	66.0
高齢者肺炎球菌	644	191	29.7

2 風しんの追加的対策

種 別	対象者(人)	受検(被接種) 者(人)	受検(接種)率 (%)
風しん抗体検査	2,032	355	17.5
風しん (MR) の第5期	82	84	102.4

3 予防接種費用助成

予防接種名	対象者	被接種者数(人)	町民税区分	助成額(円)
高齢者 肺炎球菌	66歳以上の高齢者(ただし過去に定期接種及び本事業による費用助成を受けたことがある者は除く)	7	課税世帯	4,262円
		1	非課税世帯 生活保護世帯	8,262円
大人の 風しん	妊娠を予定または希望する女性 妊娠を予定または希望する女性の配偶者等 妊娠している女性の配偶者等	風しんワクチン 2 MRワクチン 13	課税世帯	接種費用の 1/2(上限 5,000円)
		風しんワクチン 0 MRワクチン 0	非課税世帯 生活保護世帯	接種費用の全額
特別の理由 による任意 予防接種	骨髄移植手術を受けたこと等の特別の理由により、定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者	0	—	再接種費用の 全額(上限個 別予防接種の 委託金額)

4 抗体検査費用助成

抗体検査	対象者	被検者数(人)	町民税区分	助成額(円)
大人の 風しん	妊娠を予定または希望する女性	19	課税世帯	抗体検査費用 の 1/2(上限 5,000円)
	妊娠を予定または希望する女性の配偶者等 妊娠している女性の配偶者等		非課税世帯 生活保護世帯	抗体検査費用 の全額

成人保健事業

1 がん検診実施状況

種 別	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診率 (%)	がん発見数 (人)
胃がん	664	6.5	128	99.2	2
大腸がん	1,152	8.4	69	91.3	3
肺がん	1,305	9.5	19	94.7	0
前立腺がん	177	3.7	10	90.0	2
子宮頸がん	595	6.1	8	75.0	1
乳がん	568	8.1	39	87.2	4

※受診率は、胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診は40歳以上、前立腺がん検診は50歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上（20歳未満の妊婦0名を含まない）で算出

2 がん受診率の状況

年度	受診率 (%)					
	胃がん	大腸がん	肺がん	前立腺がん	子宮頸がん	乳がん
H29	6.7	9.3	9.9	3.8	7.1	9.7
H30	6.6	8.9	10.8	3.4	6.9	10.4
R1	5.5	8.5	10.0	3.7	6.5	9.6
R2	3.4	8.2	9.9	2.5	5.8	9.7
R3	6.5	8.4	9.5	3.7	6.1	8.1

※胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん検診は40歳以上、前立腺がん検診は50歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上で算出。（対象者数はがん検診結果報告に合わせる）

※令和元年度から胃がん検診（内視鏡検査）は2年に1回とした。

令和2年度は、新型コロナ感染症拡大防止のため、胃がん検診（内視鏡検査）中止。

3 肝炎ウイルス検査の状況

受診者数 (人)	HB s 抗原検査		C型肝炎ウイルス検査	
	陰性	陽性	現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い	現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
69	69	0	69	0

4 ヘリコバクターピロリ抗体及びペプシノゲン検査の状況

受診者数(人)	A群 (胃疾患の危険度は低い)	B群 (胃疾患の危険性あり)	C群 (胃疾患の高危険群)
35	27	4	4

5 歯周病予防健診の状況

内 容	受診者数(人)	異常なし	要指導	要精検
歯周病予防健診	181	9	55	117
妊婦歯科健診	73	12	25	36
後期高齢者歯科口腔健診	25	8	8	9
合 計	279	29	88	162

母子保健事業

健診	回数 (回)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	教室・相談等	回数 (回)	参加者 (人)
4か月児健診	12	202	197	97.5	母子健康手帳交付	通年	224 (妊婦 219)
1歳6か月児健診	12	206	201	97.6	母親教室	6	24
3歳児健診	12	252	249	98.8	フレッシュママの会	6	33
2歳児歯科健診	12	250	216	86.4	離乳食ミニ講座 (BOG 接種会場)	12	188
妊婦健康診査 (医療機関委託)	14 (注1)	受診実人員 315 受診延人員 2446			後期離乳食教室	11	41
産婦健康診査 (医療機関委託)	2 (注1)	受診実人員 205 受診延人員 349			たんぽぽ教室 (幼児健診事後教室)	21	28 延 145
乳児健康診査 (医療機関委託)	2 (注1)	1回目(生後1か月頃) 198 2回目(生後10か月頃) 181			子育て相談室	12	184 延 327
一般不妊治療費 助成事業	1年度あたり 45,000 円上限、助成開始 月から通算2年間まで				助産師相談	12	34 延 42
	21 組 (新規申請 19 組)				乳児家庭全戸訪問	通年	203

(注1) 妊産婦及び乳児健康診査(医療機関委託)の回数は1人当たりの健診費用助成回数

大口町健康文化センター

1 電気、ガス、水道、下水道の使用状況

	電気		都市ガス		上水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4月	23,825	486,472	325	43,900	290	93,500	290	41,786
5月	23,502	488,292	298	41,640				
6月	29,584	550,362	322	45,342	259	86,543	259	36,603
7月	42,568	692,162	291	41,172				
8月	41,764	704,186	299	41,659	179	68,591	179	23,666
9月	24,624	528,958	230	32,936				
10月	29,002	572,524	285	38,082	230	80,036	230	31,754
11月	28,220	577,282	361	47,869				
12月	39,358	731,245	395	52,914	281	91,480	281	40,282
1月	49,023	912,658	433	58,706				
2月	43,891	890,399	470	67,428	233	80,709	233	32,256
3月	31,562	723,817	438	66,726				
合計	406,985	7,858,357	4,147	578,374	1,472	500,859	1,472	206,347

2 利用者状況

(単位：円・件・人)

利用区分	単価	件数	利用料	R03 利用者数	R02 利用者数
ほほえみホール	1,020	121	694,720	3,165	2,664
ふれあい1 (ピアノ含む)	610	155	211,420	397	231
ふれあい2	300	163	313,990	1,745	1,349
ふれあい3 (カラオケ含む)	200	189	216,260	1,405	1,112
ふれあい4	200	52	34,100	170	193
和室1	300	161	118,265	1,106	1,084
和室2	200	108	52,400	534	277
和室3	200	105	55,200	402	280
多目的室	820	113	314,480	1,731	1,442
会議室	200	74	51,630	292	87
フィットネスルーム	3,080	0	0	7,878	5,194
*トレーニングルーム	-	-	10,053,540	8,068	7,761

*トレーニングルーム利用状況には、有料教室に関わるものを含む

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月27日から9月30日まで休館。以降、再開（一部利用制限あり）。

環境事務

1 公害等申出件数 (単位：件)

騒音	振動	悪臭	水質	大気	その他	合計
2	1	3	5	9	14	34

※その他のほとんどは雑草に対する申し出

2 不法投棄処理件数 (単位：件)

粗大ごみ	家電	生ごみ	資源ごみ	処理 困難物	その他	合計
16	24	1	3	7	7	58

3 廃棄物処理量 (単位：t)

可燃ごみ	埋立ごみ	剪定枝・ 草	可燃粗大	不燃粗大	可燃中型 ごみ	不燃中型 ごみ
5600.78	60.96	706.04	38.52	0	281.29	43.94

スチール缶	アルミ缶	ビン	ペット ボトル	その他 プラ	乾電池	蛍光灯
17.83	17.95	94.76	46.92	113.95	5.53	2.4

スプレー 缶	トレー	容器包装	金属	小型家電	紙・布	合計
5.35	12.84	147.88	14.25	1.5	517.43	7730.12

4 焼却可燃ごみ量の状況 (単位：t)

年 度	30	31	2	3
可燃ごみ量	5,708.05	5,778.09	5,622.89	5600.78

5 有機資源保管所利用者数 (延べ人数) (単位：人)

年 度		30	31	2	3
利用者数	豊田	6,269	6,299	6,034	6,050
	二ツ屋	3,512	3,857	3,828	4,056
	合 計	9,781	10,156	9,862	10,106

大口町資源リサイクルセンター

1 利用者数（延べ人数）の状況 （単位：人）

年 度	30	31	2	3
利用者数	95,790	89,224	68,119	87,667

2 電気、水道、下水道の使用状況

	電気		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	519	17,609	19	1,630	19	1,570
5 月	428	15,658				
6 月	597	20,381	12	1,337	12	1,570
7 月	949	30,099				
8 月	962	30,342	13	1,379	13	1,570
9 月	800	26,316				
10 月	608	21,303	11	1,295	11	1,570
11 月	545	19,790				
12 月	988	33,098	12	1,337	12	1,570
1 月	1,131	37,976				
2 月	1,088	38,153	10	1,254	10	1,570
3 月	815	30,499				
合計	9,430	321,224	77	8,232	77	9,420

農業委員会

1 農地法第3条の処理状況（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

区 分	処理件数(件)			許可面積(m²)		
	許可	不許可	合計	田	畑	合計
所有権	18	0	18	8,863.0	2,954.0	11,817.0
賃借権	0	0	0	0.0	0.0	0.0
使用貸借権	0	0	0	0.0	0.0	0.0
合 計	18	0	18	8,863.0	2,954.0	11,817.0

2 知事許可及び届出分にかかる農地法第4条・第5条による農地転用の処理状況
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

区 分		処理・届出受理件数(件)		許可・届出面積(m ²)		
		総数	許可	田	畑	合計
許可 事案	4 条	3	3	124.0	1,547.2	1,671.2
	5 条	37	34	105,540.1	13,094.0	118,634.1
	合 計	40	37	105,664.1	14,641.2	120,305.3
届出 事案	4 条	7	7	735.0	2,631.0	3,366.0
	5 条	25	25	762.0	7,061.0	7,823.0
	合 計	32	32	1,497.0	9,692.0	11,189.0

3 農地法第18条の処理状況 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

許可・処理件数(件)		許可・通知面積(m ²)	
田	畑	田	畑
0	0	0	0

農業振興事業

1 生産調整関係 実施農家数 182 戸

(1)実施面積 (単位：m²)

転作	一 般 作 物		
	麦		661,475
	大 豆		92,414
	飼 料 作 物		182,036
	そ の 他		38,161
	永 年 性 作 物 等 (果樹)		3,336
	特殊作物 (野菜、種苗)		63,329
	景 観 形 成 作 物		20,130
	調 整 水 田		18,417
自 己 保 全 管 理		104,944	
実 績 算 入		7,322	
合 計		1,191,594	

(2) 助成補助金

ア 基本助成（生産調整を実施した面積に応じて助成）

区 分		補助金 (1 m ² 当たり/円)	助成対象 水田面積 (m ²)	助成金 (円)
稲作認定農業者	麦・大豆	4	743,897	2,967,548
	その他の作物	2	261,634	461,530
上記以外の者	麦・大豆	14	9,992	120,778
	景観作物	10	10,835	134,890
	その他の作物	7	40,431	304,136
計（補正係数 95.5%）			1,066,789	3,848,720

イ 品質向上対策（生産調整として作付けした麦、大豆の品質別出荷量に応じて助成）

区 分		補助金 (1kg 当たり/円)	助成対象 出荷量(kg)	助成金 (円)
大麦	1 等	12	0	0
	2 等	10	170,955	1,709,550
	合格	7	136,440	955,080
大豆	1 等、2 等	15	2,100	31,500
	3 等	13	2,670	34,710
	合格	10	630	6,300
計（補正係数 95.5%）			312,795	2,613,968

2 有害鳥獣駆除（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

鳥獣等の種類	数 量
ヌートリア	0 匹
イタチ	2 匹
ハクビシン	1 匹
タヌキ	1 匹
アライグマ	5 匹
カラス	15 羽

農地流動化事業

農業振興地域整備計画変更

1 除外関係

農用地利用計画変更申出受付月	区分	公用公共施設関係	農業用施設関係	農家住宅関係	分家住宅関係	自己用住宅関係	工場・倉庫・事務所関係	駐車場・資材置場関係	店舗関係	その他	合計
4月	件数	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3
	変更面積(a)	0	0	0	5.0	0	331.1	17.7	0	0	353.8
7月	件数	0	0	0	0	0	1	3	0	0	4
	変更面積(a)	0	0	0	0	0	74.2	213.0	0	0	287.2
10月	件数	0	0	0	1	0	3	1	2	0	7
	変更面積(a)	0	0	0	3.2	0	530.5	3.9	91.3	0	628.9
1月	件数	0	0	0	2	0	1	1	1	0	5
	変更面積(a)	0	0	0	5.8	0	30.3	16.7	9.2	0	62.0
合計	件数	0	0	0	4	0	6	6	3	0	19
	変更面積(a)	0	0	0	14.0	0	966.1	251.3	100.5	0	1,331.9

2 用途変更関係 1件

3 編入関係 1件

農業企画事業

1 各種農業振興事業

れんげまつり	開催日	中止 (一般開放：令和3年4月29日)
	場所	役場東側水田
	出店数	0店舗
ふれあい農園 (4ヶ所)	区画数	60区画
	総区画面積	1,440 m ²
	入園者数	47名
農機具レンタル	耕運機(中型)	5台
	耕運機(小型)	0台
	草刈り機	7台
農業ちゃれん塾	受講者数	0名
	開催日数	活動自粛(0日)
	開催内容	野菜の播種、定植及び管理等

シティプロモーション事業

1 移住・定住促進費補助金交付事務の処理状況

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(1) 現年度

区分	処理件数(件)
同居支援	2
近居支援	5
在勤者定住支援	11
合計	18

(2) (1)のうち次年度へ繰越

区分	処理件数(件)
同居支援	2
近居支援	2
在勤者定住支援	8
合計	12

(3) 前年度から繰越

区 分	処理件数 (件)
同居支援	0
近居支援	5
在勤者定住支援	6
合 計	11

商工業振興事業

1 各種中小企業等支援補助金の交付状況

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

補 助 金 の 種 類	件 数	金 額
経営改善貸付利子補給金	0 件	0 円
小規模企業等振興資金融資保証料	41 件	14,184,000 円
小規模企業等振興資金融資利子補給金	41 件	16,315,500 円
セーフティネット資金融資保証料	48 件	32,869,700 円
セーフティネット資金融資利子補給金	48 件	28,140,700 円
創業等支援資金融資保証料	1 件	130,900 円
創業等支援資金融資利子補給金	1 件	92,200 円
中小企業支援事業補助金	71 件	2,142,000 円
企業立地促進事業	7 件	30,551,000 円

道路・河川等の整備

1 登記事務取扱件数

区 分	件 数
表題登記等	0 件
所有権移転	1 8 件
前提登記	1 8 件

道路・河川等の維持管理

1 占用等取扱件数（令和3年4月1日から令和4年3月31日）

区 分	処理件数(件)			
	許可件数	新規	変更	継続
道 路 占 用	401	173	109	119
公共用物使用	183	27	22	134
準用河川占用	0	0	0	0
承認工事	64	53	11	
特殊車輛通行許可	63	63		
許可件数計	711	316	142	253
官民境界立会	86			
取扱件数計	797			

区 分	受理件数 (件)	面積 (㎡)
用 途 廃 止	18	1828.60
道路用地等の寄附	7	1122.90

2 道路台帳基礎数値（各年3月31日現在）

項 目	年 度	数 値
道路実延長	2	252,081.4m
	3	251,667.1m
	増減	△414.3m
舗装整備済延長	2	243,735.1m
	3	243,728.1m
	増減	△7.0m
橋梁数	2	78 橋
	3	78 橋
	増減	0

3 道路穴埋め処理件数

(単位：件)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
19	28	13	20	13	3	
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
20	12	2	6	6	11	153

都市公園・児童遊園

1 電気、水道、下水道の使用状況

	電気		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	2,731	101,489	755	154,918	191	23,336
5 月	2,543	108,574				
6 月	2,490	96,665	792	165,301	146	17,989
7 月	3,267	113,431				
8 月	3,261	112,276	812	168,264	178	24,181
9 月	3,313	117,241				
10 月	2,944	112,393	945	199,287	184	24,910
11 月	3,553	130,266				
12 月	2,874	118,494	535	109,632	173	22,815
1 月	3,234	133,034				
2 月	2,572	116,775	199	33,185	128	17,874
3 月	2,275	114,946				
合計	35,057	1,375,584	4,038	830,587	1,000	131,105

下水道処理施設

1 電気、水道の使用状況

	マンホールポンプ (公共下水道事業)		旧クリーンセンター (農業集落家庭排水事業)					
	電気		電気		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4月	4,094	113,514	33	1,477	3	961	0	0
5月	5,275	134,401	45	1,748				
6月	7,067	161,326	38	1,617	1	877	0	0
7月	10,892	230,378	51	1,881				
8月	10,530	227,042	45	1,755	3	961	3	1,570
9月	10,946	239,211	40	1,676				
10月	6,059	155,973	27	1,424	0	836	0	1,570
11月	5,051	140,050	12	1,116				
12月	3,931	124,403	29	1,496	2	919	2	1,570
1月	3,719	123,781	35	1,648				
2月	2,993	115,140	38	1,767	2	919	2	1,570
3月	2,806	114,161	24	1,459				
合計	73,363	1,879,380	417	19,064	11	5,473	7	6,280

小学校・中学校

1 児童（生徒）数、学級数の状況（令和3年5月1日現在）

※（ ）は特別支援学級児童（生徒）数の内訳を示す。

(1) 大口南小学校

区分 学年	児 童 数 (人)			クラス数
	男	女	合計	
1	27 (1)	23 (0)	50 (1)	2
2	27 (0)	28 (0)	55 (0)	2
3	30 (3)	23 (0)	53 (3)	2
4	38 (2)	27 (0)	65 (2)	2
5	37 (2)	29 (0)	66 (2)	2
6	22 (0)	23 (1)	45 (1)	2
特別支援学級	— —	— —	— —	3
合計	181 (8)	153 (1)	334 (9)	15

(2) 大口北小学校

区分 学年	児 童 数 (人)			クラス数
	男	女	合計	
1	60 (2)	73 (0)	133 (2)	4
2	53 (1)	59 (0)	112 (1)	4
3	51 (3)	52 (0)	103 (3)	3
4	63 (2)	38 (1)	101 (3)	3
5	50 (0)	58 (1)	108 (1)	3
6	50 (1)	49 (0)	99 (1)	3
特別支援学級	— —	— —	— —	2
合計	327 (9)	329 (2)	656 (11)	22

(3) 大口西小学校

学年	区分	児 童 数 (人)			クラス数
	男	女	合計		
1		45 (0)	37 (0)	82 (0)	3
2		51 (5)	39 (2)	90 (7)	3
3		44 (6)	37 (0)	81 (6)	3
4		37 (0)	37 (1)	74 (1)	2
5		34 (2)	44 (2)	78 (4)	2
6		37 (1)	31 (0)	68 (1)	2
特別支援学級		— —	— —	— —	4
合計		248 (14)	225 (5)	473 (19)	19

(4) 大口中学校

区分 学年	生徒数(人)						クラス数
	男		女		合計		
1	116	(2)	129	(1)	245	(3)	7
2	114	(2)	118	(0)	232	(2)	6
3	123	(0)	125	(1)	248	(1)	7
特別支援学級	—	—	—	—	—	—	2
合計	353	(4)	372	(2)	725	(6)	22

2 教職員数等の状況

(1) 県費負担職員数(R3 学校基本調査より)

(単位：人)

学校	区分	校長	教頭	主幹教諭	教諭		養護教諭	栄養教諭	講師	合計	事務		栄養職員
					男	女					男	女	
大口南小学校		1	1	0	9	11	1	0	2	25	0	1	0
大口北小学校		1	1	0	10	17	1	0	4	34	0	1	0
大口西小学校		1	1	0	6	21	1	1	2	33	1	0	0
大口中学校		1	1	1	30	11	1	1	8	54	1	1	0
合計		4	4	1	55	60	4	2	16	146	2	3	0

(2) 町費負担職員数(令和3年5月1日現在)

学校	区分	校医	専門医	薬剤師	事務・用務員	配膳・用務員	配膳員	図書館司書	学校支援員	非常勤講師	心の教室相談員	養護教諭補助員
大口南小学校		1	3	1	1	1	0	1	4	1	0	0
大口北小学校		1	3	1	1	2	0	1	4	1	0	0
大口西小学校		1	3	1	1	2	0	1	5	1	0	0
大口中学校		2	4	1	2	0	2	0	0	3	1	1
合計		5	13	4	5	5	2	3	13	6	1	1

産業医：1人(大口中学校)

その他 適応指導教室 2人、スクールソーシャルワーカー 1人

3 電気の使用状況

	大口南小学校		大口北小学校		大口西小学校		大口中学校	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)
4 月	11,561	210,502	14,159	236,715	8,266	242,852	48,443	746,726
5 月	12,898	226,221	14,956	247,611	8,450	246,418	48,418	756,650
6 月	13,630	234,314	17,400	272,948	15,831	320,735	53,173	807,105
7 月	14,856	249,484	18,326	289,957	19,933	372,229	65,373	945,552
8 月	9,105	194,422	14,007	253,298	10,551	280,295	48,260	777,493
9 月	15,127	267,869	16,845	291,979	16,139	349,585	49,839	805,113
10 月	16,402	278,770	17,416	294,645	12,333	303,558	51,874	816,858
11 月	15,064	270,919	17,373	302,331	9,799	279,885	49,713	816,106
12 月	15,110	279,764	18,859	329,985	16,584	367,916	52,806	881,122
1 月	15,028	298,302	19,139	358,277	22,497	469,182	51,851	936,896
2 月	14,923	312,854	16,748	343,966	23,507	517,978	48,666	946,034
3 月	13,878	304,172	16,055	341,428	14,103	387,778	50,178	991,618
合計	167,582	3,127,593	201,283	3,563,140	177,993	4,138,411	618,594	10,227,273

4 ガスの使用状況

(1) L P ガス

	大口西小学校	
	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	0.8	325
5 月	0.0	0
6 月	0.6	244
7 月	0.7	284
8 月	0.5	203
9 月	0.5	203
10 月	1.2	488
11 月	0.5	203
12 月	0.8	325
1 月	1.2	488
2 月	1.4	569
3 月	1.2	488
合計	9.4	3,820

(2) 都市ガス

	大口南小学校		大口北小学校		大口西小学校		大口中学校	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	235	28,036	235	29,238	70	10,665	1,115	73,668
5 月	87	19,216	323	29,771	0	759	445	35,368
6 月	1,237	102,535	3,193	238,938	524	69,014	2,242	156,952
7 月	4,203	316,445	6,265	470,121	1,597	195,635	9,262	628,067
8 月	1,053	86,974	2,618	249,184	708	89,555	5,085	336,877
9 月	2,983	230,285	4,375	333,090	478	64,109	6,505	453,197
10 月	1,919	161,907	2,643	207,019	141	21,019	3,931	289,549
11 月	681	72,296	934	81,590	15	3,549	832	68,807
12 月	3,491	381,347	3,389	361,619	83	13,659	6,808	705,081
1 月	4,415	496,422	4,787	526,641	38	7,328	8,824	943,576
2 月	5,693	683,942	5,563	660,344	405	63,491	10,508	1,214,040
3 月	2,532	333,546	2,579	331,434	419	68,690	7,111	875,650
合計	28,529	2,912,951	36,904	3,518,989	4,478	607,473	62,668	5,780,832

5 水道の使用状況

	大口南小学校		大口北小学校		大口西小学校		大口中学校	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4-5 月	165	69,095	726	239,318	375	112,574	182	51,161
6-7 月	270	92,657	※2 1,232	352,864	531	147,580	296	76,742
8-9 月	196	76,051	648	221,815	280	91,256	242	64,625
10-11 月	※1 840	220,565	788	199,151	390	115,940	269	70,683
12-1 月	234	84,578	643	220,693	523	145,785	169	48,243
2-3 月	409	123,848	743	243,133	359	108,983	153	44,653
合計	2,114	666,794	4,780	1,476,974	2,458	722,118	1,311	356,107

※1 南小 10-11 月に漏水発生

840 m³ = 検診水量 2,705 m³ - 減免水量 1,865 m³

減免水量算定方法

認定水量は、直近 3 期分の平均もしくは一定期間の 1 日の使用量を減免対象期間で乗じたもののうち利用者に有利な方を選択する。

認定水量 (214 m³) = 使用水量 (直近使用量 51 m³) ÷ 水量算定期間 (15 日) × 減免対象期間 (10-11 月 63 日)

検診水量 (2,705 m³) - 認定水量 (214 m³) = 漏水量 (2,491 m³)

減免水量は、漏水量 (2,491 m³) のうち、認定水量 (214 m³) の 2 倍までの部分は 1/2、認定水量 (214 m³) の 2 倍を超える部分は 4/5 を乗じたものを合計した水量

(214 m³ × 2 × 1/2) + (2,491 m³ - 214 m³ × 2) × 4/5 = 減免水量 (1,865 m³)

減免金額は△418,506 円

※2 北小 6-7 月に漏水発生。6-7 月の請求後だったため、支払いをし 10-11 月分より減免

6-7 月検診水量 1,232 m³

減免水量算定方法

該当期前 3 期の使用水量の平均 = 認定水量 (751 m³)

検診水量 (1,232 m³) - 認定水量 (751 m³) = 漏水量 (481 m³)

減免水量は、漏水量 (481 m³) の 1/2 (小数点切り上げ) = 241 m³

10-11 月本来の使用金額 253,231 円 - 減免金額△54,080 円 = 199,151 円

6 下水道の使用状況

	大口南小学校		大口北小学校		大口西小学校		大口中学校	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4-5 月	500	76,898	726	114,686	375	55,998	716	113,014
6-7 月	604	94,287	※4 1,232	208,986	531	82,082	650	101,978
8-9 月	550	85,258	648	101,644	280	40,114	403	60,680
10-11 月	※3 555	86,094	788	34,932	390	58,506	686	107,998
12-1 月	442	67,201	643	100,808	523	80,744	564	87,599
2-3 月	540	83,586	743	117,528	359	53,323	530	81,914
合計	3,191	493,324	4,780	678,584	2,458	370,767	3,549	553,183

※3 南小10-11月に漏水発生（南小学校は井水・雨水を利用）

（下水道については、井水・雨水を利用しているので流量計で計測）

555 m³=10-11月本来の使用量 3,046 m³—漏水量 2,491 m³

下水減免金額△502,018 円

※4 北小6-7月に漏水発生。6-7月の請求後だったため、支払いをし10-11月分より減免

10-11月使用金額 34,932 円＝

10-11月本来の使用金額 125,052 円—減免金額△90,120 円

学校給食センター

1 電気、水道、ガスの使用状況

	電気		水道		下水道		L P ガス	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4 月	13,264	263,479	2,098	547,195	2,098	389,980	1,557.7	462,635
5 月	15,942	292,884					3,485.9	1,035,311
6 月	18,354	317,960	3,105	773,165	3,105	600,443	3,049.0	905,552
7 月	15,576	290,668					3,901.5	1,158,744
8 月	7,067	206,062	1,561	426,692	1,561	277,747	1,717.1	509,977
9 月	18,392	336,022					1,425.0	423,224
10 月	18,186	329,676	3,059	762,843	3,059	590,829	3,343.8	993,107
11 月	16,977	324,163					3,561.6	1,057,794
12 月	16,353	325,901	2,482	633,364	2,482	470,236	3,577.0	1,062,368
1 月	16,552	351,665					3,796.7	1,127,619
2 月	15,652	356,281	2,786	701,582	2,786	533,772	4,387.9	1,544,540
3 月	13,556	332,156					4,458.8	1,569,496
合計	185,871	3,726,917	15,091	3,844,841	15,091	2,863,007	38,262.0	11,850,367

2 学校給食調理数

調理総数	小学校分	中学校分	学校給食センター分
444,892 食	297,620 食	143,845 食	3,427 食

3 1人1食あたりの残菜量

項目	主食・副食の残量		牛乳の残本率	
年度	2	3	2	3
小学校	32.5 g	33.7g	5.8%	4.8%
中学校	40.2 g	26.4g	11.4%	8.8%

＊11月の5日間の残菜量調査より

4 1日あたりの生ゴミ処理機投入量

年度	2	3
年間総投入量	7,451.2kg	6,707.1kg
生ゴミ処理機稼働日数	182 日	184 日
1日あたりの投入量	40.9kg	36.5kg

生涯学習活動の推進

1 家庭教育推進事業

講座・教室	実施日	回数	場所	受講者数
親子自然教室 親子で竹パン教室	6月26日 10月30日	1回	—	新型コロナ 感染予防の ため中止
親子自然体験教室 阿智・昼神星空観賞会	10月16日	1回	—	〃
フラワーアレンジメント 教室	2月26日 2月27日	1回	—	〃
理科おもしろ実験教室	2月12日 3月12日	1回	—	〃

2 生涯学習活動推進事業

講座・教室	実施日	会場等	参加人数等
大口少年少女発明クラブ	6月～3月	大口中学校 技術室、各自自宅	延177人
おおぐち合唱祭	—	—	新型コロナウイルス感染 予防のため中止
ほほえみコンサート	1月30日	—	〃
文化祭	—	—	〃
なんでもマラソン コンサート	—	—	〃
文化協会芸能発表会	—	—	〃
ダンス&ミュージック フェスティバル	—	—	〃
令和3年度 大口町大人の集い	1月9日	中央公民館集会室	176人

3 生涯学習講座事業

講座・教室	実施日	回数	場所	受講者数
高齢者教室 ～さくら大学～	毎月第1金曜日 (期間：令和3年9月から令和4年3月まで)	7回	老人福祉センター 娯楽室	新型コロナ感染症予防のため中止
絵手紙教室	7月14日、8月4日 11月17日	3回	中央公民館 研修視聴覚室、 C会議室	延べ 15名
気象学入門	7月17日、7月24日 11月20日	3回	中央公民館 研修視聴覚室、 C会議室	延べ 52名
島根県松江市 姉妹都市 提携講座 来待石彫刻体験	11月28日	1回	野外活動施設 会議室	12名
塗り絵体験教室	2月1日 2月15日	2回	—	新型コロナ感染症予防のため中止
姿勢調整師が教える ウォーキング教室	2月3日 3月3日	2回	—	新型コロナ感染症予防のため中止

4 リフレッシュリゾート施設利用助成の状況

区 分	宿泊3,000円/1人 FDA利用2,500円/1人	
	人数(人)	金額(円)
昼神温泉	168	504,000
日間賀島	108	324,000
共済施設	7	21,000
島根県松江市	31	93,000
岩手県遠野市	0	0
宮城県南三陸町	0	0
計	314	942,000
FDA利用	22	55,000
合 計		997,000

中央公民館

1 利用者数（延べ人数）等の状況

区分 \ 年度	R 2		R 3	
開館日数（日）	258		280	
利用区分	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
集会室	992	12,236	3	600
小体育室	540	9,763	557	8,694
研修視聴覚室	167	2,975	195	3,141
C会議室	214	3,068	287	4,112
C教室	317	2,741	346	2,460
和室	16	63	31	161
礼法室	59	428	60	547
調理室	17	139	8	94
合 計	2,322	31,413	1,487	19,809

2 電気、ガスの使用状況（温水プールを含む）

	電気		都市ガス		L P ガス	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	54,864	756,928	10,886	1,217,194	1.5	759
5 月	56,985	789,531	11,096	1,292,090	1.6	810
6 月	60,280	825,900	12,474	1,363,551	1.6	810
7 月	66,555	906,731	10,962	1,100,033	1.0	506
8 月	61,586	885,479	10,671	1,031,123	0.6	304
9 月	37,278	642,112	3,529	375,037	0.7	354
10 月	56,926	853,182	9,183	1,079,614	0.5	253
11 月	55,137	859,131	11,836	1,451,111	1.0	506
12 月	43,159	743,564	10,016	1,240,953	1.4	708
1 月	62,271	1,060,036	19,763	2,541,946	1.5	759
2 月	61,744	1,118,997	20,365	2,776,705	1.5	759
3 月	61,035	1,137,368	15,405	2,240,680	1.3	658
合計	677,820	10,578,959	146,186	17,710,037	14.2	7,186

3 水道、下水道の使用状況（温水プールを含む）

	水道		下水道	
	使用量 (m ³)	金額 (円)	使用量 (m ³)	金額 (円)
4-5 月	3, 596	835, 366	3, 596	703, 062
6-7 月	3, 648	847, 035	3, 648	713, 930
8-9 月	3, 434	799, 013	3, 434	669, 204
10-11 月	2, 907	680, 754	2, 907	559, 061
12-1 月	3, 524	819, 209	2, 876	552, 582
2-3 月	3, 935	911, 438	3, 935	773, 913
合計	21, 044	4, 892, 815	20, 396	3, 971, 752

町民会館

1 利用者数（延べ人数）等の状況

区分 \ 年度	R 2		R 3	
開館日数（日）	291		279	
利用区分	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
ホール・ステージ	0※	0※	84	4,686
会議室	144	3,889	275	8,458
合 計	144	3,889	359	13,144

※ホール・ステージについては、新型コロナウイルス感染予防のため令和2年度及び令和3年4月から12月まで一般利用を停止

2 電気、ガス、水道、下水道の使用状況

	電気		都市ガス		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4月	3,492	111,706	0	759	10	17,514	10	1,570
5月	3,192	109,419	0	759				
6月	3,219	109,214	0	759	9	17,472	9	1,570
7月	4,511	201,051	0	759				
8月	4,786	231,155	0	759	9	17,472	9	1,570
9月	7,122	261,333	0	759				
10月	5,054	237,033	0	759	12	17,597	12	1,570
11月	4,175	230,482	0	759				
12月	6,070	255,022	0	759	14	17,681	14	1,570
1月	13,613	364,132	0	759				
2月	12,869	367,756	0	759	45	21,133	45	4,513
3月	10,164	332,743	0	759				
合計	78,267	2,811,046	0	9,108	99	108,869	99	12,363

図書館

1 図書館年次基本データと図書館活動指標

項目 \ 年度	平成31 (令和元年)	令和2	令和3	図書館活動指標 (人口1人あたり)	
人口(3/31 現在)	24,203	24,310	24,225		
貸出点数	220,223	146,483	135,434	貸出点数／人口	5.6
登録者数	8,564	8,019	8,493		
利用者数	39,282	24,749	23,161		
1人当たりの貸出点数	5.6	5.9	5.6		
蔵書点数	96,944	93,699	93,578	蔵書点数／人口	3.9
購入点数	6,003	5,526	5,688	購入点数／人口	0.2
資料購入費(千円)	11,223	9,917	10,501	資料購入費／人口	0.4
図書購入費(千円)	8,995	8,308	8,708		

※図書館活動指標は、小数第2位を四捨五入

歴史民俗資料館

1 入館者数及び開館日数

区分 \ 年度	1	2	3
入館者数（人）	9,526	776	1,506
開館日数（日）	243	215	235

2 所蔵資料点数（整理済み資料に限る） 13,838 点

3 指定文化財件数

種 別			国指定	県指定	市町村指定	国登録
有形文化財	建造物				3	
	美術工芸品	絵画				
		彫刻		1	6	
		工芸品	1	2	2	
		書跡典籍古文書				
		考古資料			24	
		歴史資料				
無形文化財	芸能					
	工芸技術					
民俗文化財	有形民俗文化財					
	無形民俗文化財				2	
記念物	史跡				7	
	名勝					
	天然記念物	動物				
		植物			3	
		地質・鉱物				
伝統的建造物群						
文化的景観						
合 計			1	3	47	0

温水プール

1 利用者数（延べ人数）等の状況

(1) 開館日数及び利用区分別

区分 \ 年度	R 2	R 3
開館日数（日）	252	265
利用区分	人数（人）	人数（人）
一般	39,452	41,714
小中学生	44,096	52,802
幼児	2,773	3,391
合 計	86,321	97,907

(2) 利用者地域別

区分 \ 年度	R 2	R 3
大口町内（人）	53,616	62,257
町外（県内）（人）	31,044	33,817
町外（県外）（人）	1,661	1,833
合 計	86,321	97,907

社会体育

1 社会体育振興事業

講座・教室	実施日	回数	場所	参加者数
地区別ソフトボール大会	9月5日・12日	1回	オークマグラウンド	新型コロナ感染 予防のため中止
スポーツチャレンジ2021	10月3日	1回	オークマグラウンド	〃
雪山トレッキング講習会	2月5日	1回	長野県阿智村	〃
愛知万博メモリアル 「第15回愛知県市町村対 抗駅伝競走大会」	12月4日	1回	愛地球博記念公園	〃
第33回 桜並木健康ジョギング	令和4年4月2日	1回	オークマグラウンド	〃

グラウンド等

1 スポーツ施設利用者数（延べ人数）等の状況

施設名	年度	R 2		R 3	
		件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
町テニスコート		5,586	47,492	6,669	52,885
総合運動場		1,954	89,718	2,380	103,365
（うちナイター）		(698)	(41,688)	(948)	(47,146)
総合テニスコート		8,337	48,159	8,949	50,415
（うちナイター）		(2,702)	(14,989)	(2,765)	(15,811)
総合運動場ゲートボール場		155	2,354	169	2,383
総合運動場多目的広場		600	21,619	536	14,140
野球グラウンド		1,077	23,159	1,279	28,248
わかしゃち国体記念運動公園		639	31,773	1,230	56,425
（うちナイター）		—	—	(431)	(16,490)
河北グラウンド		589	19,305	688	24,767
秋田グラウンド		550	16,008	749	22,673
屋内運動場		1,906	44,505	—	—
合 計		21,393	344,092	22,649	355,301

2 電気、ガス、水道、下水道の使用状況

	電気		都市ガス		水道		下水道	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4 月	9,150	204,969	21	4,341	350	95,903	257	33,102
5 月	7,657	191,165	17	3,768				
6 月	9,081	205,616	4	1,471	293	83,689	216	26,850
7 月	11,789	237,337	4	1,471				
8 月	10,329	226,560	4	1,464	439	112,094	328	42,415
9 月	6,779	187,427	3	1,298				
10 月	11,823	248,218	9	2,407	283	82,168	212	26,223
11 月	11,702	254,655	18	4,107				
12 月	13,010	276,688	20	4,536	212	69,339	159	19,169
1 月	14,557	313,464	20	4,609				
2 月	13,485	358,259	4	1,564	232	73,751	180	22,013
3 月	10,629	321,699	4	1,593				
合計	129,991	3,026,057	128	32,629	1,809	516,944	1,352	169,772

3 学校体育施設利用者数（延べ人数）等の状況

施設名		年度	R 2		R 3	
			件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
大口中学校	屋外		15	419	21	668
	屋内（昼間）		76	1,534	130	2,278
	屋内（夜間）		347	4,492	370	4,134
大口北小学校	屋外		214	8,998	280	12,122
	屋内（昼間）		403	3,244	520	5,132
	屋内（夜間）		211	1,823	322	3,728
大口南小学校	屋外		188	8,078	276	11,299
	屋内（昼間）		106	1,383	232	4,529
	屋内（夜間）		51	972	130	1,882
大口西小学校	屋外		223	10,025	359	9,537
	屋内（昼間）		183	3,590	134	2,227
	屋内（夜間）		64	1,728	96	2,497
合 計			2,081	46,286	2,870	60,033

野外活動施設

1 利用者数（延べ人数）等の状況

区分		年度	R 2		R 3	
			件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
開場日数（日）			258		53	
利用区分			件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
フィールドアスレチック場			208	1,420	138	1,384
キャンプ場			62	1,159	46	824
会議室			16	197	59	1,305
営火場			0	0	—	—
合 計			286	2,776	243	3,513

2 電気の使用状況

	電気					
	従量電灯		低圧電力		合計	
	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)	使用量 (kWh)	金額 (円)
4 月	348	11,700	34	13,032	382	24,732
5 月	368	12,595	30	13,009	398	25,604
6 月	315	11,219	26	12,958	341	24,177
7 月	413	13,935	83	13,892	496	27,827
8 月	329	11,586	100	14,176	429	25,762
9 月	317	11,420	45	13,323	362	24,743
10 月	354	12,649	63	13,560	417	26,209
11 月	413	14,538	53	13,429	466	27,967
12 月	406	14,535	100	14,228	506	28,763
1 月	445	15,945	118	14,593	563	30,538
2 月	368	14,129	58	13,649	426	27,778
3 月	334	13,437	65	13,851	399	27,288
合計	4,410	157,688	775	163,700	5,185	321,388

3 水道、下水道の使用状況

	水道		下水道	
	使用量 (m³)	金額 (円)	使用量 (m³)	金額 (円)
4-5 月	4	6,053	4	3,140
6-7 月	14	6,471	14	3,140
8-9 月	6	6,137	6	3,140
10-11 月	6	6,137	6	3,140
12-1 月	5	6,095	5	3,140
2-3 月	2	5,970	2	3,140
合計	37	36,863	37	18,840

VIII 新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策一覧

VIII 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策一覧

1 まん延防止等重点措置区域指定に伴う飲食店協力金

事業概要	まん延防止等重点措置区域指定期間内に、県が要請した営業時間の短縮に応じた飲食店に対して協力金を交付した。 期間 令和3年6月21日から7月2日まで 交付額 要請に応じた日数1日あたり10,000円 ※定休日は除く
決算額	3,150,000 円
特定財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）3,150,000 円
利用件数等	30 件
事業の効果	まん延防止等重点措置区域には、本町と生活圏が重なる近隣市町が含まれておらず、近隣市町の飲食店に比べて町内飲食店は、より厳しい要請を受けることになったが、町独自の協力金を交付することで、町内飲食店が要請に応じやすい環境を整えることができた。

2 小規模企業等振興資金、セーフティネット資金融資保証料及び利子補給補助金

事業概要	県融資制度の小規模企業等振興資金及び愛知県経済環境適応資金のセーフティネット資金（４号、５号、危機関連）を受けた従業員２０人以下の事業者に対する融資に係る信用保証料及び利子分に係る補助金を令和３年度に限り拡充した。 信用保証料（通常）２分の１（拡充後）全額 利子補給金（通常）１２月分※（拡充後）３６月分 ※設備資金及び商工会の推薦がある場合は１８月分
決算額	小規模企業等振興資金融資保証料 14,184,000 円 うち、拡充分 7,092,000 円 小規模企業等振興資金融資利子補給金 16,315,500 円 うち、拡充分 5,438,500 円 セーフティネット資金融資保証料 32,869,700 円 うち、拡充分 16,434,900 円 セーフティネット資金融資利子補給金 28,140,700 円 うち、拡充分 9,380,300 円
特定財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 49,789,097 円（通常分 41,925,097 円、事業者支援分 7,864,000 円）
利用件数等	小規模企業等振興資金融資保証料 41 件 小規模企業等振興資金融資利子補給金 41 件 セーフティネット資金融資保証料 48 件 セーフティネット資金融資利子補給金 48 件
事業の効果	令和２年１２月に実施したアンケート調査結果で従業員２０人以下の事業者の資金不足が顕著であったことから、資金面への支援策として補助金額を拡充して実施し、前年度と比較して制度の活用件数は大幅に増加した。活用した事業者は、すべて拡充対象の事業者であり、従業員２０人以下の小規模な事業者の円滑な資金確保に寄与した。

3 町内飲食店へ手指消毒液、マスク会食啓発卓上POP及び非接触型体温計の配布

事業概要	感染防止対策の徹底を啓発するため、町内飲食店に手指消毒液及びマスク会食啓発卓上POPを配布した。また、入店時の検温協力に承諾した町内飲食店に非接触型体温計を配布した。
決算額	402,027 円
特定財源	—
利用件数等	手指消毒液及びマスク会食啓発卓上POP 72 店舗 非接触型体温計 44 店舗
事業の効果	手指消毒液等の啓発物品は、大口町商工会の経営指導員とともに町内飲食店を訪問し配布した。訪問時には、飲食店事業者に対し、支援策の案内や経営相談窓口の紹介を行った。また、飲食店事業者と直接話ができる貴重な機会にもなり、状況を把握することができた。

4 すくすく子育て応援特別給付金

事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しながら妊娠期を過ごし、子どもを出産された母親に対し、特例措置として子ども1人につき50,000円の給付金を支給した。
決算額	750,000 円（繰越明許）
特定財源	—
利用件数等	15 件
事業の効果	子どもを出産された方とご家族に対する応援に寄与した。

5 国民健康保険税の減免

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等が見込まれる被保険者の国民健康保険税を減免した。（国の特例措置）
減免額	1,607,300 円
特定財源	災害等臨時特例補助金 854,000 円 国民健康保険保険給付費等交付金 571,000 円
利用件数等	13 件
事業の効果	被保険者の経済的な負担軽減に寄与した。

6 国民健康保険の傷病手当金の支給

事業概要	被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われた被用者の方が、労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給した。（国の特例措置）
決算額	123,593 円
特定財源	国民健康保険給付費等交付金（特別交付金） 86,000 円
利用件数等	3 件
事業の効果	被保険者の生活保障に寄与した。

7 後期高齢者医療保険料の減免

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等が見込まれる被保険者の後期高齢者医療保険料を減免した。（国の特例措置）
減免額	174,500 円
特定財源	※愛知県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料から減免
利用件数等	2 件
事業の効果	被保険者の経済的な負担軽減に寄与した。

8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯あたり 10 万の現金を「プッシュ型」で給付した。
決算額	126,080,517 円
特定財源	令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
利用件数等	1,224 世帯
事業の効果	対象者への給付時期が昨今の物価高騰とも重なったことから、給付金が生活・暮らしへの支援につながっているものと思われる。

9 地域子ども子育て事業(新型コロナウイルス感染症対策)

事業概要	延長保育事業及び一時預かり事業を実施している大口中保育園に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消耗品・備品の購入費用を補助した。
決算額	550,000 円
特定財源	子ども子育て支援交付金、地域子ども子育て支援事業費補助金
利用件数等	大口中保育園
事業の効果	大口中保育園を起因と考えられる感染拡大は確認されておらず、安心安全な保育所運営がされた。

10 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでおられるひとり親世帯子育て世帯等に対し、子供一人あたり5万円を支給した。
決算額	6,981,583 円
特定財源	令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
利用件数等	134 名
事業の効果	対象者が経済面において、特に厳しいとされるひとり親世帯等であったため、給付金が生活・暮らしへの支援につながっているものと思われる。

11 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受ける子育て世帯に対し、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯(扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安)を除き、0歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円の現金を支給した。
決算額	429,402,706 円
特定財源	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金
利用件数等	2,483 名
事業の効果	対象者への給付時期が昨今の物価高騰とも重なったことから、給付金が生活・暮らしへの支援につながっているものと思われる。

1 2 児童クラブへの備品購入

事業概要	新型コロナウイルス感染症対策のため、おもちゃ殺菌庫を購入した。
決算額	1,206,744 円
特定財源	子ども子育て支援交付金、地域子ども子育て支援事業費補助金
利用件数等	西児童クラブ 1 台、北児童クラブ 2 台
事業の効果	放課後児童クラブを起因と考えられる感染拡大は確認されておらず、安心安全な事業運営ができた。

1 3 保育対策総合支援事業（保育環境改善等事業）

事業概要	認可保育所である大口中保育園に対し、職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するためのかかりまし経費及び感染症発生時に実施した園舎消毒費用を補助した。
決算額	500,000 円
特定財源	令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金
利用件数等	大口中保育園
事業の効果	大口中保育園を起因と考えられる感染拡大は確認されておらず、安心安全な保育所運営がされた。

1 4 おむつ処理

事業概要	複数人がおむつに接触することを防ぎ、感染防止の徹底を図るため、おむつを各保育園で処理することとした。
決算額	462,001 円
特定財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 422,384 円
利用件数等	—
事業の効果	おむつを介した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことができた。

1 5 介護保険料の減免

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等が見込まれる被保険者等に係る介護保険料を減免した。（国の特例措置）
減免額	499,100 円
特定財源	介護保険災害等臨時特例補助金 299,000 円 特別調整交付金 200,100 円（※内 40,100 円は令和 4 年度支払い）
利用件数等	10 件
事業の効果	被保険者の経済的な負担軽減に寄与した。

1 6 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

事業概要	感染リスクを最小限にしながら円滑に教育活動を継続するため、学校における感染症対策のための消耗品や備品を購入した。
決算額	2,597,162 円 消耗品 1,316,806 円 備品 1,280,356 円
特定財源	学校保健特別対策事業費補助金 1,298,000 円
利用件数等	—
事業の効果	教育活動を継続するため、校内の消毒等に必要の手袋や消毒関係の消耗品を購入し、感染症対策を徹底し、サーキュレーター、扇風機、パーテーションにより教室内の感染防止対策を行った。また、顕微鏡などの教材物品を増やし、児童生徒間での物品共用を減らすことで、感染防止に努めることができた。

1 7 GIGA スクールネットワーク整備事業

事業概要	学校の臨時休業等の期間も切れ目ない学習環境を提供するため。GIGA スクール構想に係る学習用端末を町内施設で利用できるよう、通信回線を整備した。
決算額	5,823,719 円
特定財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,823,719 円
利用件数等	—
事業の効果	北児童センター、南・西児童クラブ、健康文化センター、北小学校、中央公民館にネットワーク環境を整備することにより、学校が臨時休業等になった場合も切れ目ない学習環境を提供することができた。

1 8 自動水栓取替等工事

事業概要	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の一環として公共施設の蛇口を非接触型（自動水栓）に取り替えた。
決算額	10,601,800 円
特定財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,601,800 円
利用件数等	－
事業の効果	大口町役場、健康文化センター、児童センター、子育て支援センター、児童遊園及び都市公園、中央公民館、町民会館、温水プール、グラウンド、野外活動施設、学習等共同利用施設の蛇口を非接触型に取り替えたことにより、公共施設利用者の感染対策を講じることができた。

決算額 合計 680,141,752 円

減免額 合計 2,280,900 円